

理容師養成施設及び美容師養成施設等の実態に関する調査

平成 19 年 8 月 7 日現在

I	調査の概要	1
II	調査結果の概要	
第1	教員に関すること	
1	専任教員と常勤職員との関係	2 (77)
2	通信課程における専任教員の配置	3 (79)
3	教員の資格	4 (79)
4	教員の資質	6 (80)
第2	生徒に関すること	
1	学則に定められた入所時期以降の入所	7 (81)
2	卒業の認定	9 (82)
3	昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入	11 (84)
4	通信課程の入所者	
(1)	地域の限定	13 (86)
(2)	入所時期	14 (87)
5	養成施設が廃止された場合の学籍簿等の承継	15 (89)
第3	授業に関すること	
1	授業時間数	16 (90)
2	養成施設内で行う実習	
(1)	対象者（モデル）	17 (92)
(2)	モデルを使用した実習の開始時期	19 (93)
3	理容所又は美容所で行う実務実習	
(1)	実務実習時間	21 (95)
(2)	理容所及び美容所での指導状況	27 (100)
(3)	理容行為・美容行為の状況	32 (104)
(4)	選択必修科目（専門教育科目）の校外実習	36 (107)
(5)	名札の着用	41 (111)
(6)	実務実習の実施状況	42 (112)
4	通信課程	
(1)	教育の充実	47 (117)
(2)	理容所又は美容所に従事している生徒	50 (119)
(3)	実務実習の場所	52 (121)
5	中学校卒業者に対する状況	53 (122)
6	教科書	61 (129)
第4	施設及び設備に関すること	
1	施設の配置	63 (133)
2	消毒室の設置	64 (134)
3	実験器具等の備品	65 (135)
第5	申請等に関すること	
1	都道府県の法定受託事務の見直し	66 (136)
2	養成施設の指導監督	68 (138)
3	届出事務の整理	71 (140)
4	定員の減に伴う厚生労働大臣の承認	72 (141)
5	他の養成施設からの転入所	73 (142)
6	国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業	75 (143)
7	広告規制	76 (144)

I 調査の概要

1 目的

理容師養成施設及び美容師養成施設における運営状況及び各都道府県等の理容師・美容師養成施設に対する指導状況等を明らかにし、理容師・美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会における基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 地方厚生（支）局	8 か所（全数）
(2) 都道府県	47 か所（全数）
(3) 理容師・美容師養成施設	403 か所（全数）
(4) 理容所・美容所	806 か所（養成施設数×2 か所）

3 調査事項

- (1) 教員に関すること
- (2) 生徒に関すること
- (3) 授業に関すること
- (4) 施設及び設備に関すること
- (5) 申請等に関すること

4 調査依頼日

- (1) 地方厚生局及び都道府県に対し、平成19年5月7日付けで調査を依頼
- (2) 理容師・美容師養成施設及び理容所・美容所に対し、平成19年5月31日付けで調査を依頼

5 調査の方法及び調査実施機関

- (1) 都道府県
厚生労働省健康局生活衛生課より都道府県に依頼して実施。
- (2) 地方厚生（支）局
厚生労働省健康局生活衛生課より各地方厚生（支）局に依頼して実施。
- (3) 理容師・美容師養成施設
厚生労働省健康局生活衛生課より、（社）日本理容美容教育センターの協力を得て、各理容師養成施設及び美容師養成施設に依頼して実施。
- (4) 理容所・美容所
厚生労働省健康局生活衛生課より、（社）日本理容美容教育センター、全国理容生活衛生同業組合連合会、全日本美容業生活衛生同業組合連合会及び各理容師・美容師養成施設の協力を得て、各理容師・美容師養成施設において、実務実習生受入理容所及び美容所を選定のうえ、当該理容所及び美容所に依頼して実施。

5 集計

厚生労働省健康局生活衛生課において実施

6 回収率

(1) 地方厚生（支）局	8 件（100.0%）
(2) 都道府県	47 件（100.0%）
(3) 理容師・美容師養成施設	355 件（88.1%）
(4) 理容所・美容所	348 件（43.2%）

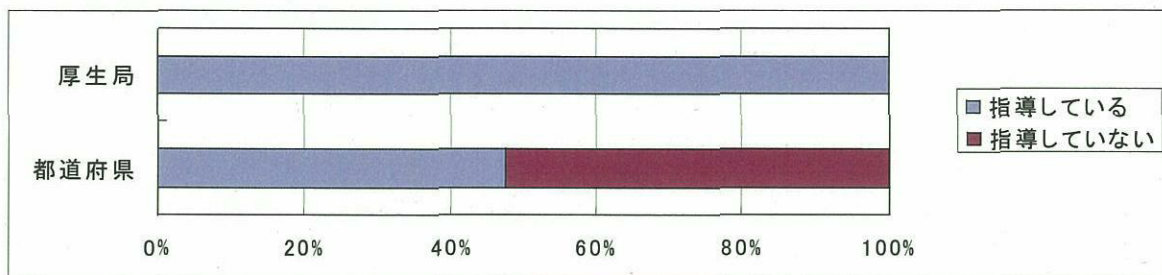
Ⅱ 調査結果の概要

第1 教員に関すること

1 専任教員の常勤職員との関係

ア 専任教員を常勤職員とする指導状況

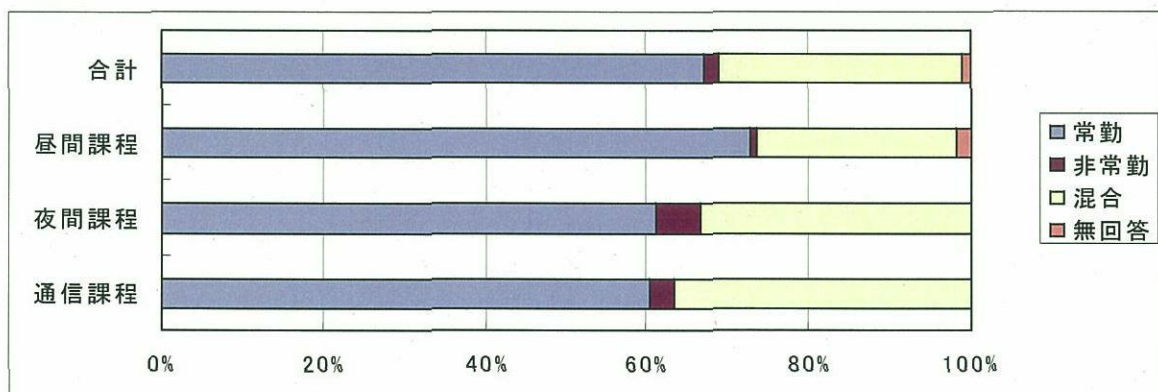
「養成施設に従事する専任教員を常勤職員とする」よう指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は10県（47.6%）となっている。



イ 教員の状況

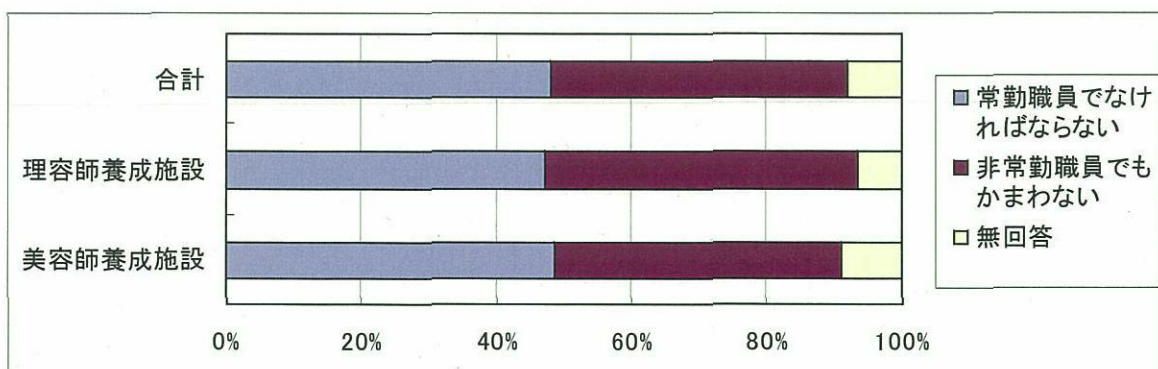
専任教員の配置状況をみると、「常勤職員としている」養成施設では、昼間課程は259件（73.0%）、夜間課程は22件（61.1%）、通信課程は158件（60.3%）となっている。

また、「非常勤としている」養成施設では、昼間課程は2件（0.6%）、夜間課程は2件（5.6%）、通信課程は8件（3.1%）となっている。

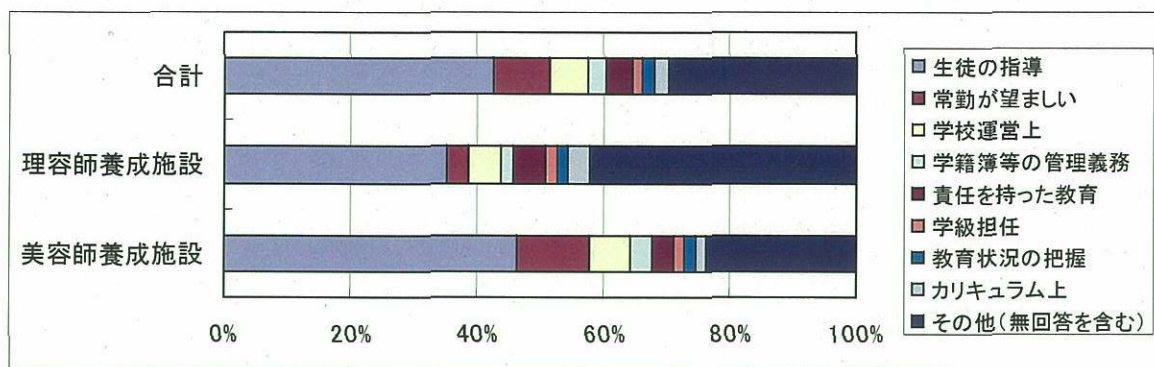


ウ 専任教員である必要性

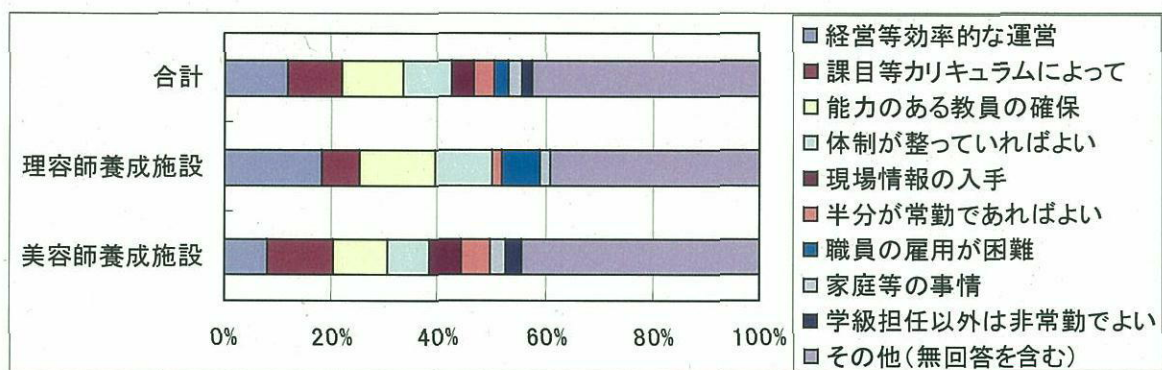
「専任教員は常勤職員でなければならないか」について、「常勤職員とする必要がある」は171件（48.2%）、「非常勤職員でもかまわない」は155件（43.7%）となっている。



「常勤とする必要がある」とした171件についてその理由をみると、「生徒の指導」が73件（42.7%）と最も多くなっている。

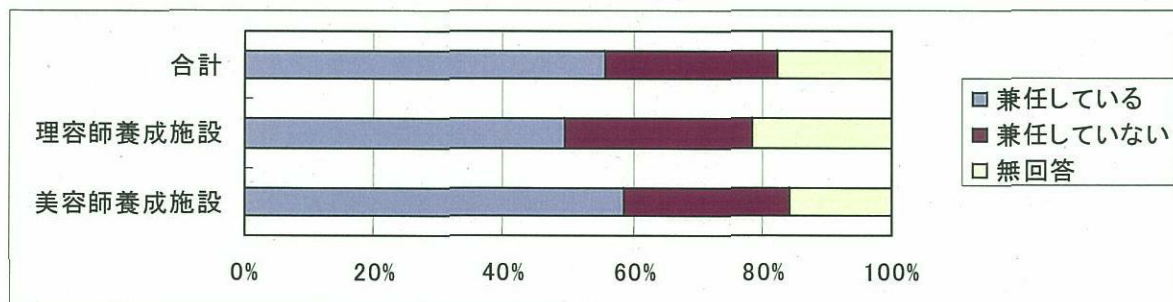


また、「非常勤でも構わない」とした155件についてその理由をみると、「経営等効率的な運営」、「能力のある教員の確保」がそれぞれ18件（11.6%）と最もおおくなっている。



2 通信課程における専任教員の配置状況

昼間課程又は夜間課程の専任教員が、通信課程の専任教員と「兼任している」は146件（55.7%）、「兼任していない」は70件（26.7%）となっている。

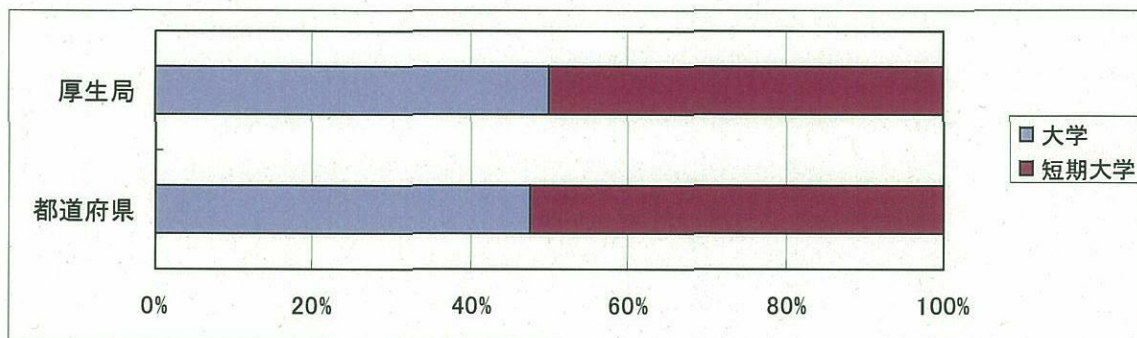


3 教員の資格

(1)「大学」の考え方

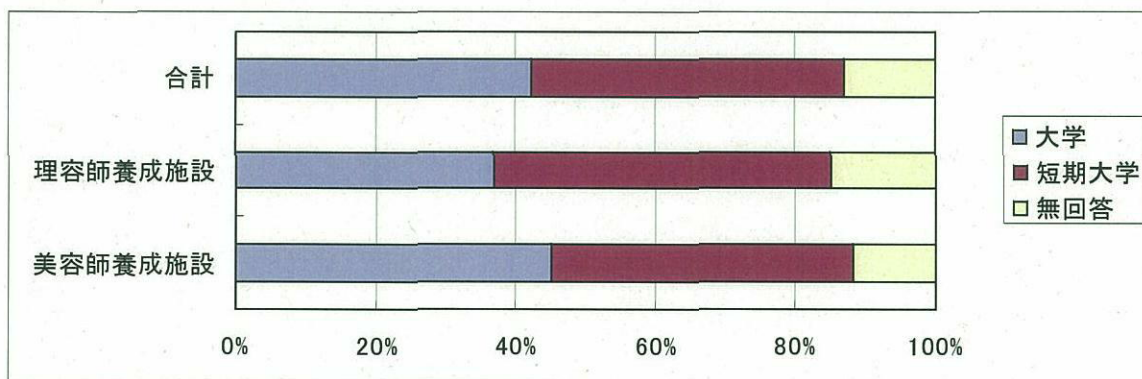
ア 「大学」に関する指導状況

「大学以上と指導」している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は10件（47.6%）となっており、「短期大学以上と指導」している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は11件（52.4%）となっている。

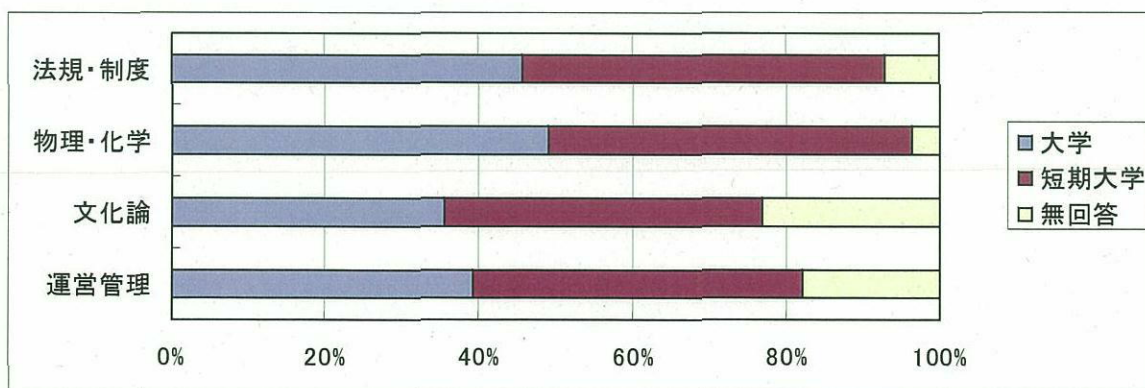


イ 教員資格の状況

養成施設においては、「大学以上」42.3%、「短期大学以上」としているもの44.8%となっている。



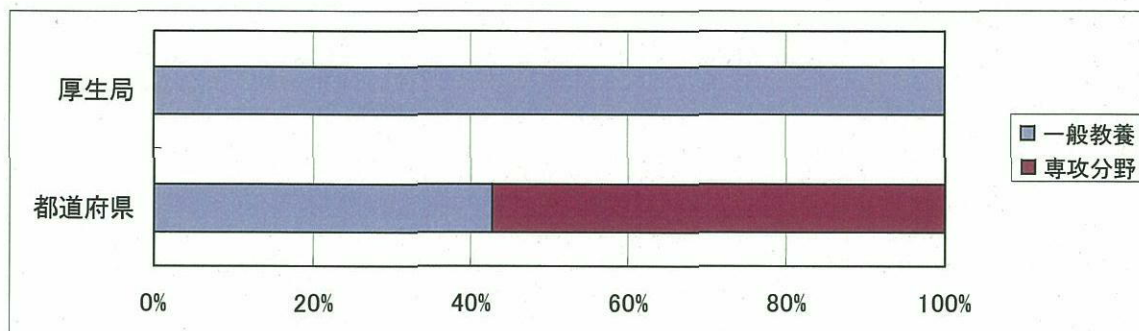
また、課目別でみると、「大学以上」では、「関係法規・制度」162件（45.6%）、「物理・化学」170件（49.0%）、「文化論」126件（35.5%）、運営管理139件（39.2%）となっており、「短期大学以上」では、「関係法規・制度」168件（47.3%）、「物理・化学」168件（47.3%）、「文化論」147件（41.4%）、運営管理153件（43.1%）となっている。



(2)「修めた者」の考え方

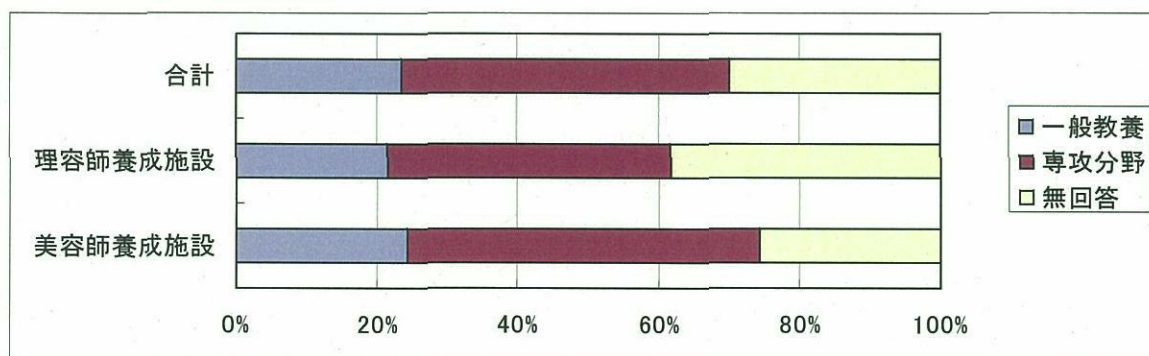
ア 「修めた者」に関する指導状況

「一般教養課程を修了した者と指導」している厚生局は8件(100.0%)、都道府県は9件(42.9%)となっており、「専門課程を修了した者と指導」している厚生局は0件(0.0%)、都道府県は12件(57.1%)となっている。

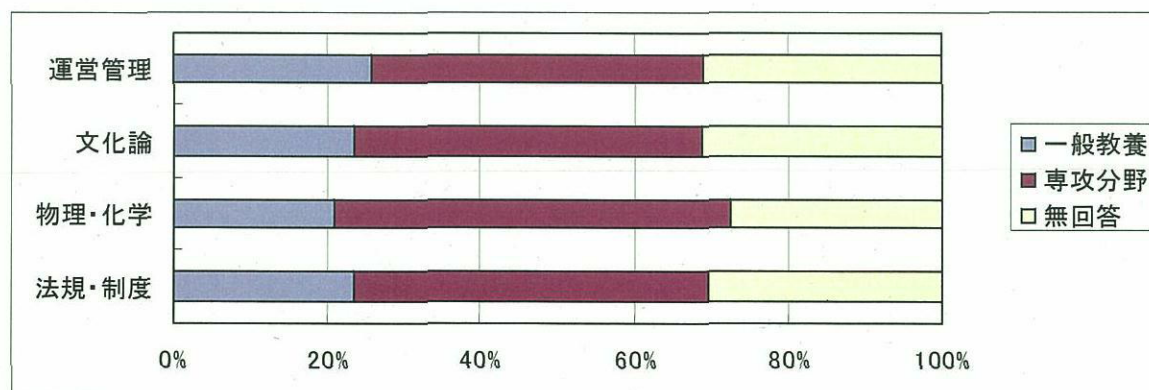


イ 教員資格の状況

養成施設で、「一般教養課程を履修した者」としているものは23.3%、「専門課程を修了した者」としているものは46.6%となっている。

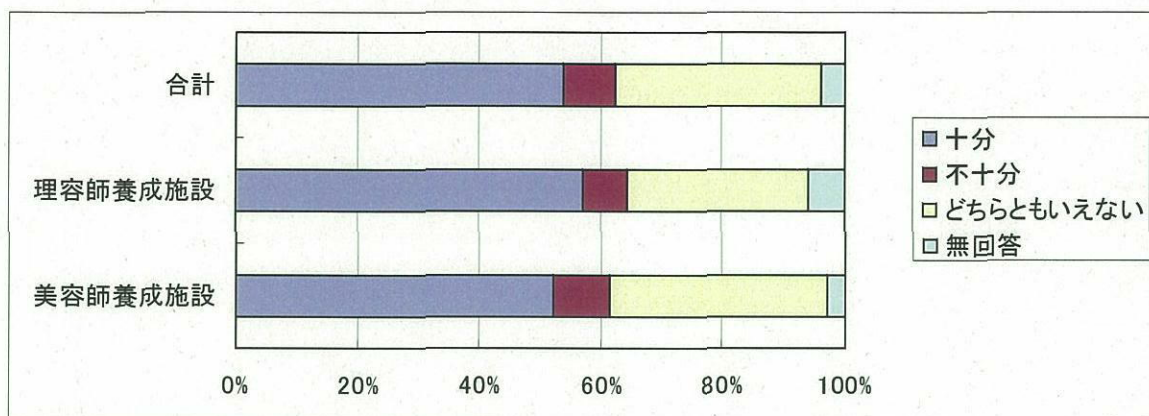


また、課目別でみると、「一般教養課程を履修した者」では、「関係法規・制度」83件(23.4%)、「物理・化学」74件(20.8%)、「文化論」83件(23.4%)、運営管理91件(25.6%)となっており、「専門課程を修了した者」では、「関係法規・制度」164件(46.2%)、「物理・化学」183件(51.5%)、「文化論」161件(45.8%)、運営管理154件(43.4%)となっている。

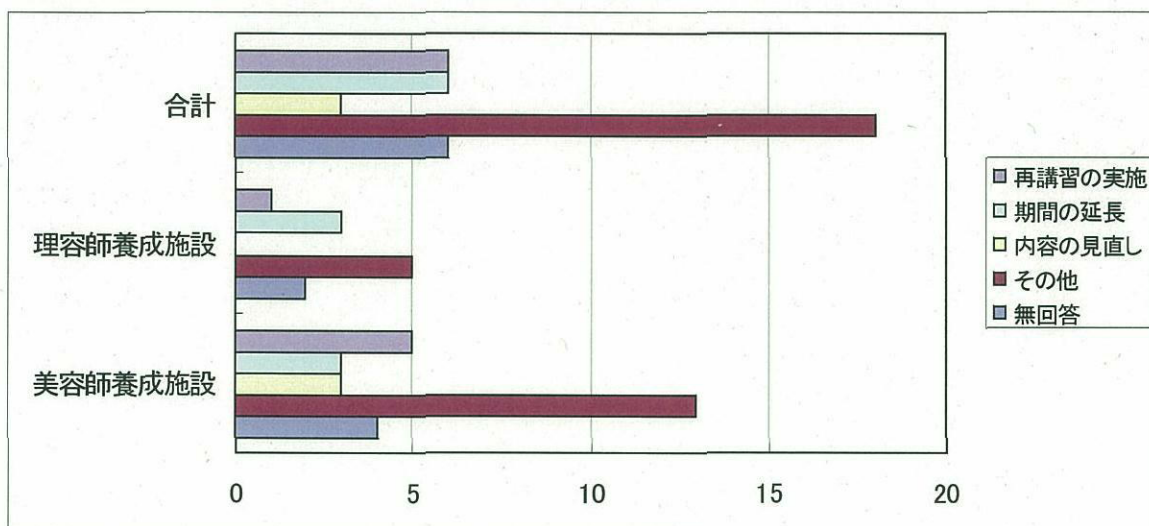


4 教員の資質

厚生労働大臣の認定を受けて実施する講習の課程を修了したことをもって資格を付与されている教員の資質について、「十分である」は191件（53.8%）、「不十分である」は31件（8.7%）となっている。



「不十分」とした31件についてその理由をみると、「再講習の実施」は6件（19.4%）、「講習期間の延長」は6件（19.4%）、「講習内容の見直し」は3件（9.7%）となっている。

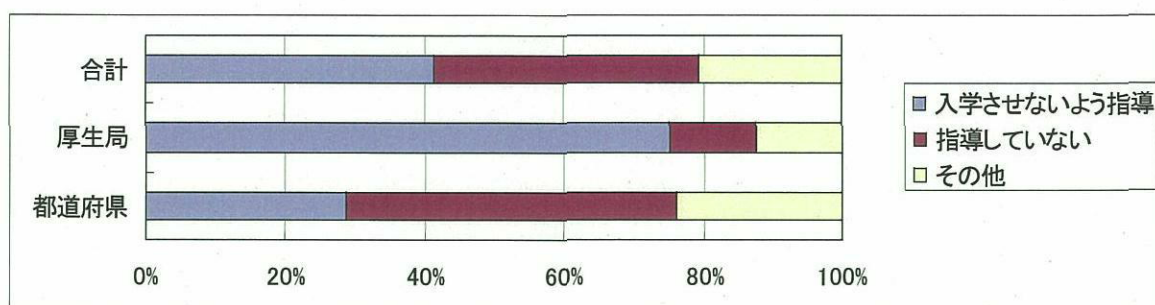


第2 生徒に関すること

1 学則に定められた入所時期以降の入所

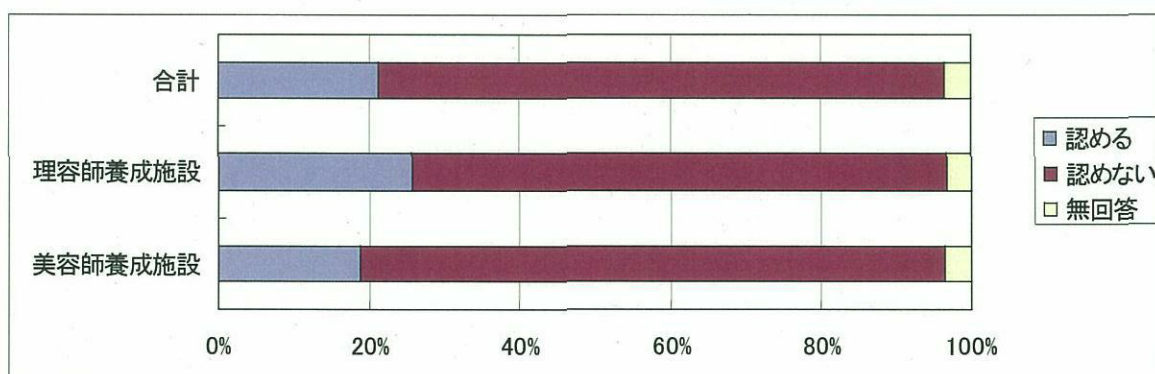
ア 入所に対する指導状況

学則に定めた入所時期以降の入所について、「入学させないよう指導」している厚生局は6件（75.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。

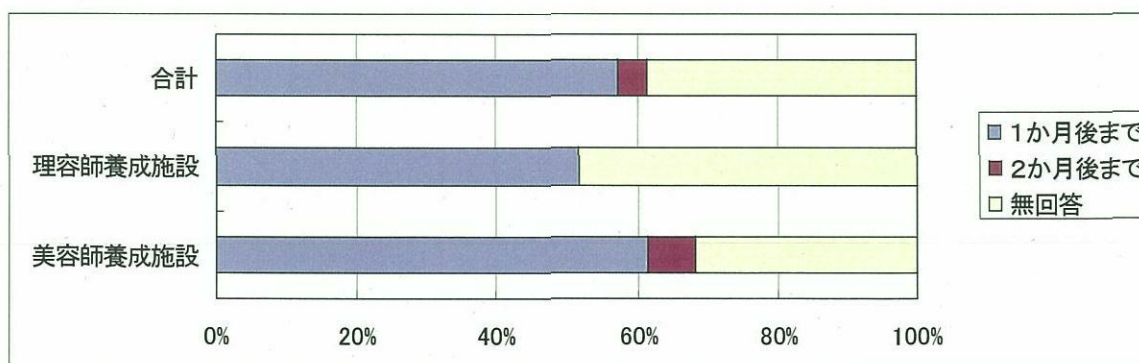


イ 入所者の状況

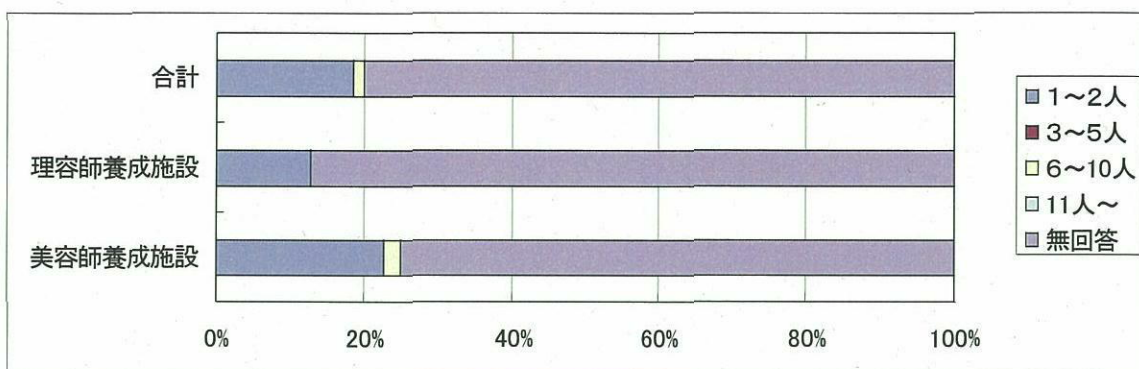
「入学式以降も入学を認める」は75件（21.8%）、「認めない」は286件（75.5%）となっている。



また、「入学式以降も入学を認める」とした75件のうち、「1か月後まで認めている」は43件（57.3%）、「2か月後まで認めている」は3件（4.0%）となっている。



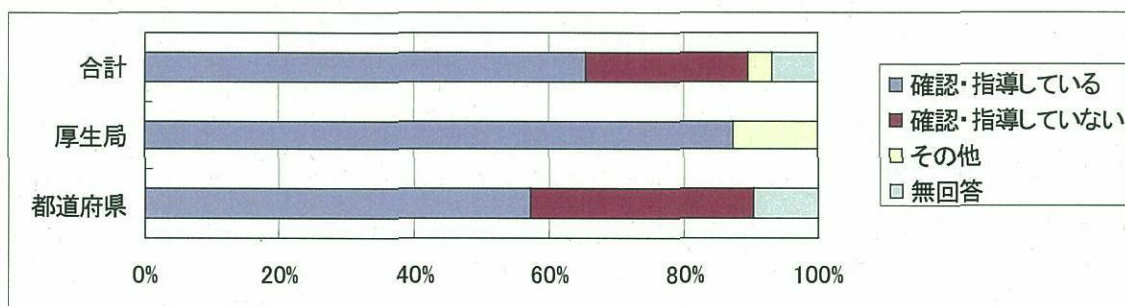
なお、18年秋及び19年春の入学式以降の入所者は、「1～2人の生徒を入所させている」は14件（18.7%）、「6～10人の生徒を入所させている」は1件（1.3%）となっている。



ウ 補習の状況

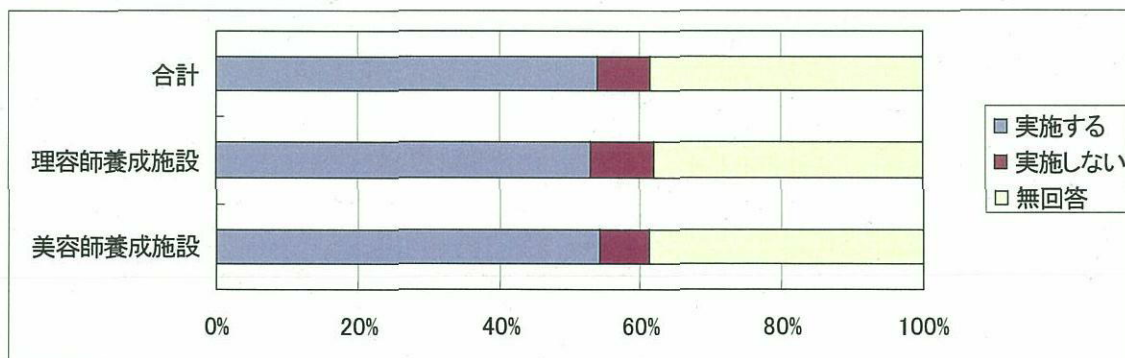
① 厚生局及び都道府県の指導状況

入所時期を過ぎて入所させていた場合、「入所させた生徒に対する補習を実施する」よう指導している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は12件（57.1%）となっている。



② 養成施設における補習の実施状況

入所時期以降に入所させた生徒に対する補充について、「実施する」は191件（53.8%）、「実施しない」は27件（7.6%）となっている。

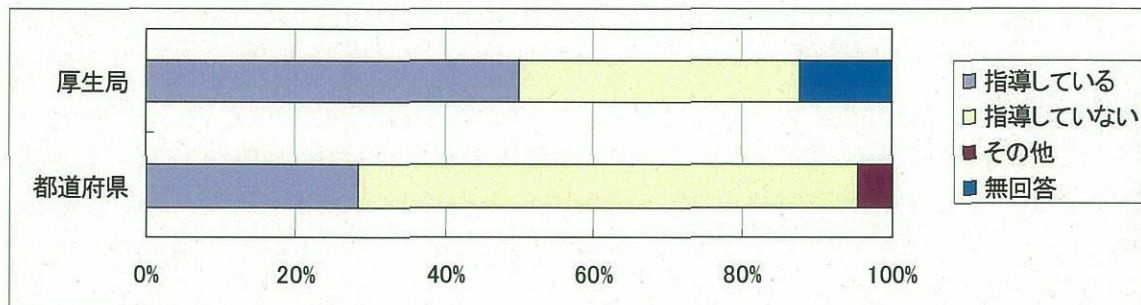


2 卒業の認定について

(1) 履修すべき授業時間数

ア 卒業の認定に関する指導状況

卒業に対する「指導を実施している」厚生局は4件（50.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。

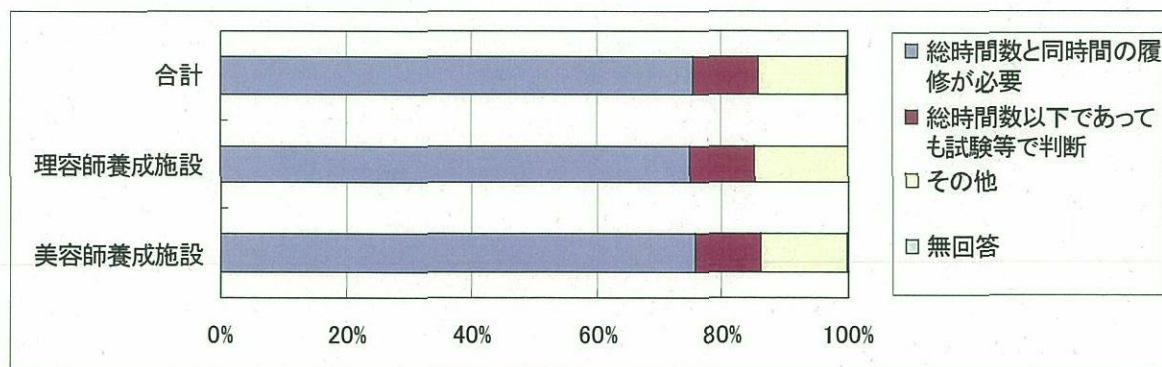


主な指導内容は、以下のとおりとなっている。

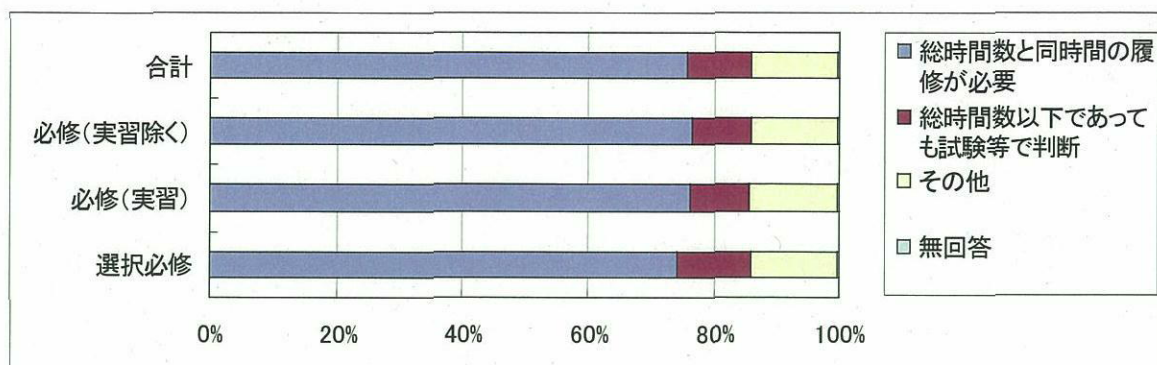
厚生局	都道府県
○学則等に生徒の進級又は卒業を認定する基準を明記するよう指導 ○文科省の卒業要件の出席時間数は8割だが、その生徒はその分授業を受けていないので、規定時間を満たすよう補講を行うことを指導 ○学則どおり運用するよう指導。学則どおりの運用が困難であれば、学則を見直すよう指導 ○指導要領若しくは学則に規定する授業時間に満たない生徒は補講を行うこと	○卒業の認定が課程に定めるとおり厳正に行われているかを確認 ○進級の基準の明文化 ○留年が多い施設の座学の授業内容の見直し、出席を促すよう指導 ○規定授業数を未履修のまま卒業認定を行っていたため補習実施を指導

イ 卒業の認定の状況

卒業を認めるための生徒が履修すべき授業時間数は、「総授業時間数と同時間の履修が必要」は75.5%、「学則で定めた総授業時間数を下回った場合でも試験等の成績考査により卒業を認める」は10.3%となっている。

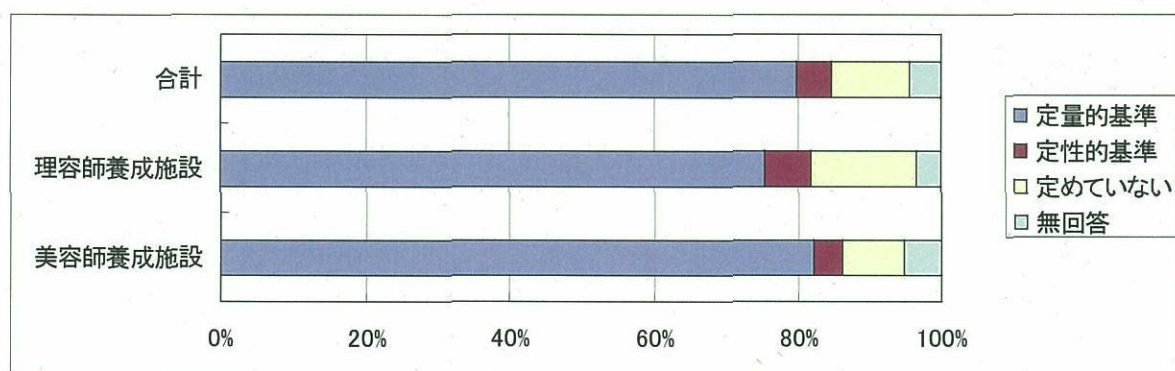


また、「総授業時間数と同時間の履修が必要」としている養成施設を科目別にみると、「必修科目（実習を除く）」は271件（76.3%）、「実習」は270件（76.1%）、「選択必修」は263件（74.1%）となっている。

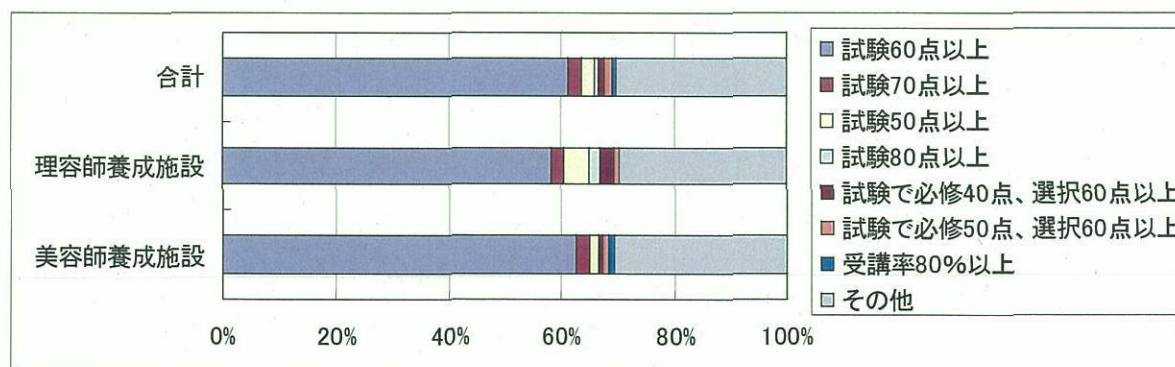


ウ 授業時間数以外の基準

履修すべき従業時間数以外の基準（例えば、試験の点数が6割満たない場合等）について、「定量的基準（具体的な数値を記載した基準）を定めている」は283件（79.7%）、「定性的基準（具体的な数値はないが基準）を定めている」は18件（5.1%）、「定めていない」は38件（10.7%）となっている。



「定量的基準（具体的な数値を記載した基準）を定めている」とした283件について、その内容をみると、「試験で60点以上」が173件（61.1%）と最も多くなっている。

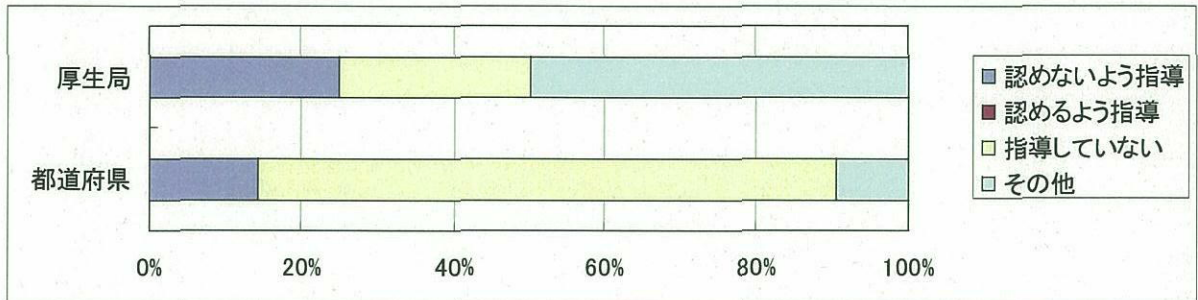


3 昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入

ア 課程間の転入に関する指導状況

昼間課程から夜間課程・通信課程へ、又は、夜間課程・通信課程から昼間課程等への転入所について、「認めないよう指導している」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は3件（14.3%）となっており、「認めるよう指導している」厚生局及び都道府県はない。

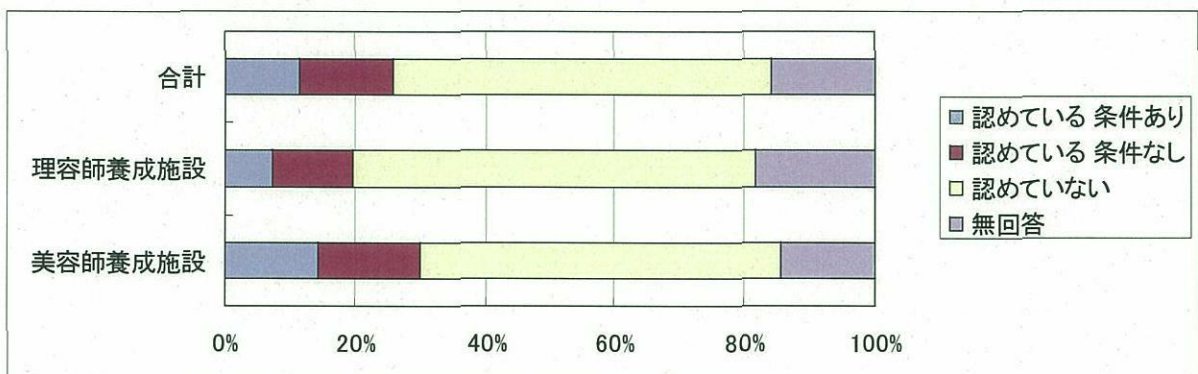
なお、認めないよう指導している場合であっても、「就学期間内に必要な教科科目等が履修できるれば認める」としている厚生局は4件（50.0%）、都道府県は1件（4.8%）となっている。



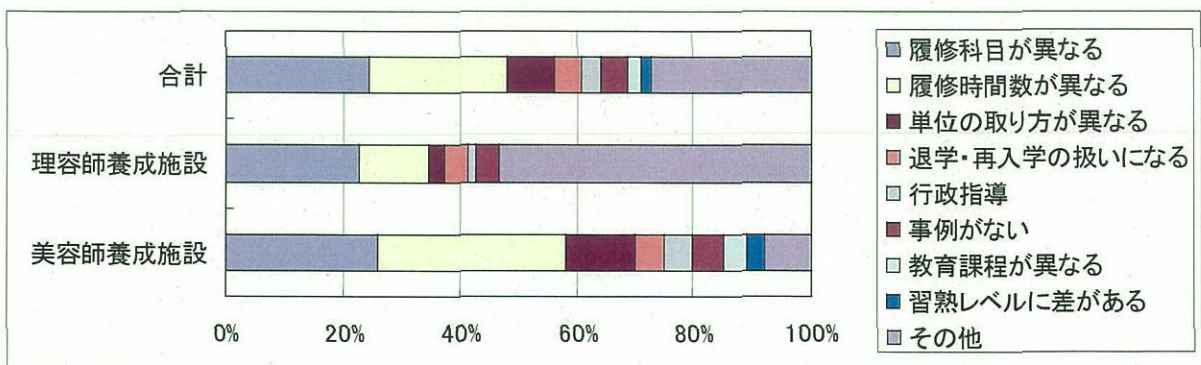
イ 課程間の転入の状況

養成施設では、「転入を認める」は78件（20.6%）、「認めてない」は175件（46.2%）となっている。

また、「転入を認めている」とした78件について、「条件あり」は35件（44.9%）、「条件なし」は43件（55.1%）となっている。

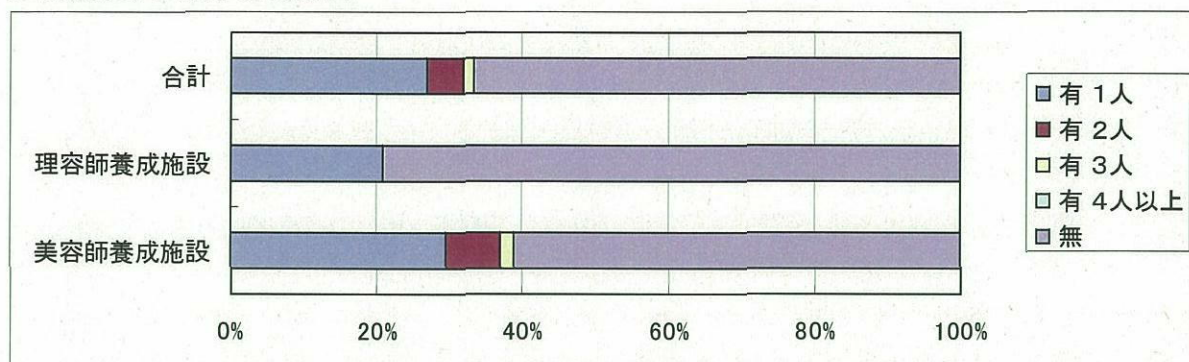


「転入を認めていない」とした175件について、その理由をみると、「履修科目が異なる」43件（24.6%）、「履修時間が異なる」41件（23.4%）が多くなっている。

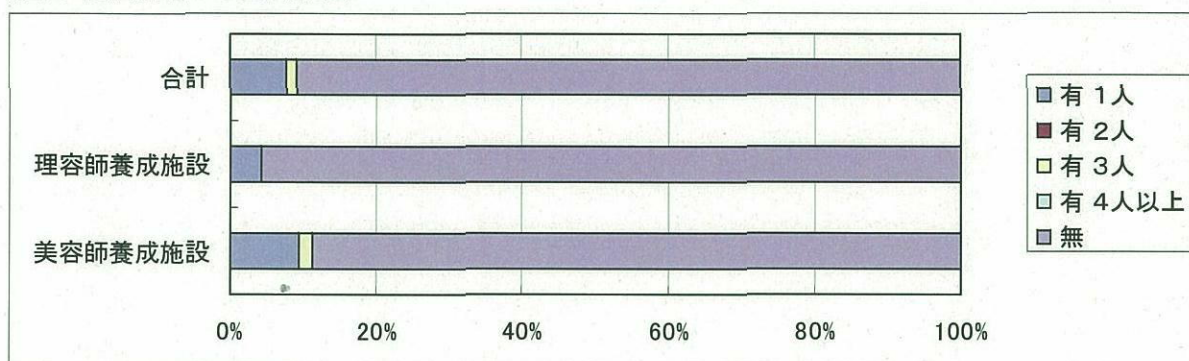


また、年度平均で転入者の実績をみると、「昼間課程から夜間・通信課程への転入がある」は26件（33.3%）、「夜間・通信課程から昼間課程への転入がある」は7件（9.0%）となっている。

（昼間課程から夜間・通信課程）



（夜間・通信課程から昼間課程）

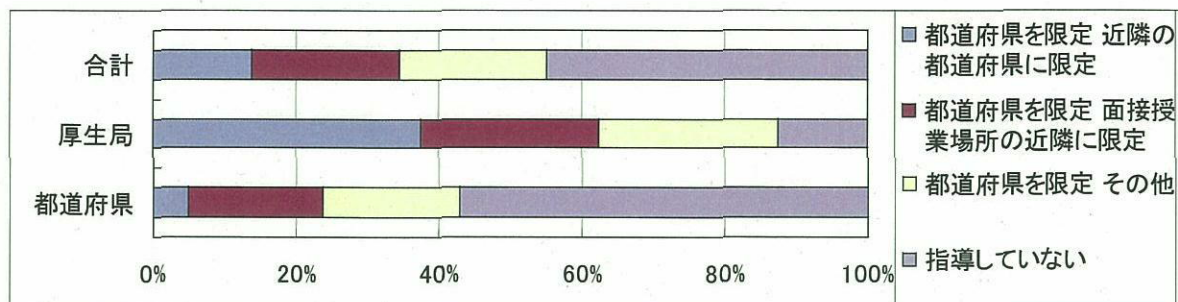


4 通信課程の入所者

(1) 地域の限定

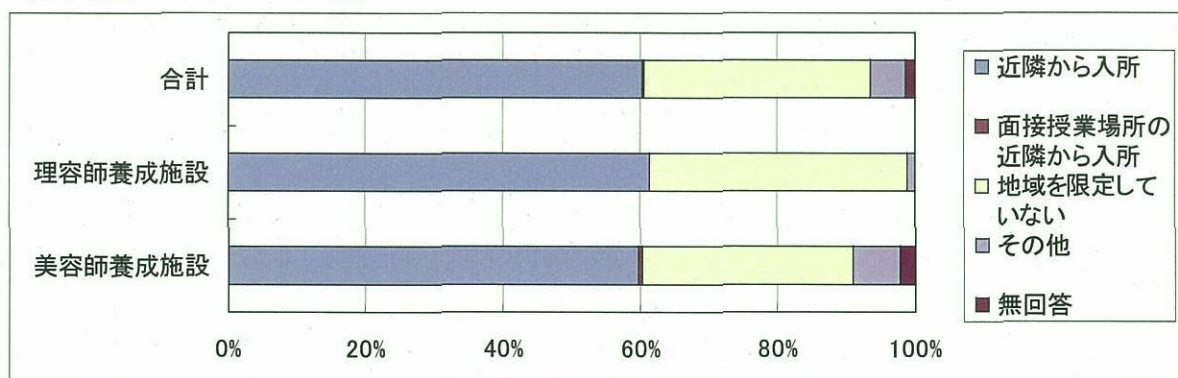
ア 入所地域の限定に関する指導状況

通信課程の生徒の受入について、入所者の「地域を限定する」よう指導している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



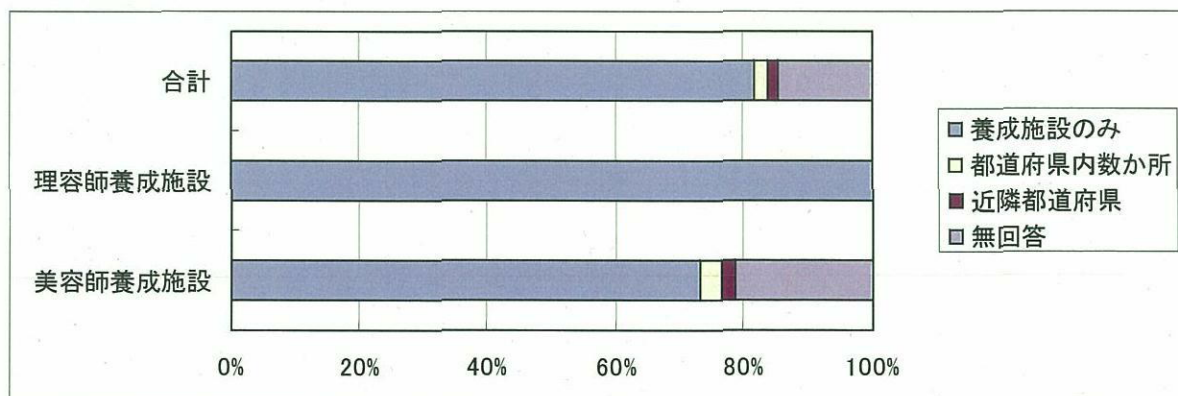
イ 地域の限定に関する状況

「養成施設又は面接授業を実施している場所の近隣の都道府県に地域を限定」している養成施設は159件（60.7%）、「地域を限定していない」養成施設は86件（32.8%）となっている。



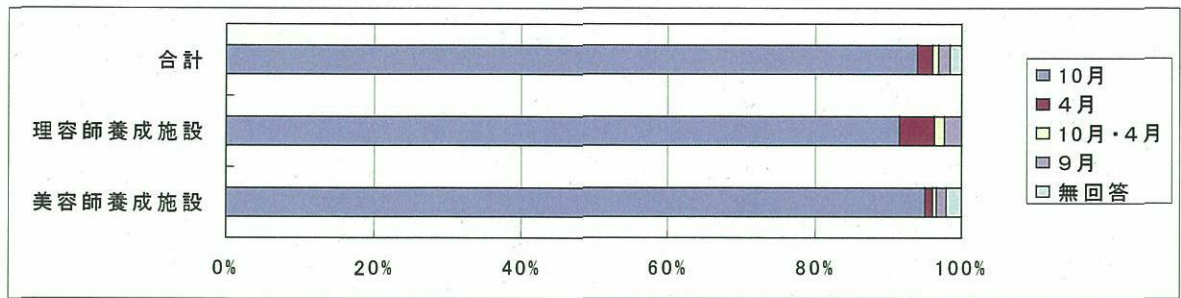
ウ 面接授業の実施場所

面接授業の実施場所について、「養成施設の校舎」は214件（81.7%）、「都道府県内数か所」は6件（2.3%）、「近隣の都道府県」は4件（1.5%）となっている。

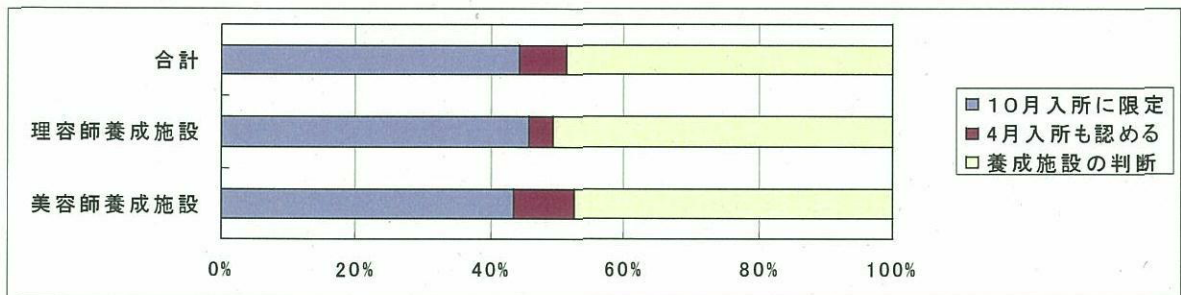


(2) 入所時期

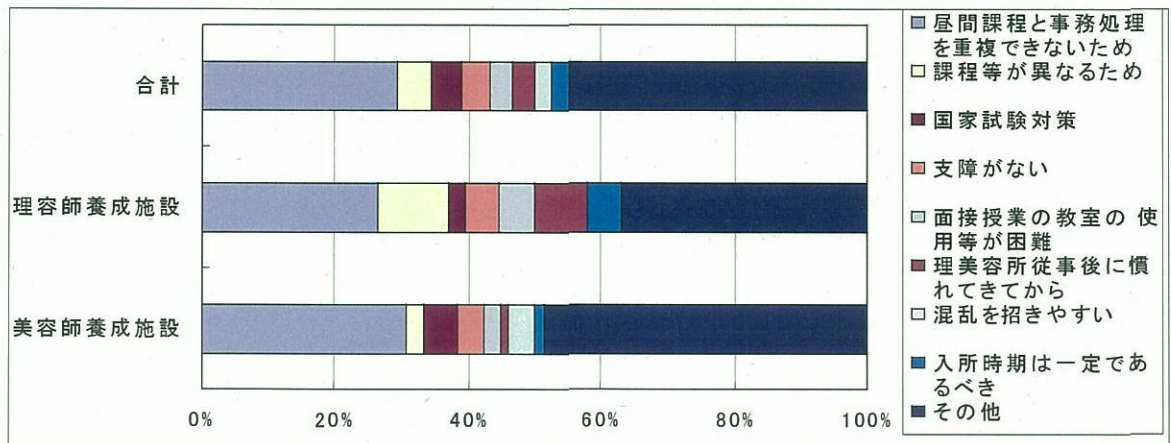
通信課程の生徒の入所時期について、「10月」は246件 (93.9%)、「4月」は6件 (2.3%)、「10月及び4月」は2件 (0.8%) となっている。



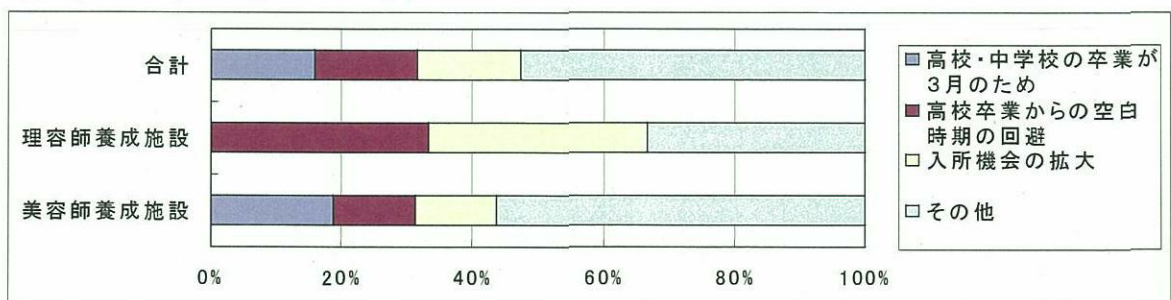
なお、入所時期の限定について、「10月に限定するべき」は116件 (44.3%)、「4月入所も認める」は19件 (7.3%)、「養成施設の判断に任せるべき」は127件 (48.5%) となっている。



「10月に限定するべき」とした116件について、その理由をみると、「昼間課程と事務処理を重複できない」が34件 (29.3%) と最も多くなっている。



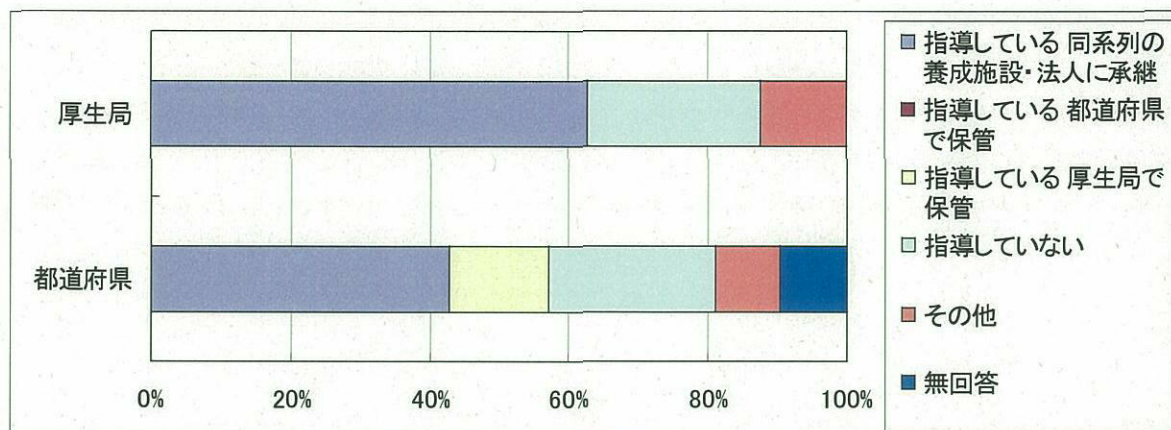
また、「4月入所も認める」とした19件について、その理由をみると、「高校・中学校の卒業が3月」、「高校卒業からの空白の時間を回避」、「入所機会の拡大」がそれぞれ3件 (15.8%) となっている。



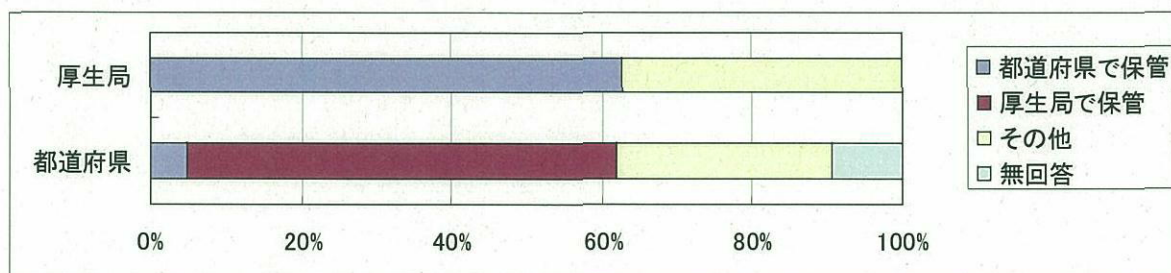
5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

養成施設が廃止された場合における過去の在籍生徒の学籍簿等の保管について、「同系列の養成施設で保管する」よう指導している厚生局は5件（62.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



また、承継する養成施設または法人が存在しない場合は、「都道府県で保管」としている厚生局は5件（62.5%）都道府県は1件（4.8%）となっており、「厚生局で保管」としている厚生局は0件（0.0%）、都道府県は12件（57.1%）となっている。



「その他」とした厚生局3件（37.5%）、都道府県6件（28.6%）は以下のとおりとなっている。

厚生局・都道府県	
☐	厚生局と都道府県との交渉
☐	廃止された養成施設の設置者が保管するよう指導
☐	各都道府県にある理容師美容師養成施設協議会等の養成施設団体に協議すべきではないか

イ 厚生局での保管

厚生局で学籍簿等を保管することについて、「可能」は4件（50.0%）、「不可能」は4件（50.0%）となっており、「不可能」な理由は以下のとおりとなっている。

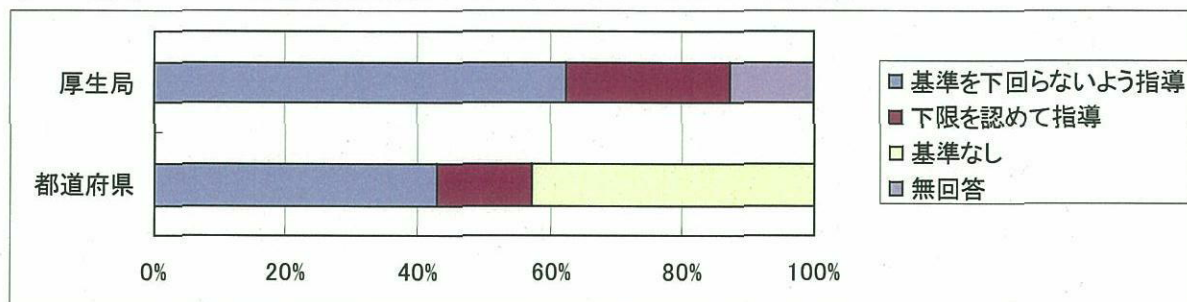
厚生局	
☐	個人情報保護の観点から不適当
☐	紙媒体では分量が多いが、電子媒体でなら可能
☐	保管場所の確保が困難
☐	都道府県が適切と考える

第3 授業に関すること

1 授業時間数

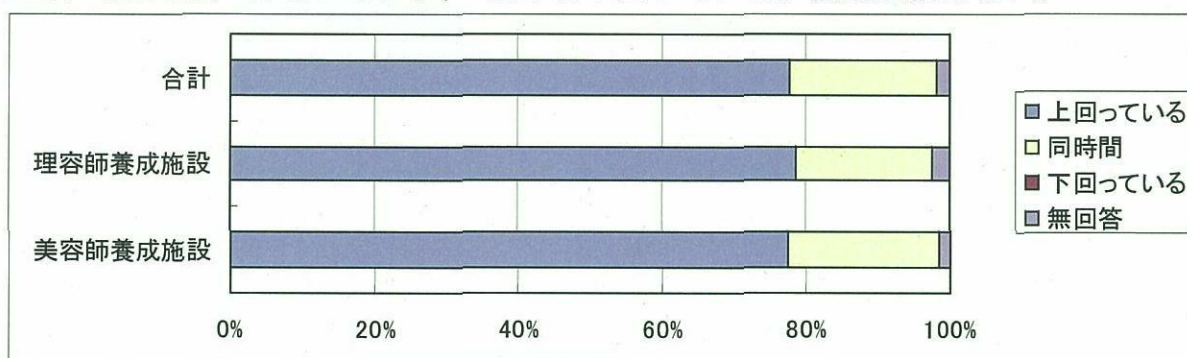
ア 授業時間に関する指導状況

総授業時間数について、「基準を下回らないよう指導」している厚生局は5件 (62.5%)、都道府県は9件 (42.9%) となっており、「10%まで下回ってもよい」としている厚生局は2件 (25.0%)、都道府県は1件 (4.8%)、「20%まで下回ってもよい」と指導している都道府県は2件 (9.5%) となっている。

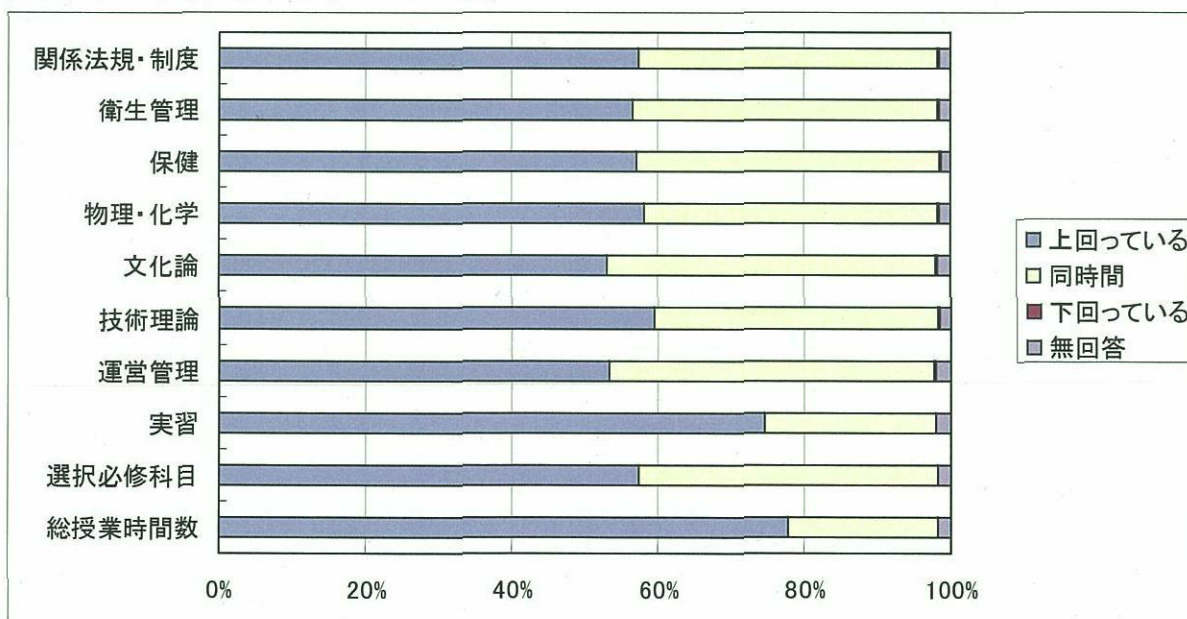


イ 授業時間数の状況

総授業時間数でみると、「基準を上回っている」は276件 (77.7%)、「基準と同時間」は72件 (20.3%) となっており、「基準を下回っている」養成施設はない。



科目別にみると、「必修科目のうちの実習」及び「選択必修」以外の課目で1件 (0.3%) が基準を下まわっている。



2 養成施設内で行う実習について

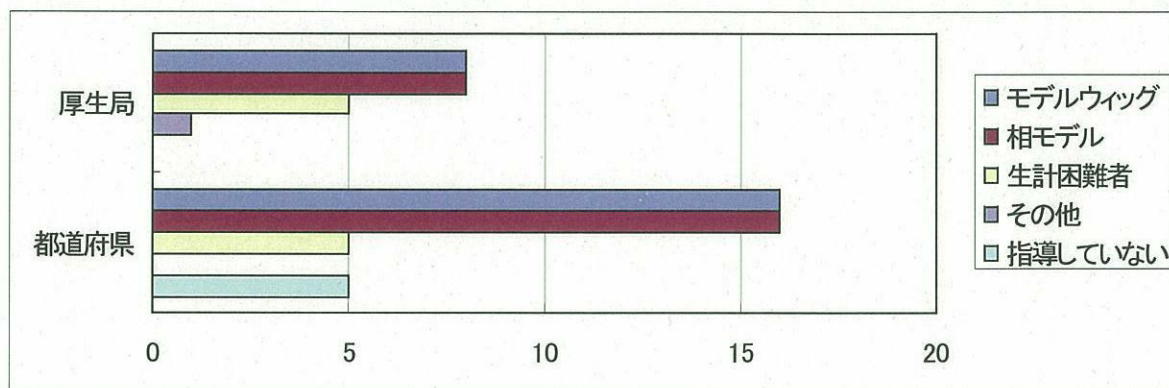
(1) 対象者（モデル）について

ア モデルに関する指導状況

養成施設内で行う実習の対象者（モデル）について、「モデルウィッグ」と指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は16県（76.2%）、「相モデル」と指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は16県（76.2%）となっている。

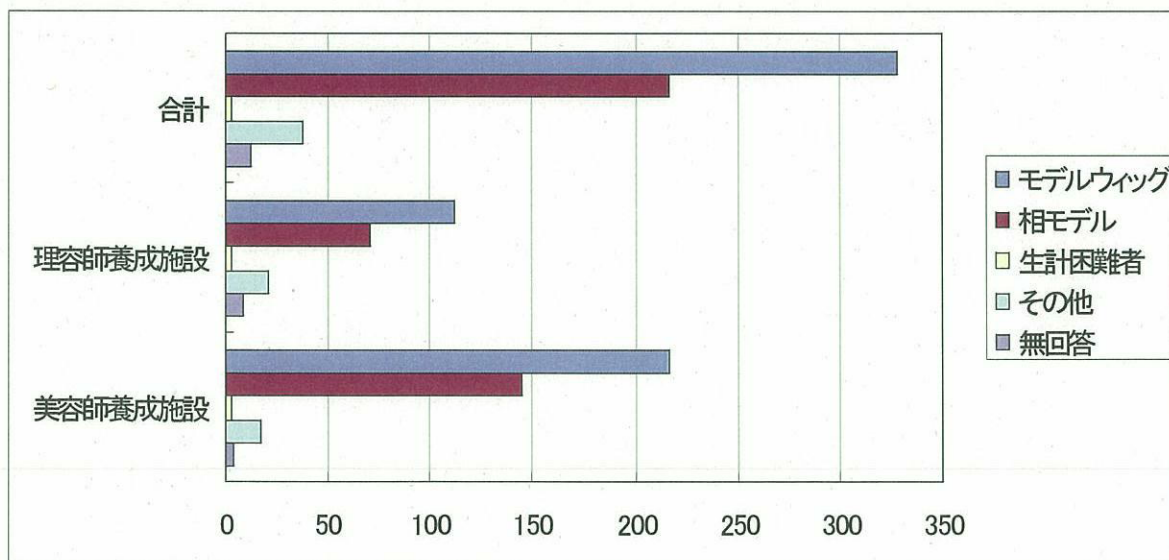
また、「生計困難者」を対象とするよう指導している厚生局は5件（62.5%）、都道府県は5県（23.8%）となっている。

なお、「その他」としている厚生局1件（12.5%）は、「親又は兄弟」と指導している。

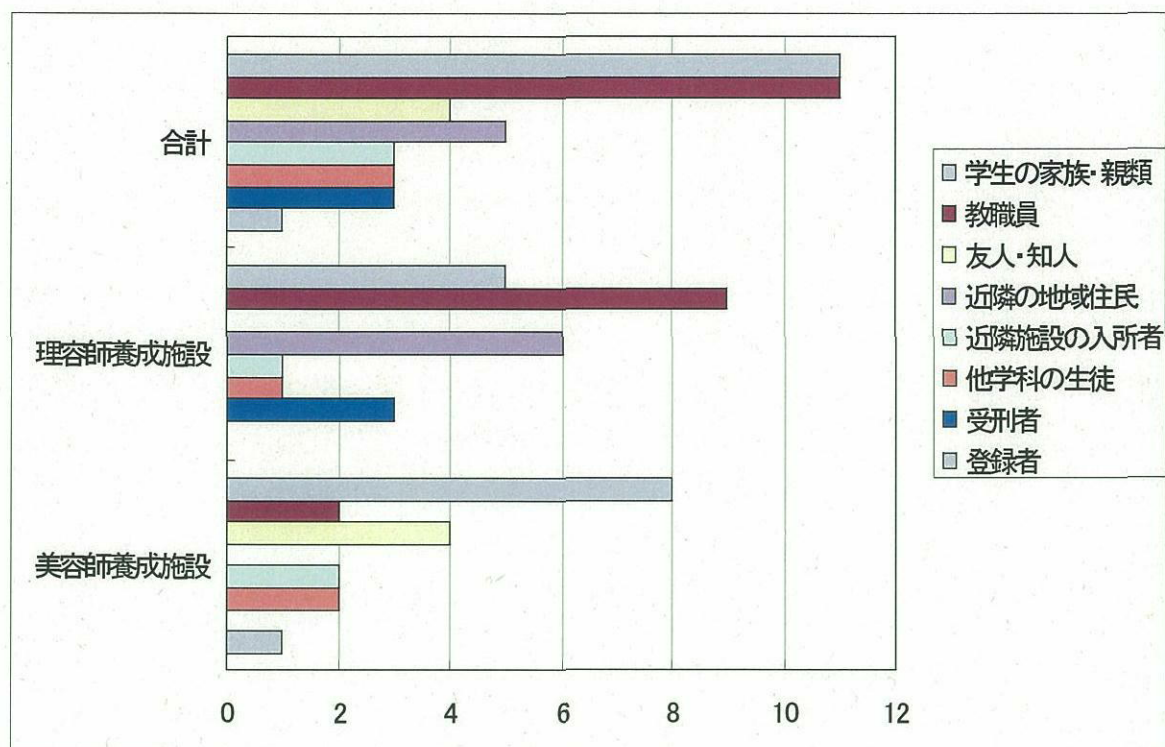


イ モデルの状況

養成施設において、「モデルウィッグ」は323件（91.0%）、「相モデル」は210件（59.2%）、「生計困難者」は6件（1.7%）、「その他」は34件（9.6%）となっている。

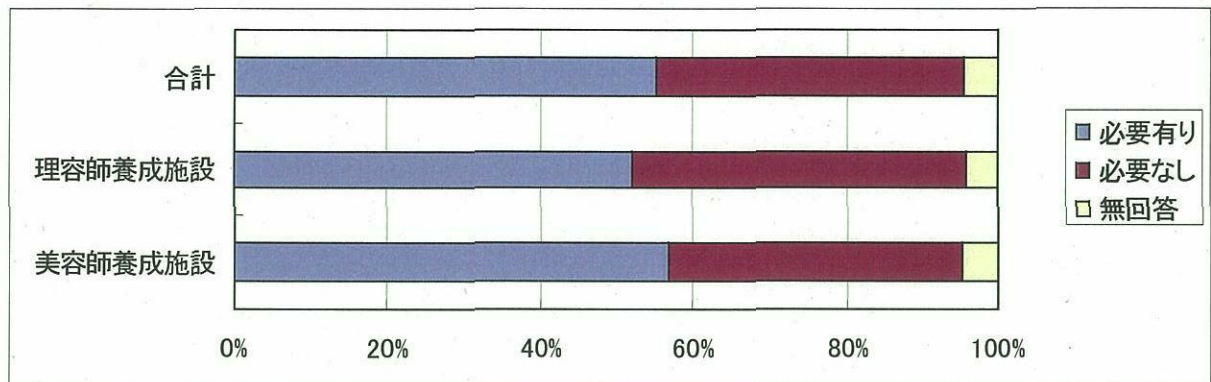


また、「その他」とした34件について、その内容をみると、「学生の家族・親族」、「教職員」が11件（32.4%）と最も多くなっている。

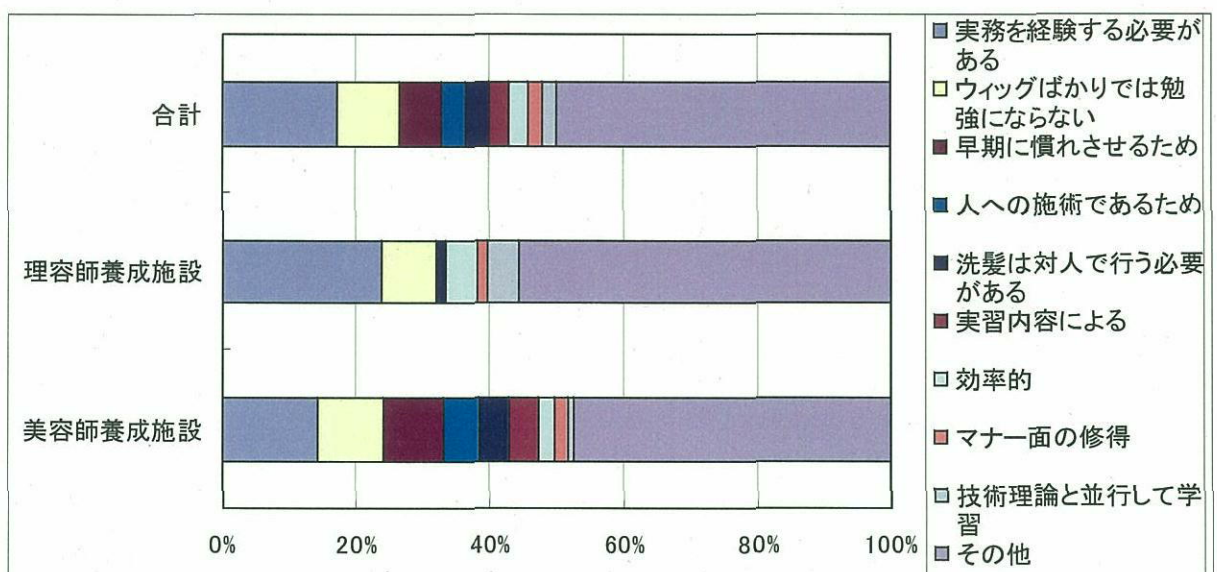


(2) モデルを使用した実習の開始時期

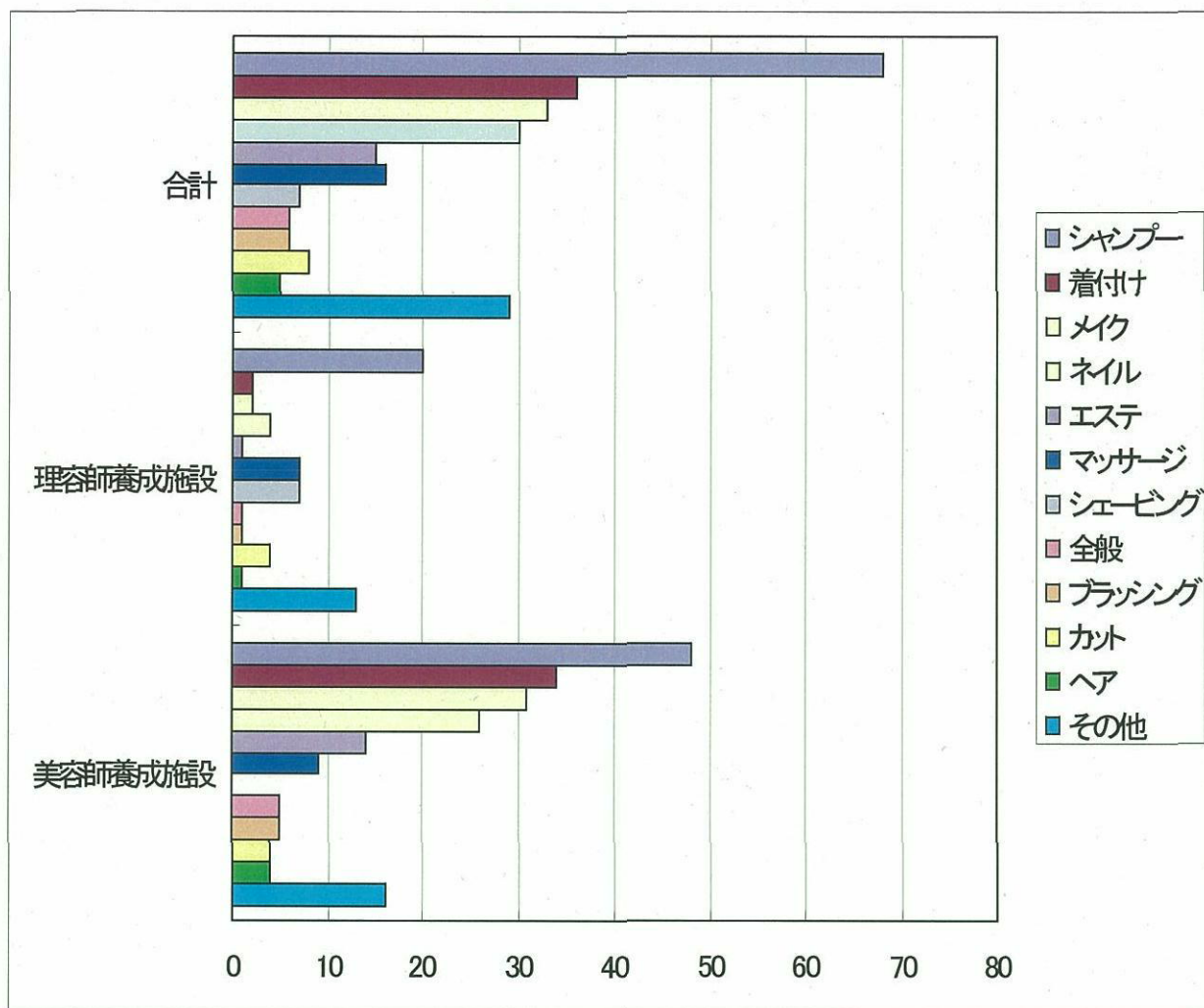
モデルを使用した実習の開始時期について、「早める必要がある」とした養成施設は196件 (55.2%)、「早める必要はない」とした養成施設は143件 (40.3%) となっている。



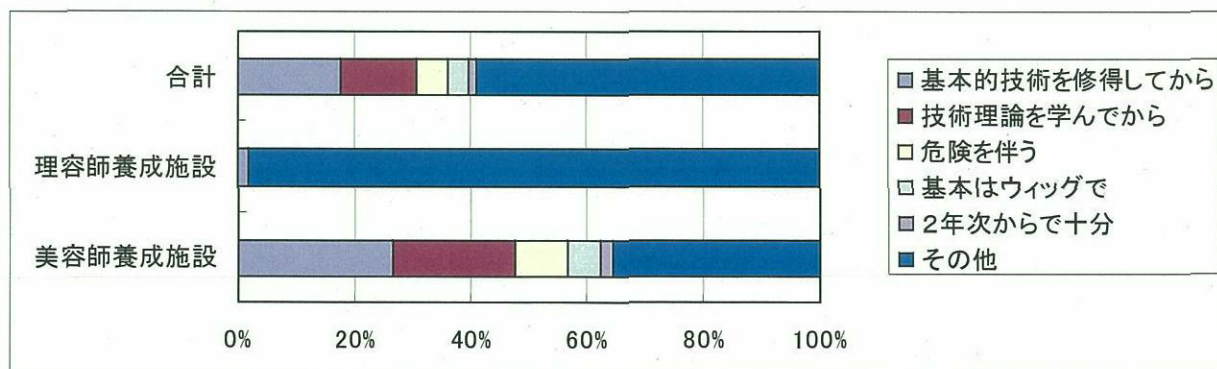
実習時期を「早める必要がある」とした196件について、その理由をみると、「実務を経験する必要がある」が34件 (17.3%) と最も多くなっている。



なお、「早めたい課目」として、「シャンプー」が68件（36.0%）ともっと多く、「着付け」36件（19.0%）、「メイク」33件（17.5%）、「ネイル」30件（15.9%）の順になっている。



また、「早める必要がない」とした143件について、その理由をみると「基礎的技術を修得してから」25件（17.5%）、「技術理論を学んでから」19件（13.3%）が多くなっている。



3 理容所又は美容所で行う実務実習について

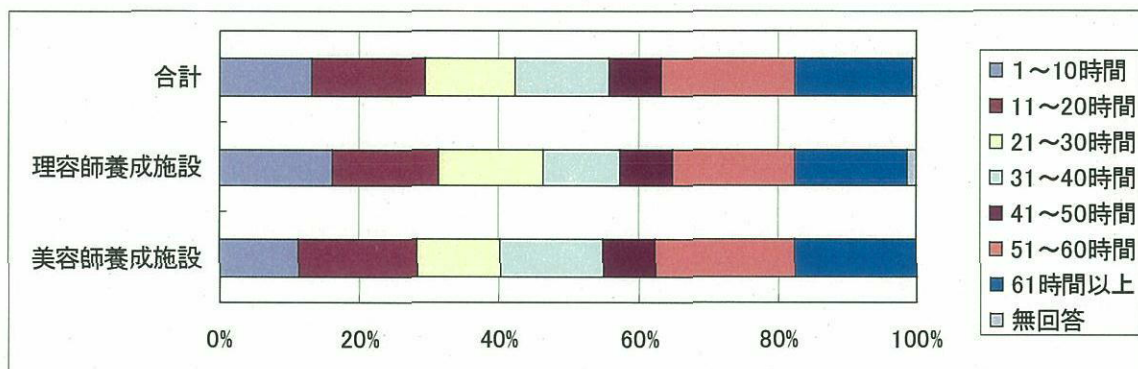
(1) 実務実習時間について

ア 実施状況

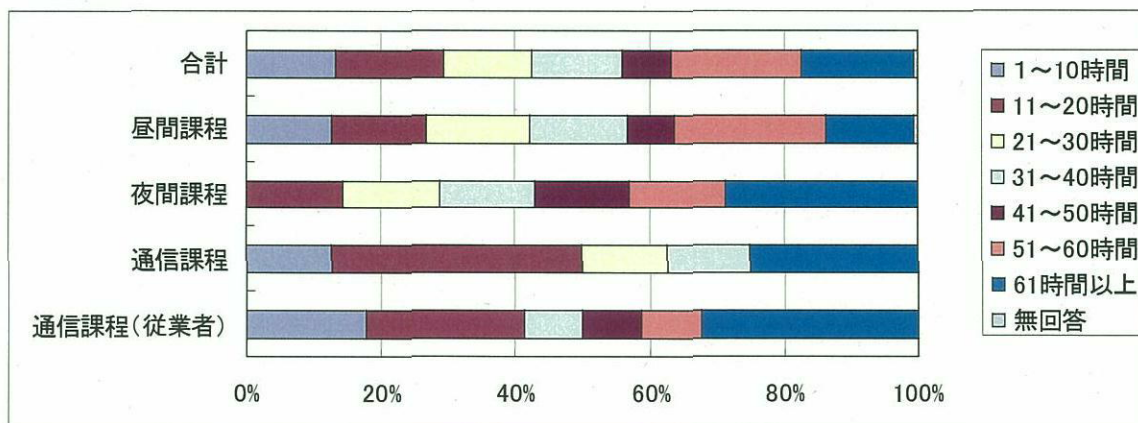
(ア) 年間実務実習時間

1年間の実務実習時間について、「51時間～60時間」が44件（19.2%）と最も多く、「11～20時間」37件（16.2%）、「31～40時間」31件（13.5%）、「21～30時間」が30件（13.1%）、「1～10時間」が30件（13.1%）の順となっている。

なお、「61時間以上」行っている養成施設は39件（17.0%）となっている。



また、養成課程別でみると、「昼間課程」では、「51～60時間」が40件（22.2%）、「夜間課程」では、「11～20時間」が3件（37.5%）、「通信課程」では、「61時間以上」が11件（32.4%）が最も多くなっている。

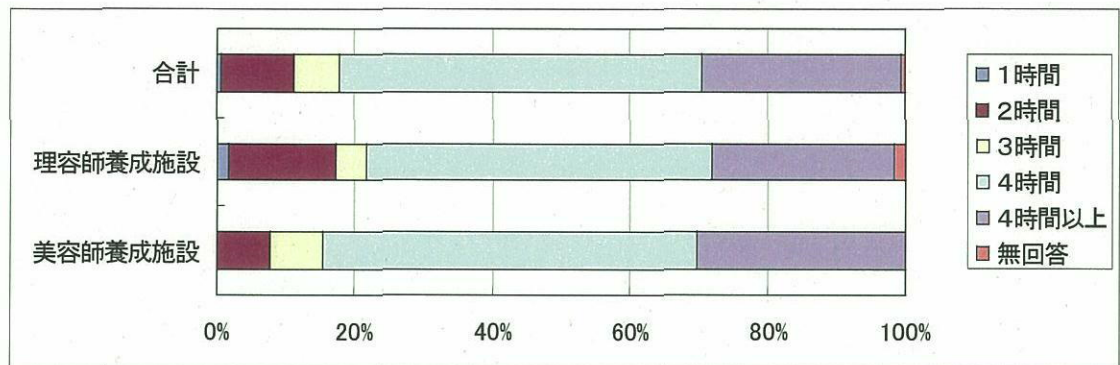


(イ) 1日当たりの実習時間

① 養成施設の状況

1日当たりの実習時間について、「4時間」としている養成施設が95件（52.8%）と最も多く、「2時間」19件（10.6%）、「3時間」12件（6.7%）の順となっている。

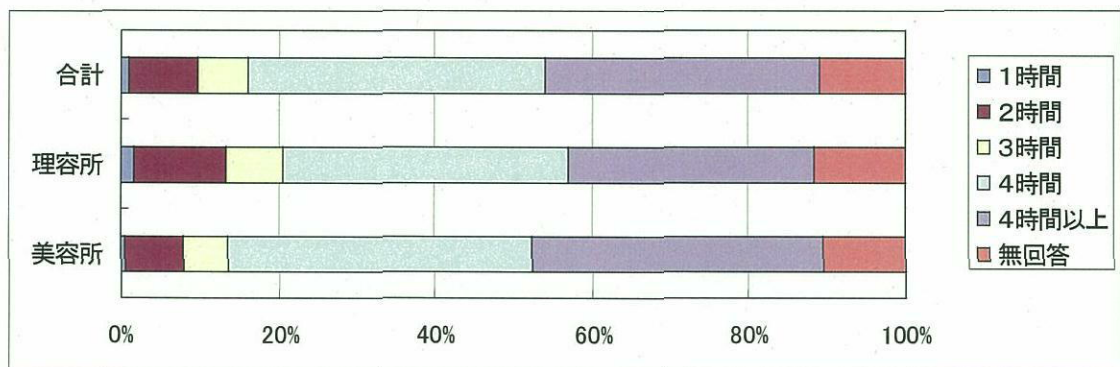
なお、「4時間以上」行っている養成施設が52件（28.9%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

1日当たりの実習時間について、「4時間」としている理容所・美容所が132件（37.9%）と最も多く、「2時間」31件（8.9%）、「3時間」22件（6.3%）となっている。

なお、「4時間以上」行っている理容所・美容所が122件（35.1%）となっている。

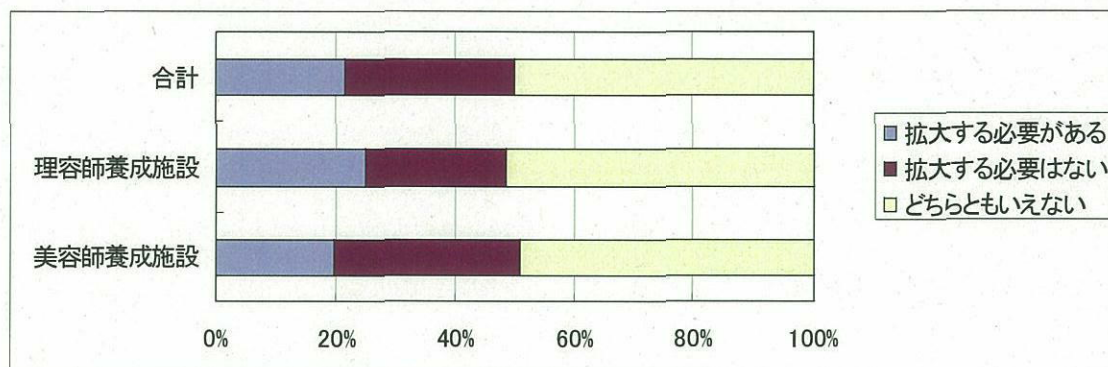


イ 実務実習時間の拡大

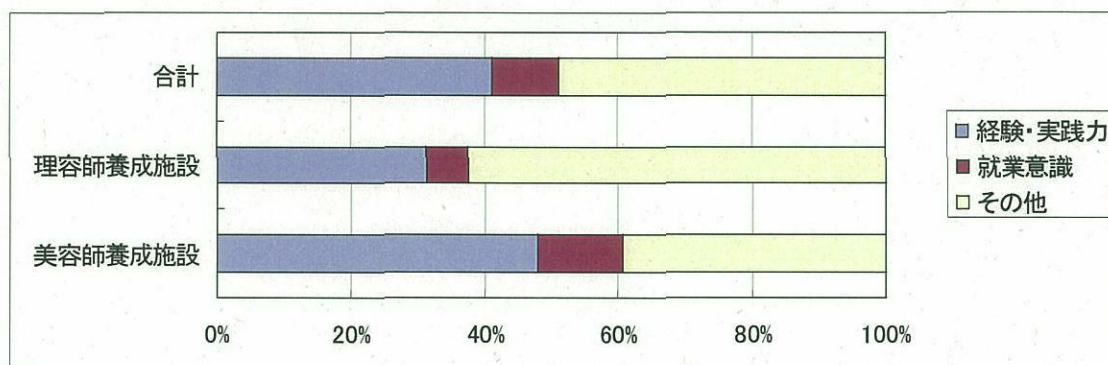
(ア) 年間実務実習時間

① 養成施設の状況

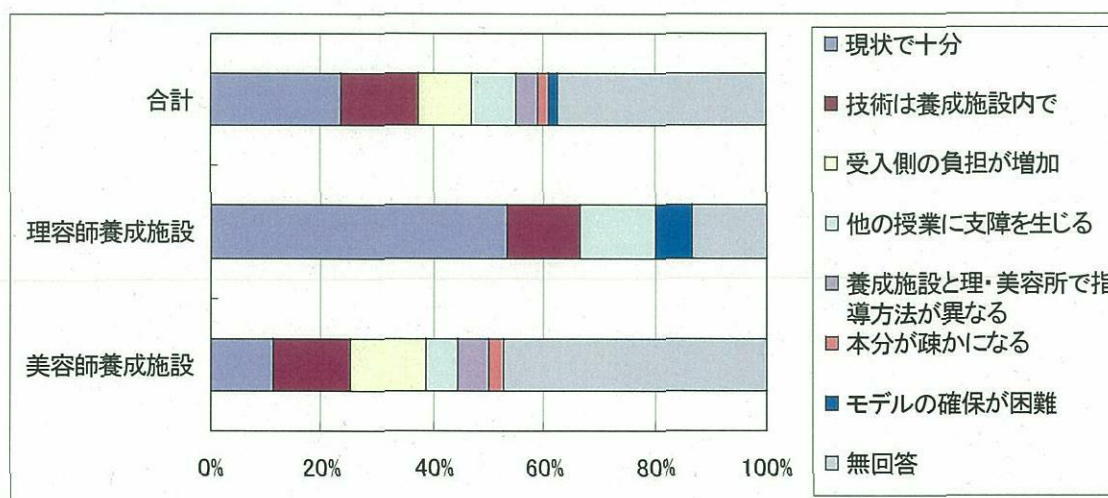
年間60時間以内としている実務実習時間について、「拡大する必要がある」は39件（21.7%）、「拡大する必要はない」は51件（28.3%）、「どちらとも言えない」は90件（50.0%）となっている。



「拡大する必要がある」とした39件について、その理由をみると、「経験力・実践力」が16件（41.0%）と最も多くなっている。

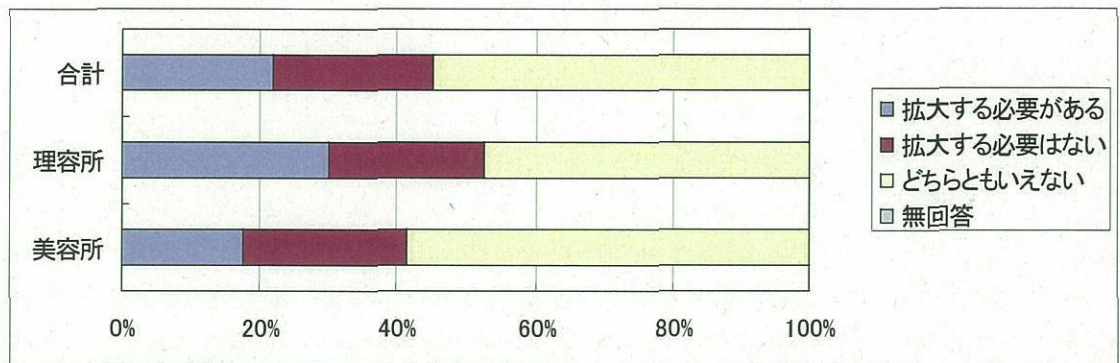


また、「拡大する必要がない」とした51件について、その理由をみると、「現状で十分」が12件（23.5%）と最も多くなっている。

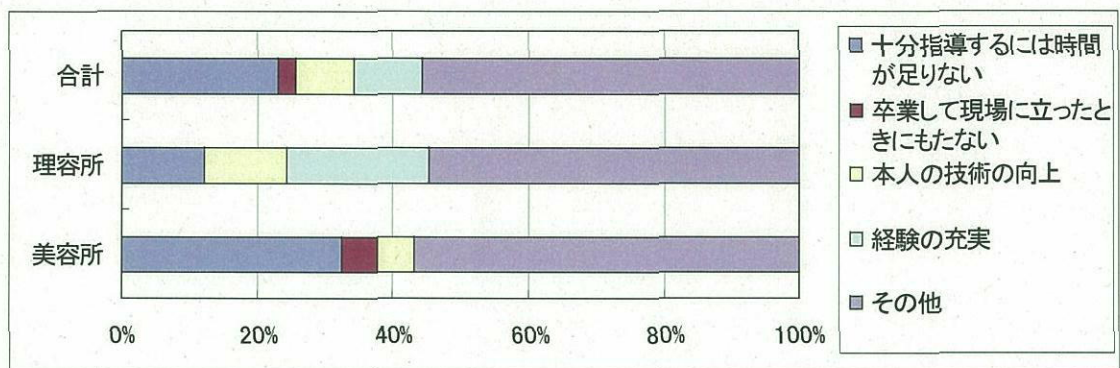


② 理容所・美容所の状況

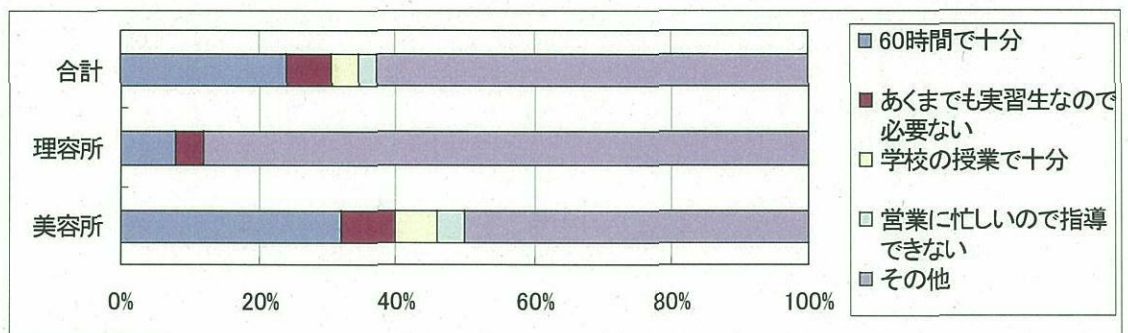
「拡大する必要がある」は70件 (20.1%)、「拡大する必要はない」は75件 (21.6%)、「どちらとも言えない」は175件 (50.3%) となっている。



「拡大する必要がある」とした70件について、その理由をみると、「十分に指導する時間が足りない」が16件 (22.9%) と最も多くなっている。



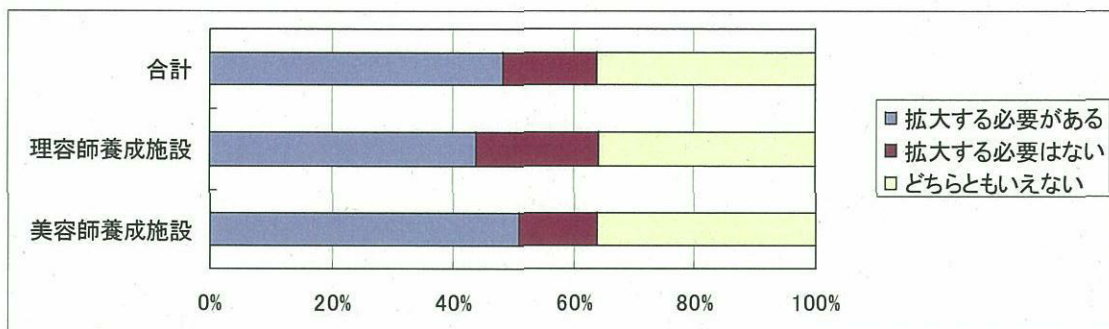
また、「拡大する必要はない」とした75件について、その理由をみると、「60時間で十分」が18件 (24.0%) と最も多くなっている。



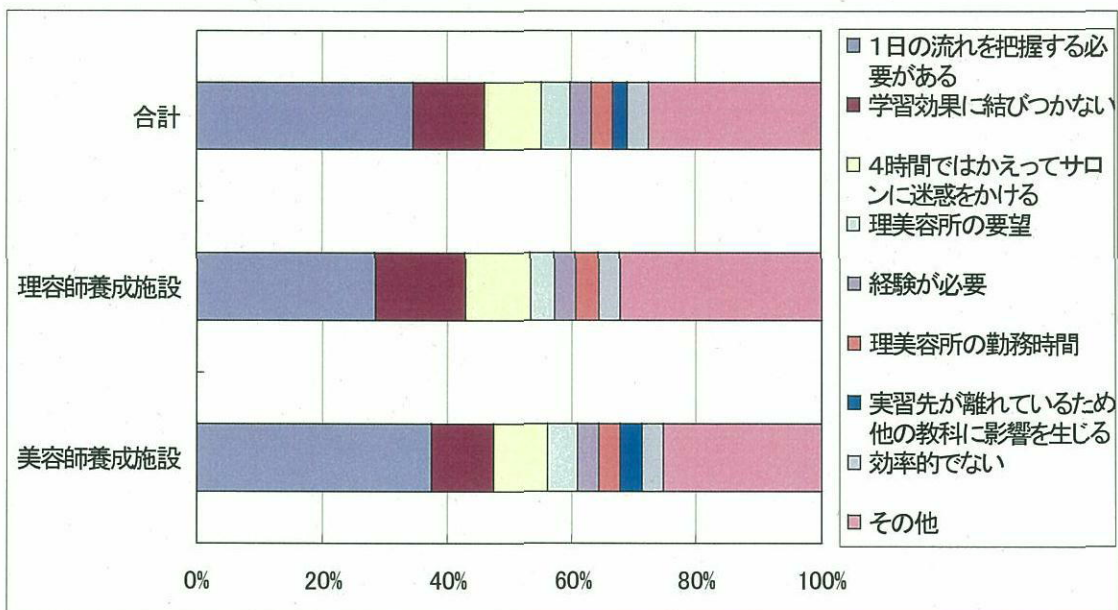
(イ) 1日当たりの実習時間

① 養成施設の状況

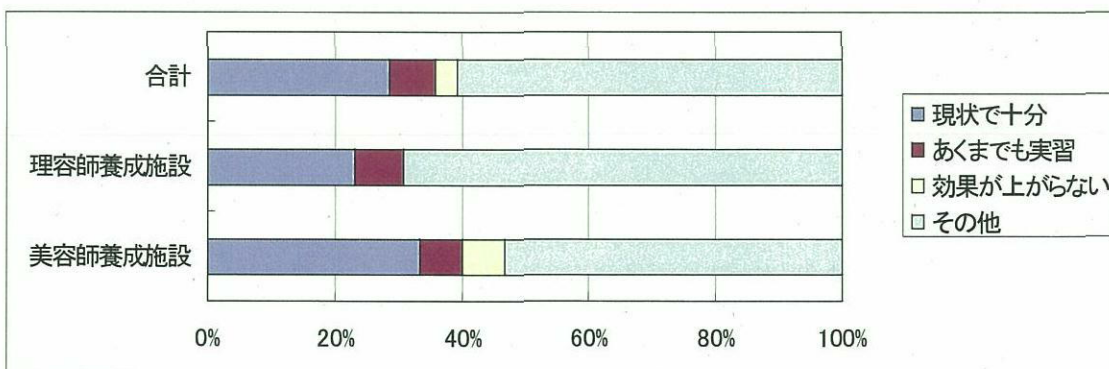
1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内としている実務実習時間について、「拡大する必要がある」は87件（48.3%）、「拡大する必要がない」は28件（15.6%）、「どちらとも言えない」は65件（36.1%）となっている。



「拡大する必要がある」とした87件について、その理由をみると、「1日の流れを把握する必要がある」が30件（34.5%）と最も多くなっている。

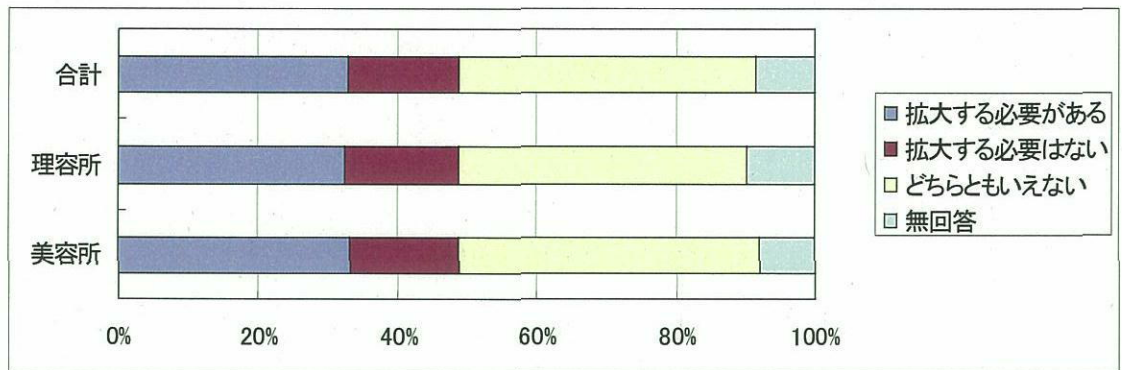


また、「拡大する必要がない」とした28件について、その理由をみると、「現状で十分」が6件（28.6%）と最も多くなっている。

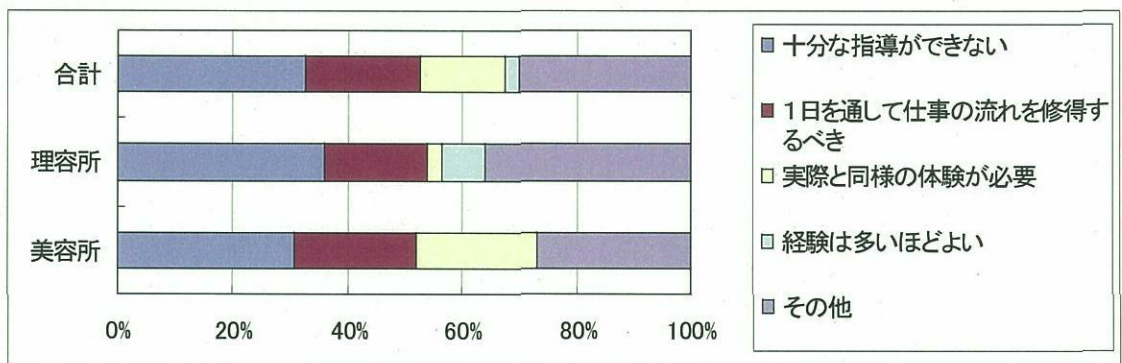


② 理容所・美容所の状況

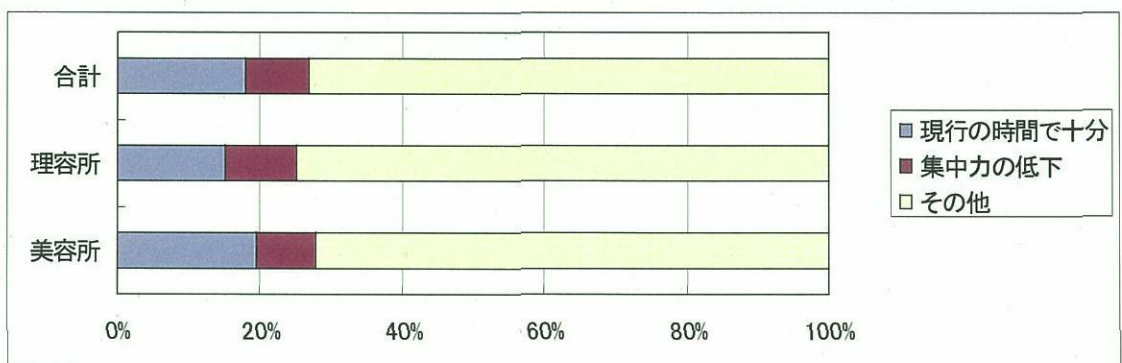
「拡大する必要がある」は114件（32.8%）、「拡大する必要はない」は56件（16.1%）、「どちらともいえない」は148件（42.5%）となっている。



「拡大する必要がある」とした114件について、その理由をみると、「十分な指導ができない」が37件（32.5%）と最も多くなっている。



また、「拡大する必要はない」とした56件について、その理由をみると、「現行時間で十分」が10件（17.9%）と最も多くなっている。



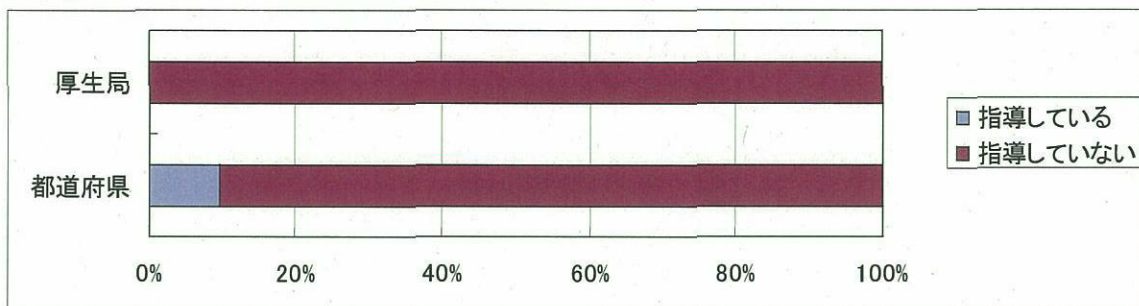
(2) 理容所及び美容所での指導状況

ア 1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生数

(ア) 実務実習生数に関する指導状況

1人の理容師又は美容師が指導する「実務実習生の数について指導を行っている」厚生局は0件(0.0%)、都道府県は2件(9.5%)となっている。

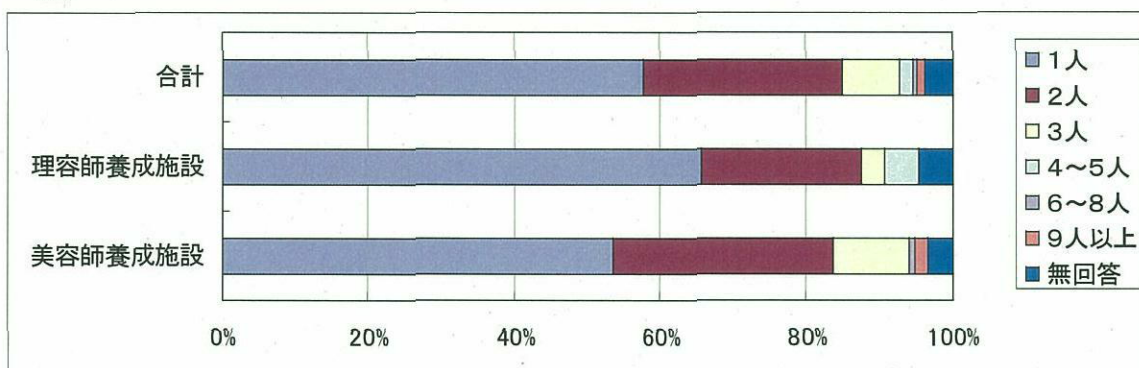
なお、指導を行っている2県では、「1人」又は「2人」とするよう指導している。



(イ) 理容師又は美容師の指導状況

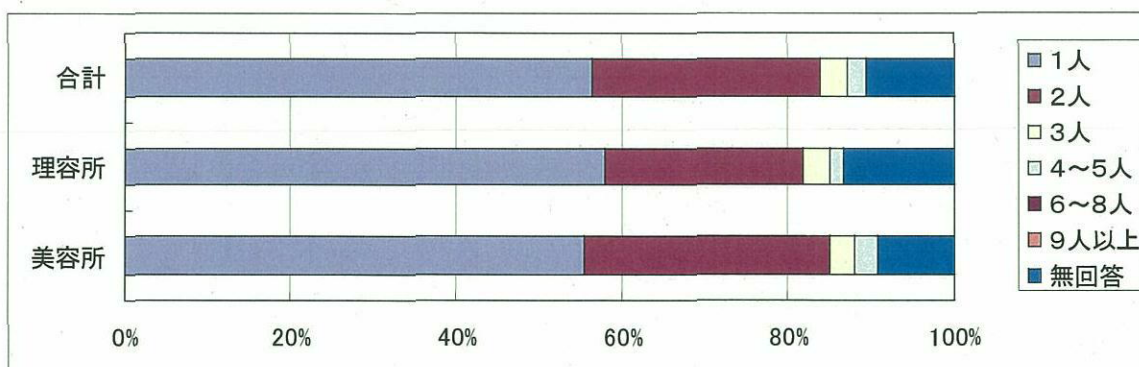
① 養成施設の状況

1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生数について、「1人」が104件(57.8%)、「2人」が49件(27.2%)、「3人」が14件(7.8%)となっている。



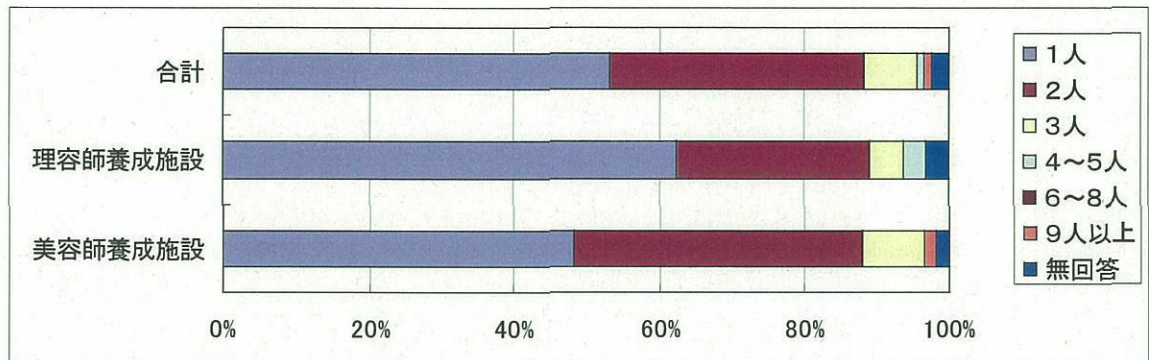
② 理容所・美容所の状況

1人の理容師又は美容師が指導する実務実習生数について、「1人」が196件(56.3%)、「2人」が96件(27.6%)、「3人」が11件(3.2%)、「4~5人」が8件(2.3%)となっている。



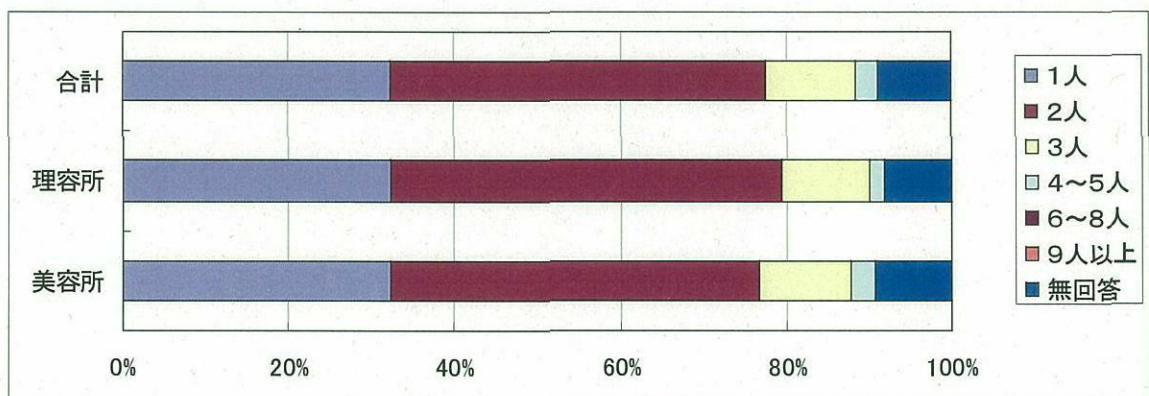
(ウ) 1人の理容師又は美容師が指導する望ましい数

1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生の望ましい数について、「1人」は96件 (53.3%)、「2人」は63件 (35.0%)、「3人」は13件 (7.2%)、「4人」は2件 (1.1%)、「9人以上」が2件 (1.1%) となっている。



(エ) 1人の理容師又は美容師が同時に指導できる数

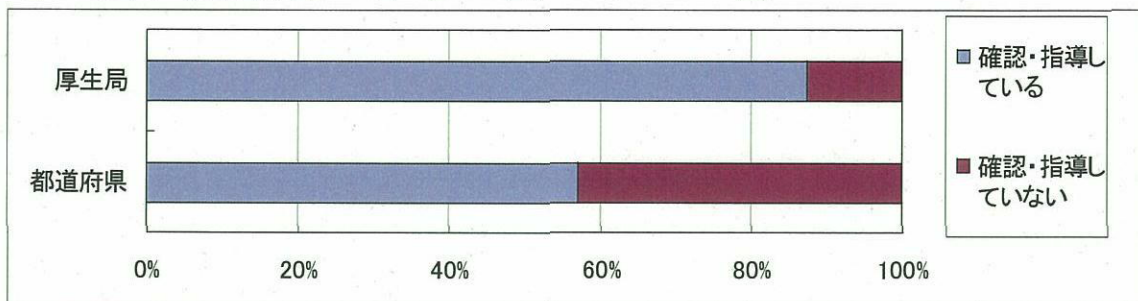
1人の理容師又は美容師が同時に指導できる実務実習生の数について、「1人」は112件 (32.2%)、「2人」は158件 (45.2%)、「3人」は38件 (10.9%)、「4~5人」は9件 (2.6%) となっている。



イ 実施計画及び実務記録

(ア) 実施計画・実務記録に関する指導状況

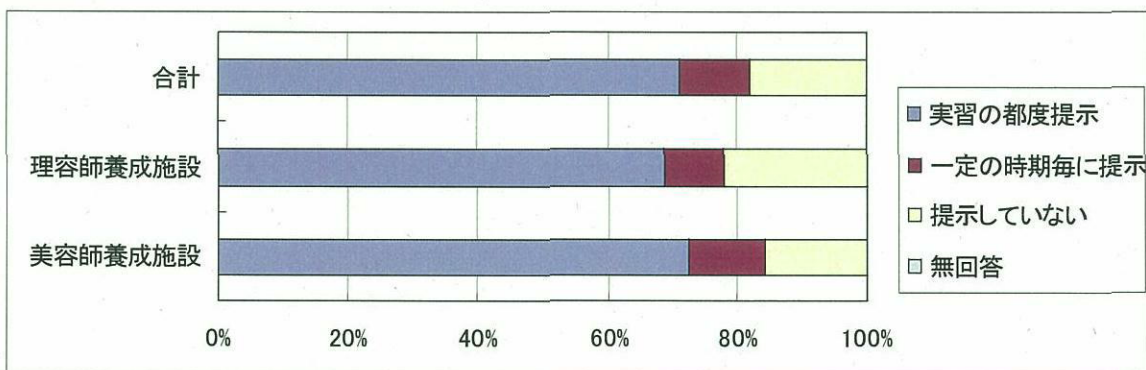
「実施計画の作成及び実務記録の評価を指導・確認している」厚生局は7件(87.5%)、都道府県は12件(57.1%)となっている。



(イ) 実施計画の提示状況

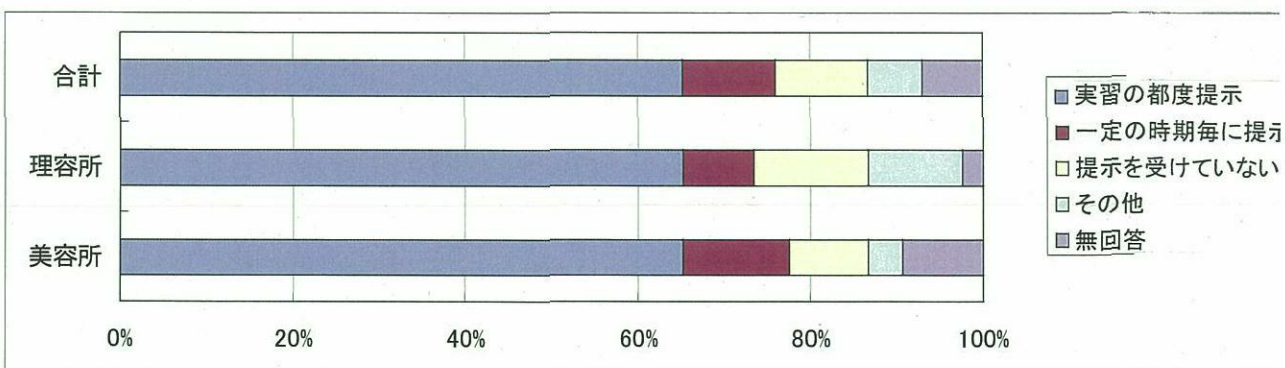
① 養成施設の状況

「実務実習の都度、実施計画を理容所又は美容所に提示している」は128件(71.1%)、「一定の時期ごとに提示している」は20件(11.1%)、「提示していない」は32件(17.8%)となっている。



② 理容所・美容所の状況

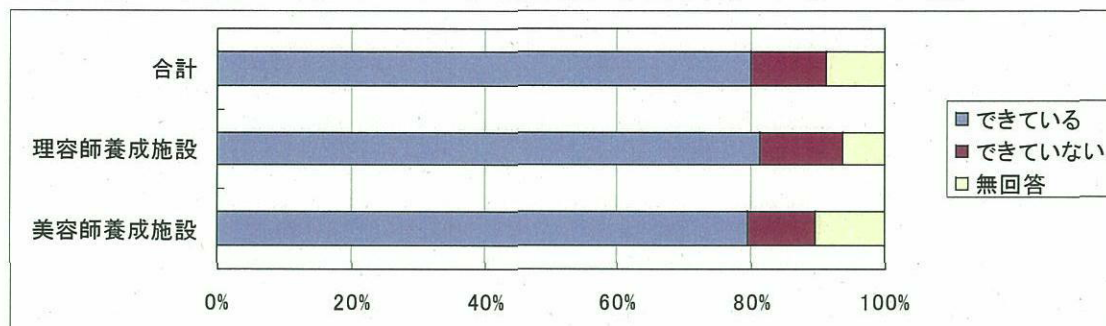
理容所又は美容所では、「実務実習の都度、実施計画の提示を受けている」は227件(65.2%)、「一定の時期ごとに提示を受けている」は38件(10.9%)、「提示を受けていない」は37件(10.6%)となっている。



(ウ) 実施計画どおりの実務実習

① 養成施設の状況

養成施設が作成した実施計画どおりの実務実習について、「できている」は144件（80.0%）、「できていない」は20件（11.1%）となっている。

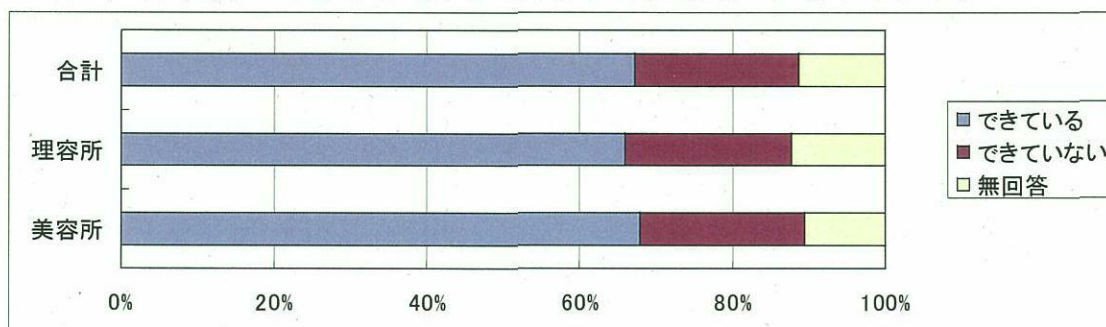


なお、計画どおりに「できていない」とした20件について、その理由は以下のとおりとなっている。

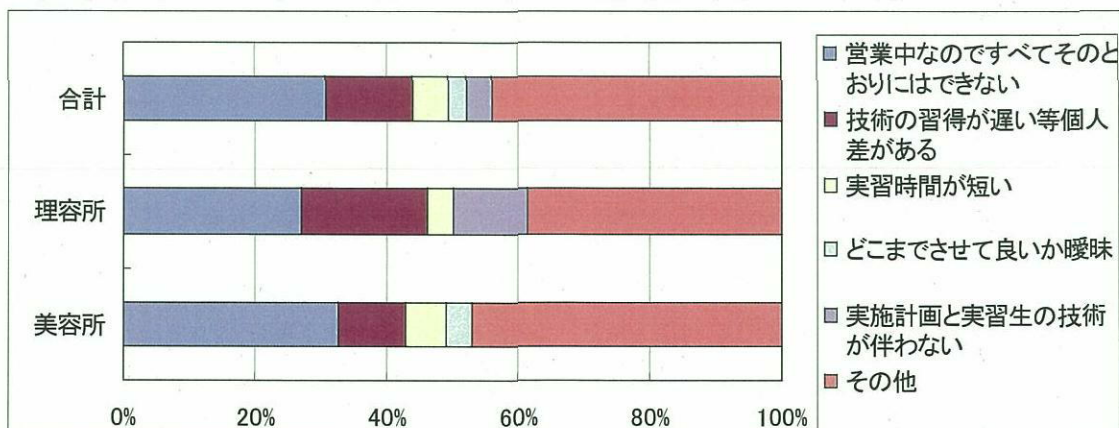
理容師養成施設	美容師養成施設
○店が忙しい ○受け入れ先でばらばら ○4時間以内という時間的問題	○営業状況の変化 ○4時間以内という時間的問題 ○受入美容所による ○基準と現場の内容があわない ○生徒のレベルと指導する美容師の判断

② 理容所・美容所の状況

養成施設が作成した実施計画どおりの実務実習について、「できている」は234件（67.2%）、「できていない」は75件（21.6%）となっている。



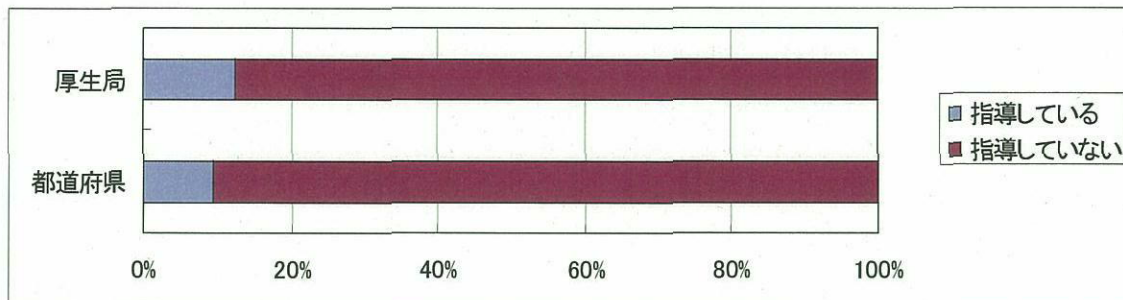
なお、計画どおりに「できていない」とした71件について、その理由をみると、「営業中なので」が23件（30.3%）と最も多くなっている。



ウ 1か所の理容所又は美容所に同一時間帯に送り出す実務実習生数

(ア) 実務実習生数に関する指導状況

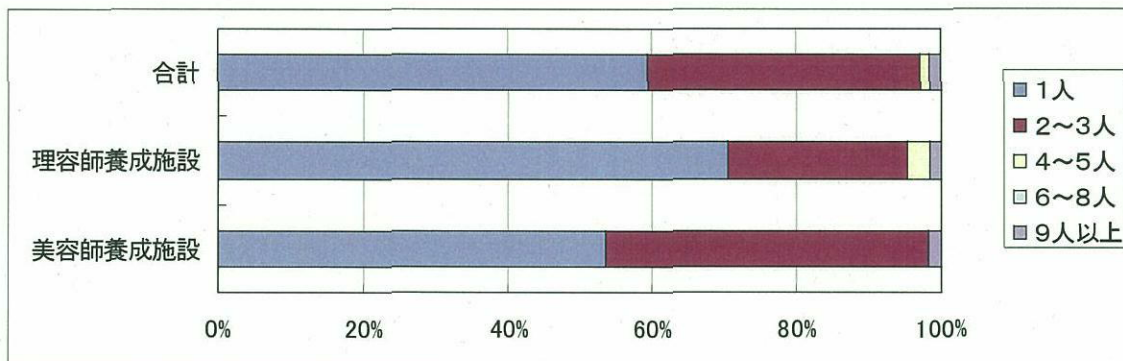
1か所の理容所又は美容所に同一時間帯に送り出す実務実習生の数について、「指導している」厚生局は1件(12.5%)、都道府県は2件(9.5%)となっている。



(イ) 1理容所又は美容所の実務実習生数

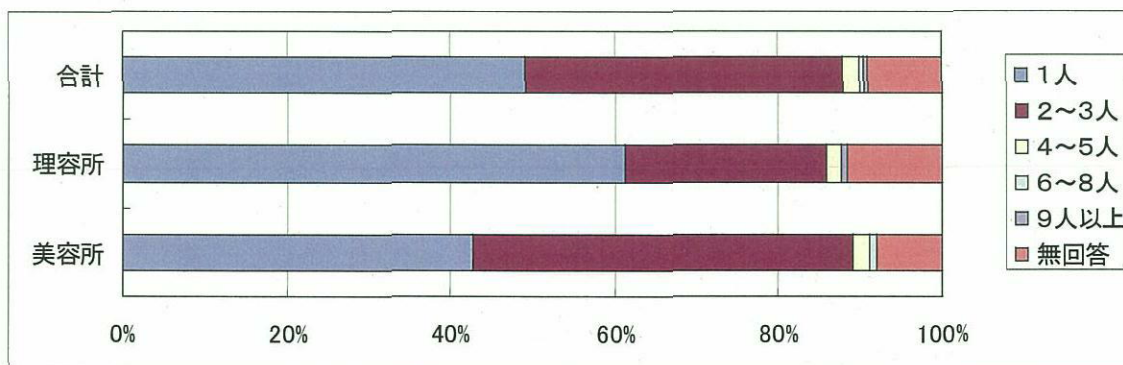
① 養成施設の状況

「1人」としている養成施設が107件(59.4%)と最も多く、「2～3人」68件(37.8%)、「9人以上」3件(1.7%)「4～5人」2件(1.1%)の順となっている。



② 理容所・美容所の状況

「1人」としている理容所・美容所が171件(49.1%)と最も多く、「2～3人」135件(38.8%)、「4～5人」7件(1.8%)の順となっている。

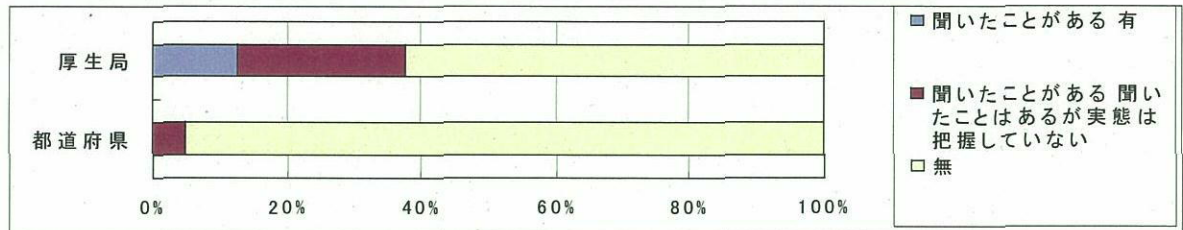


(3) 理容行為・美容行為の状況

ア 無料で行う理容行為・美容行為

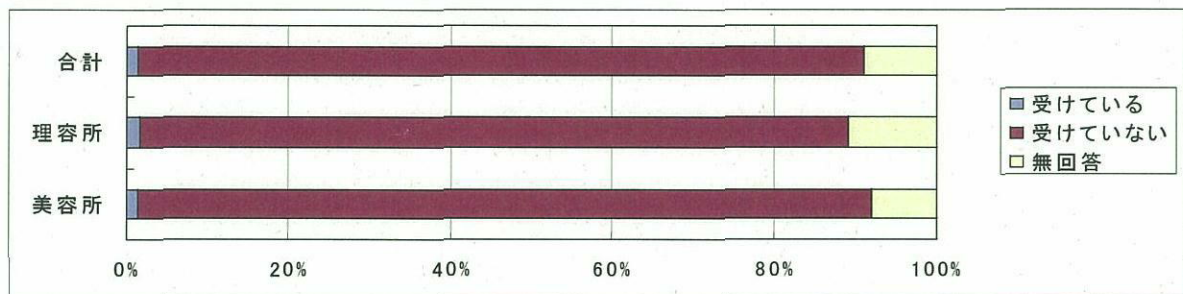
実務実習生が行う理容行為又は美容行為について、「無料で行う等、近隣の理容所又は美容所から経営の圧迫をうけている実態がある又は聞いたことがある」としている厚生局は3件(37.5%)、都道府県は1件(4.8%)となっている。

なお、「実態がある」とした厚生局1件(4.8%)については、指導できていない。



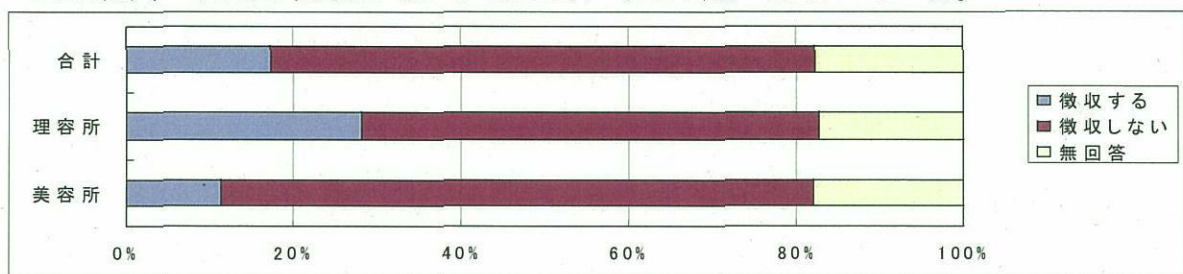
イ 実務実習生の受入れに関する苦情

実務実習生を受け入れる場合において、近隣の理容所又は美容所から「苦情を受けている」は5件(1.4%)、「苦情は受けていない」は312件(89.7%)となっている。

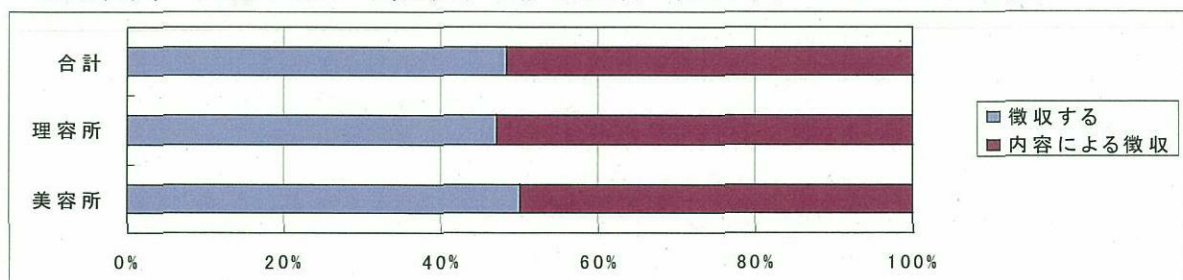


ウ 代金の徴収

実務実習生が行う理容行為又は美容行為に対し、「料金を徴収する」は60件(17.2%)、「代金を徴収しない」は226件(64.9%)となっている。



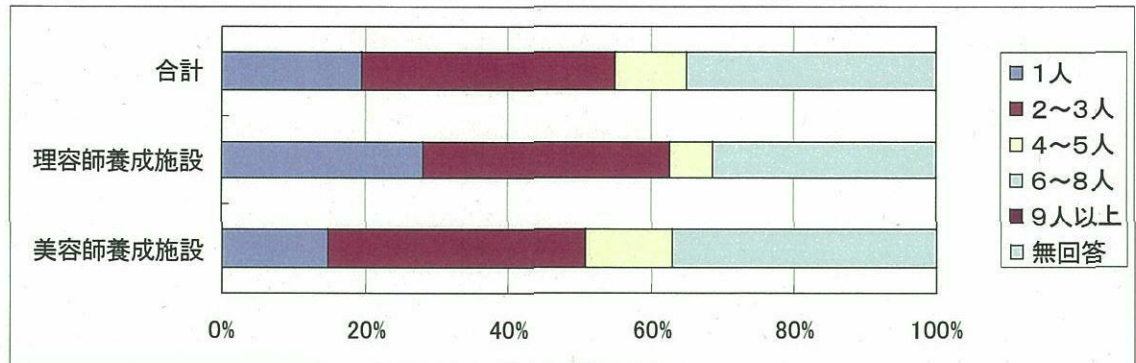
また、「代金を徴収する」57件のうち、「内容にかかわらず徴収する」が29件(48.3%)、「内容によって徴収する」が31件(51.7%)となっている。



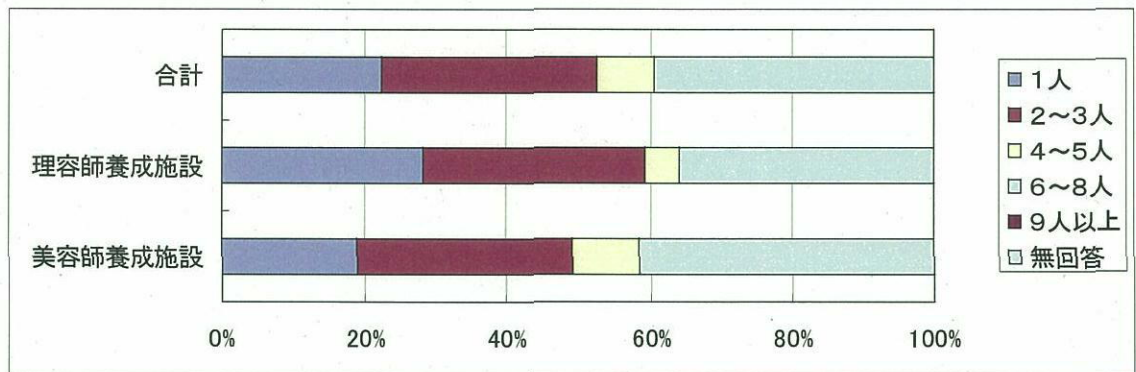
エ 顧客の状況

① 養成施設の状況

1 人の実務実習生の 1 日当たりの平均顧客数について、実施計画上では、「2～3 人」64 件（35.6%）、「1 人」35 件（19.4%）が多い。

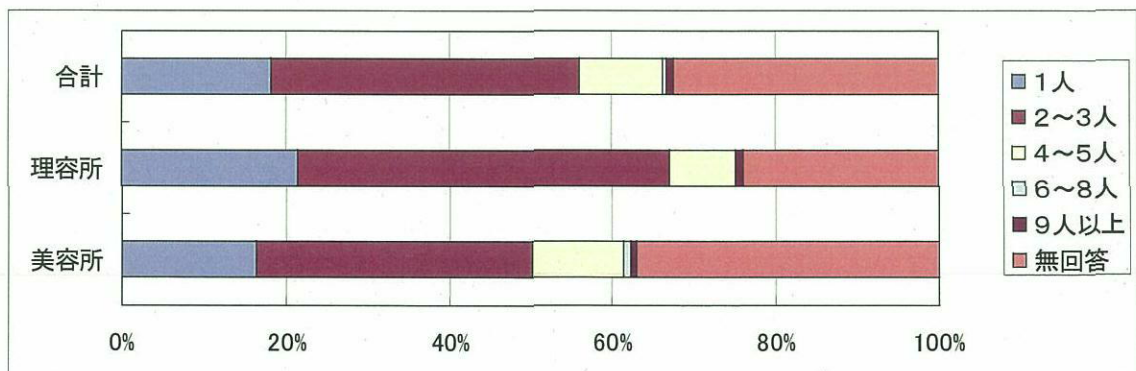


また、実行上においても、「2～3 人」55 件（31.1%）、「1 人」40 件（22.2%）が多くなっている。

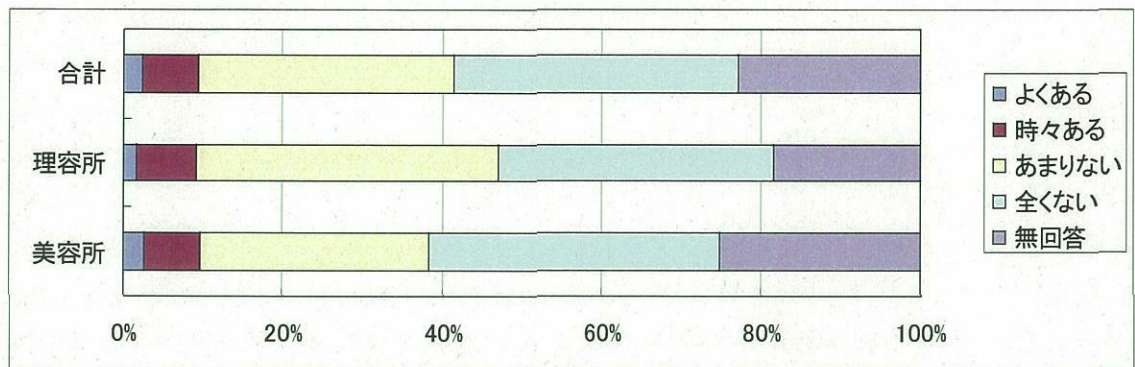


② 理容所・美容所の状況

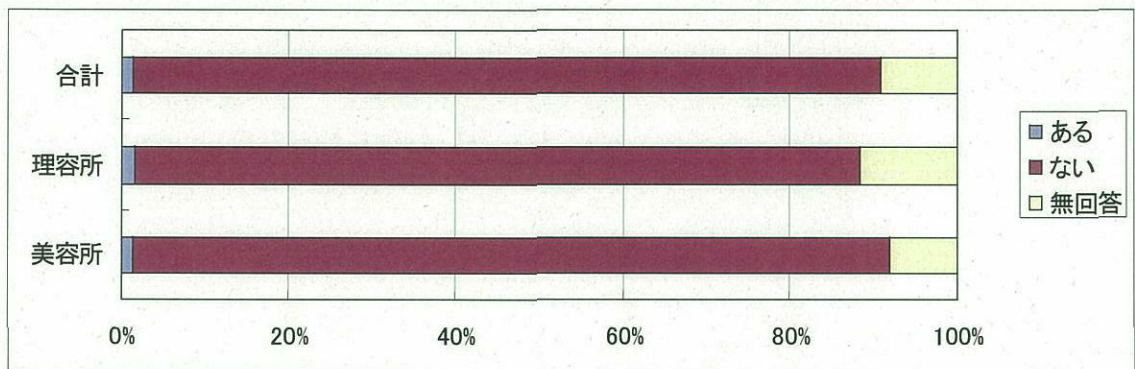
1 人の実務実習生の 1 日当たりの平均顧客数は、「2～3 人」が 132 件（37.9%）が最も多く、「1 人」63 件（18.1%）、「4～5 人」35 件（10.1%）、「9 人以上」3 件（0.9%）、「6～8 人」2 件（0.6%）の順になっている。



また、実習生が行う理容行為又は美容行為について、顧客に断られることが「よくある」は8件(2.3%)、「時々ある」は25件(7.2%)、「あまりない」は111件(31.9%)、「全くない」は125件(35.9%)となっている。



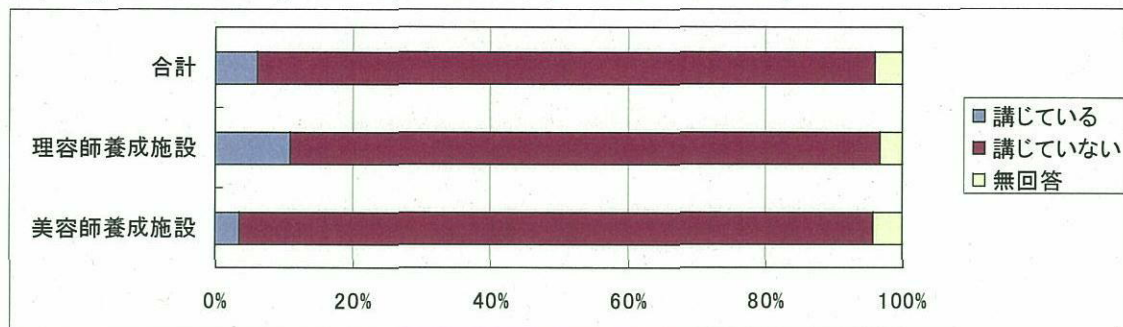
なお、「1人の実習生が1人の顧客に対して最初から最後まで理容行為又は美容行為を行っている」ものは5件(1.4%)となっている。



オ 顧客の確保方策

① 養成施設の状況

実務実習生の顧客を確保するための方策について、「講じている」は10件（5.7%）、「講じていない」は160件（90.9%）となっている。

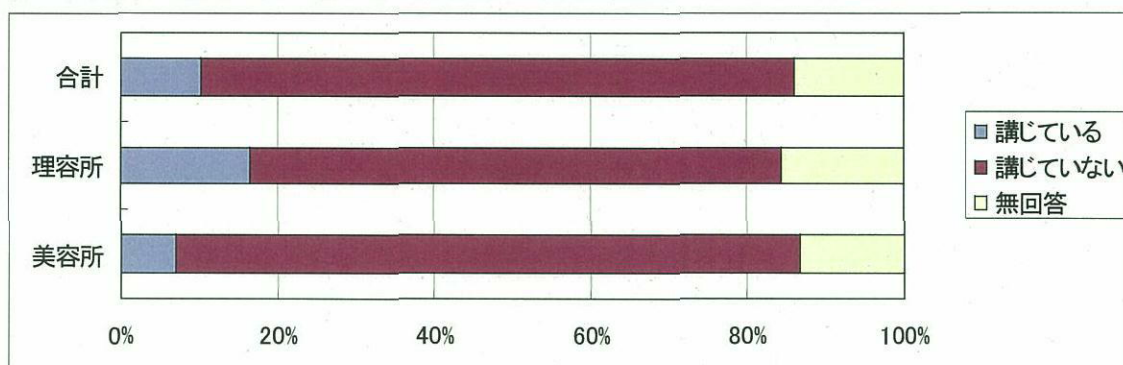


「講じている」とした11件について、その内容をみると以下のとおりとなっている。

理容師養成施設	美容師養成施設
○保護者等へのお願い ○当所理容所においての実務実習であるため ○モデル計画表を作成 ○店への働きかけ ○予約により確実に実施 ○学校関係者の来店	○保護者への協力要請 ○接客マナーの重点的指導 ○自主的、積極的な顧客へのアプローチ

② 理容所・美容所の状況

実務実習生の顧客を確保するための方策について、「講じている」は36件（10.7%）、「講じていない」は252件（74.8%）となっている。



「講じている」とした36件について、その内容をみると以下のとおりとなっている。

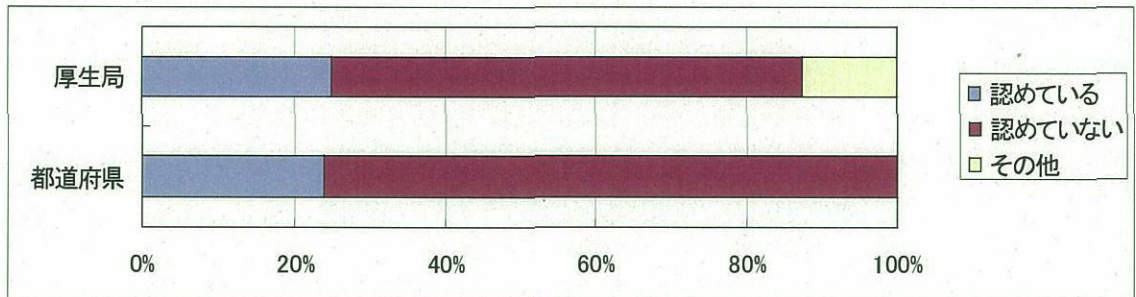
理容所	美容所
○何らかのお礼 ○親類、友人、知人等をお願いする ○スタッフの協力 ○自分の判断 ○接客・マナーの勉強 ○モデル表の作成 ○モデルをお願いする ○実習生であることを明確にする	○お店のスタッフがモデルになる ○名前を覚えてもらう ○受入の意思表示をしている ○補佐的な仕事を多くさせるようにしている ○タウン情報誌・店内ポスターの掲示 ○自己に積極的にアプローチさせる ○常連客、知人、友人に協力してもらう ○無料でモニター客になってもらう

(4) 選択必修科目の専門教育科目の校外実習（実務実習）

ア 校外実習に関する指導状況

「専門教育科目の校外実習の実施について認めていない」としている厚生局は5件（62.5%）、都道府県は16件（76.2%）となっている。

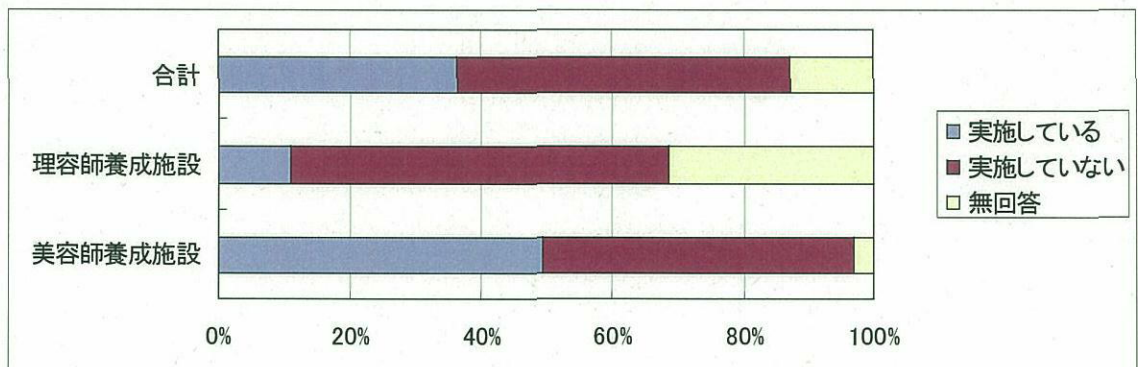
なお、認めている厚生局2件（25.0%）においては、実施計画・評価、実施時期、時間数・実施回数、実習施設、指導者・指導内容について指導を行っている。



イ 校外実習の実施状況

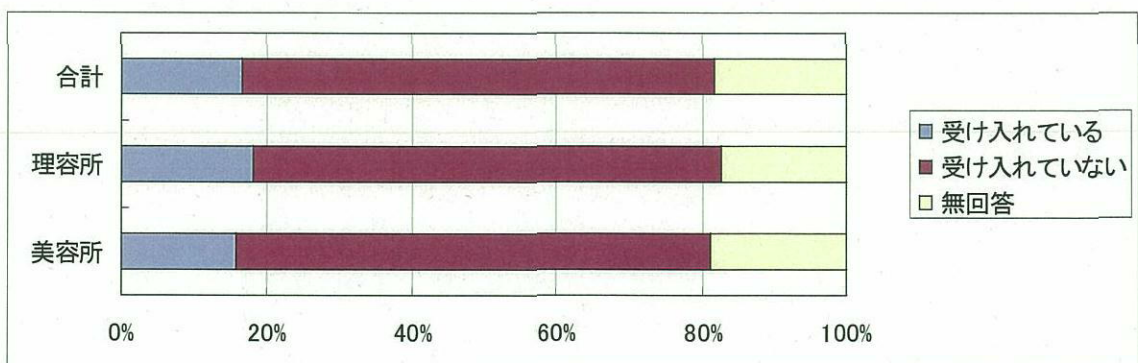
① 養成施設の状況

校外実習について、「実施している」は129件（36.3%）、「実施していない」は181施設（51.0%）となっている。



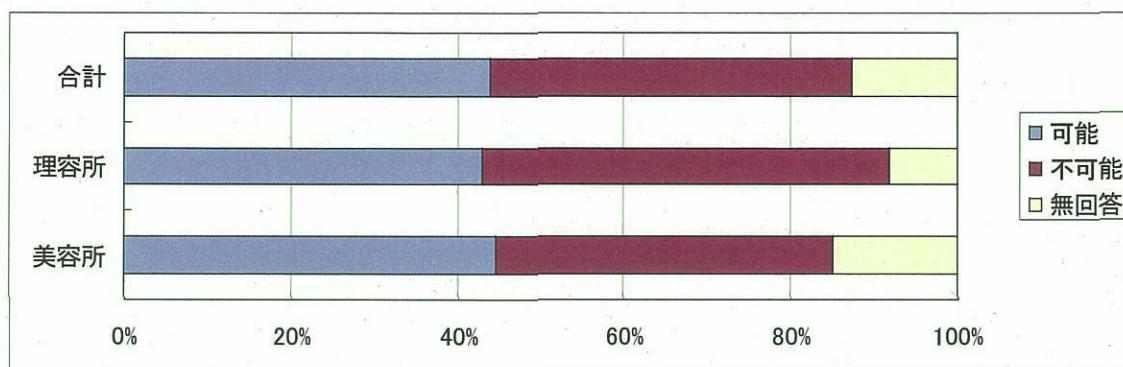
② 理容所・美容所の状況

校外実習の生徒について、「受け入れている」は56件（16.6%）、「受け入れていない」は226件（64.9%）となっている。

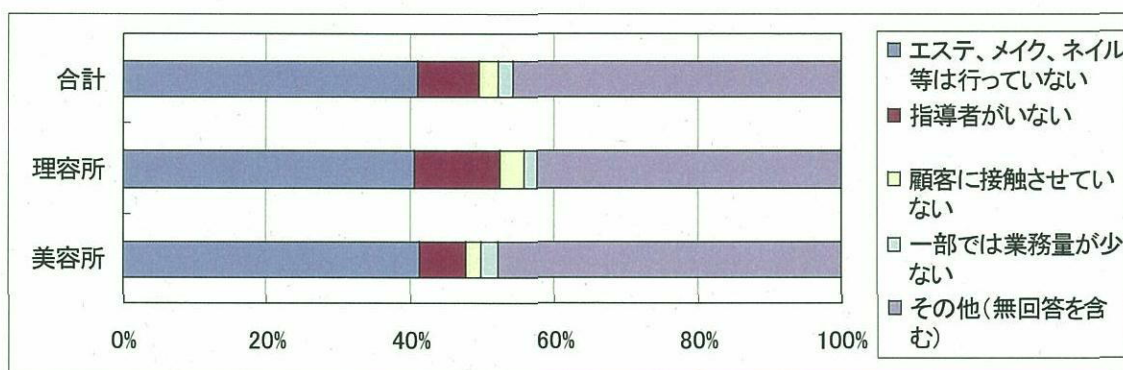


ウ 校外実習生の受入れの可否

校外実習生の受入れについて、「可能」は151件（44.8%）、「不可能」は151件（43.4%）となっている。



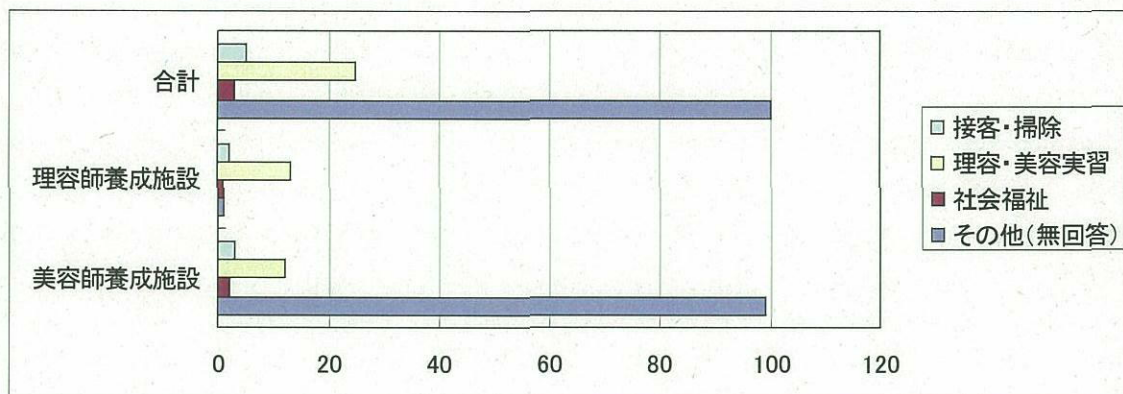
受入れが「不可能」とした142件について、その理由をみると、「エステ等を行っていない」が62件（41.1%）と最も多く、「指導者がいない」3件（8.6%）の順となっている。



エ 実施科目

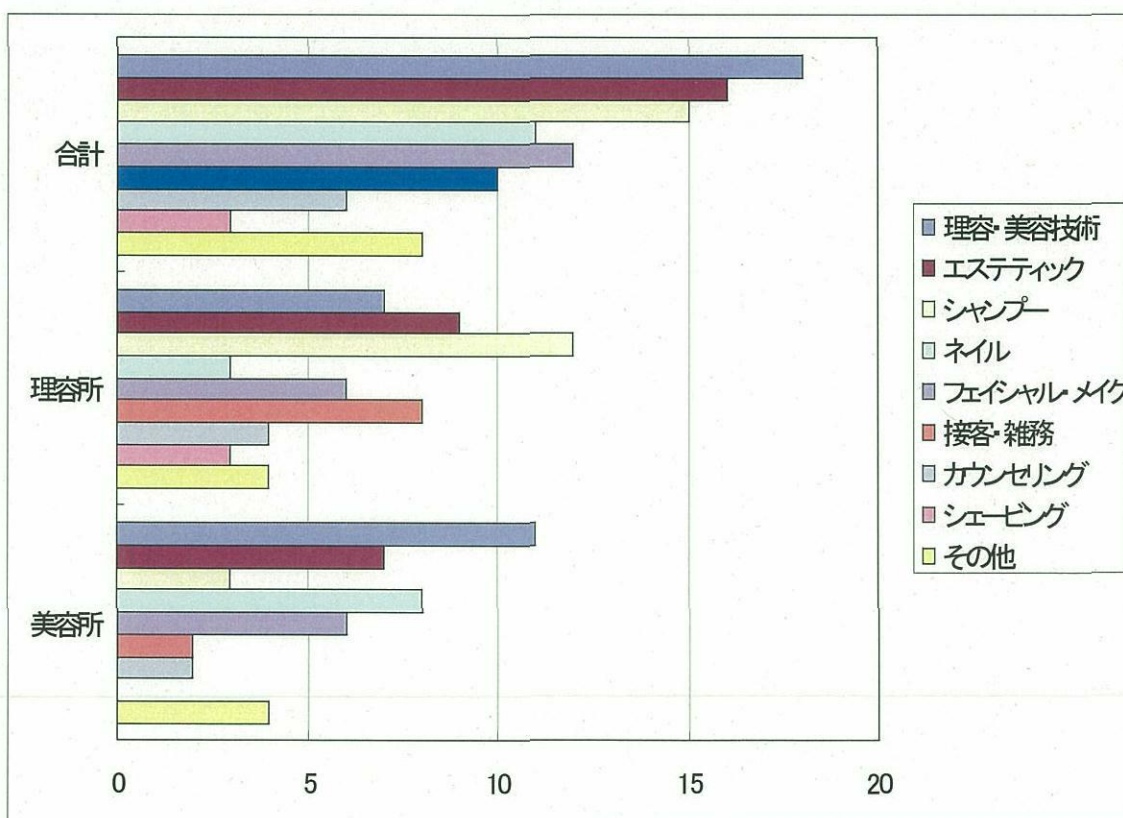
① 養成施設の状況

校外実習を行っている課目について、「理容・美容実習」が25件（19.4%）と最も多くなっている。



② 理容所・美容所の状況

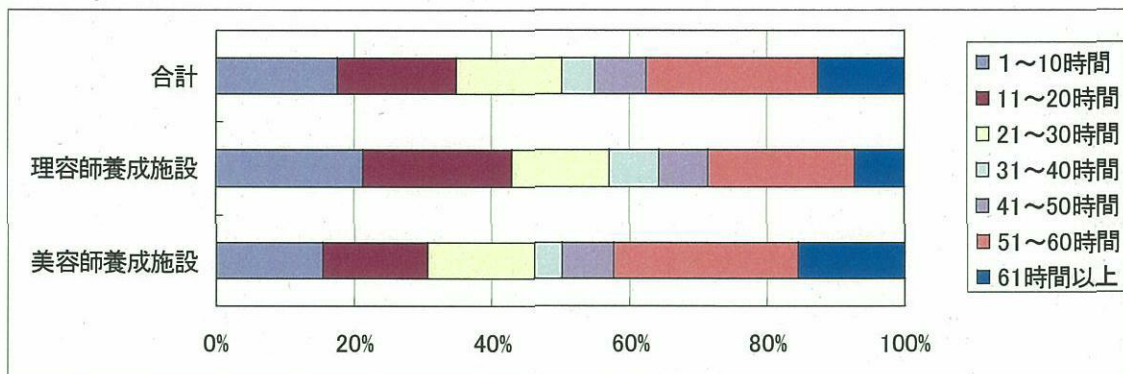
校外実習生を受け入れている課目について、「理容・美容技術」が18件（32.1%）と最も多く、「エステティック」16件（26.6%）、「フェイシャル又はメイク」12件（21.4%）、「ネイル」11件（19.6%）、「接客・雑務」10件（17.9%）の順となっている。



オ 実習時間

(ア) 年間実習時間

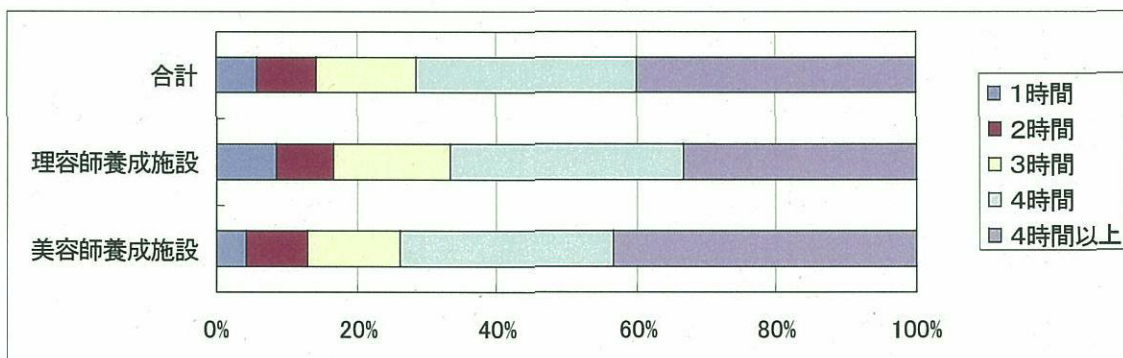
年間の実習時間について、「51～60時間」が10件（25.0%）と最も多く、「1～10時間」7件（17.5%）、「11～20時間」7件（17.5%）の順となっている。



(イ) 1日当たりの実習時間

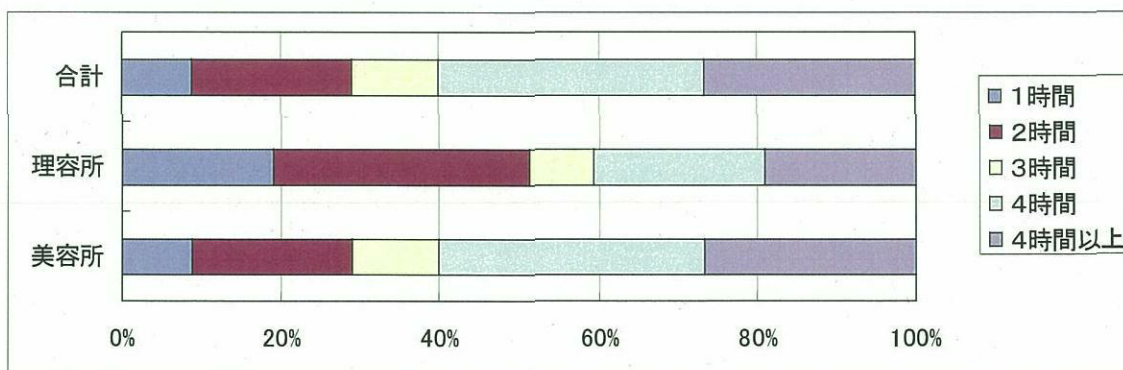
① 養成施設の状況

1日当たりの実習時間について、養成施設では、「4時間以上」が14件（40.0%）と最も多く、「4時間」11件（31.4%）、「3時間」5件（14.3%）の順となっている。



② 理容所・美容所の状況

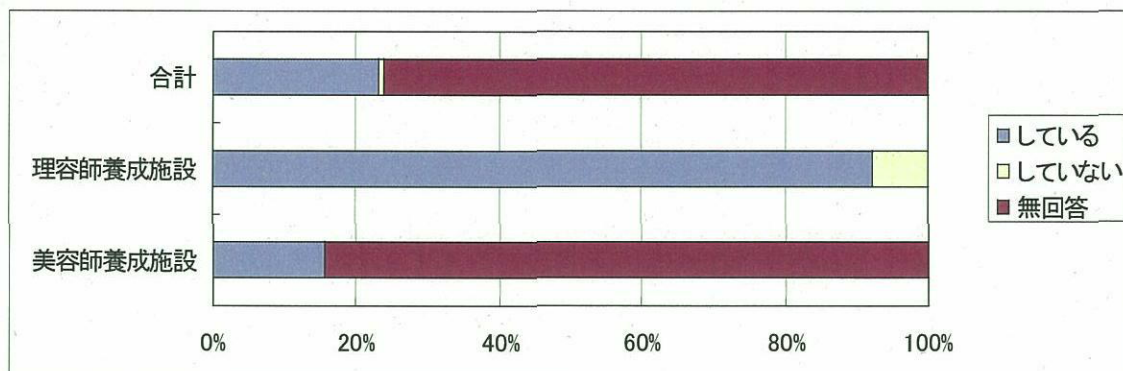
「4時間」が15件（33.3%）と最も多く、「4時間以上」12件（26.7%）、「2時間」9件（20.0%）の順となっている。



カ 実施計画及び実務記録

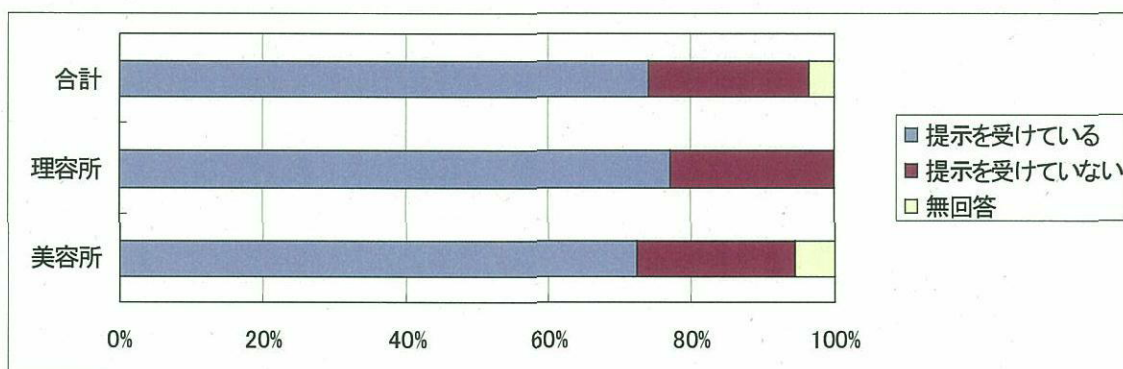
① 養成施設の状況

専門教科科目の実習を行うに当たっての実施計画の作成について、「作成している」は30件（23.3%）、「作成していない」は1件（0.8%）となっている。

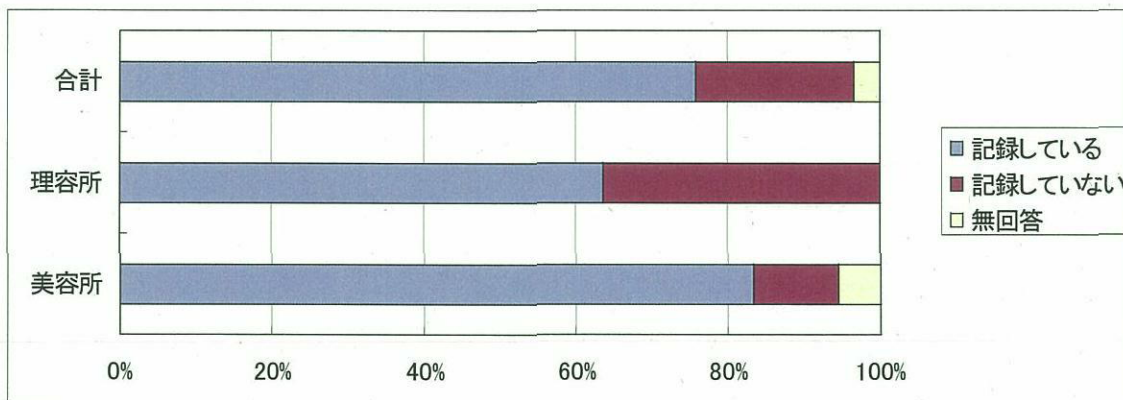


② 理容所又は美容所の状況

理容所又は美容所においては、「実施計画の提示を受けている」は、43件（74.1%）、「提示を受けていない」は13件（22.4%）となっている。



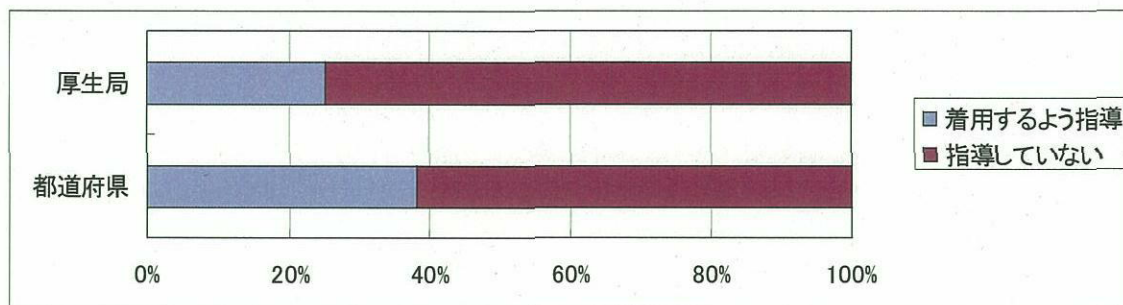
また、実務記録について、「記録している」は43件（74.1%）、「記録していない」は12件（20.7%）となっている。



(5) 名札等の着用

ア 名札等の着用に関する指導状況

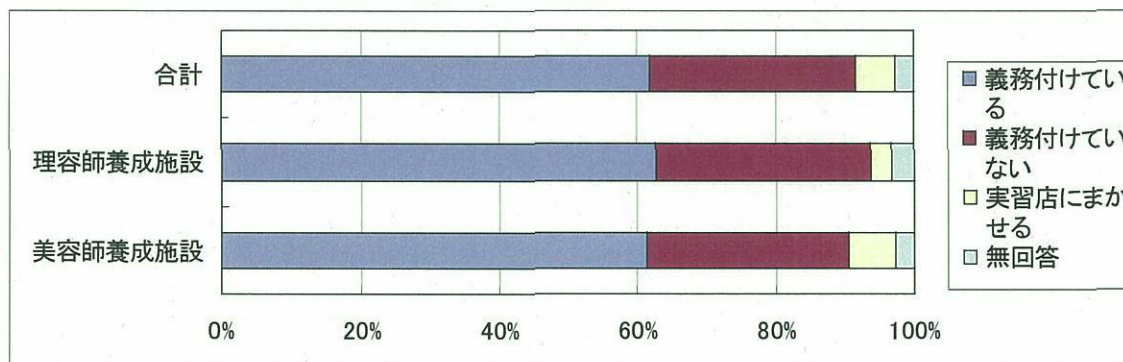
実務実習を行う際、実務実習生であることが顧客に認識できるよう「名札等の標識の着用の義務付けを指導している」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は8件（38.1%）となっている。



イ 名札等の着用状況

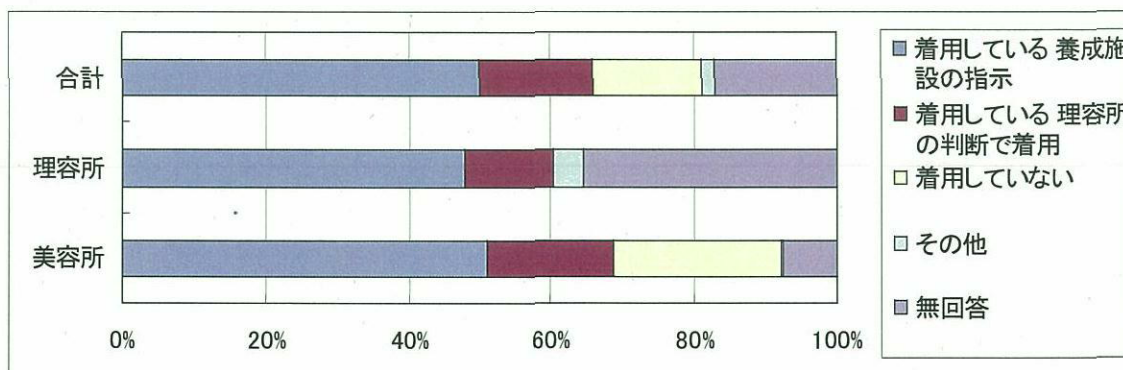
① 養成施設の状況

名札等について、「着用を義務付けている」は111件（61.7%）、「義務付けていない」は54件（30.0%）となっている。



② 理容所・美容所の状況

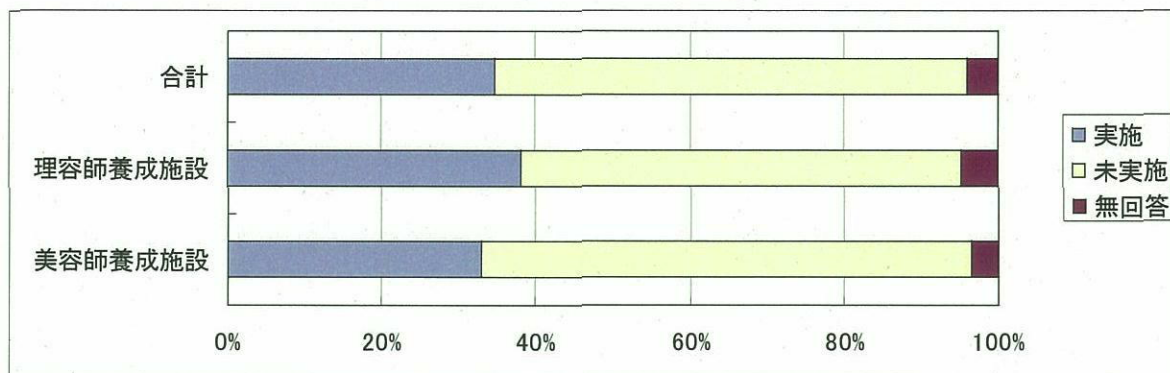
名札等の着用について、「着用している」は229件（65.8%）となっており、うち、「養成施設の指示により義務付けている」は174件（50.0%）、「理容所・美容所の判断で着用を義務付けている」は55件（15.8%）となっている。また、「着用していない」は53件（15.2%）となっている。



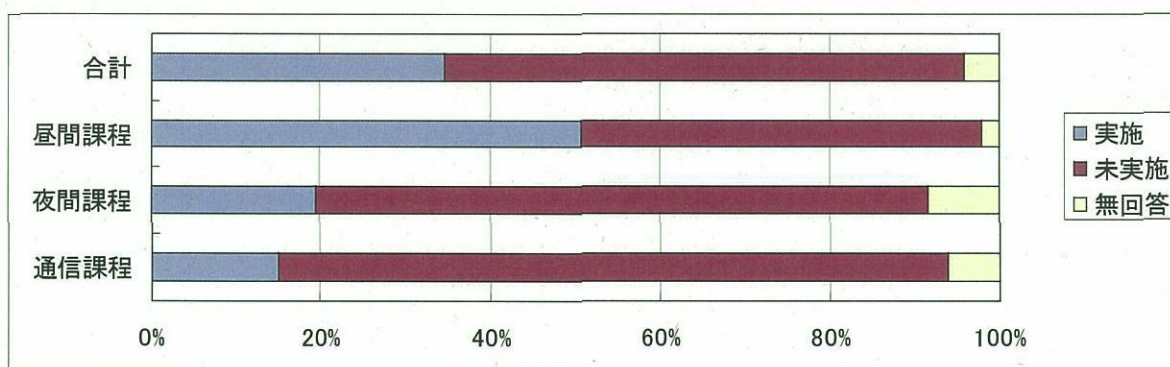
(6) 実務実習の実施状況

ア 実施状況

理容所又は美容所で行う実務実習について、「実施している」は34.6%、「実施していない」は61.4%となっている。



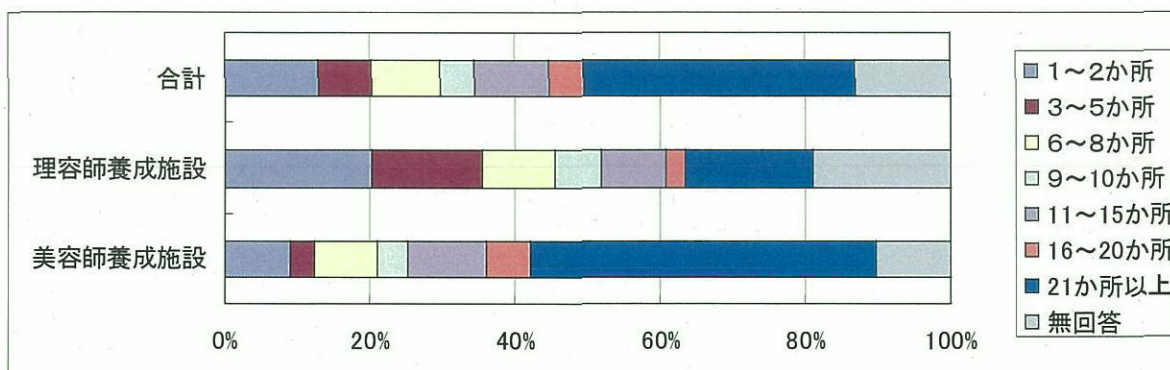
課程別に「実施している」養成施設をみると、「昼間課程」は180件 (50.7%)、「夜間課程」は7件 (19.4%)、「通信課程」は39件 (14.9%) となっている。



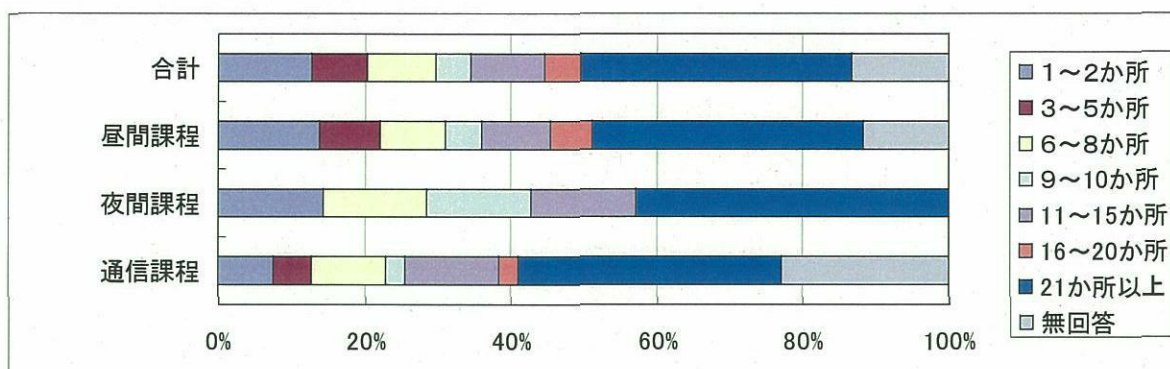
イ 委託及び受け入れの状況

① 養成施設の状況

実務実習を行う理容所又は美容所の委託数について、「21か所以上」が37.2%と最も多く、「1～2か所」が12.8%、「11～15か所」が10.2%、「6～8か所」が9.3%の順となっている。

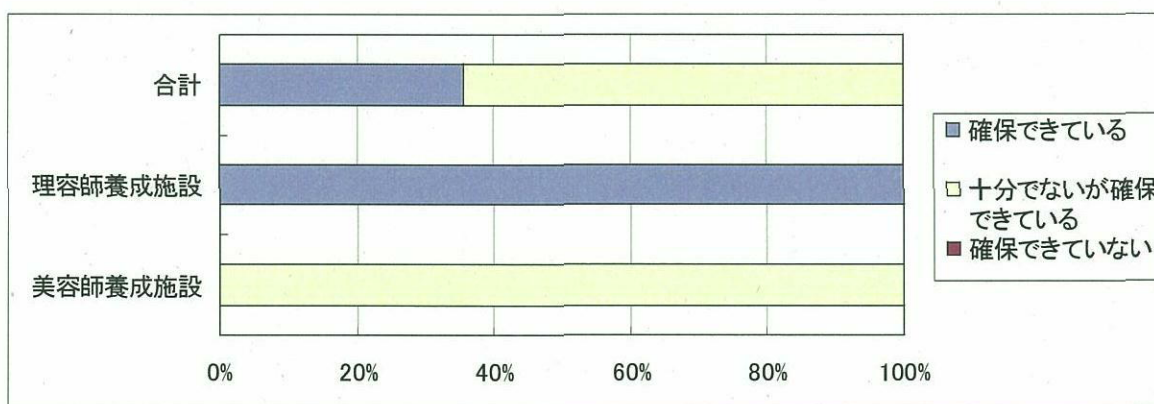


課程別にみると、「21か所以上」が最も多く、「昼間課程」は67件（37.2%）、「夜間課程」は3件（42.9%）、「通信課程」は14件（35.9%）となっている。



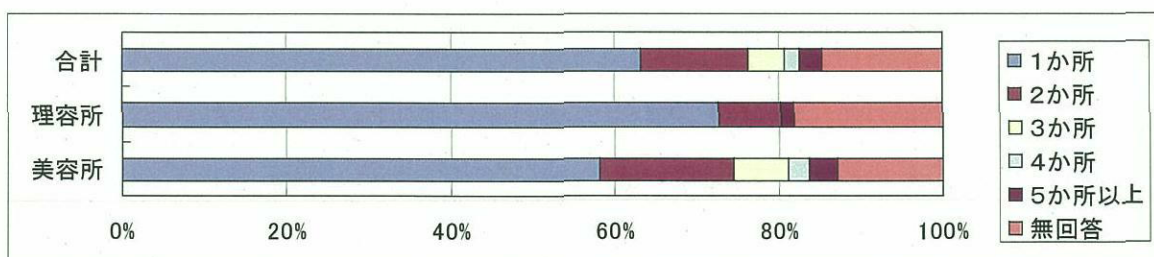
また、実習場所となる理容所・美容所数について、「十分に確保できている」は64件（35.6%）、「十分ではないが支障がない程度に確保できている」は116件（64.4%）となっている。

なお、理容師養成施設及び美容師養成施設別にみると、理容師養成施設では、「十分に確保できている」が64件（100.0%）、美容師養成施設では、「十分ではないが支障がない程度に確保できている」が116件（100.0%）となっている。

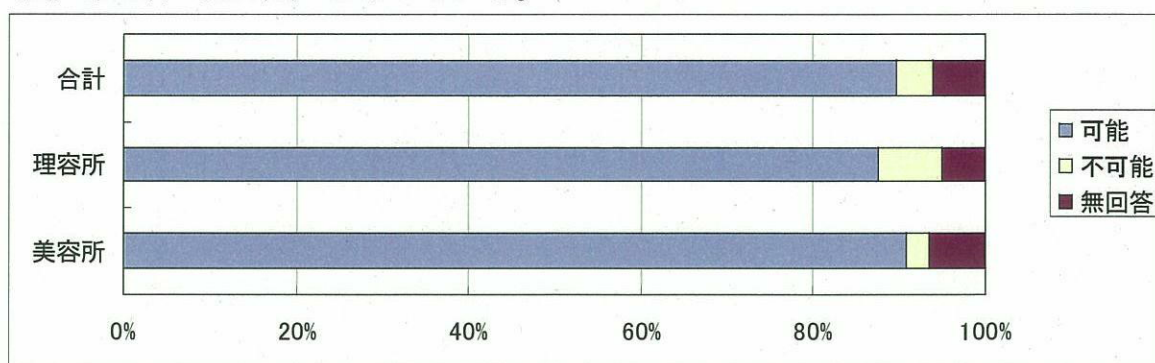


② 理容所・美容所の状況

1 理容所及び美容所が実務実習生を受け入れている養成施設数は、「1か所」が220件（63.2%）と最も多く、「2か所」が46件（13.2%）、「3か所」が15件（4.3%）の順となっている。



また、実務実習生の受入れの可否について、「可能」は312件（89.3%）、「不可能」は15件（4.3%）となっている。



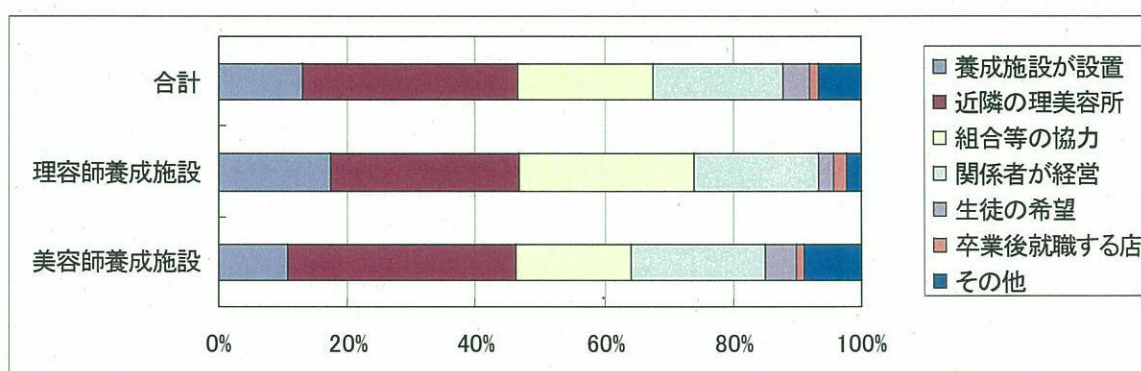
なお、「不可能」とした15件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

理容所	美容所
○ろう学校・矯正施設であるため ○人手不足のため、指導まで手が回らない ○実習生の指導に自信がない ○営業と両立できない	○高齢のため ○実習生の質の低下 ○1人で営業しているため ○客に接することができないため、営業に支障を来す ○どちらとも言えない

ウ 実務実習場所の選定について

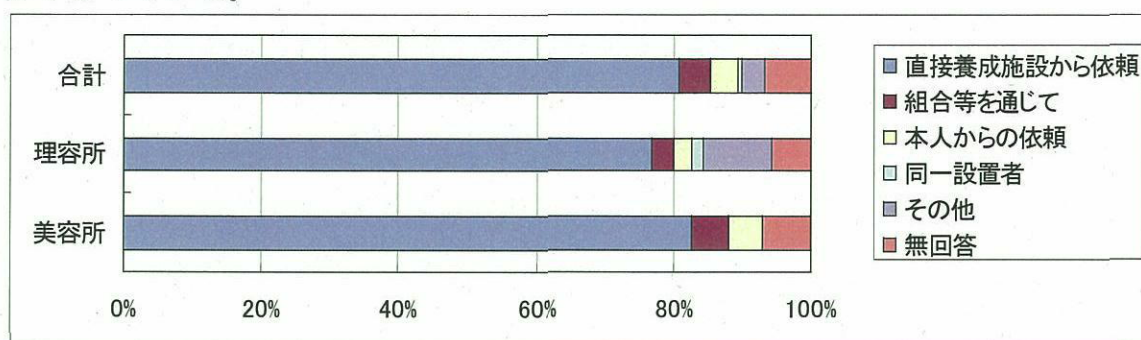
① 養成施設の状況

理容所又は美容所の選定方法に当たっては、「自ら近隣の理容所又は美容所にお願いしている」が91件（50.6%）と最も多く、「生活衛生同業組合等関係機関の下に選定している」が57件（31.7%）、「養成施設の関係者が経営する理容所又は美容所を選定している」55件（30.6%）、「養成施設が設置する理容所又は美容所を選定している」が35件（19.4%）の順となっている。



② 理容所・美容所の状況

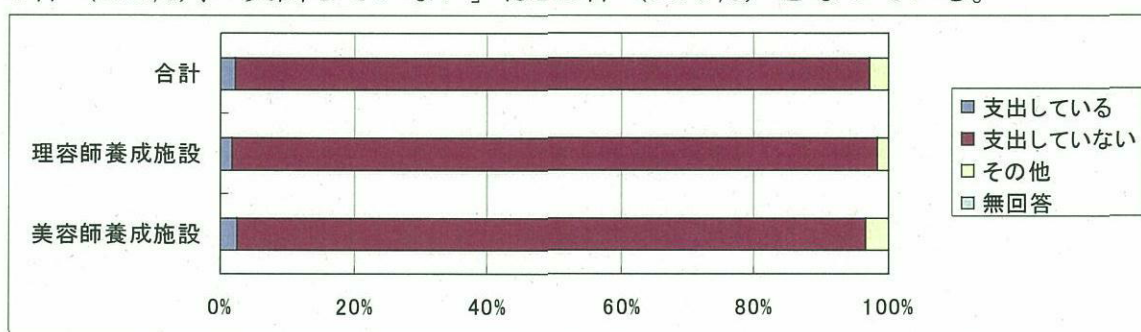
理容所又は美容所では、「直接、養成施設から依頼」が270件（80.1%）と最も多くなっている。



エ 理容所又は美容所に対する実務実習生の受入費用

① 養成施設の状況

理容所・美容所に対する実務実習生の受入費用について、「支出している」は4件（2.2%）、「支出していない」は171件（95.0%）となっている。

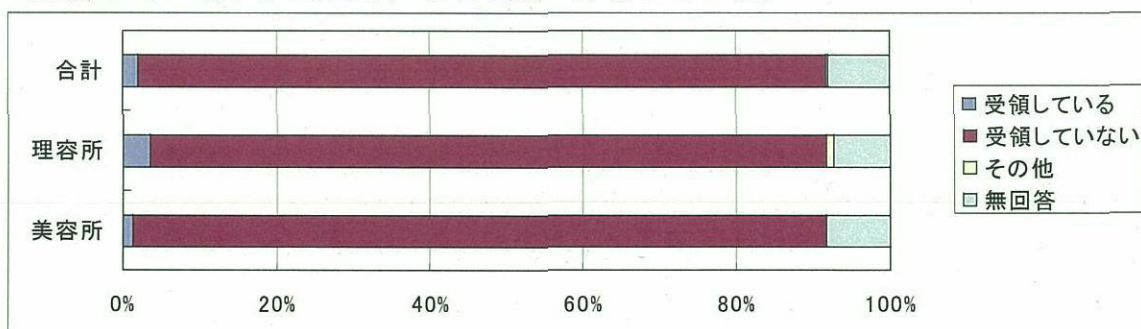


なお、「支出している」とした4件について、その内容をみると以下のとおりとなっている。

理容師養成施設	美容師養成施設
○10,000円	○謝礼として5,000円程度
	○10,000円
	○菓子折程度

② 理容所・美容所の状況

養成施設から実務実習の受入費用について、「受領している」は7件（2.0%）、「受領していない」は312件（89.7%）となっている。

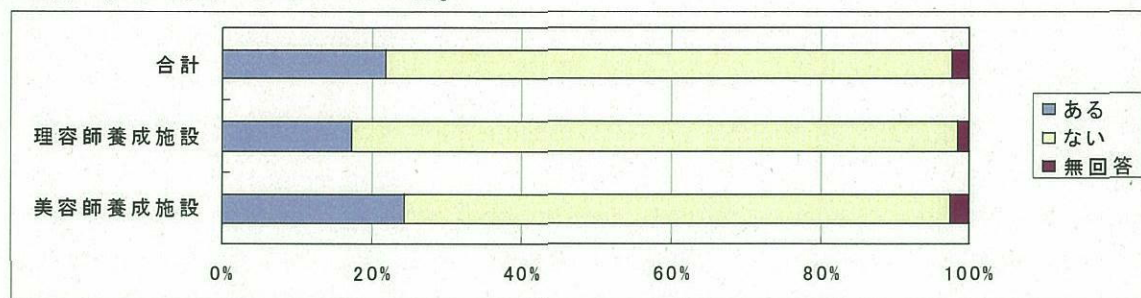


なお、「受領している」とした7件のうち、理容所2件、美容所1件については、「1万円」となっている。

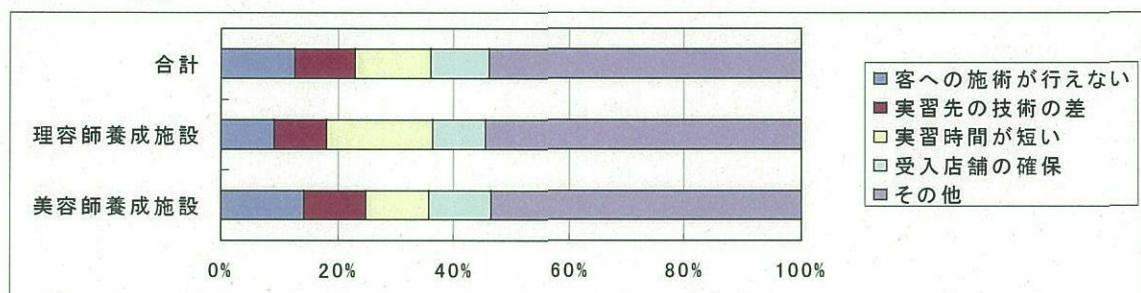
オ 実務実習に関する問題点

① 養成施設の状況

実務実習に関する問題点として、「問題がある」は39件（21.7%）、「問題がない」は137件（76.1%）となっている。

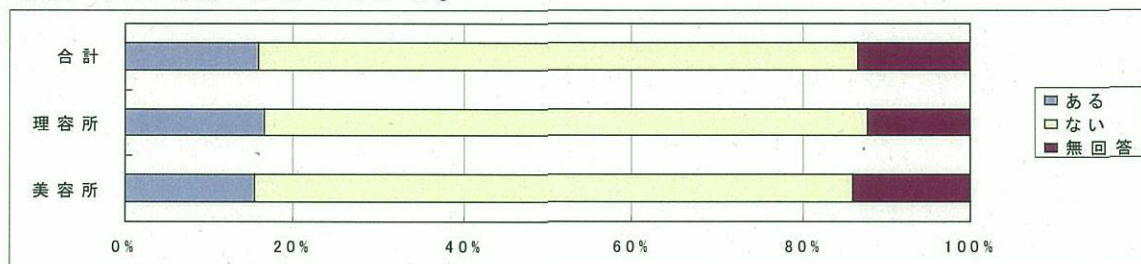


なお、養成施設において「問題がある」とした39件について、その内容をみると、「客への施術が行えない」5件（12.8%）、「実習時間が短い」5件（12.8%）が多くなっている。

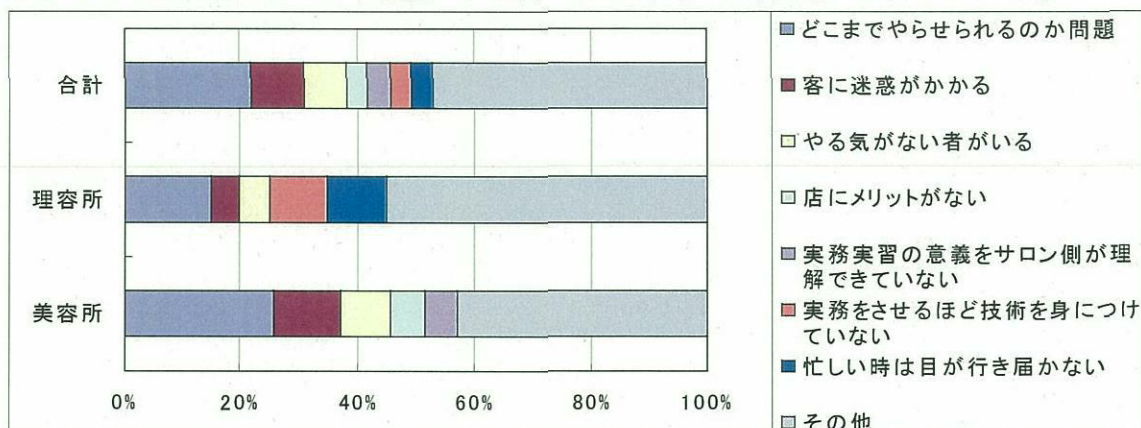


② 理容所・美容所の状況

実務実習に関する問題点として、「問題がある」は55件（15.8%）、「問題がない」は246件（70.7%）となっている。



理容所・美容所において「問題がある」とした55件について、その内容をみると、「どこまでやらせられるのか問題」が12件（21.8%）と最も多くなっている。



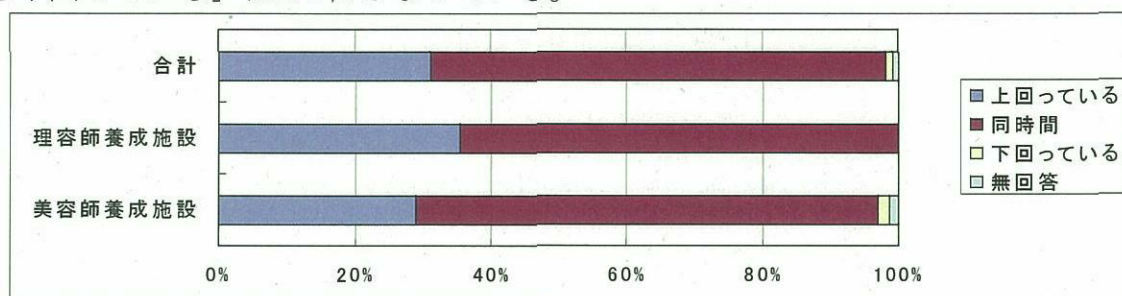
4 通信課程について

(1) 教育の充実について

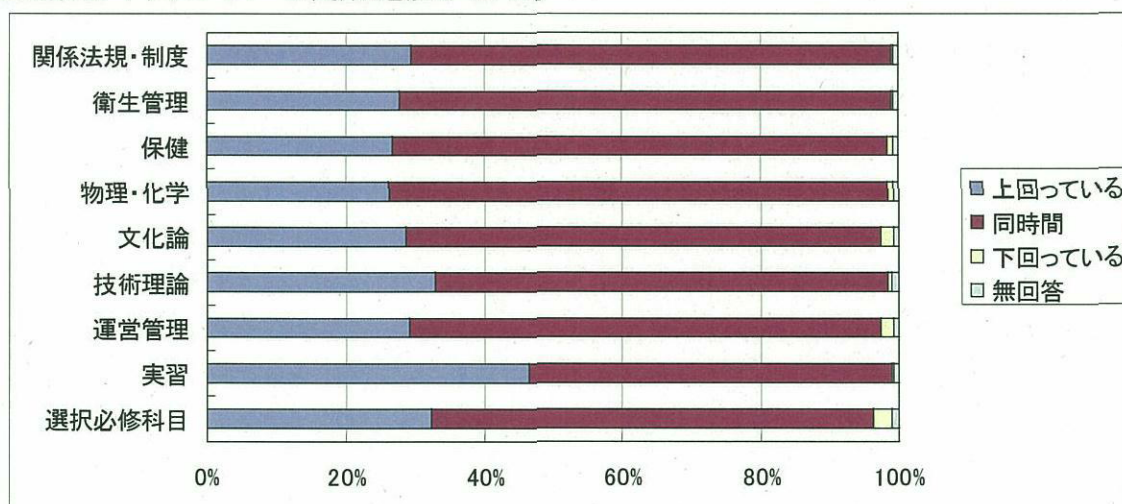
ア 面接授業について

(ア) 授業時間数について

面接授業の総授業時間数について、「基準となる授業時間数を上回っている」は31.1%、「基準となる授業時間数と同時間」は67.0%、「基準となる授業時間数を下回っている」は1.1%となっている。

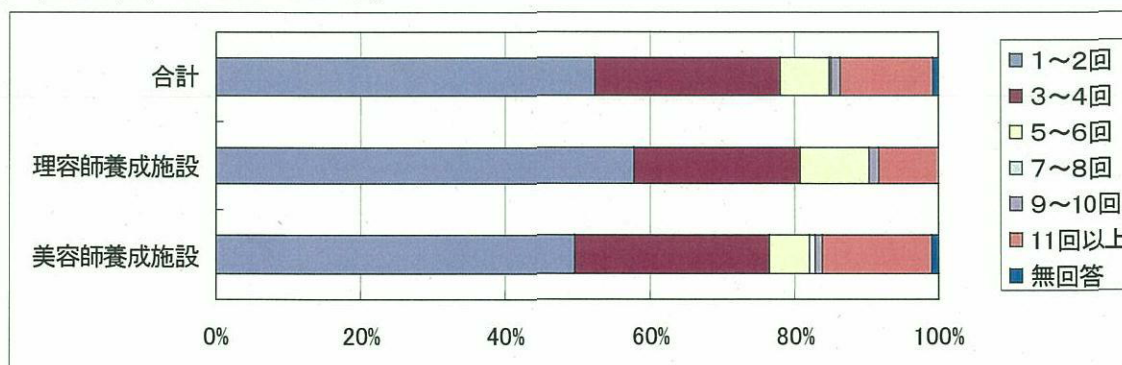


科目別にみると、それぞれの課目で1～7件(0.4～2.7%)が基準となる授業時間数を下回っている養成施設がある。

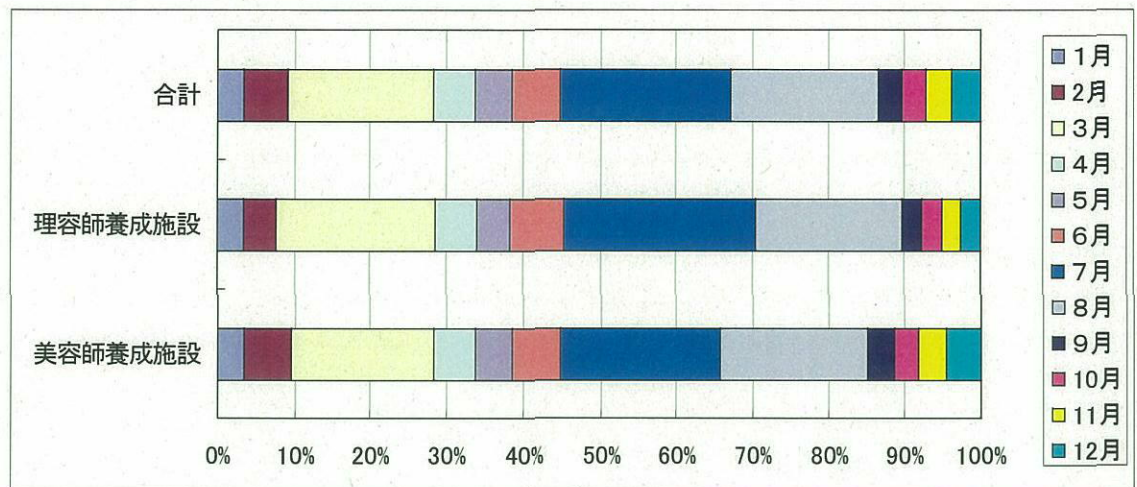


(イ) 実施回数及び実施時期

1年間の実施回数は、「1～2回」が137件(52.3%)と最も多く、「3～4回」は67件(25.6%)、「5～6回」は18件(6.9%)となっており、「11回以上」は34件(13.0%)となっている。

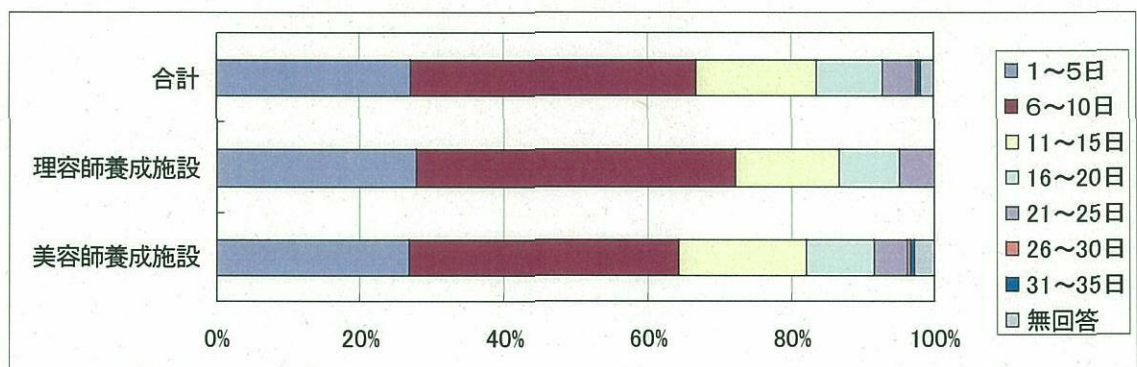


また、実施時期をみると、「7月」が206件（78.6%）と最も多く、「3月」及び「8月」179件（68.3%）、「2月」53件（20.2%）、「4月」50件（19.1%）の順となっている。



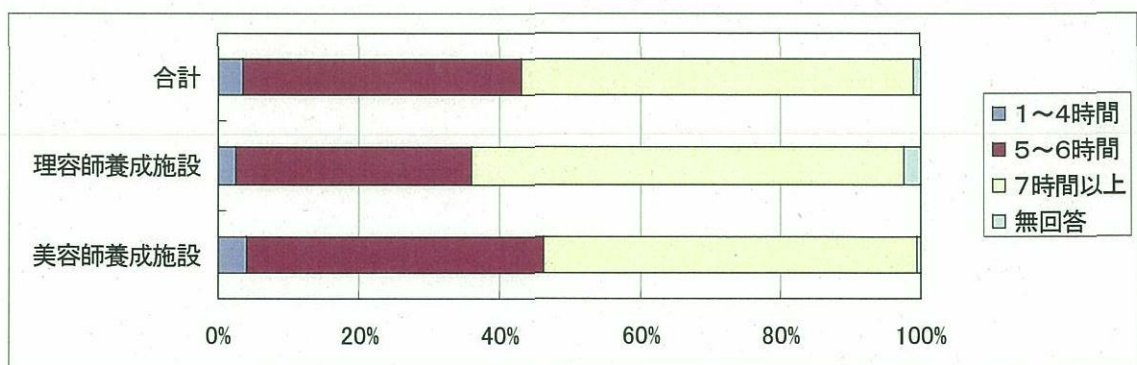
(ウ) 1回当たりの日数

1回当たりの面接授業の日数は、「6～10日」が104件（39.7%）と最も多く、「1～5日」が71件（27.1%）、「11～15日」が44件（16.8%）の順となっている。



(エ) 1日当たりの時間数

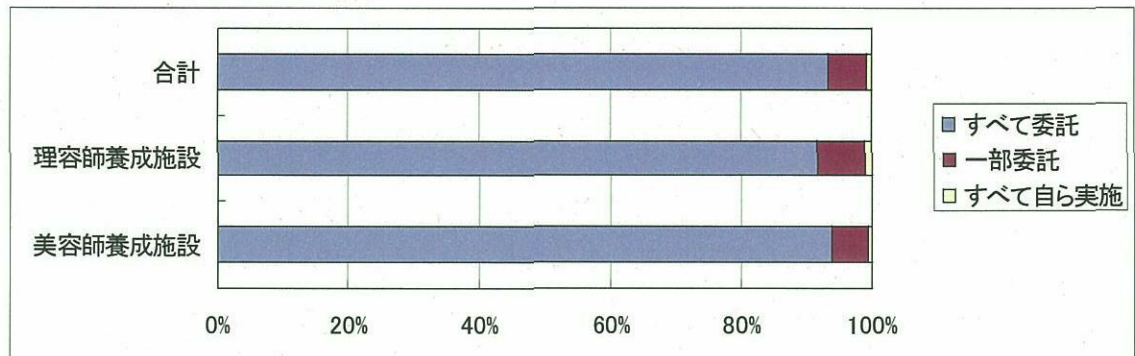
1日当たりの面接授業の時間数は、「7時間以上」が146件（55.7%）と最も多く、「5～6時間」が104件（37.9%）、「1～4時間」が9件（3.4%）の順となっている。



イ 添削指導について

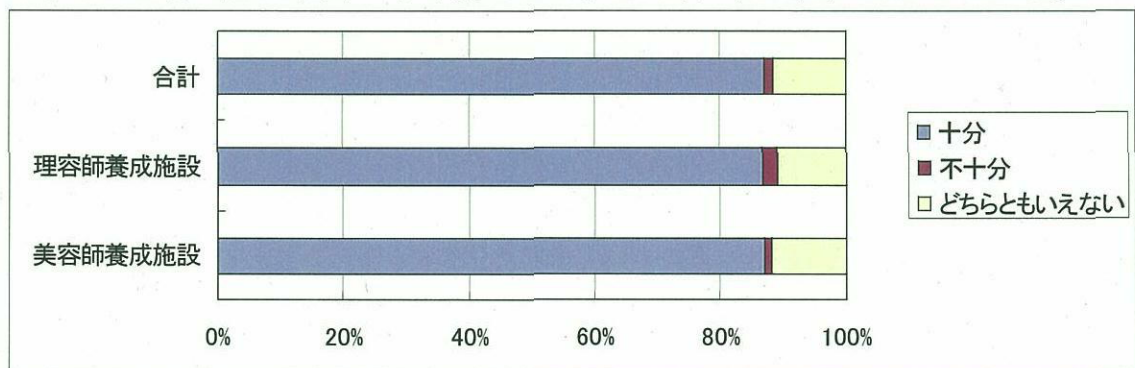
(ア) 委託状況

添削指導を社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」は244件（93.1%）、「一部委託」は16件（6.1%）、「すべて自らの養成施設で実施」は2件（0.8%）となっている。



(イ) 内容

社団法人日本理容美容教育センターが行う添削指導の内容について、「十分である」は228件（87.0%）、「不十分である」は4件（1.5%）となっている。



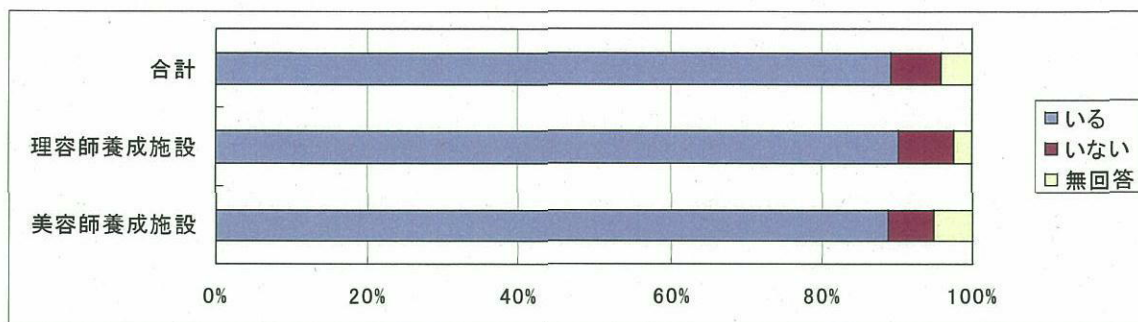
「不十分」とした4件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

理容師養成施設	美容師養成施設
○専門知識と技術力の修得度から、そう判断できる	○専門知識と技術力の修得度から、そう判断できる

(2) 理容所又は美容所に従事している生徒について

ア 理容所又は美容所に従事している生徒の有無

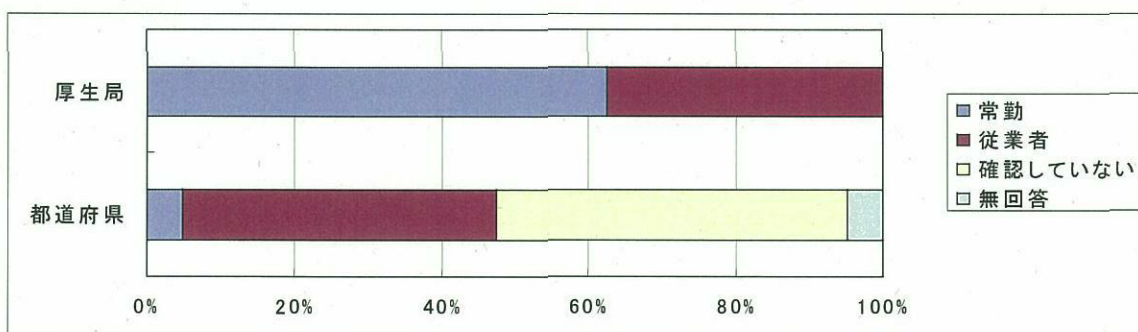
「理容所又は美容所に従事している生徒がいる」養成施設は234件（89.3%）となっている。



イ 常勤雇用者であることの確認

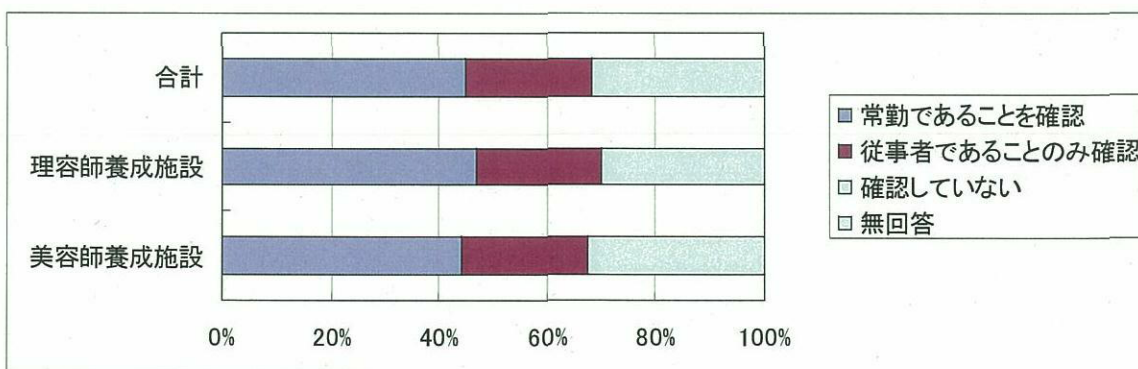
① 厚生局及び都道府県の指導状況

理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒に対する授業時間数の緩和について、「理容所又は美容所に常勤として従事している者であることを指導・確認している」厚生局は5件（62.5%）、都道府県は1件（4.8%）、「理容所又は美容所に従事している者であることを指導・確認している」厚生局は3件（37.5%）、都道府県は9件（42.9%）となっている。



② 養成施設の状況

理容所又は美容所に「常勤として従事している者であることを確認している」は118件（45.0%）、「従事していることのみを確認している」は61件（23.3%）、「確認していない」は0件（0.0%）となっている。

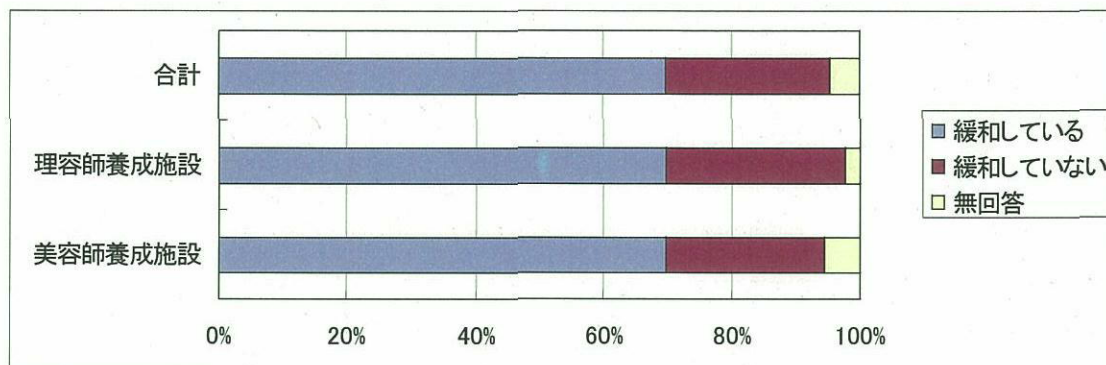


ウ 理容所又は美容所に従事している生徒に対する面接授業の時間数の緩和

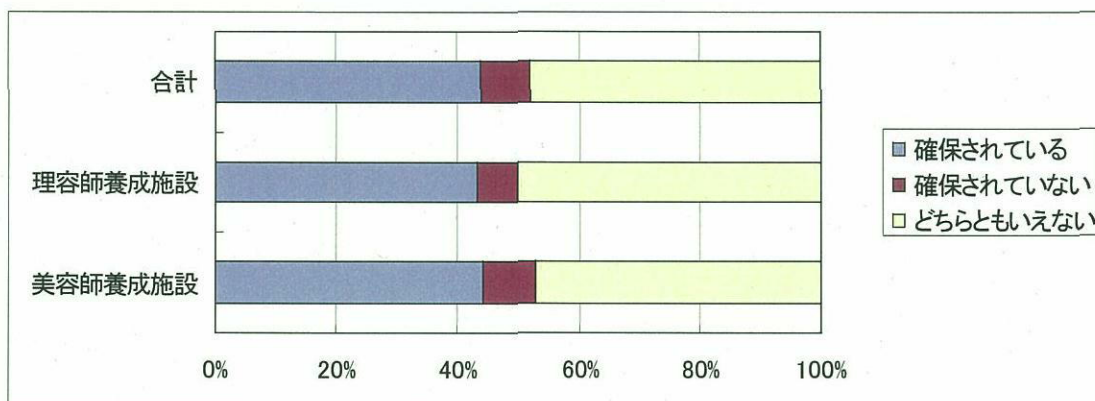
(ア) 時間数の緩和

① 養成施設の状況

理容所又は美容所において補助的業務に従事している生徒について、「面接授業の授業時間数を緩和している」は183件（69.8%）、「緩和していない」は67件（25.6%）となっている。



また、緩和している場合における学習の質について、「確保されている」は80件（43.7%）、「確保されていない」は15件（8.2%）、「どちらとも言えない」は88件（48.1%）となっている。

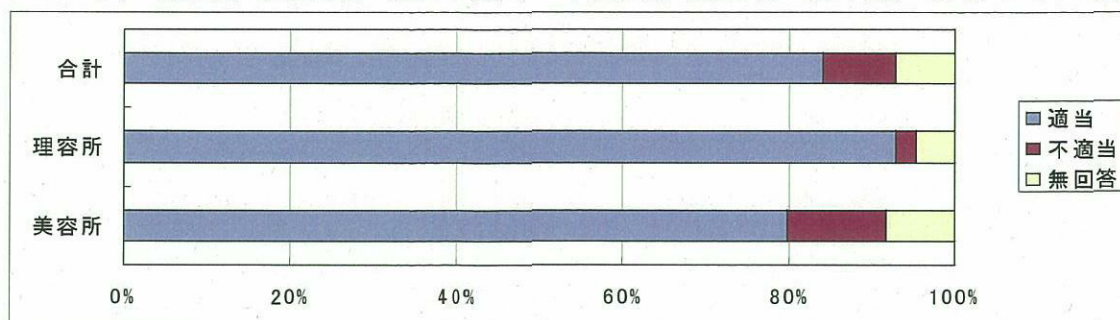


なお、学習の質について、「確保されていない」とした15件について、その理由をみると、以下のとおりとなっている。

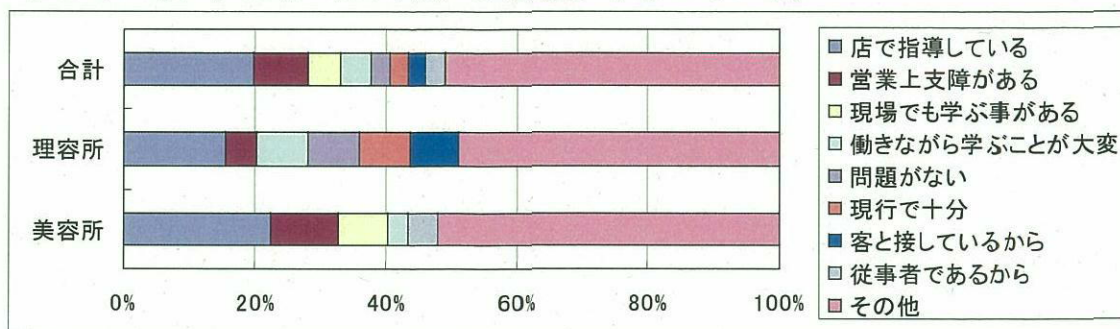
理容師養成施設	美容師養成施設
○ 学科を勉強する時間がとりにくい ○ 学科の理解度が低い ○ 国家試験に合格できるレベルにするには時間が少ない	○ 面接授業の時間数が少ない ○ 飛び飛びの面接授業では試験合格レベルまでの理解が難しい ○ 試験課題と現場業務との技術の差異による履修不足 ○ 学科課目の理解度が低い ○ 国家試験の合格率が低い ○ 学習意欲が低い

② 理容所・美容所の状況

理容所又は美容所に従事している通信課程の生徒の面接授業時間数の緩和について、「適当」は106件（84.1%）、「不適当」は11件（8.7%）となっている。

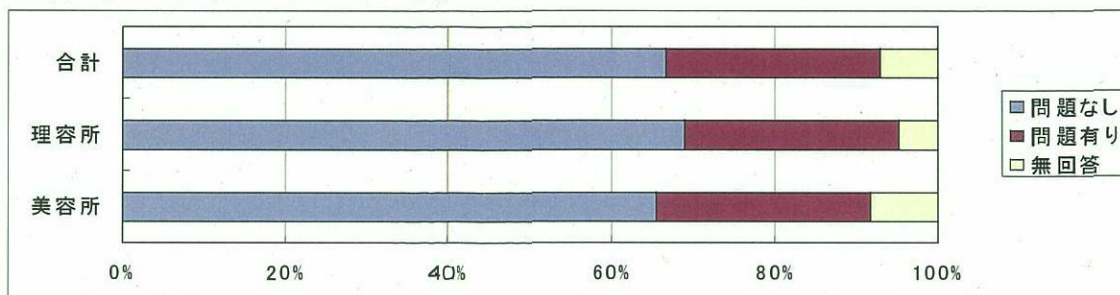


緩和について、「適当」とした106件について、その理由をみると、「店で指導している」が21件（19.8%）と最も多くなっている。



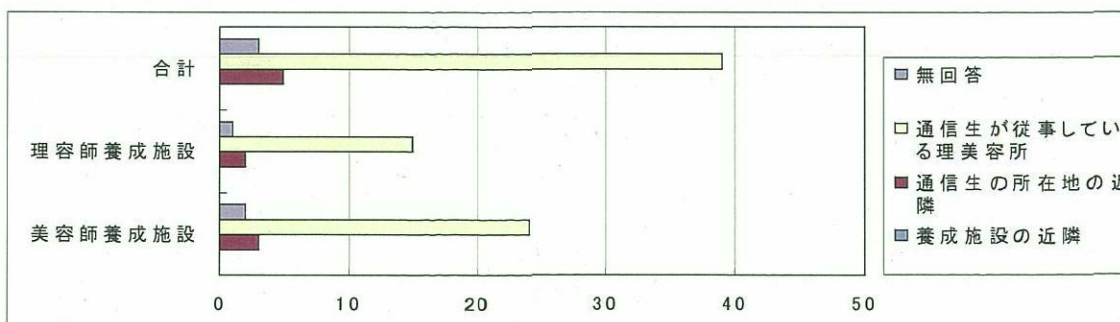
(イ) 時間数の増加

面接授業の時間数の増加について、「問題あり」は84件（66.7%）、「問題なし」は33件（26.2%）となっている。



(3) 通信課程の実務実習の場所について

通信課程の生徒に対する実務実習の場所について、「通信課程の生徒が従事している理容所又は美容所」が39件（100.0%）となっている。



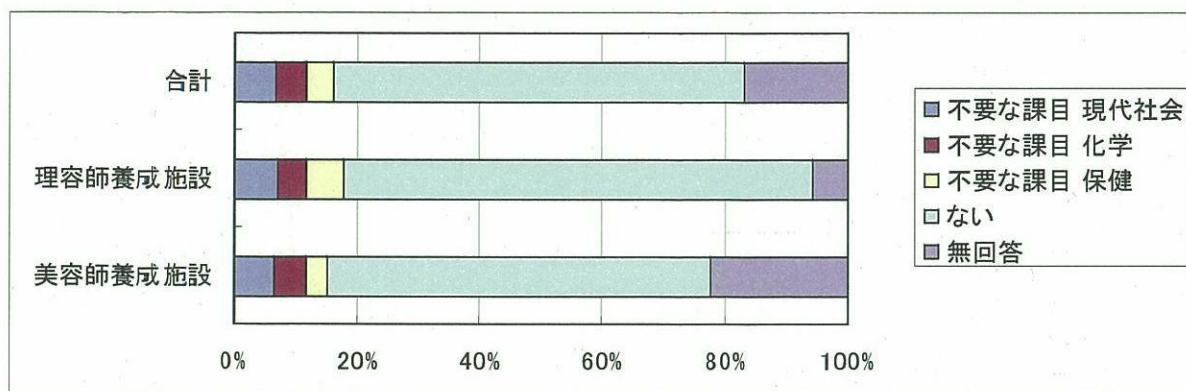
5 中学校卒業者に対する講習について

(1) 講習の状況

ア 講習課目

講習課目のうち不必要と思われる課目について、「不必要な課目がある」は17件(7.3%)、「不必要な課目はない」は172件(74.1%)となっている。

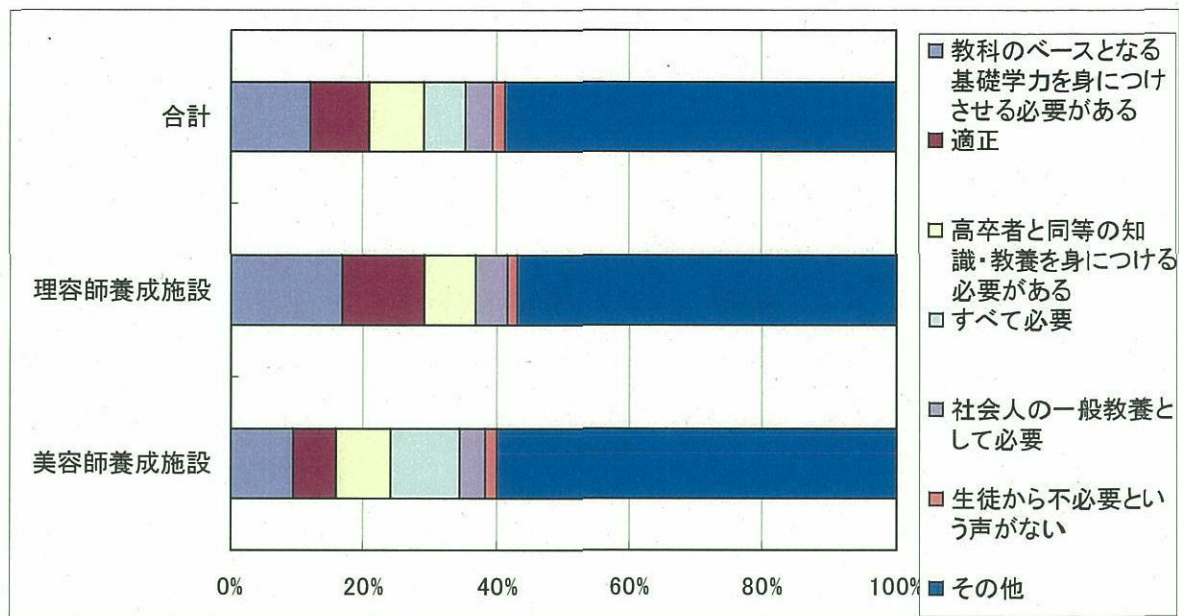
また、「不必要な課目がある」17件のうち、「現代社会」は17件(100.0%)、「化学」は13件(76.5%)、「保健」は11件(64.7%)となっている。



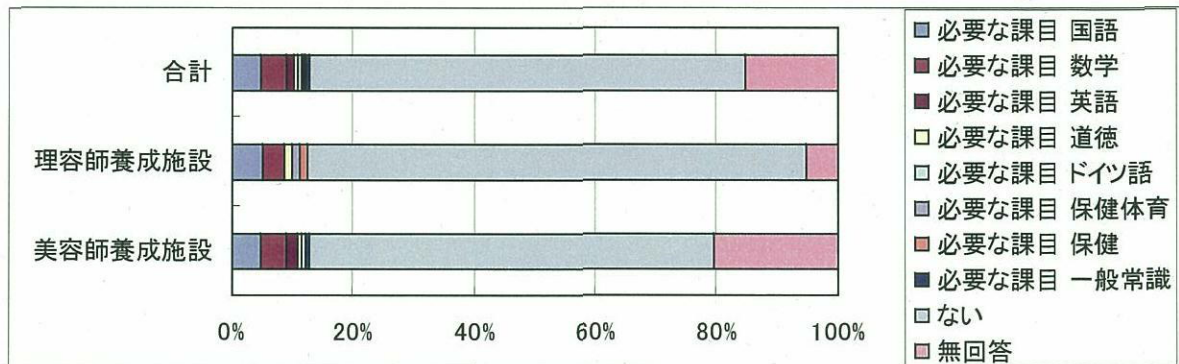
「不必要な課目がある」とした17件について、その理由をみると、以下のとおりとなっている。

	理容師養成施設	美容師養成施設
現代社会	☐ 理容店で学べる ☐ 高卒者と受験内容が同じなのに講習を受ける理由が不明 ☐ 中学社会で履修済み ☐ 必修科目で十分	☐ 必修課目につながらない ☐ 高卒者と受験内容は同じなのに講習を設ける理由が不明確 ☐ 中学社会で履修済み ☐ 一般常識的であるため ☐ 高校に在学中の生徒がほとんどであるので必要ない ☐ 社会は中学レベルで十分と考える ☐ できたら国語なりが良い ☐ 国家試験の課目でない ☐ 一般的教養でよいのではないか ☐ 必修課目の学習で十分
化学	☐ 高卒者と受験内容が同じなのに講習を受ける理由が不明 ☐ 必修課目と重複 ☐ 必修科目で十分	☐ 必修課目の学習で十分 ☐ 香粧品化学だけでよいのではないか ☐ 物理及び化学は、美容所では必要とされていない ☐ 高校に在学中の生徒がほとんどであるので必要ない ☐ なぜ必要か疑問
保健	☐ 高卒者を受験内容が同じなのに講習を受ける理由が不明 ☐ 必修課目と重複 ☐ 必修科目で十分	☐ 必修課目で学習するから ☐ 美容の保健だけでよい

また、「不要な科目はない」とした172件について、その理由をみると「教科のベースとなる基礎学力を身につけさせる必要がある」が21件（12.2%）と最も多くなっている。



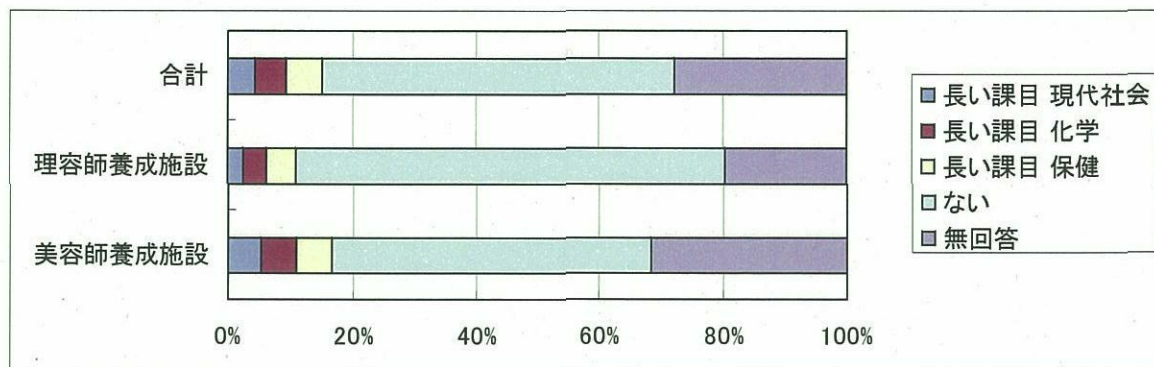
なお、現在の講習科目以外の科目について、「必要がある」は21件（9.1%）、「必要がない」は174件（75.0%）となっている。



イ 講習時間

講習時間数が長いと思われる課目について、「長い課目がある」は15件（6.5%）、「長い課目はない」は146件（62.9%）、となっている。

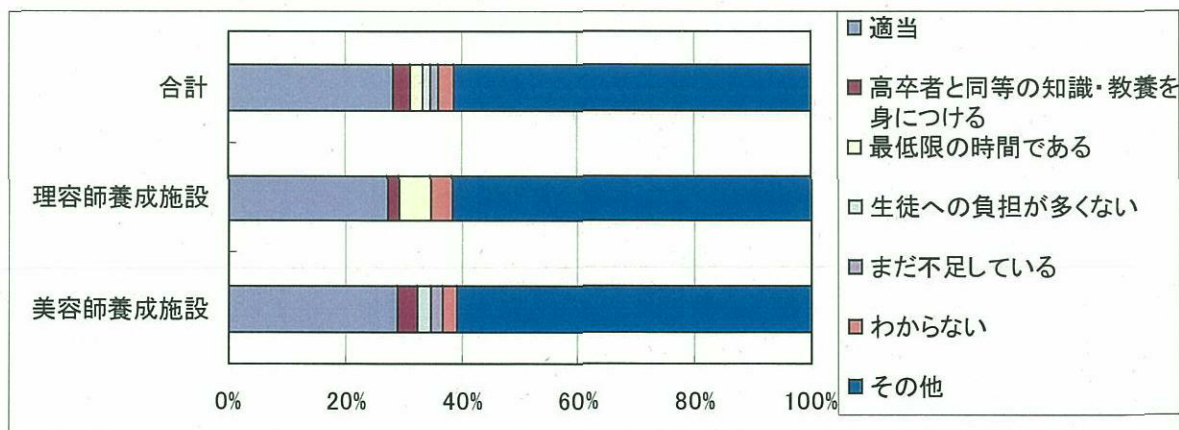
また、「長い課目がある」15件のうち、「現代社会」は11件（73.3%）、「化学」13件（86.7%）、「保健」14件（93.3%）となっている。



講習時間が「長い課目がある」とした15件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

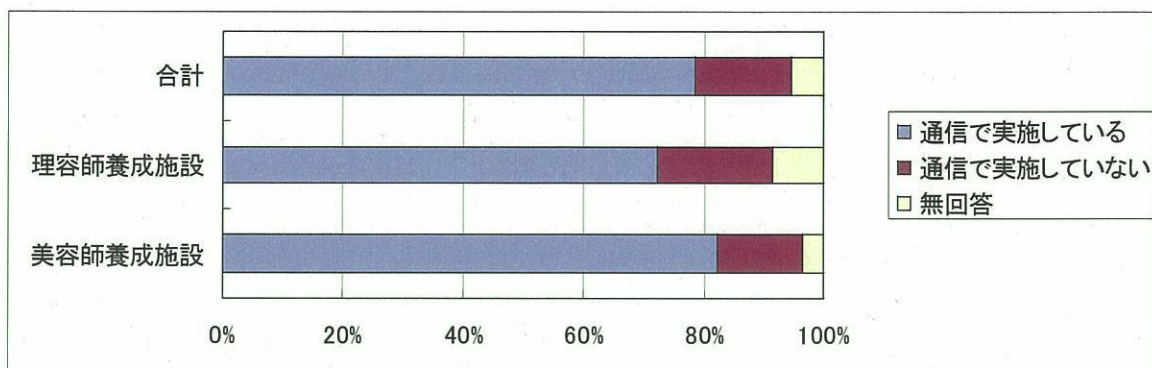
	理容師養成施設	美容師養成施設
現代社会	○必修科目で十分である	○中学校である程度履修している ○高校中退者がほとんどである ○中学校レベルで十分 ○必修科目で学習する ○なぜ35時間か疑問
化学	○必修科目と重複している ○必修科目で十分である	○必修科目で学習する ○高校中退者がほとんどである ○なぜ35時間か疑問
保健	○必修科目と重複している ○必修科目で十分である	○必修科目で学習する ○なぜ35時間か疑問

また、「長い課目がない」とした146件について、その理由をみると、「適当」が41件（28.3%）と最も多くなっている。

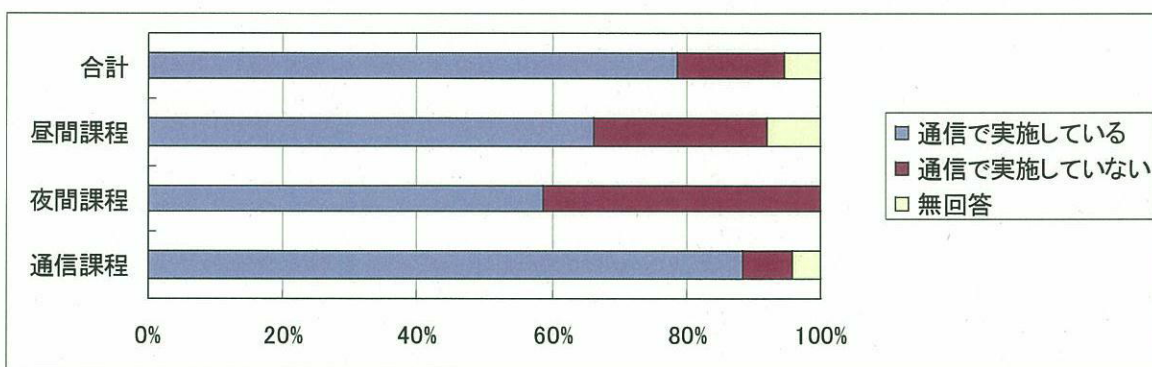


ウ 通信制の導入について

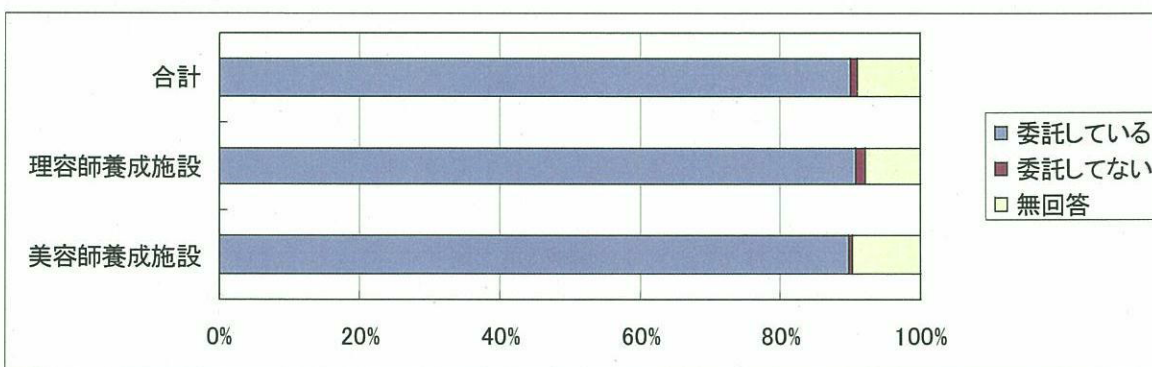
講習について、「通信授業により実施している」は78.6%、「通信授業以外で実施している」は15.9%となっている。



また、課程別でみると、「昼間課程」は101件 (66.0%)、「夜間課程」10件 (58.8%) となっている。

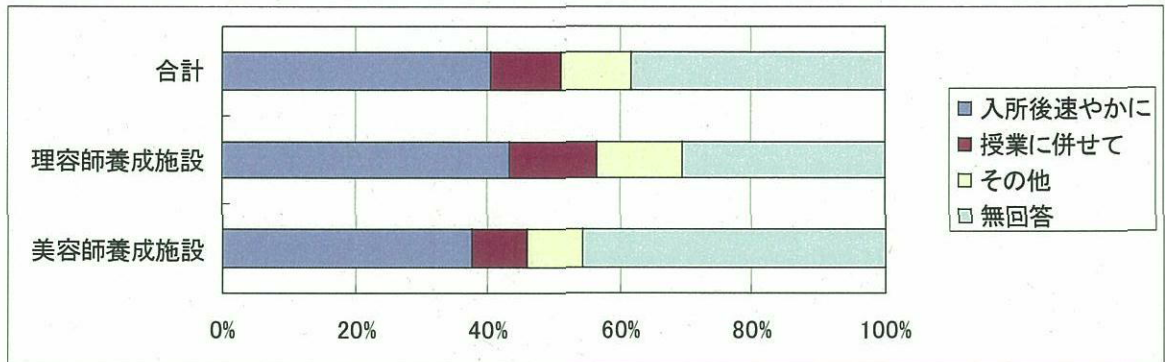


なお、通信授業における添削指導について、社団法人日本理容美容教育センターに「委託している」は209件 (90.1%) となっている。

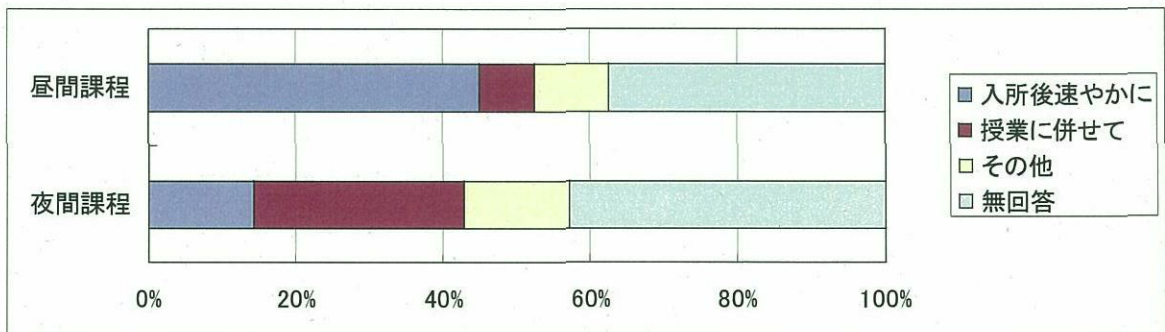


エ 時間配分

通信授業以外の方法により実施している15.9%について、「入所後速やかに連続して実施している」は40.4%、「必修科目の教授時期に合わせて実施している」は10.6%となっている。

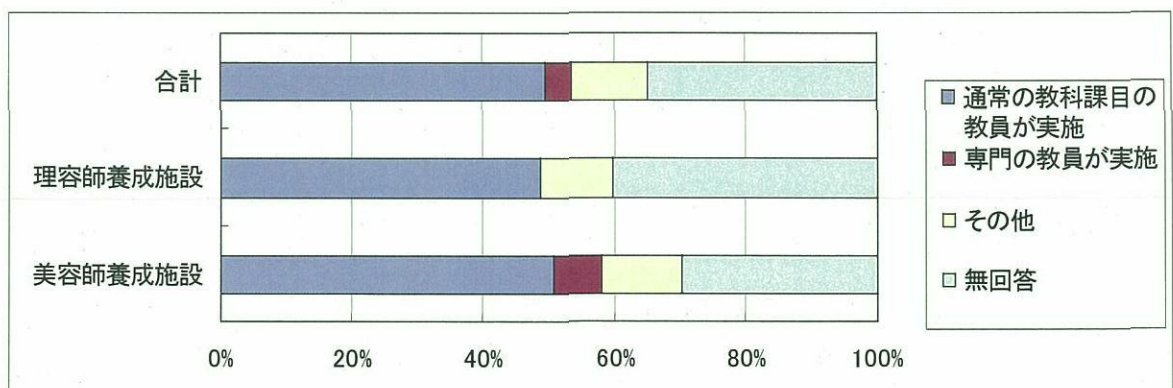


また、課程別でみると、昼間課程では、「入所後速やかに実施」は18件（45.0%）、「必修科目に合わせて実施」は3件（7.5%）、「夜間課程」では、「入所後速やかに実施」は1件（14.3%）、「必修科目に合わせて実施」は2件（28.6%）となっている。



オ 教員の状況

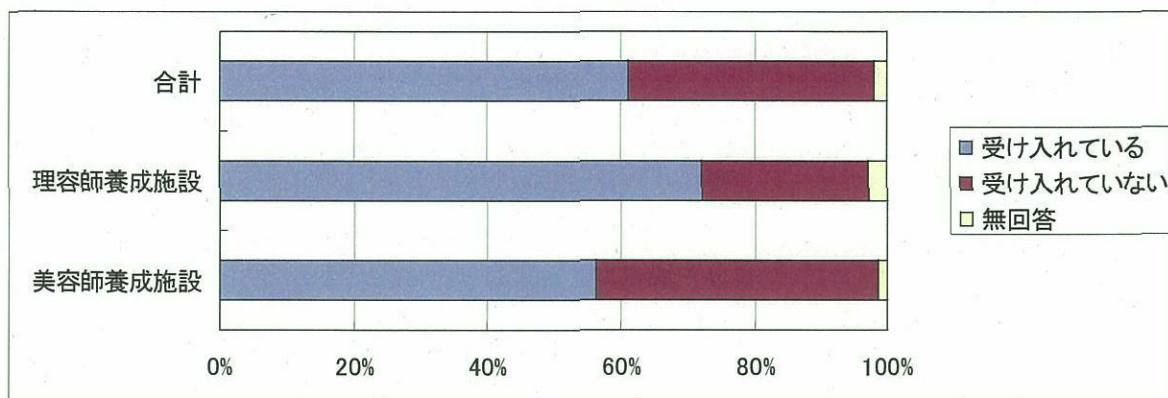
中学校卒業者に対する講習について、「通常の教科課目を教授している教員が講習を行っている」は76件（49.7%）、「専門の教員が行っている」は6件（3.9%）となっている。



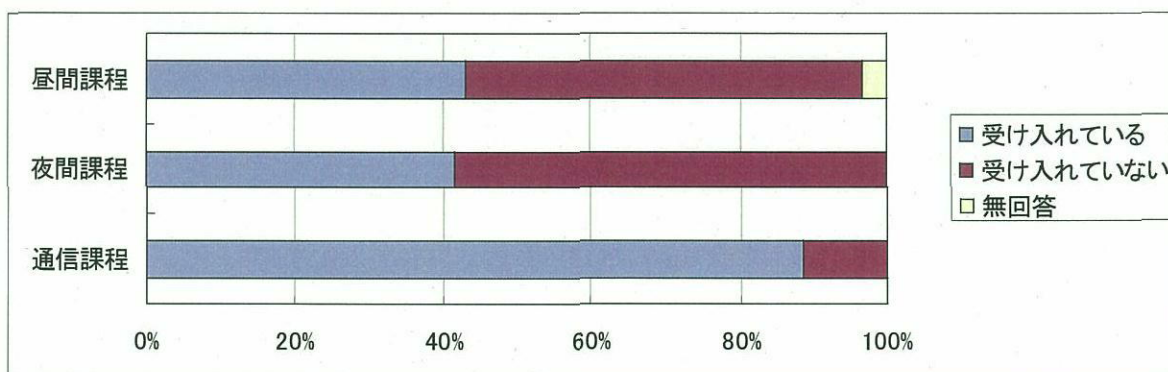
(2) 入所状況

ア 受入施設数

「中学校卒業生を受け入れている」は61.3%、「受け入っていない」は36.9%となっている。

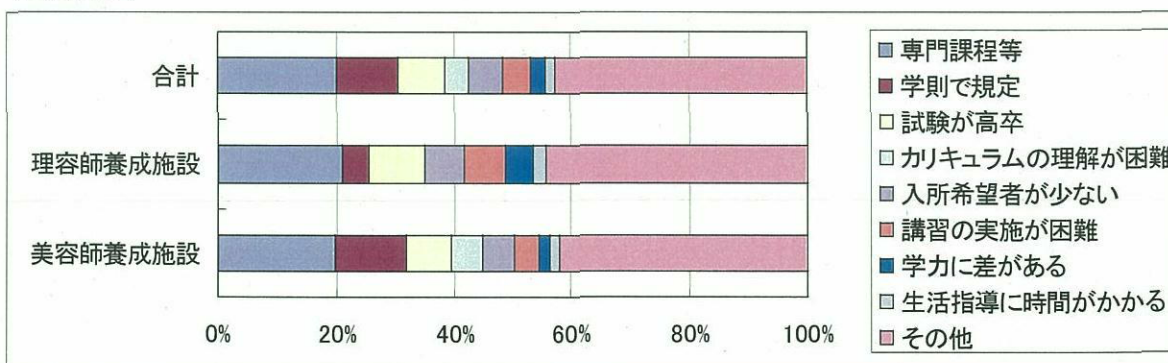


また、受け入れている養成施設について課程別にみると、「昼間課程」は153件 (43.1%)、「夜間課程」15件 (41.7%)、「通信課程」232件 (88.5%) となっている。

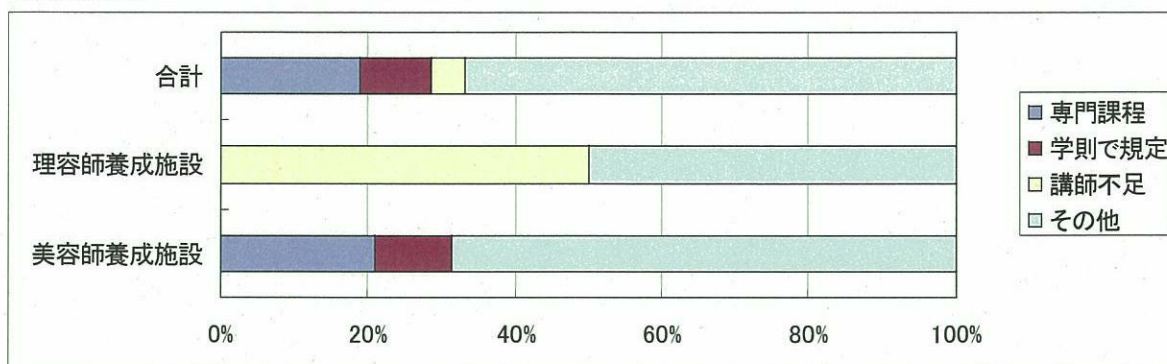


「受け入っていない」養成施設について課程別にその理由をみると、昼間課程及び夜間課程では、「専門課程等」が38件 (20.0%) 及び4件 (19.0%)、通信課程では「学則で規定」が6件 (20.0%) と最も多くなっている。

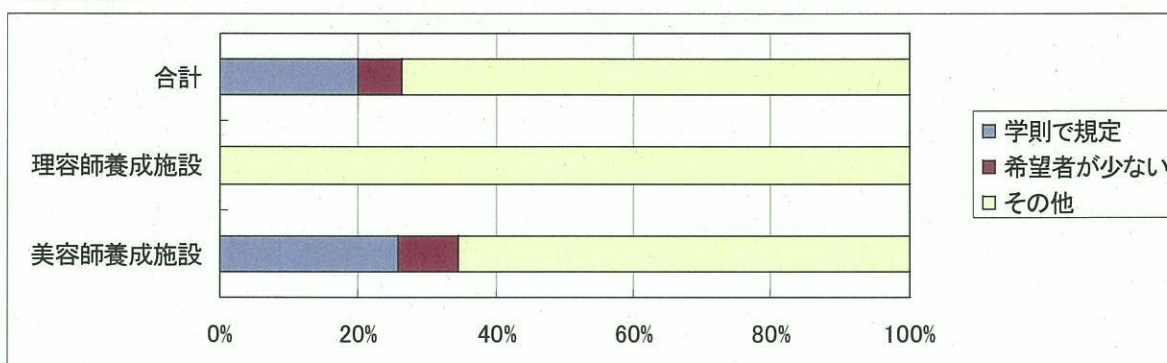
(昼間課程)



(夜間課程)



(通信課程)

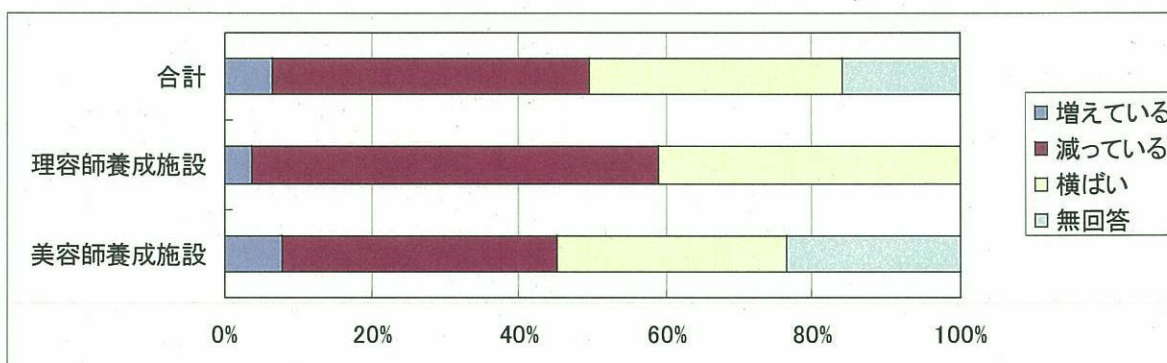


イ 入所者数

平成18年秋及び平成19年春の「全入所者数に対する中学校卒業者の入所割合」は、15.2%となっており、課程別にみると、「昼間課程」は7.1%、「夜間課程」は19.3%、「通信課程」は25.6%となっている。

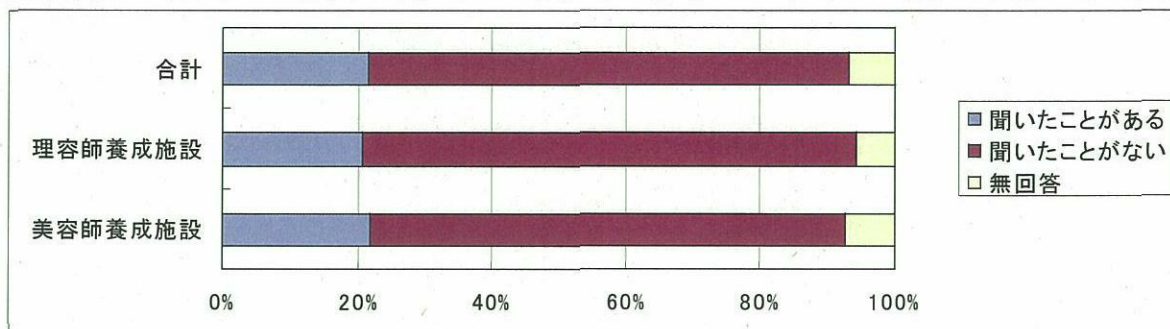
また、平成18年秋及び平成19年春の「全入所者数に対する中学校卒業者の卒業割合」は、12.2%となっており、課程別にみると、「昼間課程」は5.2%、「夜間課程」は11.5%、「通信課程」は21.6%となっている。

また、ここ数年の中学校卒業者の入所について、「増加している」は17件(6.5%)、「減少している」は113件(43.1%)、「横ばいである」は90件(34.4%)となっている。

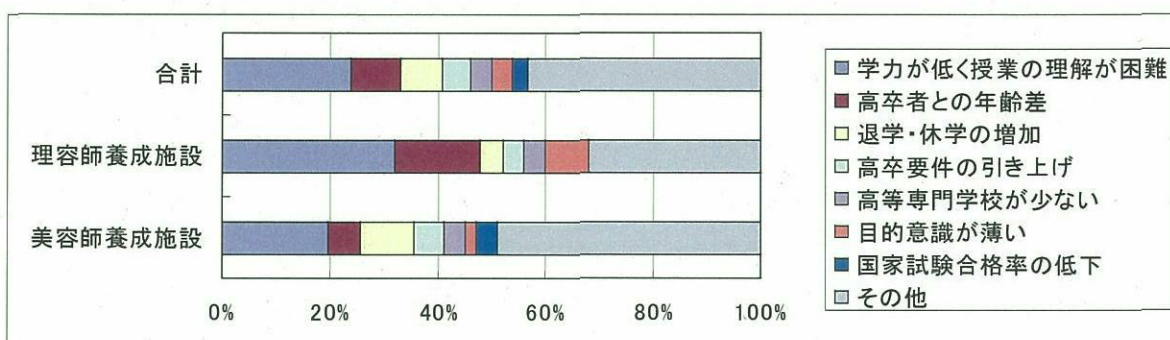


ウ 入所しやすさ

中学校卒業者が入所しにくいとの意見について、「聞いたことがある」とした養成施設は76件（21.4%）、「聞いたことがない」は255件（71.8%）となっている。

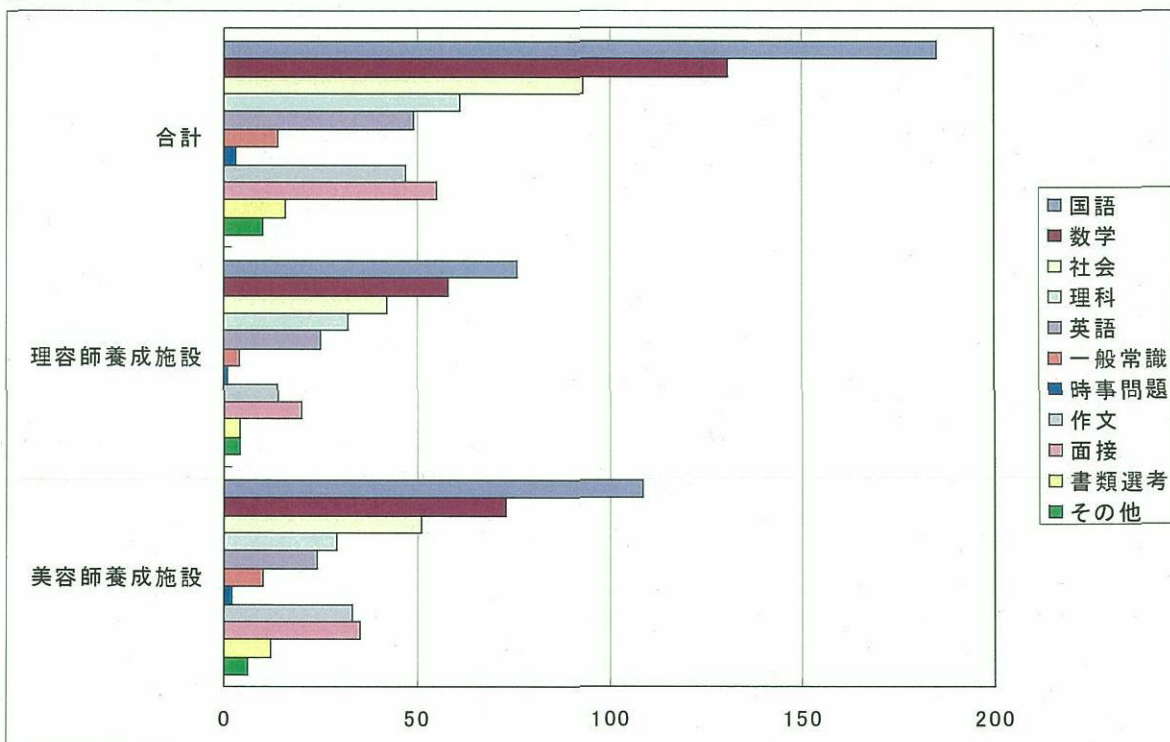


「入所しにくいと聞いたことがある」とした76件について、その内容をみると、「学力が低く理解が困難」が18件（23.7%）と最も多くなっている。



エ 入所試験

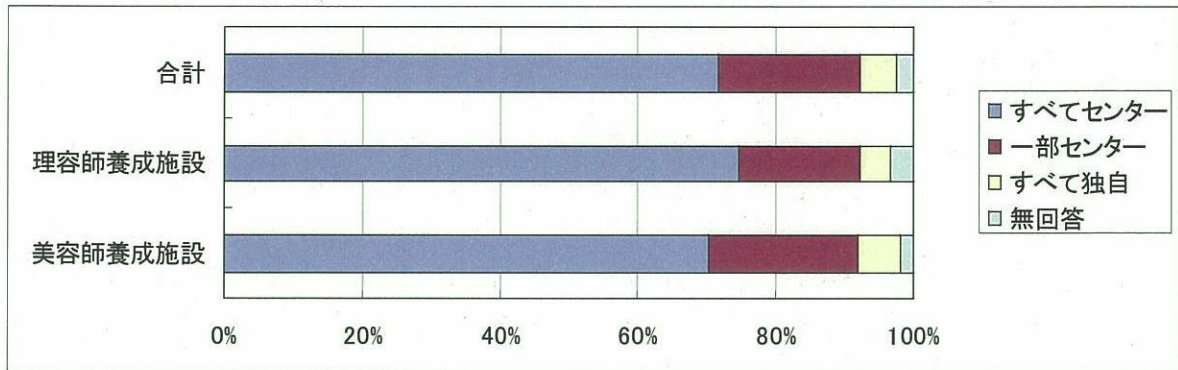
養成施設に入所する際の入所試験の課目について、国語が185件（79.3%）、「数学」が131件（56.5%）、「社会」が93件（40.1%）、「理科」が61件（26.3%）、「面接」が55件（23.7%）、「英語」が49件（21.1%）、「作文」が47件（20.3%）の順となっている。



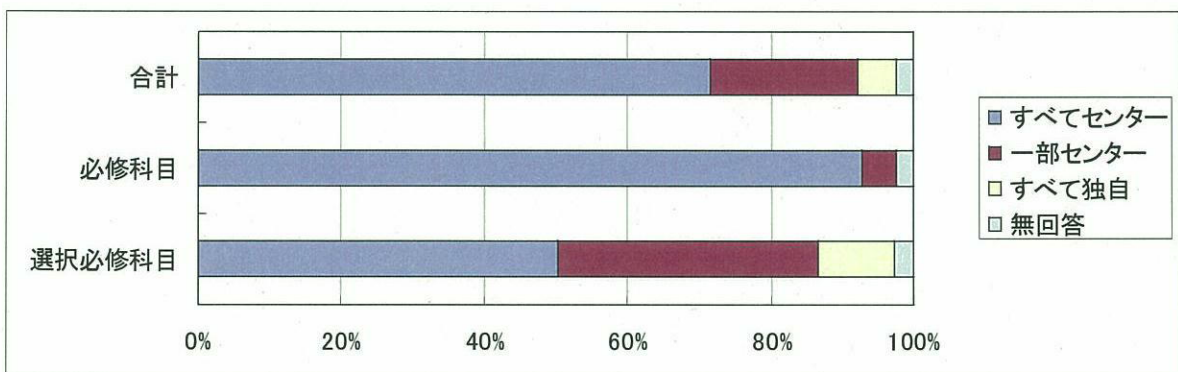
6 教科書について

(1) 社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の使用状況

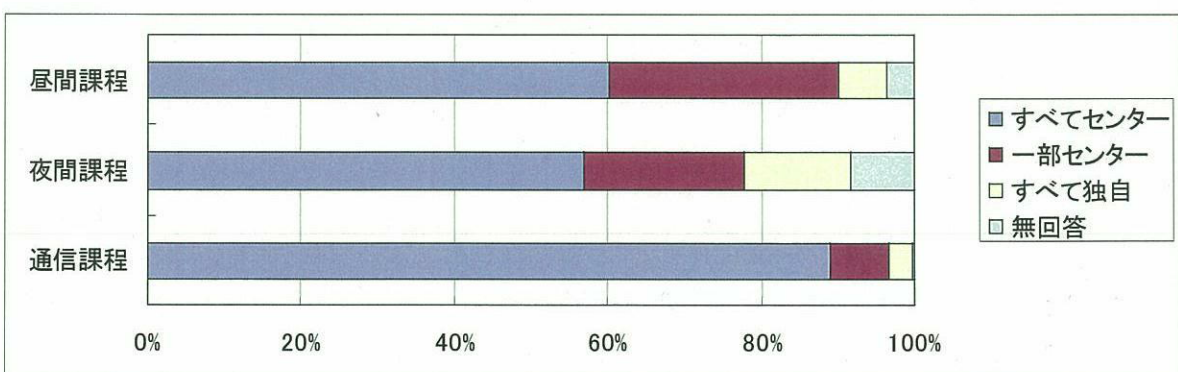
社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書を使用している養成施設について、全体で71.5%となっており、「必修科目」では92.6%で、「昼間課程」は317件（89.3%）、「夜間課程」は31件（86.1%）、「通信課程」は257件（98.1%）となっている。



「選択必修科目」では50.4%で、「昼間課程」は110件（31.0%）、「夜間課程」は10件（27.8%）、「通信課程」は209件（79.8%）となっている。

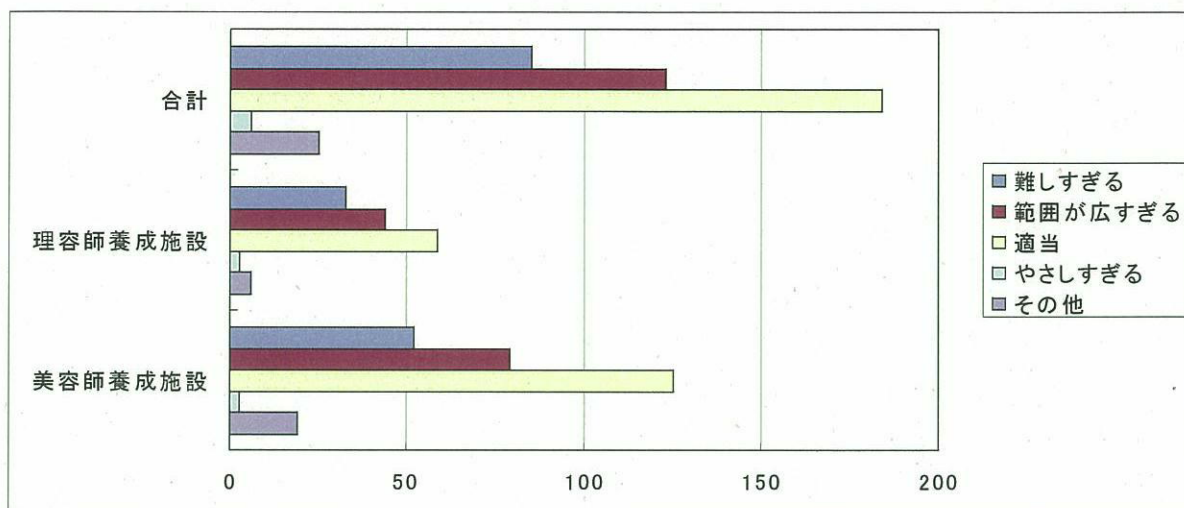


また、課程別にみると、「昼間課程」は60.1%、「夜間課程」は56.9%、「通信課程」は88.9%となっている。

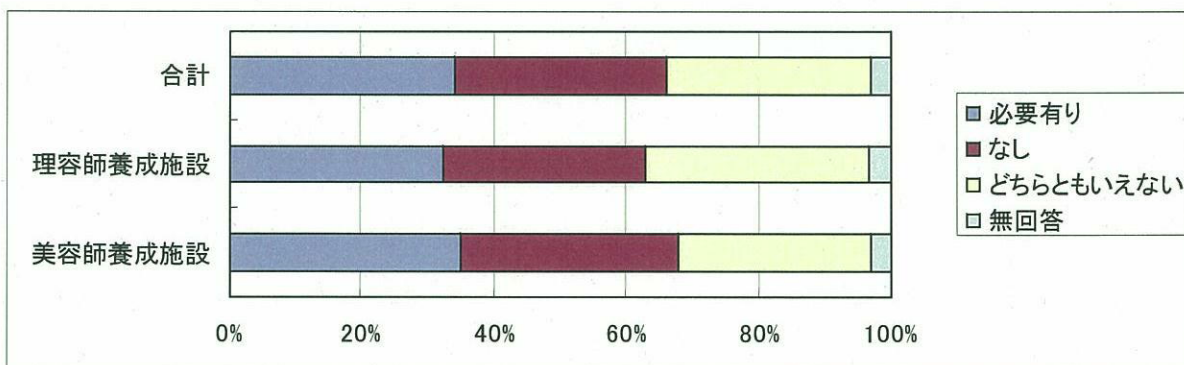


(2) 教科書の内容

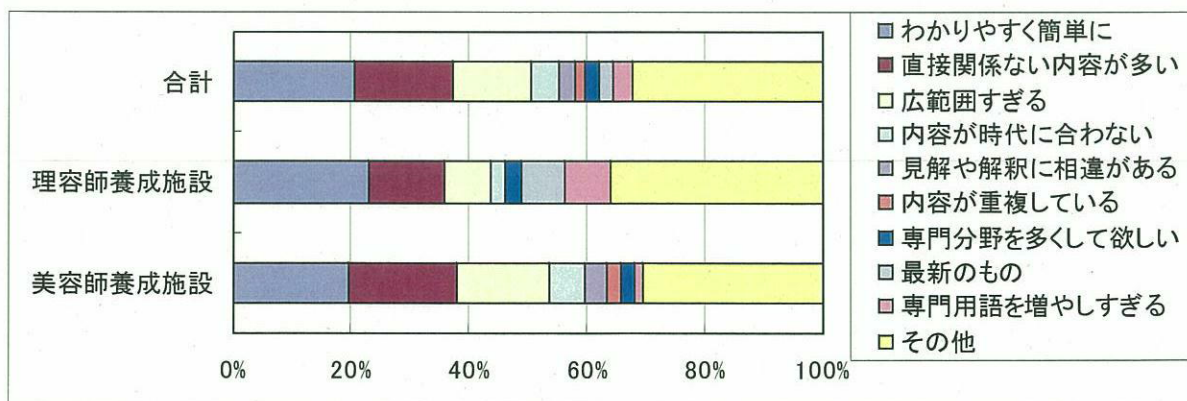
社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の内容について、「適当」が184件（53.5%）と最も多く、「範囲が広すぎる」が123件（35.8%）、「難しすぎる」が85件（24.7%）、「やさしすぎる」が6件（1.7%）の順となっている。



また、教科書の内容について、「見直す必要がある」は121件（34.1%）、「見直す必要はない」は114件（32.1%）、「どちらとも言えない」は109件（30.7%）となっている。



なお、「見直す必要がある」とした121件について、その理由をみると、「わかりやすく簡単に」25件（20.7%）、「直接関係ない内容が多い」20件（16.5%）、「広範囲すぎる」16件（13.2%）が多くなっている。

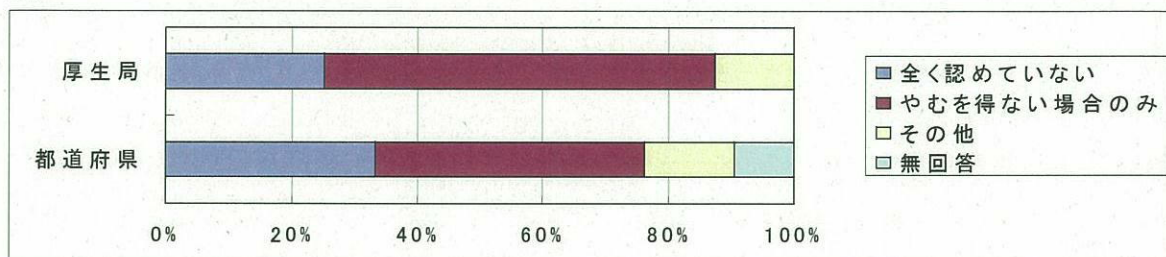


第4 施設及び設備に関すること

1 施設の配置について

ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

施設及び設備について、「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局は2件（25.0%）、都道府県は7県（33.3%）となっており、「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件（62.5%）、都道府県は、9件（42.9%）となっている。

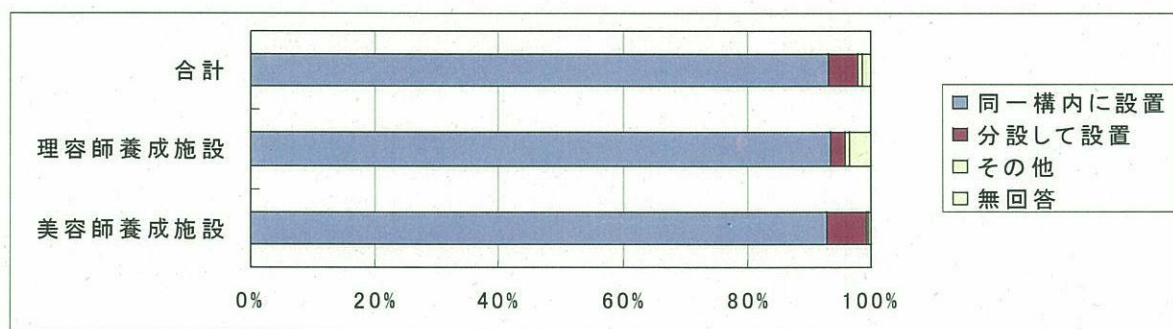


なお、「やむを得ない」と判断する要件は、以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
○定員の変更増 ○授業の合間の移動において、授業計画及び校舎間の距離等を考慮して支障がないと判断される場合 ○移動手段が確実である場合 ○学生に対する授業の実施に問題がなければ認める ○定員増で施設を拡張する場合で土地が狭隘であり拡張が困難な場合	○厚生局と協議して判断

イ 施設の同一敷地内の設置状況

養成施設では、「同一校内に設置」は321件（92.8%）、「分設して設置」は18件（5.2%）となっている。



なお、施設を分設して配置している理由は、以下のとおりとなっている。

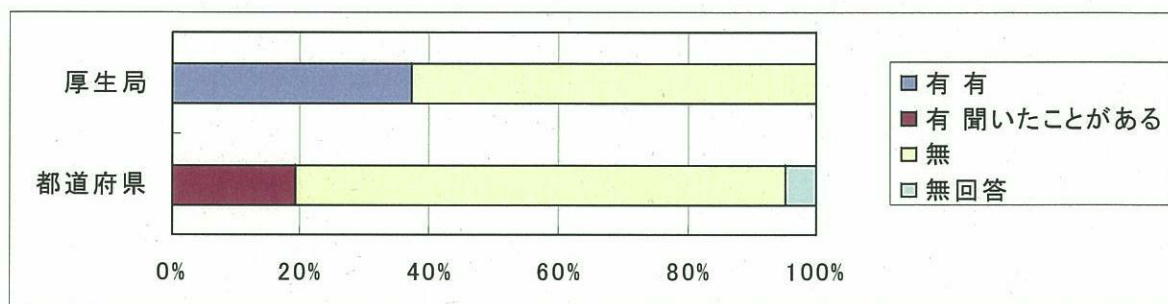
理容師養成施設	美容師養成施設
○立地面積上 ○手狭のため ○敷地が飛び地	○立地面積上 ○立地条件のよい場所で行う方が効果的 ○土地の確保が困難 ○寮を校舎に新設 ○学科棟と実習棟を設置 ○敷地が飛び地

2 消毒室の配置

ア 消毒室での授業の実施に関する指導状況

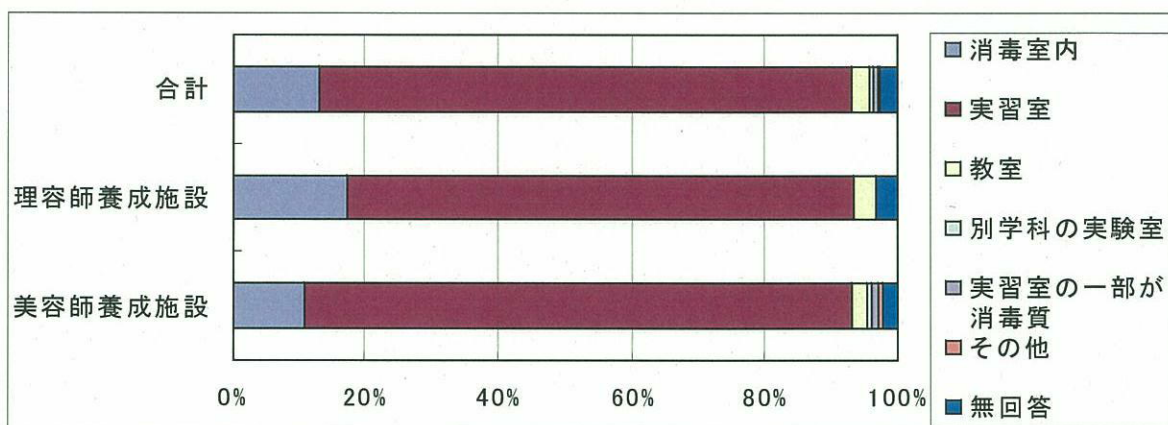
消毒室において授業が実施されていないとの意見について、「消毒室で授業が行われていない実態がある又は聞いたことがある」厚生局は3件（37.5%）、都道府県は4件（19.0%）となっており、実態があるとした厚生局では、

- ・消毒の備品が備えられているため消毒室で行うよう指導
 - ・一度に40人で授業を行うことが困難な場合は実習室で行うよう指導
- としている。



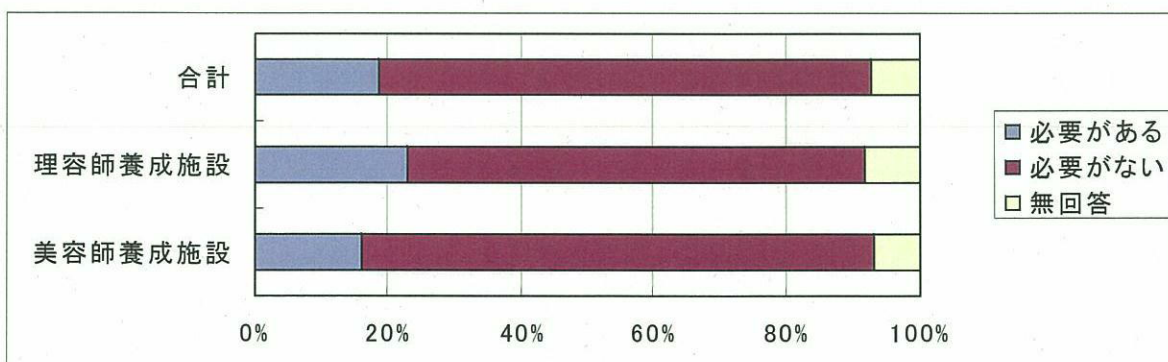
イ 消毒室での授業の実施状況

養成施設における消毒室での授業の実施について、「消毒室内」は46件（13.0%）、「実習室内」は285件（80.3%）となっている。

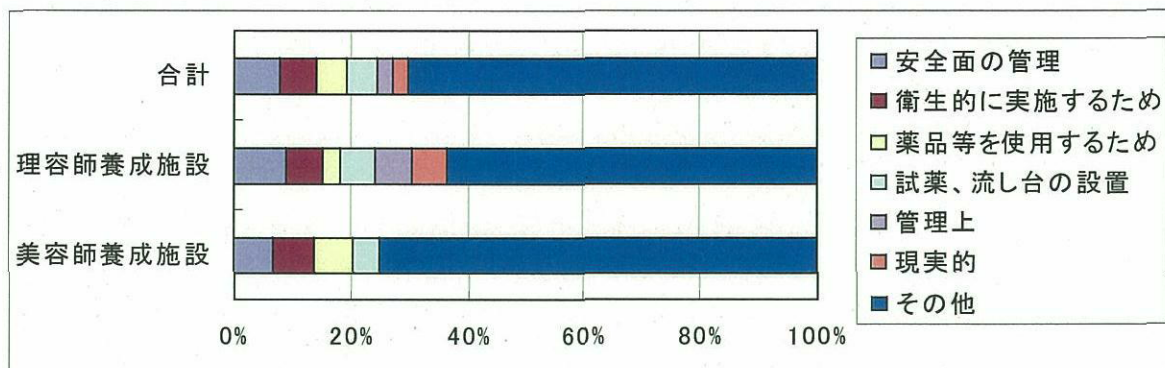


ウ 消毒室での授業の必要性

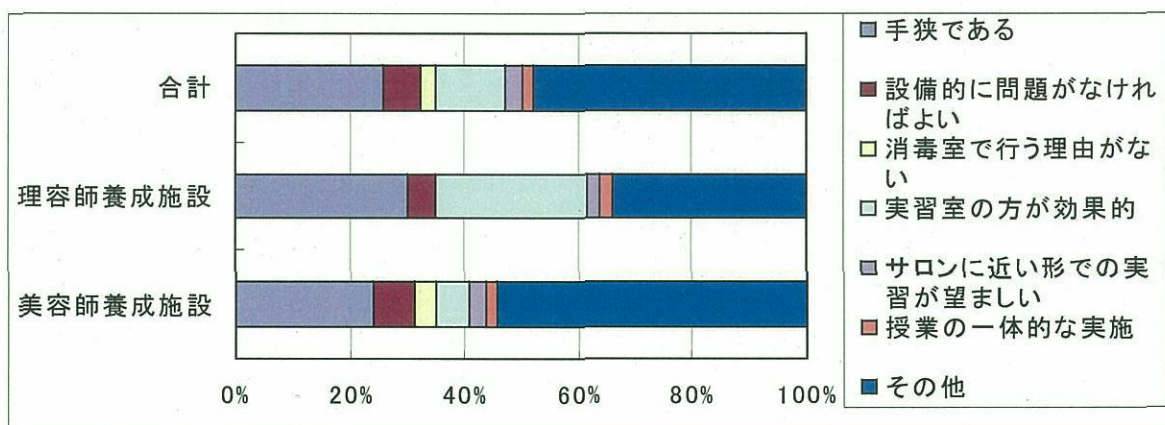
消毒の実習について、「消毒室で行う必要がある」は66件（18.6%）、「消毒室で行う必要はない」は263件（74.1%）となっている。



なお、「消毒室において授業を実施する必要がある」とした66件について、その理由をみると、「安全面の管理」6件（9.1%）、「衛生的に実施」5件（7.6%）が多くなっている。

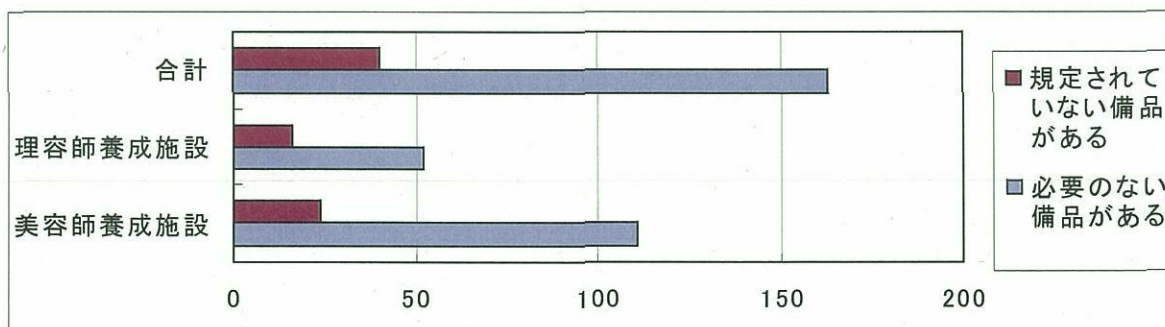


また、「消毒室において授業を実施する必要がない」とした263件について、その内容をみると、「手狭である」68件（25.9%）、「実習室の方が効果的」32件（12.2%）、「整備的に問題がなければ」17件（6.5%）が多くなっている。



3 実験器具等の備品について

標準として備える必要のある実験器具等の備品について、「必要のない備品がある」は157件（44.2%）、「必要であるにもかかわらず規定されていない備品がある」は37件（10.4%）となっている。



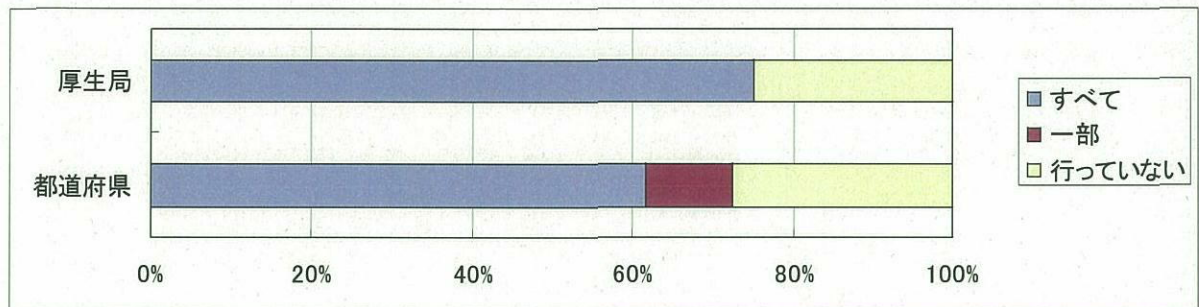
第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直し

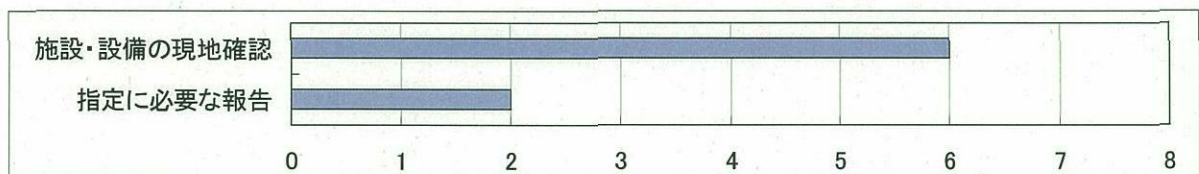
(1) 委託・実施状況

厚生局においては、養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務を「すべて都道府県に委託」しているのは6件（75.0%）となっており、2件（25%）の厚生局はすべて自ら実施している。

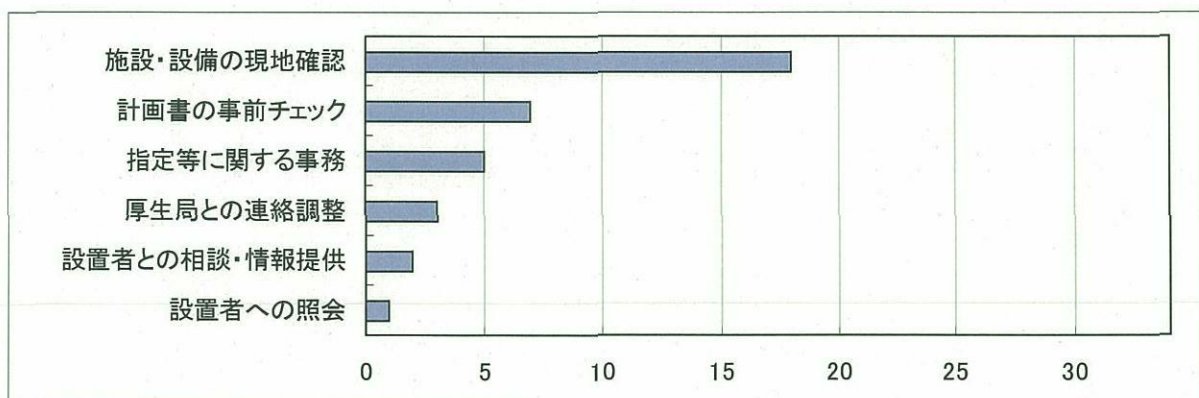
また、都道府県においては、養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務について、「すべて又は一部の委託を受けている」は34件（72.3%）となっている。



「都道府県に委託している」とした厚生局6件について、その内容をみると、「施設・設備の現地確認」が6件（100.0%）、「指定に必要な報告」が2件（33.3%）となっている。

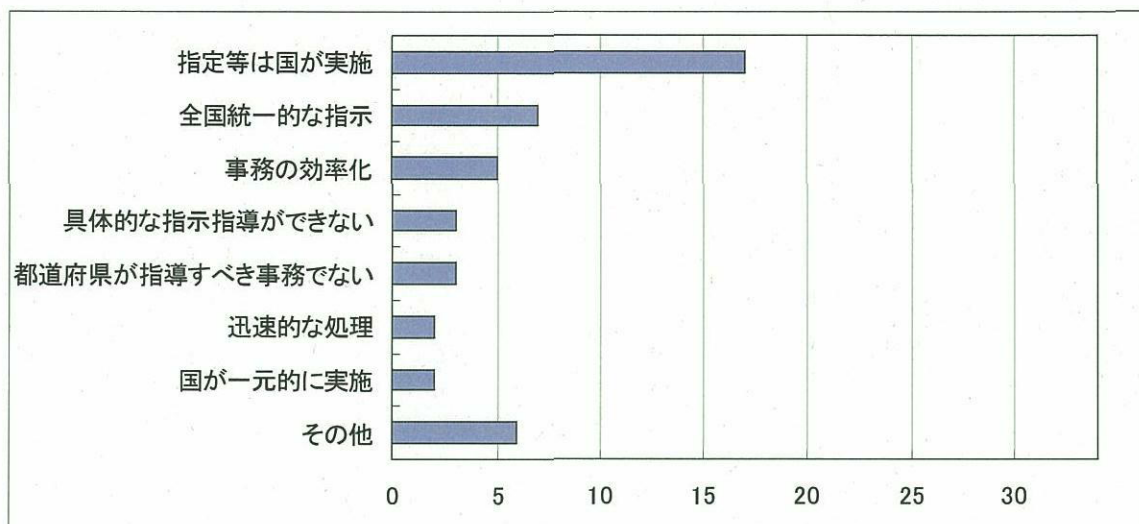


また、「すべて又は一部の委託を受けている」とした都道府県34件について、その内容をみると、「施設・設備の現地確認」が18件（52.9%）と最も多く、「計画書の確認」7件（20.6%）が多くなっている。

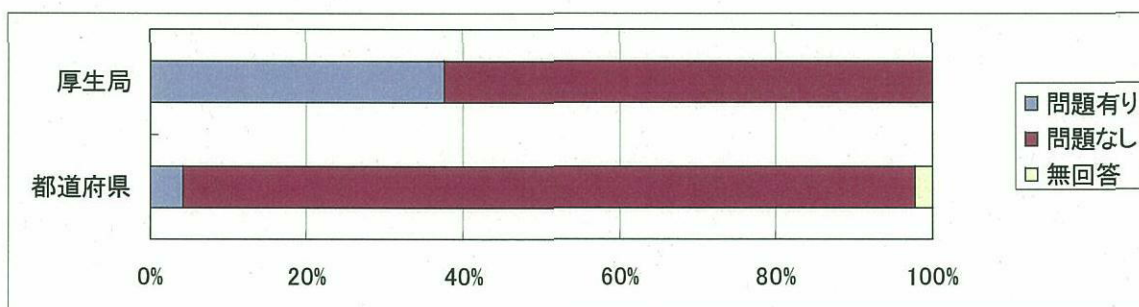


(2) 厚生労働大臣の事務とすることについて

養成施設の指定又は取消しに係る調査を厚生労働大臣の事務とすることについて、すべて47件(100.0%)の都道府県が「賛成」としており、その理由として、「指定は国が実施」17件(36.2%)が最も多くなっている。



また、厚生労働大臣の事務とすることについて、「問題あり」としている厚生局は3件(37.5%)、都道府県は2件(4.3%)となっている。



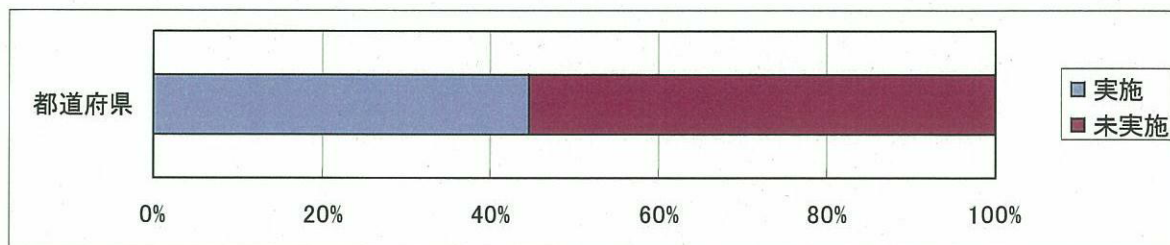
なお、「問題あり」とした厚生局3件、都道府県2件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される ○業務量の増加により支障がでる	○養成施設の実態把握が困難になるおそれがある ○養成施設の講義内容等の指導が必要な場合に直接指導できない

2 養成施設に対する指導監督

(1) 指導監督の実施状況

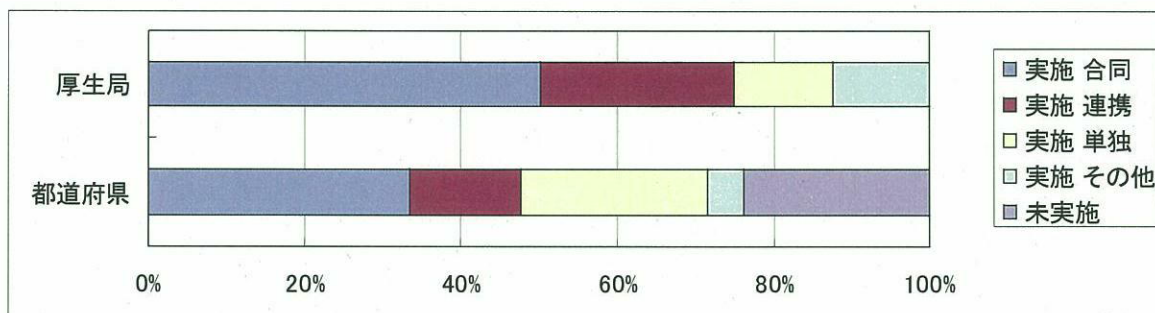
養成施設に対する指導監督を「実施している」都道府県は21件（44.7%）、「実施していない」都道府県は26件（55.3%）となっている。



(2) 実地調査（立入検査）

ア 実施及び連携

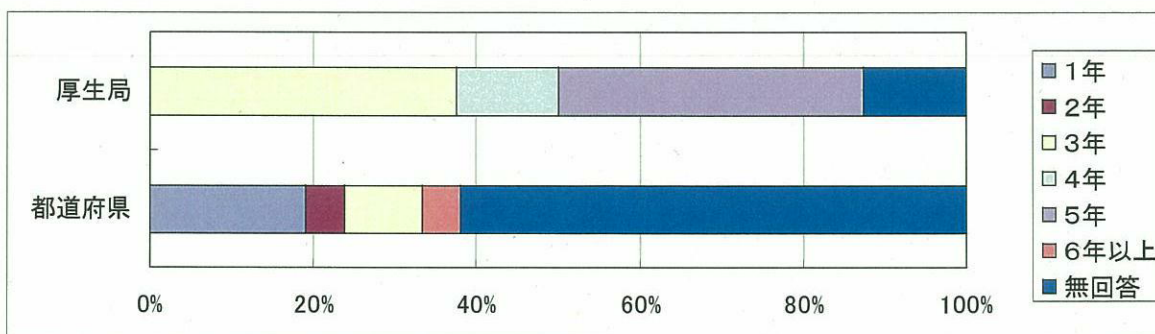
養成施設に対する立入検査の実施に当たって、「合同で実施」している厚生局は4件（50.0%）、都道府県は7件（33.3%）、「連携はとっているが合同では行っていない」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は3件（14.3%）、「連携はとっておらず単独で実施」している厚生局は1件（12.5%）、都道府県は5件（23.8%）となっている。



イ 実施計画

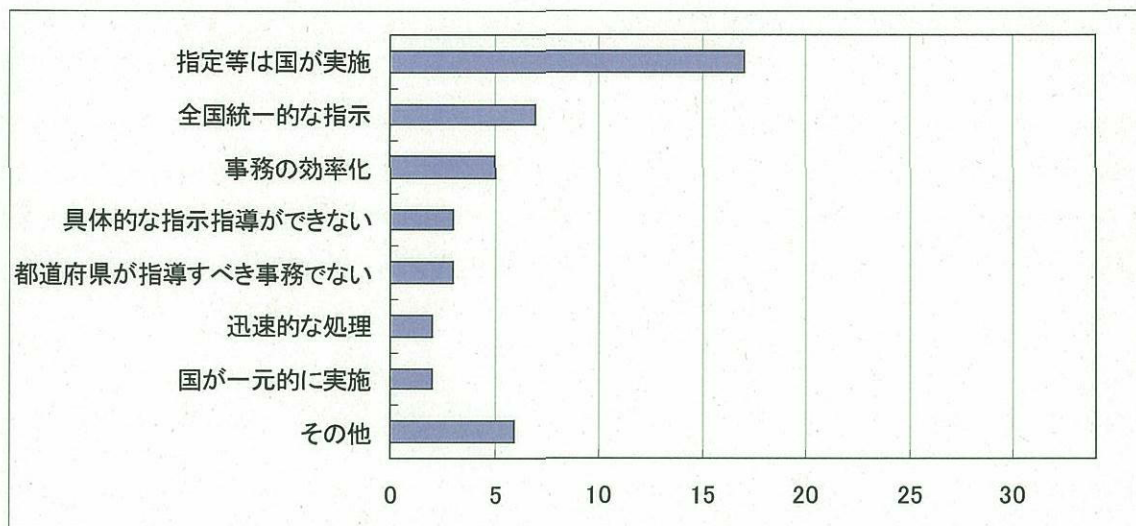
立入検査の実実施計画について、厚生局においては、「3年計画」は3件（37.5%）、「4年計画」が1件（12.5%）、「5年計画」が3件（37.5%）となっている。

また、都道府県においては、「1年計画」が4件（19.0%）、「2年計画」が1件（4.8%）、「3年計画」が2件（9.5%）、「6年以上の計画」が1件（4.8%）となっている。

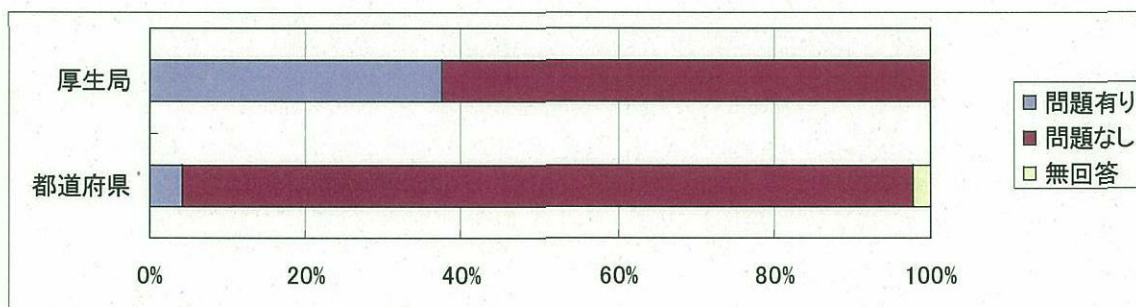


(2) 厚生労働大臣の事務とすることについて

養成施設の指定又は取消しに係る調査を厚生労働大臣の事務とすることについて、すべて47件（100.0%）の都道府県が「賛成」としており、その理由として、「指定は国が実施」17件（36.2%）が最も多くなっている。



また、厚生労働大臣の事務とすることについて、「問題あり」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は2件（4.3%）となっている。

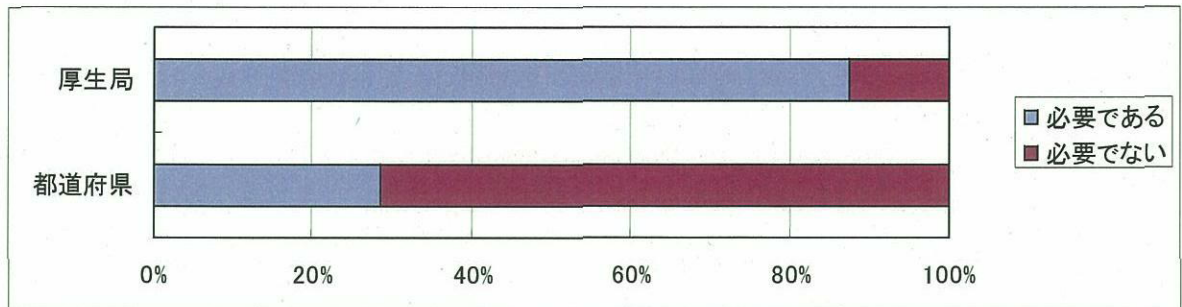


なお、「問題あり」とした厚生局3件、都道府県2件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる	○養成施設の実態把握が困難になるおそれがある
○厚生局の大幅な増員が必要となる	○養成施設の講義内容等の指導が必要な場合に直接指導できない
○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される	
○業務量の増加により支障がでる	

(3) 厚生局と都道府県との連携について

養成施設の指導について、「連携が必要である」厚生局は7件（87.5%）、都道府県は6件（26.6%）となっている。



なお、連携が必要である理由は以下のとおりとなっている。

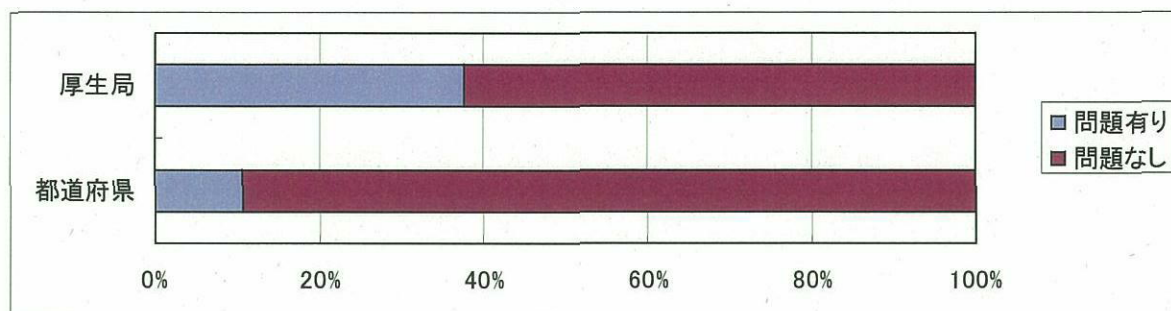
厚生局	都道府県
○教員の変更、建物構造の変更は都道府県知事への届出であり、厚生局では承知できないことから何らかの連携は必要 ○地元都道府県との情報交換等は必要と思われる ○指導内容に濃淡、格差ができてしまい、同一の指導ができない ○各地域の事情等を踏まえた詳細な養成施設の状況は各都道府県が把握しており、投書等による問題が生じた場合、厚生局のみでは対応が困難 ○地域の事情等の情報入手のためにも連携はかかせない ○都道府県としても養成施設の状況を把握しておく必要があると考える	○理美容所の指導に当たり、養成施設の状況を把握しておくため ○養成施設に関する苦情等、必要な時の情報提供・交換 ○都道府県認可の法人が多いため、養成施設の管理運営と公益法人の指導の内容に関連するため ○届出及び報告事務があるため

また、連携が必要でない理由は以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
(無回答)	○すべて厚生局が行うのであれば連携は不要 ○一元的に実施されるのであれば連携は不要だが、これまでと同規模の指導調査が実施され、養成施設への指導の水準を維持向上させることが必要 ○特に問題は生じない ○情報の提供及び交換は必要 ○指導部局が複数あると混乱する ○窓口は1本に統一し、事務の簡略化を図るべき ○国が全国一律の基準で指導することが適当 ○現行法では、国と地方の責務が曖昧

3 届出事務の整理

教員の変更等、都道府県知事に対する届出を厚生労働大臣に対する届出に変更することについて、「問題あり」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は5件（10.6%）となっており、「問題なし」としている厚生局は5件（62.5%）、都道府県は42件（89.4%）となっている。



なお、「問題あり」とした厚生局3件、都道府県5件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

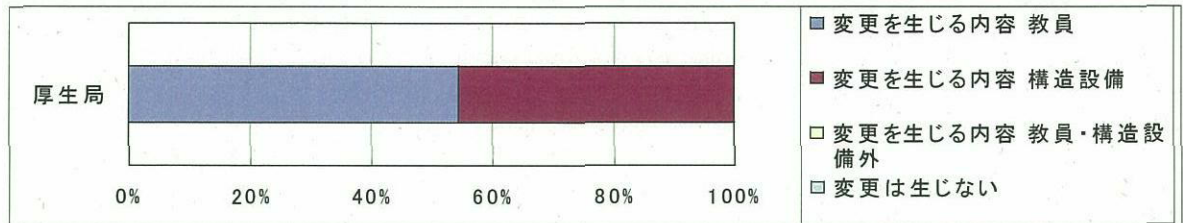
厚生局	都道府県
○都道府県が把握していないことは問題がある ○情報の共有ができない ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される	○変更の内容を把握しにくくなる ○事務の一部が県に残るのであれば、届出又は情報提供が必要 ○理容師法及び美容師法を所管するので、養成施設の最小限の情報は県担当課として把握しておくべき ○理美容師法に基づく理容所・美容所の指導等を行う際に養成施設の状況がわかった方がよい場合があるため

4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認

(1) 教員又は構造設備の変更状況

① 厚生局の状況

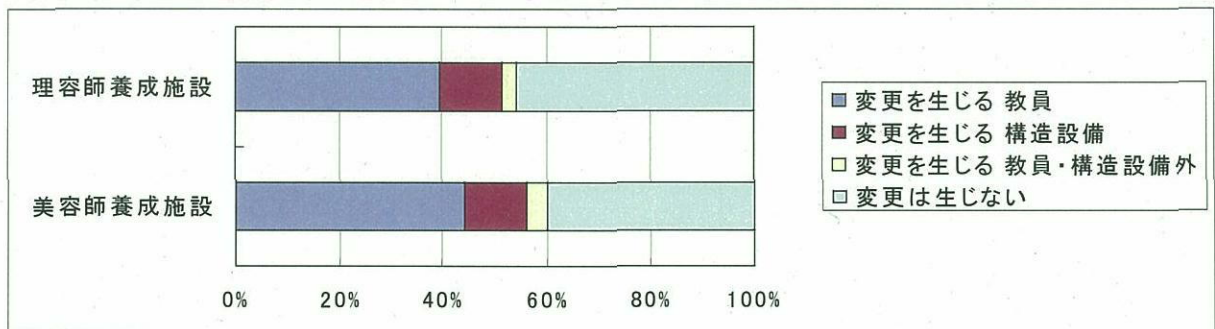
定員数を減じた場合において、「教員に変更を生じる」と回答した厚生局は6件(75.0%)、「構造設備に変更が生じる」と回答した厚生局は5件(62.5%)となっている。



② 養成施設の状況

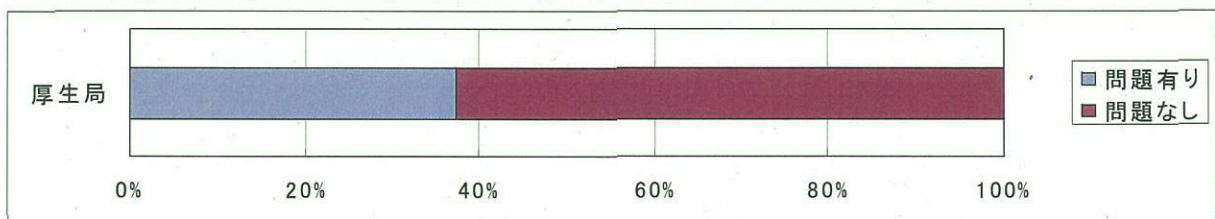
定員数を減じた場合において、「教員又は構造設備等に変更を生じる」は196件(55.2%)、「教員又は構造設備等に変更を生じない」とした養成施設は159件(44.8%)となっている。

また、「教員又は構造設備等に変更を生じる」とした196件のうち、「教員に変更を生じる」は162件(82.7%)、「構造設備に変更を生じる」は46件(23.5%)、「教員又は構造設備以外に変更を生じる」は13件(6.6%)となっている。



(2) 届出とした場合の問題点

定員を減ずる場合について、厚生労働大臣の承認から届出とした場合の問題点について、「問題あり」とした厚生局は3件(37.5%)となっている。



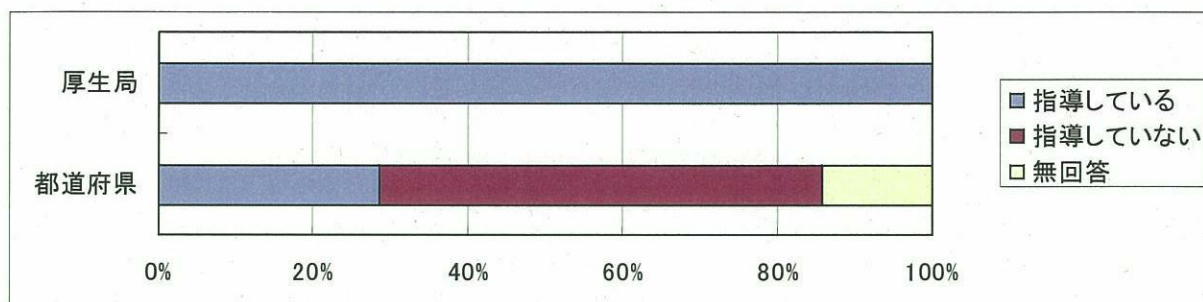
なお、「問題あり」とした厚生局3件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

厚生局
○都道府県が把握していないことは問題と思われる
○厚生局の大幅な増員が必要となる
○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される
○厚生局では理容師・美容師養成施設以外の養成施設も担当しており、他の課程と横断的に検討する必要がある

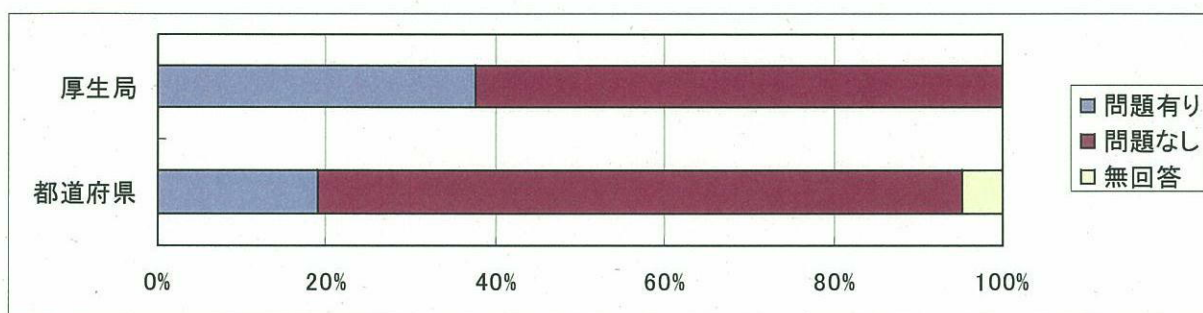
5 他の養成施設からの転入所

ア 転入所に関する指導状況

他の養成施設からの転入所について指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



また、「指導に当たって問題がある」とした厚生局は3件（37.5%）、都道府県は4件（19.0%）となっている。

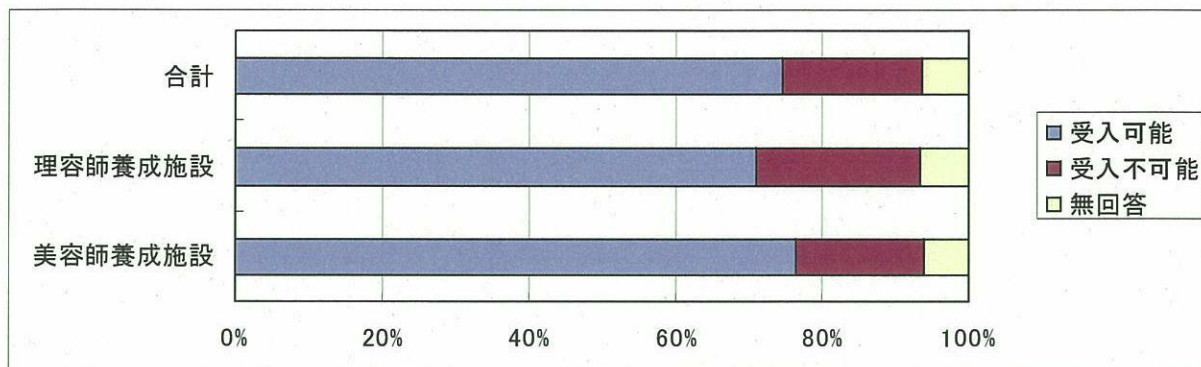


「指導に当たって問題がある」とした理由は以下のとおりとなっている。

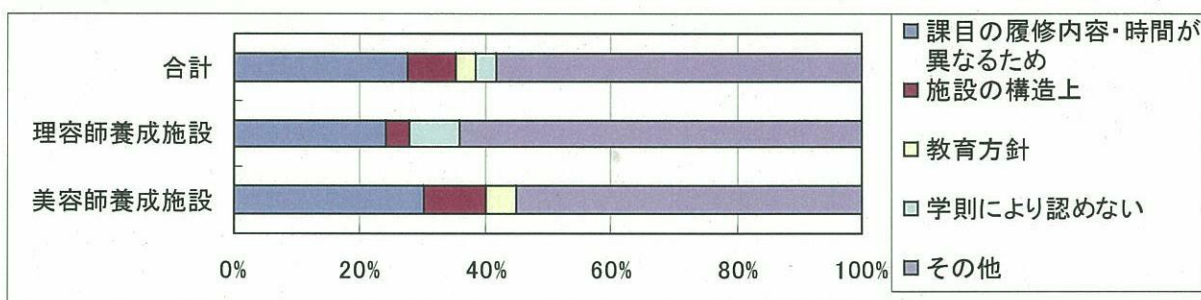
厚生局	都道府県
○近隣に養成施設がない場合 ○生徒、両親への周知 ○学費の差額 ○職業訓練校の場合、廃止時に留年者が出た場合の対応が困難	○編入により課目ごとに未履修がないことの詳細な確認 ○県内に1施設しかなく編入先が県外になる ○編入後の選択科目の履修時間の取扱いが難しい ○在学者の志向調査と受け入れ先施設の定員変更等

イ 養成施設の受入状況

他の養成施設からの転入所の受入れについて、「可能」は265件（74.6%）、「不可能」は68件（19.2%）となっている。



「不可能」とした68件について、その理由をみると、「課目の履修内容、履修時間が異なる」が18件（27.7%）と最も多くなっている。

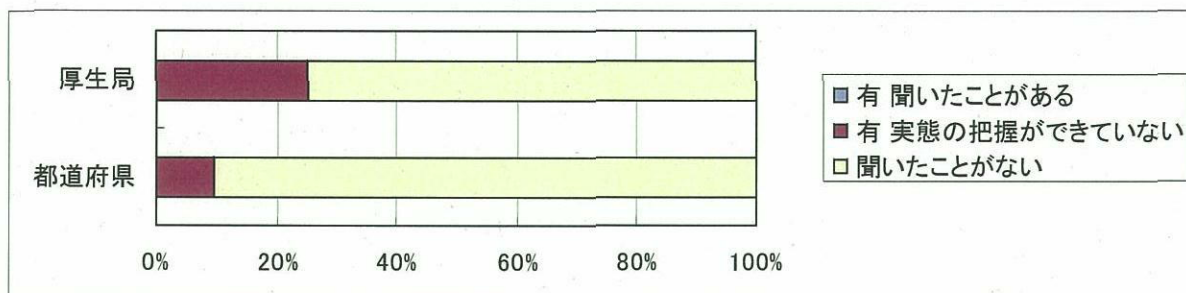


6 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業について

ア 厚生局及び都道府県の状況

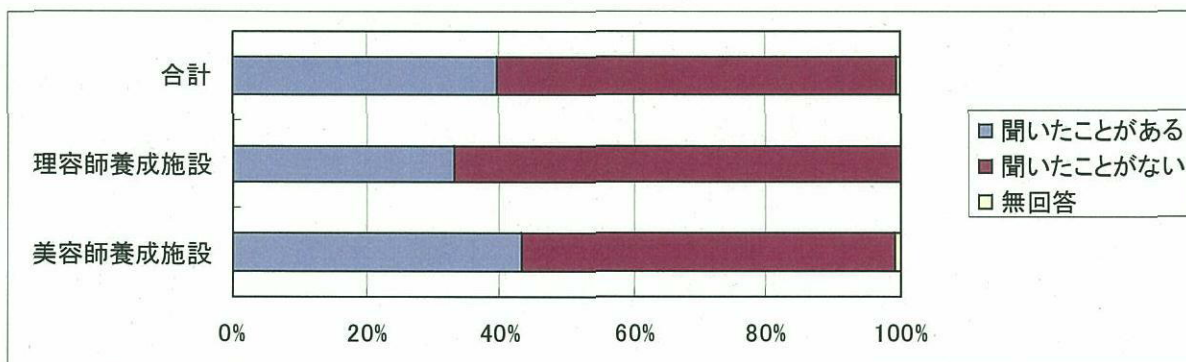
養成施設が行う試験の結果により、国家試験に合格できないと見込まれる生徒は養成施設を卒業させないという意見について、「ある」又は「聞いたことがある」とした厚生局は2件（25.0%）、都道府県は2件（9.5%）となっている。

なお、卒業に対する指導を実施している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。

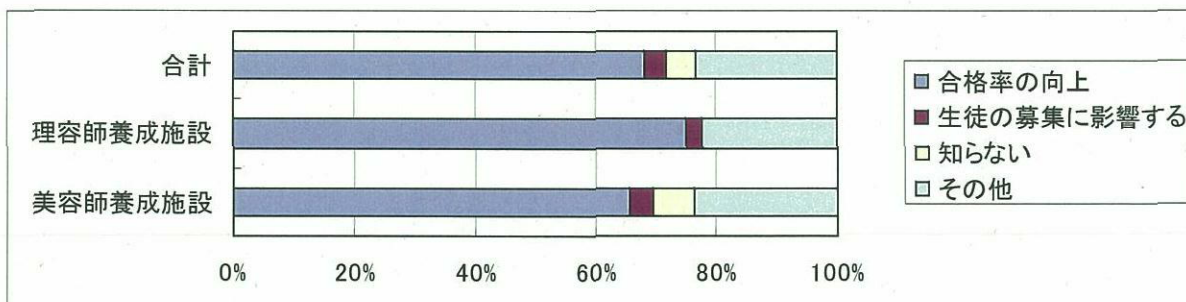


イ 養成施設の状況

養成施設では、「聞いたことがある」は141件（39.7%）、「聞いたことがない」は212件（59.7%）となっている。

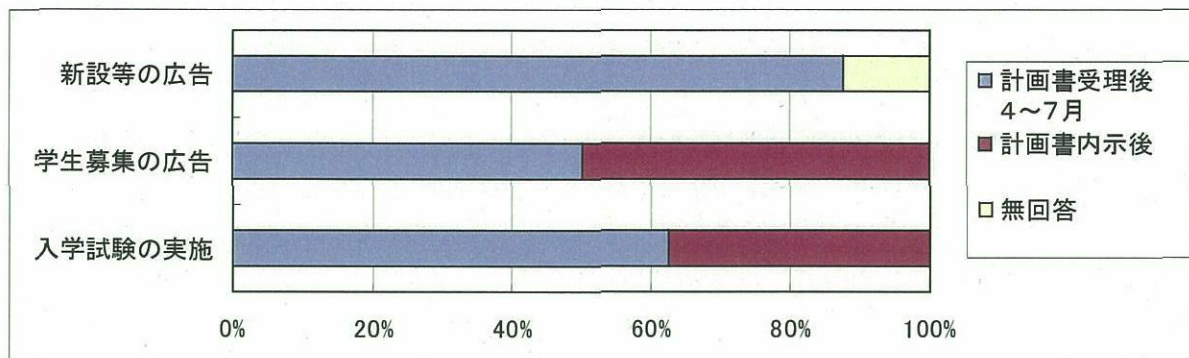


「聞いたことがある」とした141件について、その内容をみると、「合格率の向上を図るため」が96件（68.1%）と最も多くなっている。

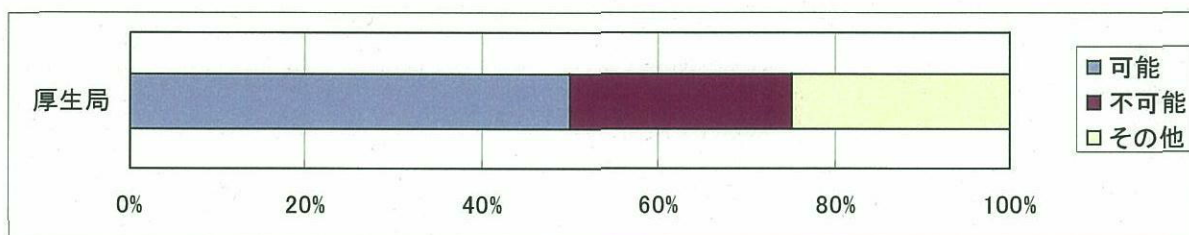


7 広告規制

厚生局において、「新設の広告」について、「設置計画書受理後（4～8月）」としているものは7件（87.5%）となっており、「学生募集の広告」について、「設置計画書受理後（6～7月）」としているは4件（50.0%）、「設置計画書の内示後（4～7月）」としているものは4件（50.0%）となっている。



また、これらの時期を早めることについて、「可能」は4件（50.0%）、「不可能」は4件（50.0%）となっている。



なお、時期を早めることが「不可能」な理由は、とおりとなっている。

厚生局
○設置計画書の提出時期の3月は当該年度の指定・承認等の業務で多忙となるため、計画書の確認等を早めることはできない
○計画書のヒアリング後の改善を確認する必要があるため

第1 教員に関すること

1 専任教員と常勤職員との関係

表1-1-ア 専任教員を常勤職員とする指導状況《票:厚1-1、県2-1》

	指導している	指導していない	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	47.6 10	52.4 11	100.0 21
合計	62.1 18	37.9 11	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表1-1-イ 教員の状況《票:養1-1(1)》

		専任教員					専任教員				
		常勤	非常勤	混合	無回答	合計	常勤	非常勤	混合	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	70.2 85	0.8 1	25.6 31	3.3 4	100.0 121	9.9 12	41.3 50	35.5 43	13.2 16	100.0 121
	夜間課程	66.7 2	33.3 1	0.0 0	0.0 0	100.0 3	0.0 0	0.0 0	100.0 3	0.0 0	100.0 3
	通信課程	55.4 46	6.0 5	38.6 32	0.0 0	100.0 83	4.8 4	44.6 37	48.2 40	2.4 2	100.0 83
	合計	64.3 133	3.4 7	30.4 63	1.9 4	100.0 207	7.7 16	42.0 87	41.5 86	8.7 18	100.0 207
	美容師養成施設	74.4 174	0.4 1	24.4 57	0.9 2	100.0 234	6.0 14	51.3 120	40.2 94	2.6 6	100.0 234
美容師養成施設	夜間課程	60.6 20	3.0 1	36.4 12	0.0 0	100.0 33	6.1 2	45.5 15	42.4 14	6.1 2	100.0 33
	通信課程	62.6 112	1.7 3	35.8 64	0.0 0	100.0 179	8.4 15	39.7 71	52.0 93	0.0 0	100.0 179
	合計	68.6 306	1.1 5	29.8 133	0.4 2	100.0 446	7.0 31	46.2 206	45.1 201	1.8 8	100.0 446
	合計	73.0 259	0.6 2	24.8 88	1.7 6	100.0 355	7.3 26	47.9 170	38.6 137	6.2 22	100.0 355
	夜間課程	61.1 22	5.6 2	33.3 12	0.0 0	100.0 36	5.6 2	41.7 15	47.2 17	5.6 2	100.0 36
合計	通信課程	60.3 158	3.1 8	36.6 96	0.0 0	100.0 262	7.3 19	41.2 108	50.8 133	0.8 2	100.0 262
	合計	67.2 439	1.8 12	30.0 196	0.9 6	100.0 653	7.2 47	44.9 293	44.0 287	4.0 26	100.0 653
		合計									
		常勤	非常勤	混合	無回答	合計					
理容師養成施設	昼間課程	60.3 158	3.1 8	36.6 96	0.0 0	100.0 262					
	夜間課程	61.1 22	5.6 2	33.3 12	0.0 0	100.0 36					
	通信課程	73.0 259	0.6 2	24.8 88	1.7 6	100.0 355					
	合計	67.2 439	1.8 12	30.0 196	0.9 6	100.0 653					
	美容師養成施設	61.2 270	2.5 11	36.3 160	0.0 0	100.0 441					
美容師養成施設	夜間課程	60.9 42	4.3 3	34.8 24	0.0 0	100.0 69					
	通信課程	73.5 433	0.5 3	24.6 145	1.4 8	100.0 589					
	合計	67.8 745	1.5 17	29.9 329	0.7 8	100.0 1099					
	合計	73.0 259	0.6 2	24.8 88	1.7 6	100.0 355					
	夜間課程	61.1 22	5.6 2	33.3 12	0.0 0	100.0 36					
合計	通信課程	67.6 417	1.6 10	29.8 184	1.0 6	100.0 617					
	合計	66.9 461	2.0 14	30.2 208	0.9 6	100.0 689					

表1-1-ウ① 専任教員である必要性《票:養1-2》

	常勤職員でなければならない	非常勤職員でもかまわない	無回答	合計
理容師養成施設	47.1 57	46.3 56	6.6 8	100.0 121
美容師養成施設	48.7 114	42.3 99	9.0 21	100.0 234
合計	48.2 171	43.7 155	8.2 29	100.0 355

表1-1-ウ② 専任教員である必要性の理由《票:養1-2》

	生徒の指導	常勤が望ましい	学校運営上	学籍簿等の管理義務	責任を持った教育	学級担任	教育状況の把握	カリキュラム上	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	35.1 20	3.5 2	5.3 3	1.8 1	5.3 3	1.8 1	1.8 1	3.5 2	42.1 24	100.0 57
美容師養成施設	46.5 53	11.4 13	6.1 7	3.5 4	3.5 4	1.8 2	1.8 2	1.8 2	23.7 27	100.0 114
合計	42.7 73	8.8 15	5.8 10	2.9 5	4.1 7	1.8 3	1.8 3	2.3 4	29.8 51	100.0 171

表1-1-ウ③ 専任教員である必要性の理由「その他」《票:養1-2》

理容師養成施設	美容師養成施設
○教員同士のコミュニケーションが必要 ○常勤の方が効率的 ○統一した指導が実施できる ○生徒数、授業時間数に関係する ○提出物、教材研究に取り組む時間の確保 ○昼間課程に限定 ○突発的な対応が可能	○連絡調整が必要 ○教員同士の情報交換が必要 ○継続した習熟 ○専任と兼任の区分があいまい

表1-1-ウ④ 専任教員は非常勤でもかまわない理由《票:養1-2》

	経営等効率的な運営	課目等カリキュラムによって	能力のある教員の確保	体制が整っていればよい	現場情報の入手	半分が常勤であればよい	職員の雇用が困難	家庭等の事情	学級担任以外は非常勤でよい	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	17.9 10	7.1 4	14.3 8	10.7 6	0.0 0	1.8 1	7.1 4	1.8 1	0.0 0	39.3 22	100.0 56
美容師養成施設	8.1 8	12.1 12	10.1 10	8.1 8	6.1 6	5.1 5	0.0 0	3.0 3	3.0 3	44.4 44	100.0 99
合計	11.6 18	10.3 16	11.6 18	9.0 14	3.9 6	3.9 6	2.6 4	2.6 4	1.9 3	42.6 66	100.0 155

表1-1-ウ⑤ 専任教員は非常勤でもかまわない理由「その他」《票:養1-2》

理容師養成施設	美容師養成施設
○専任教員の意義が不明確 ○都道府県の採用形態 ○施設の事情 ○専門科目は非常勤でよい ○有資格者が不足した場合 ○専任・兼任と常勤・非常勤は全く別個の定義 ○専任・兼任という用語を廃止したほうがよい ○1週間当たりの授業時間数	○資格があればよい ○問題はない ○課程又は課目による ○通信課程は非常勤でよい ○60歳以上の場合がある ○人件費の削減 ○専任教員の意義が不明確 ○都道府県の採用形態等の人事面が難しい ○専任教員としての資質があれば構わない ○運用の幅が必要 ○教育内容の充実が優先 ○授業内容の多様化 ○学校の雇用形態に合わせ採用すべき

2 通信課程における専任教員の配置状況

表1-2 昼間・夜間課程の専任教員の通信課程と兼任状況《票:養1-1(3)ウ》

	兼任している	兼任していない	無回答	合計
理容師養成施設	49.4 41	28.9 24	21.7 18	100.0 83
美容師養成施設	58.7 105	25.7 46	15.6 28	100.0 179
合計	55.7 146	26.7 70	17.6 46	100.0 262

3 教員の資格

(1)「大学」の考え方

表1-3-ア 「大学」及び「修めた者」に関する指導状況《票:厚1-3(1)(2)、県2-3(1)(2)》

	大学			修めた者		
	大学	短期大学	合計	一般教養	専攻分野	合計
厚生局	50.0 4	50.0 4	100.0 8	100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	47.6 10	52.4 11	100.0 21	42.9 9	57.1 12	100.0 21
合計	48.3 14	51.7 15	100.0 29	58.6 17	41.4 12	100.0 29

表1-3-イ 「大学」及び「修めた者」に関する配置状況《票:養1-3(1)(2)》

		大 学				分 野			
		大学	短期大学	無回答	合計	一般教養	専攻分野	無回答	合計
理容師養成施設	法規・制度	38.0 46	52.1 63	9.9 12	100.0 121	23.1 28	38.0 46	38.8 47	100.0 121
	物理・化学	43.0 52	52.1 63	5.0 6	100.0 121	17.4 21	45.5 55	37.2 45	100.0 121
	文化論	30.6 37	43.0 52	26.4 32	100.0 121	19.8 24	41.3 50	38.8 47	100.0 121
	運営管理	35.5 43	45.5 55	19.0 23	100.0 121	25.6 31	36.4 44	38.0 46	100.0 121
	合計	36.8 178	48.1 233	15.1 73	100.0 484	21.5 104	40.3 195	38.2 185	100.0 484
美容師養成施設	法規・制度	49.6 116	44.9 105	5.6 13	100.0 234	23.5 55	50.4 118	26.1 61	100.0 234
	物理・化学	52.1 122	44.9 105	3.0 7	100.0 234	22.6 53	54.7 128	22.6 53	100.0 234
	文化論	38.0 89	40.6 95	21.4 50	100.0 234	25.2 59	47.4 111	27.4 64	100.0 234
	運営管理	41.0 96	41.9 98	17.1 40	100.0 234	25.6 60	47.0 110	27.4 64	100.0 234
	合計	45.2 423	43.1 403	11.8 110	100.0 936	24.3 227	49.9 467	25.9 242	100.0 936
合計	法規・制度	45.6 162	47.3 168	7.0 25	100.0 355	23.4 83	46.2 164	30.4 108	100.0 355
	物理・化学	49.0 174	47.3 168	3.7 13	100.0 355	20.8 74	51.5 183	27.6 98	100.0 355
	文化論	35.5 126	41.4 147	23.1 82	100.0 355	23.4 83	45.4 161	31.3 111	100.0 355
	運営管理	39.2 139	43.1 153	17.7 63	100.0 355	25.6 91	43.4 154	31.0 110	100.0 355
	合計	42.3 601	44.8 636	12.9 183	100.0 1420	23.3 331	46.6 662	30.1 427	100.0 1420

4 教員の資質

表1-4① 講習を修了した教員の資質《票:養1-5(1)》

	十分	不十分	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成施設	57.0 69	7.4 9	29.8 36	5.8 7	100.0 121
美容師養成施設	52.1 122	9.4 22	35.5 83	3.0 7	100.0 234
合計	53.8 191	8.7 31	33.5 119	3.9 14	100.0 355

表1-4② 講習の見直し《票:1-5(2)》

	再講習の実施	期間の延長	内容の見直し	その他	無回答
理容師養成施設	11.1 1	33.3 3	0.0 0	55.6 5	22.2 2
美容師養成施設	22.7 5	13.6 3	13.6 3	59.1 13	18.2 4
合計	19.4 6	19.4 6	9.7 3	58.1 18	19.4 6

※理容師養成施設「9件」、美容師養成施設「22件」を対象

表1-4③ その他の内容《票:養1-5(2)》

講習期間の延長	
理容師養成施設	美容師養成施設
○夏休み中など、最低2か月の実施	○講習後に通信教育(1年課程)が必要 ○難しい課題であるため期間の延長は必要
講習内容の見直し	
理容師養成施設	美容師養成施設
○教育方法論 ○高卒生徒に教授できる内容とする ○講習を受講したからといって専門分野の資格と同様に扱うのはどうか。 ○生徒にとって十分でない	○教育方法論 ○深い(濃い)教育内容 ○衛生管理(公衆衛生・環境衛生・感染症・衛生管理の)の充実 ○講習を受講したからといって専門分野の資格と同様に扱うのはどうか。 ○生徒にとって十分でない ○授業の進め方、計画書の作成方法等、実践的な内容も含んで欲しい
再講習の実施	
理容師養成施設	美容師養成施設
—	○実務に即した講習の実施 ○保健、衛生管理
その他	
理容師養成施設	美容師養成施設
○教科内容の専門性から、専攻課程の専攻分野を修了した者が適当 ○大学等で生物を専攻した教員のほうが専門性が高い ○内容が多岐にわたり、短期間の研修では基本的に不十分と考える ○講習の延長、再講習等は離席時間が多数発生する ○専門課程の専攻分野を修了した者が適任と考える。 ○専門分野はその専門大学関係の資格のみ与えられると思う。一般の理美容師に与えられる資格としては認めら	○教科課程の内容から専門課程の専攻分野を修了した者が適当 ○専門知識が不十分 ○教員は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師に限定 ○衛生管理・保健を教授する教員は、医学的専門知識や資格を有する者が望ましい ○資質的に無理がある ○医師等と同列と扱っているが、差がありすぎる ○現状の要件であれば医学博士も認めてもよいのではない

5 専任教員の理容科と美容科との兼務

表1-5 指導状況《票:厚1-2、県2-2》

	兼務できない旨指導	指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	57.1 12	28.6 6	9.5 2	4.8 1	100.0 21
合計	69.0 20	20.7 6	6.9 2	3.4 1	100.0 29

第2 生徒に関すること

1 学則に定められた入所時期以降の入所

表2-1-ア① 入所時期以降の入所に関する指導状況《票:厚2-1(1)、県3-1(1)》

	入学させないよう指導	指導していない	その他	合計
厚生局	75.0 6	12.5 1	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	47.6 10	23.8 5	100.0 21
合計	41.4 12	37.9 11	20.7 6	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表2-1-ア② 入所時期以降の入所に関する指導状況「その他」《票:厚2-1(1)、県3-1(1)》

厚生局	都道府県
○事例によって検討する	○補習等が確実に実施できるか否かで判断 ○学則の規定に適合しているか確認

表2-1-イ① 入所時期以降の生徒の入所状況《票:養2-1(1)》

	認 め る				認めない	無回答	合計
	1か月後まで	2か月後まで	無回答	合計			
理容師養成施設	51.6 13.2 16	0.0 0.0 0	48.4 12.4 15	100.0 25.6 31	71.1 86	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	61.4 11.5 27	6.8 1.3 3	31.8 6.0 14	100.0 18.8 44	77.8 182	3.4 8	100.0 234
合計	57.3 12.1 43	4.0 0.8 3	38.7 8.2 29	100.0 21.1 75	75.5 268	3.4 12	100.0 355

表2-1-イ② 入所時期以降の生徒の入所者数(平成18年秋及び平成19年春)《票:養2-1(2)》

	1~2人	3~5人	6~10人	11人~	無回答	合計
理容師養成施設	12.9 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	87.1 27	100.0 31
美容師養成施設	22.7 10	0.0 0	2.3 1	0.0 0	75.0 33	100.0 44
合計	18.7 14	0.0 0	1.3 1	0.0 0	80.0 60	100.0 75

表2-1-ウ① 入所時期以降に入学していた場合の補習に対する指導状況《票:厚2-1(2)、県3-1(2)》

	確認・指導している	確認・指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	87.5 7	0.0 0	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	57.1 12	33.3 7	0.0 0	9.5 2	100.0 21
合計	65.5 19	24.1 7	3.4 1	6.9 2	100.0 29

※厚生局の「その他」1件は、「中途入学自体認めない」と回答。

表2-1-ウ② 入所時期以降に入所させた生徒に対する補習の実施状況《票:養2-1(3)》

	実施する	実施しない	無回答	合計
理容師養成施設	52.9 64	9.1 11	38.0 46	100.0 121
美容師養成施設	54.3 127	6.8 16	38.9 91	100.0 234
合計	53.8 191	7.6 27	38.6 137	100.0 355

2 卒業の認定について

(1) 履修すべき授業時間数

表2-2(1)ア① 卒業に対する指導状況《票:厚2-2(2)、県3-2(2)》

	指導している	指導していない	その他	無回答	合計
厚生局	50.0 4	37.5 3	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	66.7 14	4.8 1	0.0 0	100.0 21
合計	34.5 10	58.6 17	3.4 1	3.4 1	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表2-2(1)ア② 卒業に対する具体的指導内容《票:厚2-2(2)、県3-2(2)》

厚生局	都道府県
○学則等に生徒の進級又は卒業を認定する基準を明記するよう指導 ○文科省の卒業要件の出席時間数は8割だが、その生徒はその分授業を受けていないので、規定時間を満たすよう補講を行うことを指導 ○学則どおり運用するよう指導。学則どおりの運用が困難であれば、学則を見直すよう指導 ○指導要領若しくは学則に規定する授業時間に満たない生徒は補講を行うこと	○卒業の認定が課程に定めたとおり厳正に行われているかを確認 ○進級の基準の明文化 ○留年が多い施設の座学の授業内容の見直し、出席を促すよう指導 ○規定授業数を未履修のまま卒業認定を行っていたため補習実施を指導

(2) 卒業の認定の状況

表2-2(1)イ① 卒業に必要な履修すべき時間数《票:養2-2(1)》

		総時間数と同時間の履修が必要	総時間数以下であっても試験等で判断	その他	無回答	合計
理容師養成施設	必修(実習除く)	75.2 91	9.9 12	14.9 18	0.0 0	24.8 121
	必修(実習)	75.2 91	9.9 12	14.9 18	0.0 0	24.8 121
	選択必修	74.4 90	10.7 13	14.9 18	0.0 0	25.6 121
	合計	74.9 272	10.2 37	14.9 54	0.0 0	25.1 363
美容師養成施設	必修(実習除く)	76.9 180	9.4 22	13.2 31	0.4 1	23.1 234
	必修(実習)	76.5 179	9.4 22	13.7 32	0.4 1	23.5 234
	選択必修	73.9 173	12.4 29	13.2 31	0.4 1	26.1 234
	合計	38.7 272	5.3 37	13.4 94	0.4 3	19.1 702
合計	必修(実習除く)	76.3 271	9.6 34	13.8 49	0.3 1	23.7 355
	必修(実習)	76.1 270	9.6 34	14.1 50	0.3 1	23.9 355
	選択必修	74.1 263	11.8 42	13.8 49	0.3 1	25.9 355
	合計	75.5 804	10.3 110	13.9 148	0.3 3	24.5 1,065

表2-2(1)イ② 卒業に必要な履修すべき時間数「その他」《票:養2-2(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○補習を受講させ、時間数を満たしている ○総授業時間数の80%の履修をもって卒業とする ○年1回冬休み期間中に30時間の補習を実施 ○学則で出席率を90%以上としている ○各教科課目で80%以上であれば認めている ○認定会議で認める場合もある ○90%以上の出席者に対して補習を実施し卒業を認定	○補習を受講させ、時間数を満たしている ○各教科課目で80%以上であれば認めている ○総授業時間数の80%の履修をもって卒業とする ○学則で出席率を90%以上としている ○90%以上の出席者に対して補習を実施し卒業を認定 ○80%を満たさない者に対して補習を実施

ウ 授業時間数以外の基準

表2-2(1)ウ① 履修すべき時間数以外の基準《票2-2(2)》

	定量的基準を定めている	定性的基準を定めている	定めていない	無回答	合計
理容師養成施設	75.2	6.6	14.9	3.3	100.0
	91	8	18	4	121
美容師養成施設	82.1	4.3	8.5	5.1	100.0
	192	10	20	12	234
合計	79.7	5.1	10.7	4.5	100.0
	283	18	38	16	355

表2-2(1)ウ② 定量的基準の内容《票:養2-2(2)》

	試験60点以上	試験70点以上	試験50点以上	試験80点以上	試験で必修40点、選択60点以上	試験で必修50点、選択60点以上	受講率80%以上	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	58.2	2.2	4.4	2.2	2.2	1.1	0.0	29.7	100.0
	53	2	4	2	2	1	0	27	91
美容師養成施設	62.5	2.6	1.6	0.0	0.5	1.0	1.0	30.7	100.0
	120	5	3	0	1	2	2	59	192
合計	61.1	2.5	2.5	0.7	1.1	1.1	0.7	30.4	100.0
	173	7	7	2	3	3	2	86	283

表2-2(1)ウ③ 定量的基準の内容「その他」《票:養2-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○欠席30日以内、試験60点以上	○試験で40点以上
○試験で30点以上	○試験で30点以上
○必修科目65点、選択必修科目50点以上	○必修科目65点、選択必修科目50点以上
	○受講率2/3以上
	○必修科目60点、選択必修科目40点以上
	○課題提出率80%以上
	○学科60%、ワインディング80%以上
	○民間の資格取得
	○64単位以上

表2-2(1)ウ④ 定性的基準の内容《票:養2-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○都道府県の管理規則	○担当教員が卒業に値する点数を判断
○5段階評価のうち、2以上	○成績評価(A~D)のうち、C以上
	○5段階評価のうち、2以上

3 昼間課程から夜間・通信課程、又は、夜間・通信課程から昼間課程への転入

ア 課程間の転入に関する指導状況

表2-3-ア① 転入の指導状況《票：厚2-3、県3-3》

	認めない よう指導	認めるよ う指導	指導して いない	その他	合計
厚生局	25.0 2	0.0 0	25.0 2	50.0 4	100.0 8
都道府県	14.3 3	0.0 0	76.2 16	9.5 2	100.0 21
合計	17.2 5	0.0 0	62.1 18	20.7 6	100.0 29

※都道府県は養成施設に対する指導監督を行っている「21件」を対象

表2-3-ア② 転入の指導に係る「その他」の内容《票：厚2-3、県3-3》

厚生局	都道府県
○就学期間内に必要な教科課目等が履修できるよう検討すること ○昼から夜課程の転入については、教科課程が同様であり、卒業に必要な教科課目が履修できれば認めてよいと考える ○転入先の修業期間内に所定の教科課目を履修できると学校側が判断すれば認める	○転入後に教科課程の修了が可能かどうかで判断 ○学則上の規定がない

イ 課程間の転入の状況

表2-3-イ① 転入の状況《票：養2-3(1)(2)》

	認めている			認めてい ない	無回答	合計
	条件あり	条件なし	合計			
理容師養成施設	37.5 7.4 9	62.5 12.4 15	100.0 19.8 24	62.0 75	18.2 22	100.0 121
美容師養成施設	48.1 11.1 26	51.9 12.0 28	100.0 23.1 54	42.7 100	11.1 26	76.9 234
合計	44.9 9.2 35	55.1 11.3 43	100.0 20.6 78	46.2 175	12.7 48	79.4 379

表2-3-イ② 転入を認める場合の条件《票：養2-3(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○免除科目の規定内 ○入学試験の実施 ○昼間課程から夜間・通信課程のみ認める ○再入学 ○経済的等明確な理由 ○履修科目及び時間数等により検討	○免除科目の規定内 ○学費の承諾 ○再入学 ○経済的等明確な理由 ○補習の実施 ○1学年の前期(4～9月)に限る ○単位の重視 ○能力の判定 ○入学試験の実施 ○欠員の場合における会議の決定

表2-3-イ③ 転入を認めない理由《票：養2-3(1)》

	履修科目が異なる	履修時間数が異なる	単位の取り方が異なる	退学・再入学の扱いになる	行政指導	事例がない	教育課程が異なる	習熟レベルに差がある	その他	合計
理容師養成施設	22.7 17	12.0 9	2.7 2	4.0 3	1.3 1	4.0 3	0.0 0	0.0 0	53.3 40	100.0 75
美容師養成施設	26.0 26	32.0 32	12.0 12	5.0 5	5.0 5	5.0 5	4.0 4	3.0 3	8.0 8	100.0 100
合計	24.6 43	23.4 41	8.0 14	4.6 8	3.4 6	4.6 8	2.3 4	1.7 3	27.4 48	100.0 175

表2-3-1④ 転入を認める場合の条件「その他」《票:養2-3(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 入学選考が異なる ☐ 学習指導が困難 ☐ 入学時期が異なる ☐ 授業料等の問題	☐ 履修方法が異なる ☐ 基準が異なる ☐ 不可能 ☐ 制度が異なる ☐ 学則上 ☐ 履修認定が難しい ☐ 教材等に不具合が生じる ☐ 入学条件が異なる ☐ 学校教育法上の附帯教育であり、同等と扱えない ☐ 学習指導上困難 ☐ 授業料等の問題

表2-3-1⑤ 昼間課程から夜間・通信課程への転入者数(年度平均)《票:養2-3(3)》

	有					無	合計
	1人	2人	3人	4人以上	合計		
理容師養成施設	100.0 20.8 5	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 20.8 5	79.2 19	100.0 24
美容師養成施設	76.2 29.6 16	19.0 7.4 4	4.8 1.9 1	0.0 0.0 0	100.0 38.9 21	61.1 33	100.0 54
合計	80.8 26.9 21	15.4 5.1 4	3.8 1.3 1	0.0 0.0 0	100.0 33.3 26	66.7 52	100.0 78

表2-3-1⑥ 夜間・通信課程から中間課程への転入者数(年度平均)《票:養2-3(3)》

	有					無	合計
	1人	2人	3人	4人以上	合計		
理容師養成施設	100.0 4.2 1	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 4.2 1	95.8 23	100.0 24
美容師養成施設	83.3 9.3 5	0.0 0.0 0	16.7 1.9 1	0.0 0.0 0	100.0 11.1 6	88.9 48	100.0 54
合計	85.7 7.7 6	0.0 0.0 0	14.3 1.3 1	0.0 0.0 0	100.0 9.0 7	91.0 71	100.0 78

4 通信課程の入所者について

(1) 地域の限定

ア 入所地域の限定に関する指導状況

表2-4(1)ア 入所の地域に関する指導状況《票:厚2-5、県3-5》

	地域を限定				指導して いない	合計
	都道府 県を限定	近隣の 都道府 県に限 定	面接授 業場所 の近隣 に限定	合計		
厚生局	37.5 3	25.0 2	25.0 2	87.5 7	12.5 1	150.0 8
都道府県	4.8 1	19.0 4	19.0 4	42.9 9	57.1 12	138.1 21
合計	13.8 4	20.7 6	20.7 6	55.2 16	44.8 13	141.4 29

※都道府県は養成施設の指導監督を行っている「21件」を対象

イ 地域の限定に関する状況

表2-4(1)イ① 地域を限定した受入状況《票:養2-5(1)》

	近隣から 入所	面接授 業場所 の近隣 から入所	地域を限 定してい ない	その他	無回答	合計
理容師養成施 設	61.4 51	0.0 0	37.3 31	1.2 1	0.0 0	100.0 83
美容師養成施 設	59.8 107	0.6 1	30.7 55	6.7 12	2.2 4	100.0 179
合計	60.3 158	0.4 1	32.8 86	5.0 13	1.5 4	100.0 262

表2-4(1)イ② 地域を限定した受入状況「その他」《票:養2-5(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○スクーリングが可能な地域	○所在地の都道府県全域 ○関連会社グループの営業所所在地域 ○県内中部地域 ○スクーリングが可能な地域

ウ 面接授業の実施場所

表2-4(1)ウ 実施場所《票:養3-4(1)イ(オ)》

	養成施 設のみ	都道府 県内数 か所	近隣都 道府県	無回答	合計
理容師養成施 設	100.0 83	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 83
美容師養成施 設	73.2 131	3.4 6	2.2 4	21.2 38	100.0 179
合計	81.7 214	2.3 6	1.5 4	14.5 38	100.0 262

(2)入所時期について

表2-4(2)① 入所時期の状況《票:養2-5(2)ア》

	10月	4月	10月・4	9月	無回答	合計
理容師養成施設	91.6	4.8	1.2	2.4	0.0	100.0
	76	4	1	2	0	83
美容師養成施設	95.0	1.1	0.6	1.1	2.2	100.0
	170	2	1	2	4	179
合計	93.9	2.3	0.8	1.5	1.5	100.0
	246	6	2	4	4	262

表2-4(2)② 10月入所に限定することに対する意見《票:養2-5(2)イ》

	10月入所に限定	4月入所も認める	養成施設の判断	合計
理容師養成施設	45.8	3.6	50.6	100.0
	38	3	42	83
美容師養成施設	43.6	8.9	47.5	100.0
	78	16	85	179
合計	44.3	7.3	48.5	100.0
	116	19	127	262

表2-4(2)③ 入所月を10月に限定する理由《票:養2-5(2)イ》

	昼間課程と事務処理を重複できないため	課程等が異なるため	国家試験対策	支障がない	面接授業の教室の使用等が困難	理美容所従事後に慣れてきてから	混乱を招きやすい	入所時期は一定であるべき	その他	合計
理容師養成施設	26.3	10.5	2.6	5.3	5.3	7.9	0.0	5.3	36.8	100.0
	10	4	1	2	2	3	0	2	14	38
美容師養成施設	30.8	2.6	5.1	3.8	2.6	1.3	3.8	1.3	48.7	100.0
	24	2	4	3	2	1	3	1	38	78
合計	29.3	5.2	4.3	4.3	3.4	3.4	2.6	2.6	44.8	100.0
	34	6	5	5	4	4	3	3	52	116

表2-4(2)④ 入所月を10月に限定する理由「その他」《票:養2-5(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○地域性や経済的な問題 ○昼間課程から通信課程、通信課程から昼間課程に生徒が流れる ○2回の受入は困難 ○面接授業が夏休みに限定できる ○教材の準備、添削の提出時期等の問題がある ○受入態勢が整わない ○教育レベルの低下につながる ○通信制度本来の目的が失われる ○受入サロンの対応として4月入所は不可能	○地域性や経済的な問題 ○昼間課程から通信課程、通信課程から昼間課程に生徒が流れる ○4～9月まで通信受講の可能性を考えるよい機会 ○同時期にすることで転入所が便利 ○生徒の負担が少ない ○学生募集に不公平が生じる ○指導しやすい ○10月と指示を受けている ○受入態勢が整わない ○2回の受入は困難 ○通信制度本来の目的が失われる ○受入サロンの対応として4月入所は不可能 ○教育レベルの低下につながる

表2-4(2)⑤ 4月入所も認める理由《票:養2-5(2)イ》

	高校・中学校の卒業が3月のため	高校卒業からの空白時期の回避	入所機会の拡大	その他	合計
理容師養成施設	0.0 0	33.3 1	33.3 1	33.3 1	100.0 3
美容師養成施設	18.8 3	12.5 2	12.5 2	56.3 9	100.0 16
合計	15.8 3	15.8 3	15.8 3	52.6 10	100.0 19

表2-4(2)⑥ 4月に入所させる理由「その他」《票:養2-5(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○入学式を同時に行える	○高卒者に限定しやすくなる ○新卒者を受け入れるため ○入学式を同時に行える ○10月とする必要がない ○日本は4月入学

5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継

ア 学籍簿等の保管に関する指導状況

表2-5-ア① 学籍簿等の承継に関する指導状況《票:厚2-6(1)、県3-6(1)》

	指導している				指導していない	その他	無回答	合計
	同系列の養成施設・法人に承継	都道府県で保管	厚生局で保管	合計				
厚生局	100.0 62.5 5	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 62.5 5	25.0 2	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	75.0 42.9 9	0.0 0.0 0	25.0 14.3 3	100.0 57.1 12	23.8 5	9.5 2	9.5 2	100.0 21
合計	82.4 48.3 14	0.0 0.0 0	17.6 10.3 3	100.0 58.6 17	24.1 7	10.3 3	6.9 2	100.0 29

表2-5-ア② 学籍簿等の承継に関する指導状況「その他」《票:厚2-6(1)、県3-6(1)》

厚生局	都道府県
○引き継ぐ法人等が承継すべきだが、各種学校の許可を受けていることから、自治体の学事課等へ確認させる	○厚生局に確認の上、指導する

表2-5-ア③ 同系列の養成施設が存在しない場合の対応《票:厚2-6(2)、県3-6(2)》

	都道府県で保管	厚生局で保管	その他	無回答	合計
厚生局	62.5 5	0.0 0	37.5 3	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.8 1	57.1 12	28.6 6	9.5 2	100.0 21
合計	20.7 6	41.4 12	31.0 9	6.9 2	100.0 29

表2-5-ア④ 同系列の養成施設が存在しない場合のその他の対応《票:厚2-6(2)、県3-6(2)》

厚生局・都道府県
○厚生局と都道府県との交渉
○廃止された養成施設の設置者が保管するよう指導
○各都道府県にある理容師美容師養成施設協議会等の養成施設団体できょうぎすべきではないか

イ 厚生局での保管

表2-5-イ① 厚生局での保管の可否《票:厚2-6(3)》

	可能	不可能	合計
厚生局	50.0 4	50.0 4	100.0 8

表2-5-イ② 厚生局での保管が不可能な理由《表:厚2-6(3)》

厚生局
○個人情報保護の観点から不適當
○紙媒体では分量が多いが、電子媒体でなら可能
○保管場所の確保が困難
○都道府県が適切と考える

第3 授業に関すること

1 授業時間数

ア 授業時間に関する指導状況

表3-1-ア 授業時間数の指導状況《票:厚3-1、県4-1》

	基準を下回らないよう指導	下限を認めて指導						基準なし	無回答	合計
		△3% まで	△5% まで	△10% まで	△15% まで	△20% まで	合計			
厚生局	62.5 5	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 25.0 2	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	100.0 25.0 2	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	42.9 9	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	33.3 4.8 1	0.0 0.0 0	66.7 9.5 2	100.0 14.3 3	42.9 9	0.0 0	100.0 21
合計	48.3 14	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	60.0 10.3 3	0.0 0.0 0	40.0 6.9 2	100.0 17.2 5	31.0 9	3.4 1	100.0 29

表3-1-イ① 課程・課目別の授業時間数の状況《票:養3-1》

		上回っている	同時間	下回っている	無回答	合計
理容師養成施設	関係法規・制度	62.8 76	34.7 42	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	衛生管理	59.5 72	38.0 46	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	保健	61.2 74	36.4 44	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	物理・化学	62.8 76	34.7 42	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	文化論	58.7 71	38.8 47	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	技術理論	64.5 78	33.1 40	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	運営管理	59.5 72	38.0 46	0.0 0	2.5 3	100.0 121
	実習	73.6 89	23.1 28	0.0 0	3.3 4	100.0 121
	選択必修科目	58.7 71	38.0 46	0.0 0	3.3 4	100.0 121
	総授業時間数	78.5 95	19.0 23	0.0 0	2.5 3	100.0 121
美容師養成施設	関係法規・制度	54.7 128	43.6 102	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	衛生管理	55.1 129	43.2 101	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	保健	55.1 129	43.6 102	0.4 1	0.9 2	100.0 234
	物理・化学	56.0 131	42.3 99	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	文化論	50.0 117	47.9 112	0.4 1	1.7 4	100.0 234
	技術理論	56.8 133	41.5 97	0.4 1	1.3 3	100.0 234
	運営管理	50.0 117	47.4 111	0.4 1	2.1 5	100.0 234
	実習	75.2 176	23.1 54	0.0 0	1.7 4	100.0 234
	選択必修科目	56.8 133	41.9 98	0.0 0	1.3 3	100.0 234
	総授業時間数	77.4 181	20.9 49	0.0 0	1.7 4	100.0 234

合計	関係法規・制度	57.5 204	40.6 144	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	衛生管理	56.6 201	41.4 147	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	保健	57.2 203	41.1 146	0.3 1	1.4 5	100.0 355
	物理・化学	58.3 207	39.7 141	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	文化論	53.0 188	44.8 159	0.3 1	2.0 7	100.0 355
	技術理論	59.4 211	38.6 137	0.3 1	1.7 6	100.0 355
	運営管理	53.2 189	44.2 157	0.3 1	2.3 8	100.0 355
	実習	74.6 265	23.1 82	0.0 0	2.3 8	100.0 355
	選択必修科目	57.5 204	40.6 144	0.0 0	2.0 7	100.0 355
	総授業時間数	77.7 276	20.3 72	0.0 0	2.0 7	100.0 355

2 養成施設内で行う実習について

(1)対象者(モデル)について

ア モデルに関する指導状況

表3-2(1)ア① 実習モデルに対する指導状況(重複回答)《票:厚3-2、県4-2》

	モデルウィック	相モデル	生計困難者	その他
厚生局	100.0 8	100.0 8	62.5 5	12.5 1
都道府県	76.2 16	76.2 16	23.8 5	0.0 0
合計	82.8 24	82.8 24	34.5 10	3.4 1

※厚生局「8件」、都道府県「21件」を対象

表3-2(1)ア② 実習モデルの「その他」の内容(重複回答)《票:厚3-2、県4-2》

厚生局	都道府県
○親、兄弟	○指導していない

イ モデルの状況

表3-2(1)イ① 実習モデルの状況(重複回答)《票:養3-2(1)》

	モデルウィック	相モデル	生計困難者	その他
理容師養成施設	90.1 109	57.0 69	2.5 3	15.7 19
美容師養成施設	91.5 214	60.3 141	1.3 3	6.4 15
合計	91.0 323	59.2 210	1.7 6	9.6 34

※理容師養成施設「121件」、美容師養成施設「234件」を対象

表3-2(1)イ② 実習モデル「その他」の内容(重複回答)《票:養3-2(1)》

	学生の 家族・ 親類	教職員	知人・ 友人	近隣の 地域住 民	近隣施 設の入 所者	他学科 の生徒	受刑者	登録者
理容師養成施設	26.3 5	47.4 9	0.0 0	31.6 6	5.3 1	5.3 1	15.8 3	0.0 0
美容師養成施設	53.3 8	13.3 2	26.7 4	0.0 0	13.3 2	13.3 2	0.0 0	6.7 1
合計	32.4 11	32.4 11	11.8 4	14.7 5	8.8 3	8.8 3	8.8 3	2.9 1

※理容師養成施設「19件」、美容師養成施設「15件」を対象

(2)モデルの使用した実習の開始時期

表3-2(2)① 実習の開始時期を早める必要性《票:養3-2(2)》

	早める必要有り	早める必要なし	無回答	合計
理容師養成施設	52.1 63	43.8 53	4.1 5	100.0 121
美容師養成施設	56.8 133	38.5 90	4.7 11	100.0 234
合計	55.2 196	40.3 143	4.5 16	100.0 355

表3-2(2)② 実習開始時期を早める理由《票:養3-2(2)》

	実務を経験する必要がある	フィックばかりでは勉強にならない	早期に慣れさせるため	人への施術であるため	洗髪は対人で行う必要がある	実習内容による	効率的	マナー面の修得	技術理論と並行して学習	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	23.8 15	7.9 5	0.0 0	0.0 0	1.6 1	0.0 0	4.8 3	1.6 1	4.8 3	55.6 35	100.0 63
美容師養成施設	14.3 19	9.8 13	9.0 12	5.3 7	4.5 6	4.5 6	2.3 3	2.3 3	0.8 1	47.4 63	100.0 133
合計	17.3 34	9.2 18	6.1 12	3.6 7	3.6 7	3.1 6	3.1 6	2.0 4	2.0 4	50.0 98	100.0 196

表3-2(2)③ 実習開始時期を早める理由「その他」《票:養3-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 卒業後通用させるため ☐ 環境に悪い ☐ 早期に実施する必要がある	☐ 卒業後の適合が早い ☐ 環境に悪い ☐ モデルを必要とする実習がある ☐ 半年と決める必要はない ☐ 柔軟性が必要 ☐ 各養成施設の判断 ☐ 衛生面で問題がないもの ☐ 実習に不可欠

表3-2(2)④ 実習開始時期を早める教科科目《票:養3-2(2)》

	シャンプー	着付け	メイク	ネイル	エステ	マッサージ	シェービング	全般	ブラッシング	カット	ヘア	その他(無回答を含む)
理容師養成施設	33.3 20	3.3 2	3.3 2	6.7 4	1.7 1	11.7 7	11.7 7	1.7 1	1.7 1	6.7 4	1.7 1	21.7 13
美容師養成施設	37.2 48	26.4 34	24.0 31	20.2 26	10.9 14	7.0 9	0.0 0	3.9 5	3.9 5	3.1 4	3.1 4	12.4 16
合計	36.0 68	19.0 36	17.5 33	15.9 30	7.9 15	8.5 16	3.7 7	3.2 6	3.2 6	4.2 8	2.6 5	15.3 29

※理容師養成施設「63件」、美容師養成施設「133件」を対象

表3-2(2)⑤ 実習開始時期を早める教科科目「その他」《票:養3-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 接客技術 ☐ フェイシャル ☐ タオル・クロスのかけ方 ☐ ブロッキング ☐ パーマ・ウェービング ☐ カラー ☐ エクステンション ☐ ブラッシング ☐ えり巻きくせ直し	☐ スキャルプトリートメント ☐ カラー ☐ ワインディング ☐ サロンワーク ☐ マニピュレーション ☐ タオル・クロスのかけ方 ☐ 接客技術 ☐ まとめ髪

表3-2(2)⑥ 実習開始時期を早める必要のない理由《票:養3-2(2)》

	基本的 技術を 修得し てから	技術理 論を学 んでか ら	危険を 伴う	基本は ウィング で	2年次 からで 十分	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成 施設	1.9 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	98.1 52	100.0 53
美容師養成 施設	26.7 24	21.1 19	8.9 8	5.6 5	2.2 2	35.6 32	100.0 90
合計	17.5 25	13.3 19	5.6 8	3.5 5	1.4 2	58.7 84	100.0 143

表3-2(2)⑦ 実習開始時期を早める必要のない理由「その他」《票:養3-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
(無回答)	☐ 数週間は手技の練習が必要 ☐ 全員にモデルが付けられない ☐ 手指の運動、体の位置、姿勢等の習得が先決 ☐ 指導上 ☐ 学科中心

3 理容所又は美容所で行う実務実習について

(1)実務実習時間について

ア 実施状況

(ア) 年間実務実習時間

表3-3(1)ア(ア) 1年間の実務実習時間数《票:養3-3(3)ア(ア)》

		1～10 時間	11～20 時間	21～30 時間	31～40 時間	41～50 時間	51～60 時間	61時間 以上	無回答	合計
理容師養成 施設	昼間課程	15.6 10	12.5 8	17.2 11	12.5 8	7.8 5	20.3 13	12.5 8	1.6 1	100.0 64
	夜間課程	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	通信課程	0.0 0	25.0 1	25.0 1	25.0 1	0.0 0	0.0 0	25.0 1	0.0 0	100.0 4
	通信課程(従業 者)	25.0 3	25.0 3	0.0 0	0.0 0	8.3 1	8.3 1	33.3 4	0.0 0	100.0 12
	合計	16.3 13	15.0 12	15.0 12	11.3 9	7.5 6	17.5 14	16.3 13	1.3 1	100.0 80
美容師養成 施設	昼間課程	11.2 13	14.7 17	14.7 17	15.5 18	6.9 8	23.3 27	13.8 16	0.0 0	100.0 116
	夜間課程	0.0 0	14.3 1	14.3 1	14.3 1	14.3 1	14.3 1	28.6 2	0.0 0	100.0 7
	通信課程	25.0 1	50.0 2	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	25.0 1	0.0 0	100.0 4
	通信課程(従業 者)	13.6 3	22.7 5	0.0 0	13.6 3	9.1 2	9.1 2	31.8 7	0.0 0	100.0 22
	合計	11.4 17	16.8 25	12.1 18	14.8 22	7.4 11	20.1 30	17.4 26	0.0 0	100.0 149
合計	昼間課程	12.8 23	13.9 25	15.6 28	14.4 26	7.2 13	22.2 40	13.3 24	0.6 1	100.0 180
	夜間課程	12.5 1	37.5 3	12.5 1	12.5 1	0.0 0	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
	通信課程	12.5 1	37.5 3	12.5 1	12.5 1	0.0 0	0.0 0	25.0 2	0.0 0	100.0 8
	通信課程(従業 者)	17.6 6	23.5 8	0.0 0	8.8 3	8.8 3	8.8 3	32.4 11	0.0 0	100.0 34
	合計	13.1 30	16.2 37	13.1 30	13.5 31	7.4 17	19.2 44	17.0 39	0.4 1	100.0 229

(イ)1日当たりの実務実習時間数

表3-3(1)ア(イ)① 養成施設の状況《票:養3-3(3)ア(イ)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間以上	無回答	合計
理容師養成施設	1.6 1	15.6 10	4.7 3	50.0 32	26.6 17	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	0.0 0	7.8 9	7.8 9	54.3 63	30.2 35	0.0 0	100.0 116
合計	0.6 1	10.6 19	6.7 12	52.8 95	28.9 52	0.6 1	100.0 180

表3-3(1)ア(イ)② 理容所・美容所の状況《票:所1-2(1)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間以上	無回答	合計
理容所	1.7 2	11.6 14	7.4 9	36.4 44	31.4 38	11.6 14	100.0 121
美容所	0.4 1	7.5 17	5.7 13	38.8 88	37.0 84	10.6 24	100.0 227
合計	0.9 3	8.9 31	6.3 22	37.9 132	35.1 122	10.9 38	100.0 348

イ 実務実習時間の拡大

(ア)年間実務実習時間

① 養成施設の状況

表3-3(1)イ(ア)①-a 養成施設の状況《票:養3-3(3)イ》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	合計
理容師養成施設	25.0 16	23.4 15	51.6 33	100.0 64
美容師養成施設	19.8 23	31.0 36	49.1 57	100.0 116
合計	21.7 39	28.3 51	50.0 90	100.0 180

表3-3(1)イ(ア)①-b 拡大する必要がある理由《票:養3-3(3)イ》

	経験・実践力	就業意識	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	31.3 5	6.3 1	62.5 10	100.0 16
美容師養成施設	47.8 11	13.0 3	39.1 9	100.0 23
合計	41.0 16	10.3 4	48.7 19	100.0 39

表3-3(1)イ(ア)①-c 拡大する必要がある理由「その他」《票:養3-3(3)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○従事証明で認められている ○業界を知る知見的には少なすぎ ○実際に客に触れる技術時間が多くなければ通信科に入所する意味がない	○時間に追われ本格的な実習になっていない ○店舗より「役に立たない」との意見がある ○仕事の流れを円滑に行うため ○足りない ○学習意欲の向上 ○離職率を下げるため

表3-3(1)イ(ア)①-d 拡大する必要がない理由《票:養3-3(3)イ》

	現状で十分	技術は養成施設内で	受入側の負担が増加	他の授業に支障を生じる	養成施設と理・美容所で指導方法が異なる	本分が疎かになる	モデルの確保が困難	無回答	合計
理容師養成施設	53.3 8	13.3 2	0.0 0	13.3 2	0.0 0	0.0 0	6.7 1	13.3 2	100.0 15
美容師養成施設	11.1 4	13.9 5	13.9 5	5.6 2	5.6 2	2.8 1	0.0 0	47.2 17	100.0 36
合計	23.5 12	13.7 7	9.8 5	7.8 4	3.9 2	2.0 1	2.0 1	37.3 19	100.0 51

② 理容所・美容所の状況

表3-3(1)イ(ア)②-a 理容所・美容所の状況《票:所1-2(2)》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容所	27.3 33	20.7 25	43.0 52	9.1 11	100.0 121
美容所	16.3 37	22.0 50	54.2 123	7.5 17	100.0 227
合計	20.1 70	21.6 75	50.3 175	8.0 28	100.0 348

表3-3(1)イ(ア)②-b 拡大する必要がある理由《票:所1-2(2)》

	十分に指導する時間が足りない	卒業して現場に立ったときにもたない	本人の技術の向上	経験の充実	その他(無回答を含む)	合計
理容所	12.1 4	0.0 0	12.1 4	38.9 7	54.5 18	117.7 33
美容所	32.4 12	5.4 2	5.4 2	0.0 0	56.8 21	100.0 37
合計	22.9 16	2.9 2	8.6 6	17.9 7	55.7 39	107.9 70

表3-3(1)イ(ア)②-c 拡大する必要がある理由「その他」

理容所	美容所
☐ 仕事内容が多用 ☐ 営業内容を見てもらいたい ☐ 給料を支払うから、少しでも多く働いてもらいたい ☐ 社会人として責任のある人間に成長してもらいたい ☐ ウィッグだけでは不都合が多い ☐ 働きながら学ぶ必要もある ☐ 接客等を学んでほしい	☐ 美容所における作業が複雑化している ☐ 接客の心得は現場でないと覚えにくい ☐ 実践に即した指導を行うため ☐ 現場でないと育たない ☐ 養成施設より有意義 ☐ 就職して欲しいのでもう少し実習したい ☐ 生徒の発達に応じて教えることが多くなる

表3-3(1)イ(イ)②-d 拡大する必要がない理由《票:所1-2(2)》

	60時間で十分	あくまでも実習生なので必要ない	学校の授業で十分	営業に忙しいので指導できない	その他(無回答を含む)	合計
理容所	8.0 2	4.0 1	0.0 0	0.0 0	88.0 22	100.0 25
美容所	32.0 16	8.0 4	6.0 3	4.0 2	50.0 25	100.0 50
合計	24.0 18	6.7 5	4.0 3	2.7 2	62.7 47	100.0 75

表3-3(1)イ(ア)②-e 拡大する必要がない理由「その他」

理容所	美容所
☐ 最低時間を決めるべき ☐ バイトをしている生徒もいるし、気持ちがあればバイトする ☐ 実習店に慣れすぎて、就職の際の影響にある ☐ 現状で無理 ☐ 客に接することがきかないから ☐ アシスタント的役割 ☐ サロンの現状は把握できる	☐ ちょうど面白さや厳しさがわかる時間 ☐ これ以上増やしても効果が期待できない ☐ 今の時間を真剣に取り組むべき ☐ 入社してからでないと意味がない ☐ 店によって教育の仕方が違う

(イ) 1日当たりの実務実習時間

① 養成施設の状況

表3-3(1)イ(イ)①-a 1日当たりの実務実習時間数の拡大《票:養3-3(3)ウ》

	拡大する必要が ある	拡大する必要は ない	どちらともいえな い	合計
理容師養成 施設	43.8 28	20.3 13	35.9 23	100.0 64
美容師養成 施設	50.9 59	12.9 15	36.2 42	100.0 116
合計	48.3 87	15.6 28	36.1 65	100.0 180

表3-3(1)イ(イ)①-b 拡大する必要がある理由《票:養3-3(3)ウ》

	1日の 流れを 把握す る必要 がある	学習効 果に結 びつか ない	4時間 ではか えって サロン に迷惑 をかけ る	理美容 所の要 望	経験が 必要	理美容 所の勤 務時間	実習先 が離れ ている ため他 の教科 に影響 を生じ る	効率的 でない	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成 施設	28.6 8	14.3 4	10.7 3	3.6 1	3.6 1	3.6 1	0.0 0	3.6 1	32.1 9	100.0 28
美容師養成 施設	37.3 22	10.2 6	8.5 5	5.1 3	3.4 2	3.4 2	3.4 2	3.4 2	25.4 15	100.0 59
合計	34.5 30	11.5 10	9.2 8	4.6 4	3.4 3	3.4 3	2.3 2	3.4 3	27.6 24	100.0 87

表3-3(1)イ(イ)①-b 拡大する必要がある理由「その他」《票:養3-3(3)ウ》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 接客数が限られる ☐ 学校の授業時間数と同時間程度は必要 ☐ 実習先でなれた時に帰らなければならない ☐ 繁忙期等時間がない	☐ 現場の状況を認識するため ☐ 実習時間前後の時間も必要 ☐ 理美容所の営業時間の拡大 ☐ 8時間労働を体験させるべき ☐ 2~4時間の理由がわからない

表3-3(1)イ(イ)①-c 養成施設において拡大する必要がない理由《票:養3-3(3)ウ》

	現状で十分	あくまでも実習	効果が上がら ない	その他(無回答 を含む)	合計
理容師養成 施設	23.1 3	7.7 1	0.0 0	69.2 9	100.0 13
美容師養成 施設	33.3 5	6.7 1	6.7 1	53.3 8	100.0 15
合計	28.6 8	7.1 2	3.6 1	60.7 17	100.0 28

表3-3(1)イ(イ)①-d 拡大する必要がある理由「その他」《票:養3-3(3)ウ》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 校内でもモデルは見つけられる ☐ 店の負担が増える ☐ 学校の授業時間数が確保できない	(無回答)

② 理容所・美容所の状況

表3-3(1)イ(イ)②-a 1日当たりの実務実習時間数の拡大《票:所1-2(3)》

	拡大する必要がある	拡大する必要はない	どちらともいえない	無回答	合計
理容所	32.2 39	16.5 20	41.3 50	9.9 12	100.0 121
美容所	33.0 75	15.9 36	43.2 98	7.9 18	100.0 227
合計	32.8 114	16.1 56	42.5 148	8.6 30	100.0 348

表3-3(1)イ(イ)②-b 拡大する必要がある理由《票:所1-2(3)》

	十分な指導ができない	1日を通して仕事の流れを修得する必要がある	実際と同様の体験が必要	経験は多いほどよい	その他(無回答を含む)	合計
理容所	35.9 14	17.9 7	2.6 1	7.7 3	35.9 14	100.0 39
美容所	30.7 23	21.3 16	21.3 16	0.0 0	26.7 20	100.0 75
合計	32.5 37	20.2 23	14.9 17	2.6 3	29.8 34	100.0 114

表3-3(1)イ(イ)②-c 拡大する必要がある理由「その他」

理容所	美容所
○実習生の理解が不十分 ○店で働くという気持ちがわからない ○モデルによって時間のかかる施術がある ○勤務間と技術トレーニングの区別が難しい ○接客等を学んでほしい	○人間関係に無理が生じる ○店舗運営上、受け入れやすい ○本人のためになる ○仕事をさせてあげられない時間がある ○実習内容によって異なる

表3-3(1)イ(イ)②-d 拡大する必要がない理由《票:所1-2(3)》

	現行の時間で十分	集中力の低下	その他(無回答を含む)	合計
理容所	15.0 3	10.0 2	75.0 15	100.0 20
美容所	19.4 7	8.3 3	72.2 26	100.0 36
合計	17.9 10	8.9 5	73.2 41	100.0 56

表3-3(1)イ(イ)②-e 拡大する必要がない理由「その他」

理容所	美容所
○あくまでも体験 ○学校の授業に影響 ○今でも目一杯 ○客に接することができない	○技術等の理解力の低下 ○営業に支障を生じる ○受入サロンに任せるべき ○何を学ぶかであり長いほど良いわけではない

(2) 理容所及び美容所での指導状況

ア 1人の理容師又は美容師に同時に指導される実務実習生数

(ア) 実務実習生に関する指導状況

表3-3(2)ア(ア)① 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数の指導状況《票:厚3-3(2)、県4-

	指導している	指導していない	合計
厚生局	0.0 0	100.0 8	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	6.9 2	93.1 27	100.0 29

表3-3(2)ア(ア)② 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数《票:厚3-3(2)、県4-3(2)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	合計
厚生局	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
都道府県	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 2
合計	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 2

(イ) 理容師又は美容師の指導状況

表3-3(2)ア(イ)① 1人の理容師又は美容師に同時に指導される実務実習生数《票:養3-3(4)イ》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	65.6 42	21.9 14	3.1 2	4.7 3	0.0 0	0.0 0	4.7 3	100.0 64
美容師養成施設	53.4 62	30.2 35	10.3 12	0.0 0	0.9 1	1.7 2	3.4 4	100.0 116
合計	57.8 104	27.2 49	7.8 14	1.7 3	0.6 1	1.1 2	3.9 7	100.0 180

表3-3(2)ア(イ)② 1人の理容師又は美容師が同時に指導する実務実習生数《票:所1-3(2)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	57.9 70	24.0 29	3.3 4	1.7 2	0.0 0	0.0 0	13.2 16	100.0 121
美容所	55.5 126	29.5 67	3.1 7	2.6 6	0.0 0	0.0 0	9.3 21	100.0 227
合計	56.3 196	27.6 96	3.2 11	2.3 8	0.0 0	0.0 0	10.6 37	100.0 348

(ウ) 1人の理容師又は美容師が指導する望ましい数

表3-3(2)ア(ウ)① 理容師又は美容師1人に同時に指導される実務実習生の望ましい数《票:養3-3(4)ウ》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	62.5 40	26.6 17	4.7 3	3.1 2	0.0 0	0.0 0	3.1 2	100.0 64
美容師養成施設	48.3 56	39.7 46	8.6 10	0.0 0	0.0 0	1.7 2	1.7 2	100.0 116
合計	53.3 96	35.0 63	7.2 13	1.1 2	0.0 0	1.1 2	2.2 4	100.0 180

表3-3(2)ア(ウ)② 理容師又は美容師1人が同時に指導できる実務実習生数《票:所1-3(3)》

	1人	2人	3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	32.2 39	47.1 57	10.7 13	1.7 2	0.0 0	0.0 0	8.3 10	100.0 121
美容所	32.2 73	44.5 101	11.0 25	3.1 7	0.0 0	0.0 0	9.3 21	100.0 227
合計	32.2 112	45.4 158	10.9 38	2.6 9	0.0 0	0.0 0	8.9 31	100.0 348

イ 実施計画及び実務記録

(ア)実施計画及び実務記録に関する指導状況

表3-3(2)イ(ア) 実施計画及び実務記録に関する指導状況《票:厚3-3(1)、県4-3(1)》

	確認・指導して いる	確認・指導して いない	合計
厚生局	87.5 7	12.5 1	100.0 8
都道府県	57.1 12	42.9 9	100.0 21
合計	65.5 19	34.5 10	100.0 29

(イ)実施計画の提示状況

表3-3(2)イ(イ)① 実施計画の提示状況(養成施設)《票:養3-3(4)オ》

	実習の都度提 示	一定の時期毎 に提示	提示していない	無回答	合計
理容師養成 施設	68.8 44	9.4 6	21.9 14	0.0 0	100.0 64
美容師養成 施設	72.4 84	12.1 14	15.5 18	0.0 0	100.0 116
合計	71.1 128	11.1 20	17.8 32	0.0 0	100.0 180

表3-3(2)イ(イ)② 実施計画の提示状況(理容所・美容所)《票:所1-3(5)》

	実習の都度提 示	一定の時期毎 に提示	提示していない	その他	無回答	合計
理容所	65.3 79	8.3 10	13.2 16	10.7 13	2.5 3	100.0 121
美容所	65.2 148	12.3 28	9.3 21	4.0 9	9.3 21	100.0 227
合計	65.2 227	10.9 38	10.6 37	6.3 22	6.9 24	100.0 348

表3-3(2)イ(イ)③ 実習計画の提示状況「その他」

理容所	美容所
○実習生の能力に合わせて、店で計画を立てて実施	○直接、顧客にあたらないため
○計画は空論に近く、実態と合ったものにするべき	○実施計画どおりに行えない
○店の状況、実習生の技量によって異なる	○営業により実践形式となる
○質問の意味がわからない	○美容所の実施計画に従ってもら
	○実施計画が実情にそぐわない
	○どこまでの行為をさせて良いか曖昧

(ウ)実施計画どおりの実務実習

① 養成施設の状況

表3-3(2)イ(ウ)①-a 実施計画どおりの実務実習(養成施設)《票3-3(4)力》

	できている	できていない	無回答	合計
理容師養成施設	81.3 52	12.5 8	6.3 4	100.0 64
美容師養成施設	79.3 92	10.3 12	10.3 12	100.0 116
合計	80.0 144	11.1 20	8.9 16	100.0 180

表3-3(2)イ(ウ)①-b 実施計画どおりにできない理由《票:養3-3(4)力》

理容師養成施設	美容師養成施設
○店が忙しい ○受け入れ先でばらばら ○4時間以内という時間的問題	○営業状況の変化 ○4時間以内という時間的問題 ○受入美容所による ○基準と現場の内容があわない ○生徒のレベルと指導する美容師の判断

② 理容所・美容所の状況

表3-3(2)イ(ウ)②-a 実施計画どおりの実務実習(理容所・美容所)《票:所1-3(6)》

	できている	できていない	無回答	合計
理容所	66.1 80	21.5 26	12.4 15	100.0 121
美容所	67.8 154	21.6 49	10.6 24	100.0 227
合計	67.2 234	21.6 75	11.2 39	100.0 348

表3-3(2)イ(ウ)②-b 実施計画どおりにできない理由《票:所1-3(6)》

	営業中なので すべて そのと おりに はでき ない	技術の 習得が 遅い等 個人差 がある	実習時 間が短 い	どこま でさせ て良い か曖昧	実施計 画と実 習生の 技術が 伴わな い	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容所	26.9 7	19.2 5	3.8 1	0.0 0	11.5 3	38.5 10	100.0 26
美容所	32.7 16	10.2 5	6.1 3	4.1 2	0.0 0	46.9 23	100.0 49
合計	30.7 23	13.3 10	5.3 4	2.7 2	4.0 3	44.0 33	100.0 75

表3-3(2)イ(ウ)②-c 実施計画どおりにできない理由「その他」《票:所1-3(6)》

理容所	美容所
○2人で営業しているから ○接客サービスを中心にしているから ○実施計画の提示がないから ○実習の目的と現実が合わない ○矯正施設であるため ○サロンのシステムで指導しているから	○実習計画がサロンでの技術訓練と異なる ○実習内容によって異なる ○実習生のできる技術が限られている ○スタッフが指導できない ○全くできない

ウ 1か所の理容所・美容所に同一時間帯で送り出す実務実習生数

(ア)実務実習生数に関する指導状況

表3-3(2)ウ(ア) 実務実習生数の指導状況《追加質問》

	指導している	指導していない	合計
厚生局	12.5 1	87.5 7	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	10.3 3	89.7 26	100.0 29

(イ)1理容所又は美容所の実務実習生数

表3-3(2)ウ(イ)① 実務実習数の状況《票:養3-3(4)ア》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	合計
理容師養成施設	70.3 45	25.0 16	3.1 2	0.0 0	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	53.4 62	44.8 52	0.0 0	0.0 0	1.7 2	100.0 116
合計	59.4 107	37.8 68	1.1 2	0.0 0	1.7 3	100.0 180

表3-3(2)ウ(イ)② 受け入れる実務実習生数《票:所1-3(1)》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	61.2 74	24.8 30	1.7 2	0.0 0	0.8 1	11.6 14	100.0 121
美容所	42.7 97	46.3 105	2.2 5	0.9 2	0.0 0	7.9 18	100.0 227
合計	49.1 171	38.8 135	2.0 7	0.6 2	0.3 1	9.2 32	100.0 348

(3)理容行為・美容行為の状況

ア 無料で行う理容行為・美容行為

表3-3(3)ア 無料で行う理容行為・美容行為《票:厚3-3(4)ア、県4-3(4)ア》

	聞いたことがある			無	合計
	有	聞いたことはあ るが実態は把握 していない	合計		
厚生局	33.3 12.5 1	66.7 25.0 2	100.0 37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	0.0 0.0 0	100.0 4.8 1	100.0 4.8 1	95.2 20	100.0 21
合計	25.0 3.4 1	75.0 10.3 3	100.0 13.8 4	86.2 25	100.0 29

※厚生局で「聞いたことがある」1件について、指導は行っていない。

イ 実務実習生の受入れに関する苦情

表3-3(3)イ 受入れに当たっての苦情(理容所・美容所)《票:養1-1(4)》

	受けている	受けていない	無回答	合計
理容所	1.7 2	87.6 106	10.7 13	100.0 121
美容所	1.3 3	90.7 206	7.9 18	100.0 227
合計	1.4 5	89.7 312	8.9 31	100.0 348

※美容所の「受けている」のうちの1件は「実習態度について」

ウ 代金の徴収

表3-3(3)ウ① 代金の徴収の状況《票:所1-3(10)》

	徴収する			徴収しない	無回答	合計
	徴収する	内容により徴収	合計			
理容所	47.1 13.2 16	52.9 14.9 18	100.0 28.1 34	54.5 66	17.4 21	100.0 121
美容所	50.0 5.7 13	50.0 5.7 13	100.0 11.5 26	70.5 160	18.1 41	100.0 227
合計	48.3 8.3 29	51.7 8.9 31	100.0 17.2 60	64.9 226	17.8 62	100.0 348

※「内容によって徴収する」と回答したうちの3件は「1000円」

表3-3(3)ウ② 代金の徴収《票:養1-3(10)》

徴収する		内容によって徴収する	
理容所	美容所	理容所	美容所
3,300円	—	350円	1,000円
3,500円		1,000円	
3,800円		2,300円	
4,000円		3,000円	
4,200円			

エ 顧客の状況

① 養成施設の状況

表3-3(3)エ①-a 1日当たりの平均顧客数《票:養3-3(4)エ》

		1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容師養成施設	実施計画上	28.1 18	34.4 22	6.3 4	0.0 0	0.0 0	31.3 20	100.0 64
	実行上	28.1 18	31.3 20	4.7 3	0.0 0	0.0 0	35.9 23	100.0 64
美容師養成施設	実施計画上	14.7 17	36.2 42	12.1 14	0.0 0	0.0 0	37.1 43	100.0 116
	実行上	19.0 22	30.2 35	9.5 11	0.0 0	0.0 0	41.4 48	100.0 116
合計	実施計画上	19.4 35	35.6 64	10.0 18	0.0 0	0.0 0	35.0 63	100.0 180
	実行上	22.2 40	30.6 55	7.8 14	0.0 0	0.0 0	39.4 71	100.0 180

② 理容所・美容所の状況

表3-3(3)エ②-a 1日当たりの平均顧客数《票:所1-3(4)》

	1人	2~3人	4~5人	6~8人	9人以上	無回答	合計
理容所	21.5 26	45.5 55	8.3 10	0.0 0	0.8 1	24.0 29	100.0 121
美容所	16.3 37	33.9 77	11.0 25	0.9 2	0.9 2	37.0 84	100.0 227
合計	18.1 63	37.9 132	10.1 35	0.6 2	0.9 3	32.5 113	100.0 348

表3-3(3)エ②-b 顧客に断られることの有無《票:所1-3(6)》

	よくある	時々ある	あまりない	全くない	無回答	合計
理容所	1.7 2	7.4 9	38.0 46	34.7 42	18.2 22	100.0 121
美容所	2.6 6	7.0 16	28.6 65	36.6 83	25.1 57	100.0 227
合計	2.3 8	7.2 25	31.9 111	35.9 125	22.7 79	100.0 348

表3-3(3)エ②-c 1人の顧客に対する最初から最後まで理容行為又は美容行為《票:所1-3(7)》

	ある	ない	無回答	合計
理容所	1.7 2	86.8 105	11.6 14	100.0 121
美容所	1.3 3	90.7 206	7.9 18	100.0 227
合計	1.4 5	89.4 311	9.2 32	100.0 348

オ 顧客確保の方策

① 養成施設の状況

表3-3(3)オ①-a 顧客の確保するための方策(養成施設)《票:養3-3(5)》

	講じている	講じていない	無回答	合計
理容師養成施設	10.9	85.9	3.1	100.0
美容師養成施設	7	55	2	64
美容師養成施設	3.4	92.2	4.3	100.0
美容師養成施設	4	107	5	116
合計	6.1	90.0	3.9	100.0
	11	162	7	180

表3-3(3)オ①-b 顧客の確保するための具体的方策(養成施設)《票:養3-3(5)》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 保護者等へのお願い ☐ 当所理容所においての実務実習であるため ☐ モデル計画表を作成 ☐ 店への働きかけ ☐ 予約により確実に実施 ☐ 学校関係者の来店	☐ 保護者への協力要請 ☐ 接客マナーの重点的指導 ☐ 自主的、積極的な顧客へのアプローチ

② 理容所・美容所の状況

表3-3(3)オ②-a 顧客の確保するための方策(理容所・美容所)《票:所1-4》

	講じている	講じていない	無回答	合計
理容所	16.5	67.8	15.7	100.0
	20	82	19	121
美容所	7.0	79.7	13.2	100.0
	16	181	30	227
合計	10.3	75.6	14.1	100.0
	36	263	49	348

表3-3(3)オ②-b 顧客の確保するための具体的な方策(理容所・美容所)《票:所1-4》

理容所	美容所
☐ 何らかのお礼 ☐ 親類、友人、知人等にお願する ☐ スタッフの協力 ☐ 自分の判 ☐ 接客・マ ☐ モデル表 ☐ モデルを ☐ 実習生であることを明確にする	☐ お店のスタッフがモデルになる ☐ 名前を覚えてもらう ☐ 受入の意思表示をしている ☐ 補佐的な仕事を多くさせるようにしている ☐ タウン情報誌・店内ポスターの掲示 ☐ 自己に積極的にアプローチさせる ☐ 常連客、知人、友人に協力してもらう ☐ 無料でモニター客になってもらう

(4) 選択必修科目の専門教育科目の校外実習(実務実習)

ア 校外実習に関する指導状況

表3-3(4)ア① 校外実習に対する指導状況《票:厚3-3(5)ア、県4-3(5)ア》

	認めている	認めていない	その他	合計
厚生局	25.0 2	62.5 5	12.5 1	100.0 8
都道府県	23.8 5	76.2 16	0.0 0	100.0 21
合計	24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

表3-3(4)ア② 校外実習に対する指導の内容(重複回答)《票:厚3-3(5)イ、県4-3(5)イ》

	指導している	指導内容(重複回答)					指導していない	無回答	合計
		実施計画・評価	実施時期	回数・回数	実習施設	指導者・指導内容			
厚生局	87.5 7	28.6 25.0 2	14.3 12.5 1	14.3 12.5 1	28.6 25.0 2	14.3 12.5 1	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	19.0 4	81.0 17	100.0 21
合計	24.1 7	28.6 6.9 2	14.3 3.4 1	14.3 3.4 1	28.6 6.9 2	14.3 3.4 1	13.8 4	62.1 18	124.1 29

イ 校外実習の実施状況

① 養成施設の状況

表3-3(4)イ① 校外実習の実施状況《票:養3-3(7)ア》

	実施している	実施していない	無回答	合計
理容師養成施設	10.7 13	57.9 70	31.4 38	100.0 121
美容師養成施設	49.6 116	47.4 111	3.0 7	100.0 234
合計	36.3 129	51.0 181	12.7 45	100.0 355

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)イ② 校外実習の受入状況《票:所1-6(2)》

	受け入れている	受け入れていない	無回答	合計
理容所	18.2 22	64.5 78	17.4 21	100.0 121
美容所	15.9 36	65.2 148	18.9 43	100.0 227
合計	16.7 58	64.9 226	18.4 64	100.0 348

ウ 校外実習生の受入れの可否

表3-3(4)ウ① 校外実習の受入の可否《票:所1-6(1)》

	可能	不可能	無回答	合計
理容所	43.0 52	48.8 59	8.3 10	100.0 121
美容所	44.5 101	40.5 92	15.0 34	100.0 227
合計	44.0 153	43.4 151	12.6 44	100.0 348

表3-3(4)ウ② 校外実習の受入が不可能な理由《票:所1-6(1)》

	エス テ、メイ ク、ネイル等 は行ってい ない	指導者 がい ない	顧客に 接触さ せてい ない	一部で は業務 量が少 ない	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容所	40.7 24	11.9 7	3.4 2	1.7 1	42.4 25	100.0 59
美容所	41.3 38	6.5 6	2.2 2	2.2 2	47.8 44	100.0 92
合計	41.1 62	8.6 13	2.6 4	2.0 3	45.7 69	100.0 151

表3-3(4)ウ③ 校外実習の受入が不可能な理由「その他」

理容所	美容所
☐ 希望者がいない ☐ 設備がない ☐ 実際にやってみないとわからない ☐ 方向性の違い ☐ 矯正施設	☐ 現状で精一杯 ☐ 受入体制ができていない ☐ ニーズがない ☐ 時期が合わない ☐ 生徒にさせてもいい顧客がいない ☐ 課目による ☐ 技術が未熟である

エ 実習科目

① 養成施設の状況

表3-3(4)エ①-a 実習科目(養成施設)《票:養3-3(7)イ》

	接客・ 掃除	理容・ 美容実 習	社会福 祉	その他 (無回 答を含
理容師養成 施設	30.6 2	100.0 13	15.3 1	15.3 1
美容師養成 施設	2.6 3	10.3 12	1.7 2	85.3 99
合計	3.9 5	19.4 25	2.3 3	77.5 100

※理容師養成施設「13件」、美容師養成施設「116件」を

表3-3(4)エ①-b 実習科目「その他」《票:養3-3(7)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○日本文化	○ブライダル ○エステティック ○アシスタント ○公共施設 ○マナー講座 ○企業実習 ○ボランティア実習 ○日本文化

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)エ②-a 理容所・美容所で受け入れている実習科目《票:所1-6(3)》

	理容・ 美容技 術	エステ ティック	シャン プー	ネイル	フェイ シャル・ メイク	接客・ 雑務	カウ ンセリ ング	シェー ビング	その他
理容所	31.8 7	40.9 9	54.5 12	13.6 3	27.3 6	36.4 8	18.2 4	13.6 3	18.2 4
美容所	30.6 11	19.4 7	8.3 3	22.2 8	16.7 6	5.6 2	5.6 2	0.0 0	11.1 4
合計	32.1 18	28.6 16	26.8 15	19.6 11	21.4 12	17.9 10	10.7 6	5.4 3	14.3 8

※理容所「22件」、美容所「36件」を対象

表3-3(4)エ②-b 実習科目「その他」《票:所1-6(3)》

理容所	美容所
○レディースシェーブ ○モード ○マッサージ ○カット	○カット ○ワインディング ○アップ ○マッサージ

オ 実習時間

(ア) 年間実習時間

表3-3(4)オ(ア) 1年間の実習時間数《票:養3-3(7)エ》

	1～10 時間	11～20 時間	21～30 時間	31～40 時間	41～50 時間	51～60 時間	61時間 以上	合計
理容師養成 施設	21.4 3	21.4 3	14.3 2	7.1 1	7.1 1	21.4 3	7.1 1	100.0 14
美容師養成 施設	15.4 4	15.4 4	15.4 4	3.8 1	7.7 2	26.9 7	15.4 4	100.0 26
合計	17.5 7	17.5 7	15.0 6	5.0 2	7.5 3	25.0 10	12.5 5	100.0 40

(イ) 1日当たりの実習時間

① 養成施設の状況

表3-3(4)オ(イ)① 1日当たりの実習時間数(養成施設)《票:養3-3(7)エ》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間 以上	合計
理容師養成 施設	8.3 1	8.3 1	16.7 2	33.3 4	33.3 4	100.0 12
美容師養成 施設	4.3 1	8.7 2	13.0 3	30.4 7	43.5 10	100.0 23
合計	5.7 2	8.6 3	14.3 5	31.4 11	40.0 14	100.0 35

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)オ(イ)② 1日当たりの実習時間数(理容所・美容所)《票:所1-6(6)》

	1時間	2時間	3時間	4時間	4時間 以上	合計
理容所	18.9 7	32.4 12	8.1 3	21.6 8	18.9 7	100.0 37
美容所	8.9 4	20.0 9	11.1 5	33.3 15	26.7 12	100.0 45
合計	8.9 4	20.0 9	11.1 5	33.3 15	26.7 12	100.0 45

カ 実施計画及び実務記録

① 養成施設の状況

表3-3(4)カ① 実施計画の作成及び実務記録の評価の状況《票:養3-3(7)ウ》

	作成・評価して いる	作成・評価して いない	無回答	合計
理容師養成 施設	92.3 12	7.7 1	0.0 0	100.0 13
美容師養成 施設	15.5 18	0.0 0	84.5 98	100.0 116
合計	23.3 30	0.8 1	76.0 98	100.0 129

② 理容所・美容所の状況

表3-3(4)カ② 実施計画の提示及び実務記録の作成状況《票:所1-6(4)(5)》

	実 習 計 画				実 務 記 録			
	受けて いる	受けて いない	無回答	合計	記録し ている	記録し ていな	無回答	合計
理容所	77.3 17	22.7 5	0.0 0	100.0 22	63.6 14	36.4 8	0.0 0	100.0 22
美容所	72.2 26	22.2 8	5.6 2	100.0 36	80.6 29	11.1 4	8.3 3	100.0 36
合計	74.1 43	22.4 13	3.4 2	100.0 58	74.1 43	20.7 12	5.2 3	100.0 58

(5) 名札等の着用

ア 名札等の着用に関する指導状況

表3-3(5)ア 名札の着用に関する指導状況《票:厚3-3(3)、県4-3(3)》

	着用するよう指導	指導していない	合計
厚生局	25.0 2	75.0 6	100.0 8
都道府県	38.1 8	61.9 13	100.0 21
合計	34.5 10	65.5 19	100.0 29

イ 名札等の着用状況

① 養成施設の状況

表3-3(5)イ① 名札の着用状況(養成施設)《票:養3-3(4)キ》

	義務付けている	義務付けていない	実習店にまかせ	無回答	合計
理容師養成施設	62.5 40	31.3 20	3.1 2	3.1 2	100.0 64
美容師養成施設	61.2 71	29.3 34	6.9 8	2.6 3	100.0 116
合計	61.7 111	30.0 54	5.6 10	2.8 5	100.0 180

② 理容所・美容所の状況

表3-3(5)イ②-a 名札の着用状況(理容所・美容所)《票:所1-3(9)》

	着用している			着用していない	その他	無回答	合計
	養成施設の指示	理容所の判断で着用	合計				
理容所	79.5 47.9 58	20.5 12.4 15	100.0 60.3 73	0.0 0	4.1 5	35.5 43	100.0 121
美容所	74.4 51.1 116	25.6 17.6 40	100.0 68.7 156	23.3 53	0.4 1	7.5 17	100.0 227
合計	76.0 50.0 174	24.0 15.8 55	100.0 65.8 229	15.2 53	1.7 6	17.2 60	100.0 348

表3-3(5)イ②-b 名札の着用状況(理容所・美容所)「その他」《票:所1-3(9)》

理容所	美容所
○実務実習を行っている店舗であることを表示すべき	○ある所とない所がある
○学校の白衣を着用している	

(6)実務実習の実施状況

ア 実施状況

表3-3(6)ア 実務実習の実施状況《票:養3-3(1)》

		実施	未実施	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	52.9 64	43.8 53	3.3 4	100.0 121
	夜間課程	0.0 0	33.3 1	66.7 2	100.0 3
	通信課程	18.1 15	77.1 64	4.8 4	100.0 83
	合計	38.2 79	57.0 118	4.8 10	100.0 207
美容師養成施設	昼間課程	49.6 116	49.1 115	1.3 3	100.0 234
	夜間課程	21.2 7	75.8 25	3.0 1	100.0 33
	通信課程	13.4 24	79.9 143	6.7 12	100.0 179
	合計	33.0 147	63.5 283	3.6 16	100.0 446
合計	昼間課程	50.7 180	47.3 168	2.0 7	100.0 355
	夜間課程	19.4 7	72.2 26	8.3 3	100.0 36
	通信課程	14.9 39	79.0 207	6.1 16	100.0 262
	合計	34.6 226	61.4 401	4.0 26	100.0 653

イ 委託及び受入れの状況

① 養成施設の状況

表3-3(6)イ①-a 委託している理容所・美容所数《票:養3-3(2)ア》

		1~2 か所	3~5 か所	6~8 か所	9~10 か所	11~15 か所	16~20 か所	21か所 以上	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	23.4 15	17.2 11	9.4 6	7.8 5	7.8 5	3.1 2	17.2 11	14.1 9	100.0 64
	夜間課程	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	通信課程	6.7 1	6.7 1	13.3 2	0.0 0	13.3 2	0.0 0	20.0 3	40.0 6	100.0 15
	合計	20.3 16	15.2 12	10.1 8	6.3 5	8.9 7	2.5 2	17.7 14	19.0 15	100.0 79
美容師養成施設	昼間課程	8.6 10	3.4 4	8.6 10	3.4 4	10.3 12	6.9 8	48.3 56	10.3 12	100.0 116
	夜間課程	14.3 1	0.0 0	14.3 1	14.3 1	14.3 1	0.0 0	42.9 3	0.0 0	100.0 7
	通信課程	8.3 2	4.2 1	8.3 2	4.2 1	12.5 3	4.2 1	45.8 11	12.5 3	100.0 24
	合計	8.8 13	3.4 5	8.8 13	4.1 6	10.9 16	6.1 9	47.6 70	10.2 15	100.0 147
合計	昼間課程	13.9 25	8.3 15	8.9 16	5.0 9	9.4 17	5.6 10	37.2 67	11.7 21	100.0 180
	夜間課程	14.3 1	0.0 0	14.3 1	14.3 1	14.3 1	0.0 0	42.9 3	0.0 0	100.0 7
	通信課程	7.7 3	5.1 2	10.3 4	2.6 1	12.8 5	2.6 1	35.9 14	23.1 9	100.0 39
	合計	12.8 29	7.5 17	9.3 21	4.9 11	10.2 23	4.9 11	37.2 84	13.3 30	100.0 226

表3-3(6)イ①-b 実務実習場所となる理容所・美容所数の十分な確保《票:養3-3(2)イ》

	確保できている	十分でないが確保できている	確保できていない	合計
理容師養成施設	100.0 64	0.0 0	0.0 0	100.0 64
美容師養成施設	0.0 0	100.0 116	0.0 0	100.0 116
合計	35.6 64	64.4 116	0.0 0	100.0 180

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)イ②-a 受入れを行っている養成施設数《票1-1(5)》

	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所以上	無回答	合計
理容所	72.7 88	7.4 9	0.0 0	0.0 0	1.7 2	18.2 22	100.0 121
美容所	58.1 132	16.3 37	6.6 15	2.6 6	3.5 8	12.8 29	100.0 227
合計	63.2 220	13.2 46	4.3 15	1.7 6	2.9 10	14.7 51	100.0 348

表3-3(6)イ②-b 実務実習生の今後の受入れの可否《票:養1-1(1)》

	可能	不可能	無回答	合計
理容所	87.6 106	7.4 9	5.0 6	100.0 121
美容所	90.7 206	2.6 6	6.6 15	100.0 227
合計	89.7 312	4.3 15	6.0 21	100.0 348

表3-3(6)イ①-c 実務実習生の受入れが今後、不可能な理由

理容所	美容所
☐ ろう学校・矯正施設であるため ☐ 人手不足のため、指導まで手が回らない ☐ 実習生の指導に自信がない ☐ 営業と両立できない	☐ 高齢のため ☐ 実習生の質の低下 ☐ 1人で営業しているため ☐ 客に接することができないため、営業に支障を来す ☐ どちらとも言えない

ウ 実習場所の選定

① 養成施設の状況

表3-3(6)ウ①-a 理容所・美容所の選定方法(重複回答)《票:養3-3(2)ウ(ア)》

	養成施設が設置	近隣の理美容所	組合等の協力	関係者が経営	生徒の希望	卒業後就職する店	その他(無回答を含む)
理容師養成施設	25.0 16	42.2 27	39.1 25	28.1 18	3.1 2	3.1 2	3.1 2
美容師養成施設	16.4 19	55.2 64	27.6 32	31.9 37	7.8 9	1.7 2	13.8 16
合計	19.4 35	50.6 91	31.7 57	30.6 55	6.1 11	2.2 4	10.0 18

※理容師養成施設「64件」、美容師養成施設「116件」を対象

表3-3(6)ウ①-b 理容所・美容所の選定方法(重複回答)《票:養3-3(2)ウ(ア)》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 求人を出してくれる理容所	☐ 求人等を出してくれる店 ☐ つきあいのある店 ☐ グループ企業が経営するサロン ☐ 適切と思われる美容所を選定 ☐ 出身地の近隣の店

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)ウ②-a 実務実習生を受入れた方法《票:所1-1(2)》

	直接養成施設から依頼	組合等を通じて	本人からの依頼	同一設置者	その他(無回答を含む)
理容所	76.1 89	3.4 4	2.6 3	1.7 2	10.3 12
美容所	82.3 181	5.5 12	5.0 11	0.0 0	0.0 0
合計	80.1 270	4.7 16	4.2 14	0.6 2	3.6 12

※理容所「121件」、美容所「227件」を対象

表3-3(6)ウ②-b 実務実習生を受入れた方法「その他」《票:所1-1(2)》

理容所
○親類
○身内が入学
○養成施設に申込

エ 実務実習生の受入費用

① 養成施設の状況

表3-3(6)エ①-a 理容所・美容所に対する受入れ費用の支出《票:養3-3(2)エ》

	支出している	支出していない	その他	合計
理容師養成施設	1.6 1	96.9 62	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	2.6 3	94.0 109	3.4 4	100.0 116
合計	2.2 4	95.0 171	2.8 5	100.0 180

表3-3(6)エ①-b 理容所・美容所に対する受入れ費用の支出「その他」《票:養3-3(2)エ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○10,000円	○謝礼として5,000円程度
	○10,000円
	○菓子折程度

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)エ②-a 養成施設からの受入れ費用の受領《票:1-1(3)》

	受領している	受領していない	その他	無回答	合計
理容所	3.3 4	88.4 107	0.8 1	7.4 9	100.0 121
美容所	1.3 3	90.3 205	0.0 0	8.4 19	100.0 227
合計	2.0 7	89.7 312	0.3 1	8.0 28	100.0 348

※「受領している」と回答したうち、理容所2件、美容所1件は「1万円」

オ 実務実習に関する問題点

① 養成施設の状況

表3-3(6)オ①-a 実務実習に関する養成施設側の問題点《票:養3-3(6)》

	ある	ない	無回答	合計
理容師養成施設	17.2 11	81.3 52	1.6 1	100.0 64
美容師養成施設	24.1 28	73.3 85	2.6 3	100.0 116
合計	21.7 39	76.1 137	2.2 4	100.0 180

表3-3(6)オ①-b 実務実習の関する具体的問題点《票:所1-5》

	客への 施術が 行えな い	実習先 の技術 の差	実習時 間が短 い	受入店 舗の確 保	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成施設	9.1 1	9.1 1	18.2 2	9.1 1	54.5 6	100.0 11
美容師養成施設	14.3 4	10.7 3	10.7 3	10.7 3	53.6 15	100.0 28
合計	12.8 5	10.3 4	12.8 5	10.3 4	53.8 21	100.0 39

表3-3(6)オ①-c 実務実習に関する問題点「その他」《票:所1-5》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 免許がないのに客に触れることの問題 ☐ 顧客とのトラブル ☐ 美容所の求人をめぐってのトラブル ☐ 店の評判等の影響 ☐ 各養成施設で実習時期を決めて実施できるようにする	☐ 美容所に迷惑をかける ☐ 顧客とのトラブル ☐ 美容所の求人をめぐってのトラブル ☐ 店の評判等の影響 ☐ 顧客を担当することだけが実習ではない ☐ 必要書類が多い ☐ 忙しいとき等サロンの十分な理解が必要 ☐ 各養成施設で実習時期を決めて実施できるようにするとよい ☐ 店舗の経営状況に変化が出てきているので、養成施設内で実務実習を行うことが望ましい ☐ 欠席した場合の補講 ☐ 美容所での勤務時間 ☐ お金の問題 ☐ 顧客に接した実習は困難 ☐ 実習期間中の学生対応

② 理容所・美容所の状況

表3-3(6)オ②-a 実務実習に関する理容所・美容所側からの問題点《票:所1-5》

	ある	ない	無回答	合計
理容所	16.5 20	71.1 86	12.4 15	100.0 121
美容所	15.4 35	70.5 160	14.1 32	100.0 227
合計	15.8 55	70.7 246	13.5 47	100.0 348

表3-3(6)オ②-b 実務実習の関する具体的問題点《票:所1-5》

	どこまでやらせられるのか問題	客に迷惑がかかる	やる気がない者がいる	店にメリットがない	実務実習の意義をサロン側が理解できていない	実務をさせるほど技術を身につけていない	忙しい時は目が行き届かない	その他(無回答を含む)	合計
理容所	15.0 3	5.0 1	5.0 1	0.0 0	0.0 0	10.0 2	10.0 2	55.0 11	100.0 20
美容所	25.7 9	11.4 4	8.6 3	5.7 2	5.7 2	0.0 0	0.0 0	42.9 15	100.0 35
合計	21.8 12	9.1 5	7.3 4	3.6 2	3.6 2	3.6 2	3.6 2	47.3 26	100.0 55

表3-3(6)オ②-c 実務実習に関する問題点「その他」《票:所1-5》

理容所	美容所
○実習生の性格 ○試験の内容がわかりにくい ○受験が心配 ○モデルが不足している ○実習生を指導する「ゆとり」、「人材」がない ○仕事をして、お金を頂くという観点でズレがある ○ローテーションの中に組み込めない ○店舗にアルバイト等で入店している生徒達は実習時であるのに関わらず、有償でいい ○実習生が報酬を他店と比較する ○客との意思の疎通がうまくいかない	○免許がないことを念頭に入れる必要がある ○美容所の思うような仕事がさせられない ○忙しいときに目が行き届かない ○売上上の問題がある ○実技試験の変化があり大変 ○実習生を接客させることはサロンとして無責任 ○実習生を送り出す前の教育が不十分 ○実習生が客の要求に応えられない ○労賃を払っている店がある等、生徒が情報交換により店を選んでいる。 ○顧客数にばらつきがあり指導が困難 ○客に迷惑をかけた時の保障及び保険 ○実習生に技術力に差があり、指導しにくい

4 通信課程について
 (1)教育の充実について
 ア 面接授業について
 (ア)授業時間数について

表3-4(1)ア(ア) 基準となる時間数との比較《票:養3-4(1)ア》

		上回っている	同時間	下回っている	無回答	合計
理容師養成施設	関係法規・制度	34.9 29	65.1 54	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	衛生管理	31.3 26	68.7 57	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	保健	30.1 25	69.9 58	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	物理・化学	30.1 25	69.9 58	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	文化論	34.9 29	65.1 54	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	技術理論	38.6 32	61.4 51	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	運営管理	34.9 29	65.1 54	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	実習	47.0 39	53.0 44	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	選択必修科目	38.6 32	61.4 51	0.0 0	0.0 0	100.0 83
	合計	35.6 266	64.4 481	0.0 0	0.0 0	100.0 747
美容師養成施設	関係法規・制度	26.8 48	71.5 128	0.6 1	1.1 2	100.0 179
	衛生管理	26.3 47	72.1 129	0.6 1	1.1 2	100.0 179
	保健	25.1 45	72.6 130	1.1 2	1.1 2	100.0 179
	物理・化学	24.6 44	73.2 131	1.1 2	1.1 2	100.0 179
	文化論	25.7 46	70.4 126	2.8 5	1.1 2	100.0 179
	技術理論	30.2 54	67.6 121	0.6 1	1.7 3	100.0 179
	運営管理	26.3 47	69.3 124	2.8 5	1.7 3	100.0 179
	実習	46.4 83	52.0 93	0.6 1	1.1 2	100.0 179
	選択必修科目	29.6 53	64.8 116	3.9 7	1.7 3	100.0 179
	合計	29.0 467	68.2 1098	1.6 25	1.3 21	100.0 1,611
合計	関係法規・制度	29.4 77	69.5 182	0.4 1	0.8 2	100.0 262
	衛生管理	27.9 73	71.0 186	0.4 1	0.8 2	100.0 262
	保健	26.7 70	71.8 188	0.8 2	0.8 2	100.0 262
	物理・化学	26.3 69	72.1 189	0.8 2	0.8 2	100.0 262
	文化論	28.6 75	68.7 180	1.9 5	0.8 2	100.0 262
	技術理論	32.8 86	65.6 172	0.4 1	1.1 3	100.0 262
	運営管理	29.0 76	67.9 178	1.9 5	1.1 3	100.0 262
	実習	46.6 122	52.3 137	0.4 1	0.8 2	100.0 262
	選択必修科目	32.4 85	63.7 167	2.7 7	1.1 3	100.0 262
	合計	31.1 733	67.0 1,579	1.1 25	0.9 21	100.0 2,358

(イ)実施回数及び実施時期

表3-4(1)ア(イ)① 年間実施回数《票:養3-4(1)イ(ア)》

	1~2 回	3~4 回	5~6 回	7~8 回	9~10 回	11回以 上	無回答	合計
理容師養成 施設	57.8 48	22.9 19	9.6 8	0.0 0	1.2 1	8.4 7	0.0 0	100.0 83
美容師養成 施設	49.7 89	26.8 48	5.6 10	0.6 1	1.1 2	15.1 27	1.1 2	100.0 179
合計	52.3 137	25.6 67	6.9 18	0.4 1	1.1 3	13.0 34	0.8 2	100.0 262

表3-4(1)ア(イ)② 実施時期《票:養3-4(1)イ(イ)》

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
理容師養成 施設	10.8 9	14.5 12	68.7 57	18.1 15	14.5 12	22.9 19	83.1 69	63.9 53	8.4 7	8.4 7	8.4 7	8.4 7
美容師養成 施設	12.3 22	22.9 41	68.2 122	19.6 35	17.9 32	22.3 40	76.5 137	70.4 126	12.8 23	11.7 21	13.4 24	16.2 29
合計	11.8 31	20.2 53	68.3 179	19.1 50	16.8 44	22.5 59	78.6 206	68.3 179	11.5 30	10.7 28	11.8 31	13.7 36

※理容師養成施設「83件」、美容師養成施設「179件」を対象

(ウ)1回当たりの日数

表3-4(1)ア(ウ) 1回当たりの日数《票:養3-4(1)イ(ウ)》

	1~5 日	6~10 日	11~15 日	16~20 日	21~25 日	26~30 日	31~35 日	無回答	合計
理容師養成 施設	27.7 23	44.6 37	14.5 12	8.4 7	4.8 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 83
美容師養成 施設	26.8 48	37.4 67	17.9 32	9.5 17	4.5 8	0.6 1	0.6 1	2.8 5	100.0 179
合計	27.1 71	39.7 104	16.8 44	9.2 24	4.6 12	0.4 1	0.4 1	1.9 5	100.0 262

(エ)1回当たりの時間数

表3-4(1)ア(エ) 1日当たりの授業時間数《票:養3-4(1)イ(エ)》

	1~4時間	5~6時間	7時間以上	無回答	合計
理容師養成 施設	2.4 2	33.7 28	61.4 51	2.4 2	100.0 83
美容師養成 施設	3.9 7	42.5 76	53.1 95	0.6 1	100.0 179
合計	3.4 9	39.7 104	55.7 146	1.1 3	100.0 262

イ 添削指導について

(ア)委託状況

表3-4(1)イ(ア) 委託状況《票3-4(エ)ア》

	すべて委託	一部委託	すべて自ら実施	合計
理容師養成施設	91.6 76	7.2 6	1.2 1	100.0 83
美容師養成施設	93.9 168	5.6 10	0.6 1	100.0 179
合計	93.1 244	6.1 16	0.8 2	100.0 262

(イ)委託内容

表3-4(1)イ(イ)① 委託内容及び回数の適否《票:養3-4(2)イ》

	十分	不十分	どちらともいえない	合計
理容師養成施設	86.7 72	2.4 2	10.8 9	100.0 83
美容師養成施設	87.2 156	1.1 2	11.7 21	100.0 179
合計	87.0 228	1.5 4	11.5 30	100.0 262

表3-4(1)イ(イ)② 委託内容及び回数の適否「不十分」《票:養3-4(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○専門知識と技術力の修得度から、そう判断できる	○専門知識と技術力の修得度から、そう判断できる

(2)理容所又は美容所に従事している生徒について

ア 理容所・美容所に従事している生徒の有無

表3-4(2)ア 理容所・美容所に従事している生徒の有無《票:養3-4(1)ウ(ア)》

	いる	いない	無回答	合計
理容師養成施設	90.4 75	7.2 6	2.4 2	100.0 83
美容師養成施設	88.8 159	6.1 11	5.0 9	100.0 179
合計	89.3 234	6.5 17	4.2 11	100.0 262

イ 常勤雇用者であることの確認

① 厚生局及び都道府県の指導状況

表3-4(2)イ① 従事者であることの指導状況《票:厚3-4(2)、県4-4(2)》

	常勤	従業者	確認していない	無回答	合計
厚生局	62.5 5	37.5 3	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.8 1	42.9 9	47.6 10	4.8 1	100.0 21
合計	20.7 6	41.4 12	34.5 10	3.4 1	100.0 29

② 養成施設の状況

表3-4(2)イ② 理容所・美容所に従事している生徒であることの確認《票:養3-4(1)ウ(イ)(エ)》

	常勤であることを確認	従業者であることのみ確認	従事者であることのみ確認	無回答	合計
理容師養成施設	23.5 39	11.4 19	15.1 25	50.0 83	100.0 166
美容師養成施設	22.1 79	11.7 42	16.2 58	50.0 179	100.0 358
合計	22.5 118	11.6 61	15.8 83	50.0 262	100.0 524

※確認方法:従事証明書

ウ 理容所・美容所に従事している生徒に対する授業時間数の緩和

(ア) 時間数の緩和

① 養成施設の状況

表3-4(2)ウ(ア)①-a 理容所・美容所に従事している生徒に対する授業時間数の緩和《票: 養3-4(1)ウ(イ)(エ)

	緩和している	緩和していない	無回答	合計
理容師養成施設	69.9 58	27.7 23	2.4 2	100.0 83
美容師養成施設	69.8 125	24.6 44	5.6 10	100.0 179
合計	69.8 183	25.6 67	4.6 12	100.0 262

表3-4(2)ウ(ア)①-b 学習の質《票: 養3-4(1)ウ(ウ)》

	確保されている	確保されていない	どちらともいえない	合計
理容師養成施設	43.1 25	6.9 4	50.0 29	100.0 58
美容師養成施設	44.0 55	8.8 11	47.2 59	100.0 125
合計	43.7 80	8.2 15	48.1 88	100.0 183

表3-4(2)ウ(ア)①-c 学習の質が確保されていない理由《票: 養3-4(1)ウ(ウ)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○学科を勉強する時間がとりにくい ○学科の理解度が低い ○国家試験に合格できるレベルにするには時間が少ない	○面接授業の時間数が少ない ○飛び飛びの面接授業では試験合格レベルまでの理解が難しい ○試験課題と現場業務との技術の差異による履修不足 ○学科課目の理解度が低い ○国家試験の合格率が低い ○学習意欲が低い

② 理容所・美容所の状況

表3-4(2)ウ(ア)②-a 従事者に対する面接授業時間数の緩和《票:所2-2》

	適当	不適当	無回答	合計
理容所	92.9 39	2.4 1	4.8 2	100.0 42
美容所	79.8 67	11.9 10	8.3 7	100.0 84
合計	84.1 106	8.7 11	7.1 9	100.0 126

表3-4(2)ウ(ア)②-b 緩和が適当な理由《票:所2-2》

	店で指導している	営業上支障がある	現場でも学ぶ事がある	働きながら学ぶことが大変	問題がない	現行で十分	客と接しているから	従事者であるから	その他(無回答を含む)	合計
理容所	15.4 6	5.1 2	0.0 0	7.7 3	7.7 3	7.7 3	7.7 3	0.0 0	48.7 19	100.0 39
美容所	22.4 15	10.4 7	7.5 5	3.0 2	0.0 0	0.0 0	0.0 0	4.5 3	52.2 35	100.0 67
合計	19.8 21	8.5 9	4.7 5	4.7 5	2.8 3	2.8 3	2.8 3	2.8 3	50.9 54	100.0 106

表3-4(2)ウ(ア)②-c 緩和が適当な理由「その他」《票:所2-2》

理容所	美容所
☐ 現場の方が良い経験を積める ☐ 養成施設の指導方法に準じている ☐ 技術は店の責任で仕上げる ☐ 免許が取得できる ☐ 店舗側で勉強のさせ方の指導を徹底 ☐ 将来的に実務経験が優先される	☐ 妥当である ☐ うまく育っている ☐ 実践で覚える技術修得の時間が無くなる ☐ 1/3のでも十分

表3-4(2)ウ(ア)②-d 緩和が不適当な理由《票:所2-2》

理容所	美容所
(無回答)	☐ 理解が不十分である ☐ もっと少なくてよい ☐ 平等にすべき ☐ 中途半端である ☐ 美容所に従事していれば面接授業は必要ない

(イ) 時間数の増加

表3-4(2)ウ(イ) 従事者に対する面接授業時間数の増加《票:所2-3》

	問題あり	問題なし	無回答	合計
理容所	69.0 29	26.2 11	4.8 2	100.0 42
美容所	65.5 55	26.2 22	8.3 7	100.0 84
合計	66.7 84	26.2 33	7.1 9	100.0 126

(3) 通信課程の実務実習場所について

表3-4(3) 通信生が行う実務実習(重複回答)《票:養3-3(2)ウ(イ)》

	養成施設の近隣	通信生の住所地	通信生の従事している理美容所
理容師養成施設	0.0 0	13.3 2	100.0 15
美容師養成施設	0.0 0	12.5 3	100.0 24
合計	0.0 0	12.8 5	100.0 39

※理容師養成施設「15件」、美容師養成施設「24件」

6 中学校卒業者に対する講習について

(1)講習の状況

ア 講習科目

表3-6(1)ア① 不要と考えられる科目《票:養3-5(4)ア》

	不要な 科目が ある	不 要 な 課 目 現代社 会	化学	保健	ない	無回答	合計
理容師養成 施設	7.9 6	100.0 7.9 6	66.7 5.3 4	83.3 6.6 5	85.5 65	6.6 5	100.0 76
美容師養成 施設	7.1 11	100.0 7.1 11	81.8 5.8 9	54.5 3.8 6	68.6 107	24.4 38	100.0 156
合計	7.3 17	100.0 7.3 17	76.5 5.6 13	64.7 4.7 11	74.1 172	18.5 43	100.0 232

表3-6(1)ア② 不要と考えられる科目の理由《票:養3-5(4)ア》

現 代 社 会	
理容師養成施設	美容師養成施設
○理容店で学べる ○高卒者と受験内容が同じなのに講習を受ける理由が不明 ○中学社会で履修済み ○必修科目で十分	○必修科目につながらない ○高卒者と受験内容は同じなのに講習を設ける理由が不明確 ○中学社会で履修済み ○一般常識的であるため ○高校に在学中の生徒がほとんどであるので必要ない ○社会は中学レベルで十分と考える ○できたら国語なりが良い ○国家試験の科目でない ○一般的教養でよいのではないか。 ○必修科目の学習で十分
化 学	
理容師養成施設	美容師養成施設
○高卒者を受験内容が同じなのに講習を受ける理由が不明 ○必修科目と重複 ○必修科目で十分	○必修科目の学習で十分 ○化粧品化学だけでよいのではないか ○物理及び化学は、美容所では必要とされていない ○高校に在学中の生徒がほとんどであるので必要ない ○なぜ必要か疑問
保 健	
理容師養成施設	美容師養成施設
○高卒者を受験内容が同じなのに講習を受ける理由が不明 ○必修科目と重複 ○必修科目で十分	○必修科目で学習するから ○美容の保健だけでよい

表3-6(1)ア③ 不要と考えられる科目がない理由《票:養3-5(4)ア》

	教科の ベース となる 基礎学 力を身 につけ させる 必要が ある	適正	高卒者 と同等 の知 識・教 養を身 につけ る必要 がある	すべて 必要	社会人 の一般 教養と して必 要	生徒か ら不必 要とい う声か ない	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成 施設	16.9 11	12.3 8	7.7 5	0.0 0	4.6 3	1.5 1	56.9 37	100.0 65
美容師養成 施設	9.3 10	6.5 7	8.4 9	10.3 11	3.7 4	1.9 2	59.8 64	100.0 107
合計	12.2 21	8.7 15	8.1 14	6.4 11	4.1 7	1.7 3	58.7 101	100.0 172

表3-6(1)ア④ 不要と考えられる課目がない理由「その他」《票:養3-5(4)ア》

理容師養成施設	美容師養成施設
○理美容に関係の深いものを教科書で採用すべき ○3課目だけだから ○わからない	○将来美容師として理解しておくべき内容の課目 ○3課目だけだから ○わからない

表3-6(1)ア⑤ 必要と考えられる課目《票3-5(4)イ》

	必要な 課目がある	必要な課目								必要な 課目はない	無回答	合計
		国語	数学	英語	道徳	ドイツ 語	保健体 育	保健	一般常識			
理容師養成 施設	9.2 7	57.1 5.3 4	42.9 3.9 3	0.0 0.0 0	14.3 1.3 1	0.0 0.0 0	14.3 1.3 1	14.3 1.3 1	0.0 0.0 0	85.5 65	5.3 4	100.0 76
美容師養成 施設	9.0 14	57.1 5.1 8	50.0 4.5 7	21.4 1.9 3	7.1 0.6 1	7.1 0.6 1	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	7.1 0.6 1	69.9 109	21.2 33	100.0 156
合計	9.1 21	57.1 5.2 12	47.6 4.3 10	14.3 1.3 3	9.5 0.9 2	4.8 0.4 1	4.8 0.4 1	4.8 0.4 1	4.8 0.4 1	75.0 174	15.9 37	100.0 232

イ 講習時間

表3-6(1)イ① 講習時間数が長い課目《票:養3-5(4)ウ》

	長い課 目がある	長い課目(重複回答)			ない	無回答	合計
		現代社 会	化学	保健			
理容師養成 施設	5.3 4	50.0 2.6 2	75.0 3.9 3	100.0 5.3 4	73.7 56	21.1 16	100.0 76
美容師養成 施設	7.1 11	81.8 5.8 9	90.9 6.4 10	90.9 6.4 10	57.7 90	35.3 55	100.0 156
合計	6.5 15	73.3 4.7 11	86.7 5.6 13	93.3 6.0 14	62.9 146	30.6 71	100.0 232

表3-6(1)イ② 長いと考えられる課目の理由《票:養3-5(4)ア》

現 代 社 会	
理容師養成施設	美容師養成施設
○必修科目で十分である	○中学校である程度履修している ○高校中退者がほとんどである ○中学校レベルで十分 ○必修課目で学習する ○なぜ35時間か疑問
化 学	
理容師養成施設	美容師養成施設
○必修科目と重複している ○必修科目で十分である	○必修課目で学習する ○高校中退者がほとんどである ○なぜ35時間か疑問
保 健	
理容師養成施設	美容師養成施設
○必修科目と重複している ○必修科目で十分である	○必修課目で学習する ○なぜ35時間か疑問

表3-6(1)イ③ 長いと考えられる課目がない理由《票:養3-5(4)ウ》

	適当	高卒者 と同等 の知識・教 養を身に つける	最低限 の時間 である	生徒へ の負担 が多く ない	まだ不 足して いる	わから ない	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成 施設	27.3 15	1.8 1	5.5 3	0.0 0	0.0 0	3.6 2	61.8 34	100.0 55
美容師養成 施設	28.9 26	3.3 3	0.0 0	2.2 2	2.2 2	2.2 2	61.1 55	100.0 90
合計	28.3 41	2.8 4	2.1 3	1.4 2	1.4 2	2.8 4	61.4 89	100.0 145

表3-6(1)イ④ 長いと考えられる課目がない理由「その他」《票:養3-5(4)ウ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○学習内容から判断して ○1教科5日間、計15日間で十分 ○長いと言えないが、少なくとも実体験の中でやれるのではないか ○生徒によって異なる ○これ以上生徒の負担が増えると困る ○化学はもっと時間が必要 ○使用している教科書を教授するうえで十分な時間 ○内容、問題が難しい	○すべて必要 ○使用している教科書を教授するうえで十分な時間 ○内容、問題が難しい ○35時間で十分か疑問 ○化学等はもっと長くてよい ○生徒への負担増を避けたい ○これ以上増やすことは困難 ○個人個人によって違うため配分時間は難しい

ウ 通信制の導入

表3-6(1)ウ① 通信制の導入《票:養3-5(1)》

		通信で実施して いる	通信で実施して いない	無回答	合計
理容師養成 施設	昼間課 程	58.3 42	27.8 20	13.9 10	100.0 72
	夜間課 程	0.0 0	100.0 3	0.0 0	100.0 3
	通信課 程	88.2 67	7.9 6	3.9 3	100.0 76
	合計	72.2 109	19.2 29	8.6 13	100.0 151
美容師養成 施設	昼間課 程	72.8 59	24.7 20	2.5 2	100.0 81
	夜間課 程	71.4 10	28.6 4	0.0 0	100.0 14
	通信課 程	88.5 138	7.1 11	4.5 7	100.0 156
	合計	82.5 207	13.9 35	3.6 9	100.0 251
合計	昼間課 程	66.0 101	26.1 40	7.8 12	100.0 153
	夜間課 程	58.8 10	41.2 7	0.0 0	100.0 17
	通信課 程	88.4 205	7.3 17	4.3 10	100.0 232
	合計	78.6 316	15.9 64	5.5 22	100.0 402

表3-6(1)ウ② 教育センターへの委託状況《票:養3-5(2)》

	委託している	委託してない	無回答	合計
理容師養成 施設	90.8 69	1.3 1	7.9 6	100.0 76
美容師養成 施設	89.7 140	0.6 1	9.6 15	100.0 156
合計	90.1 209	0.9 2	9.1 21	100.0 232

エ 時間配分

表3-6(1)エ 時間配分《票:養3-5(3)ア》

		入所後速やか	授業に併せて	その他	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	50.0 10	10.0 2	15.0 3	25.0 5	100.0 20
	夜間課程	0.0 0	33.3 1	0.0 0	66.7 2	100.0 3
	合計	43.5 10	13.0 3	13.0 3	30.4 7	100.0 23
美容師養成施設	昼間課程	40.0 8	5.0 1	5.0 1	50.0 10	100.0 20
	夜間課程	25.0 1	25.0 1	25.0 1	25.0 1	100.0 4
	合計	37.5 9	8.3 2	8.3 2	45.8 11	100.0 24
合計	昼間課程	45.0 18	7.5 3	10.0 4	37.5 15	100.0 40
	夜間課程	14.3 1	28.6 2	14.3 1	42.9 3	100.0 7
	合計	40.4 19	10.6 5	10.6 5	38.3 18	100.0 47

オ 教員の状況

表3-6(1)オ① 中卒者講習に対する教員の状況《票:養1-4》

	通常の教科課程の教員が実施	専門の教員が実施	その他	無回答	合計
理容師養成施設	48.6 35	0.0 0	11.1 8	40.3 29	100.0 72
美容師養成施設	50.6 41	7.4 6	12.3 10	29.6 24	100.0 81
合計	49.7 76	3.9 6	11.8 18	34.6 53	100.0 153

表3-6(1)オ② 中卒者講習に対する教員の状況「その他」《票:養1-4》

理容師養成施設	美容師養成施設
○教育センターに委託している	○教育センターに委託しているため、教員を設置していない ○講習評価により随時講習を行っている

(2) 入所状況について

ア 受入施設数

表3-6(2)ア① 入所の状況《票:養2-6(1)》

		受け入れている	受け入れていない	無回答	合計
理容師養成施設	昼間課程	59.5 72	35.5 43	5.0 6	100.0 121
	夜間課程	33.3 1	66.7 2	0.0 0	100.0 3
	通信課程	91.6 76	8.4 7	0.0 0	100.0 83
	合計	72.0 149	25.1 52	2.9 6	100.0 207
美容師養成施設	昼間課程	34.6 81	62.8 147	2.6 6	100.0 234
	夜間課程	42.4 14	57.6 19	0.0 0	100.0 33
	通信課程	87.2 156	12.8 23	0.0 0	100.0 179
	合計	56.3 251	42.4 189	1.3 6	100.0 446
合計	昼間課程	43.1 153	53.5 190	3.4 12	100.0 355
	夜間課程	41.7 15	58.3 21	0.0 0	100.0 36
	通信課程	88.5 232	11.5 30	0.0 0	100.0 262
	合計	61.3 400	36.9 241	1.8 12	100.0 653

表3-6(2)ア② 中学校卒業者を受け入れていない理由(昼間課程)《票:養2-6(1)》

	専門課程等	学則で規定	試験が高卒	カリキュラムの理解が困難	入所希望者が少ない	講習の実施が困難	学力に差がある	生活指導に時間がかかる	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	20.9 9	4.7 2	9.3 4	0.0 0	7.0 3	7.0 3	4.7 2	2.3 1	44.2 19	100.0 43
美容師養成施設	19.7 29	12.2 18	7.5 11	5.4 8	5.4 8	4.1 6	2.0 3	1.4 2	42.2 62	100.0 147
合計	20.0 38	10.5 20	7.9 15	4.2 8	5.8 11	4.7 9	2.6 5	1.6 3	42.6 81	100.0 190

表3-6(2)ア③ 中学校卒業者を受け入れていない理由(昼間課程)《票:養2-6(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○生徒指導に時間がかかる ○法の主旨に従っている	○退所者が多い ○意欲にかける ○国家試験において高卒以上の知識が必要となる ○資質レベルの低下が懸念

表3-6(2)ア④ 中学校卒業者を受け入れていない理由(夜間課程)《票:養2-6(1)》

	専門課程	学則で規定	講師不足	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	0.0 0	0.0 0	50.0 1	50.0 1	100.0 2
美容師養成施設	21.1 4	10.5 2	0.0 0	68.4 13	100.0 19
合計	19.0 4	9.5 2	4.8 1	66.7 14	100.0 21

表3-6(2)ア⑤ 中学校卒業者を受け入れていない理由(夜間課程)《票:養2-6(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○希望者がいない	○退所者が多い ○国家試験が高卒 ○希望者がいない ○専任講師の不足

表3-6(2)ア⑥ 中学校卒業者を受け入れていない理由(通信課程)《票:養2-6(1)》

	学則で 規定	希望者 が少な い	その他 (無回 答を含 む)	合計
理容師養成施設	0.0 0	0.0 0	100.0 7	100.0 7
美容師養成施設	26.1 6	8.7 2	65.2 15	100.0 23
合計	20.0 6	6.7 2	73.3 22	100.0 30

表3-6(2)ア⑦ 中学校卒業者を受け入れていない理由(通信課程)《票:養2-6(1)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○法の主旨に従っている	○退所者が多い ○講習の実施が困難 ○授業の運営が困難 ○教育する時間がとれない

イ 入所者数

表3-6(2)イ① 中学校卒業者の入所者数《票:養2-6(3)アイ》

		入所			卒業		
		入所者 数	全生徒 数	割合	入所者 数	全生徒 数	割合
理容師養成 施設	昼間課程	66	898	7.3	92	873	10.5
	夜間課程	0	0	0.0	0	0	0.0
	通信課程	250	989	25.3	203	872	23.3
	合計	316	1,887	16.7	295	1,745	16.9
美容師養成 施設	昼間課程	493	6,938	7.1	286	6,413	4.5
	夜間課程	90	466	19.3	63	547	11.5
	通信課程	1,267	4,943	25.6	1,024	4,962	20.6
	合計	1,850	12,347	15.0	1,373	11,922	11.5
合計	昼間課程	559	7,836	7.1	378	7,286	5.2
	夜間課程	90	466	19.3	63	547	11.5
	通信課程	1,517	5,932	25.6	1,227	5,834	21.0
	合計	2,166	14,234	15.2	1,668	13,667	12.2

表3-6(2)イ② 入所者数の推移《票:養2-6(3)イ》

	増えている	減っている	横ばい	無回答	合計
理容師養成 施設	3.6 3	55.4 46	41.0 34	0.0 0	100.0 83
美容師養成 施設	7.8 14	37.4 67	31.3 56	23.5 42	100.0 179
合計	6.5 17	43.1 113	34.4 90	16.0 42	100.0 262

ウ 入所しやすさ

表3-6(2)ウ① 入所しやすさ《票:養2-6(2)》

	聞いたことがある	聞いたことがない	無回答	合計
理容師養成施設	20.7	73.6	5.8	100.0
	25	89	7	121
美容師養成施設	21.8	70.9	7.3	100.0
	51	166	17	234
合計	21.4	71.8	6.8	100.0
	76	255	24	355

表3-6(2)ウ② 入所ににくい理由《票:養2-6(2)》

	学力が低く授業の理解が困難	高卒者との年齢差	退学・休学の増加	高卒要件の引き上げ	高等専門学校が少ない	目的意識が薄い	国家試験合格率低下	その他	合計
理容師養成施設	32.0	16.0	4.0	4.0	4.0	8.0	0.0	32.0	100.0
	8	4	1	1	1	2	0	8	25
美容師養成施設	19.6	5.9	9.8	5.9	3.9	2.0	3.9	49.0	100.0
	10	3	5	3	2	1	2	25	51
合計	23.7	9.2	7.9	5.3	3.9	3.9	2.6	43.4	100.0
	18	7	6	4	3	3	2	33	76

表3-6(2)ウ③ 入所ににくい理由「その他」《票:養2-6(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○入所試験に合格できない ○中学校の先生が入所資格を高卒以上と理解している ○労力がかかる	○国家試験が高卒 ○国家(筆記)試験に合格できない ○高卒者との年齢差 ○都市部で入所可能な施設がない ○中学校の先生が入所資格を高卒以上と理解している ○労力がかかる ○美容師の資質の向上 ○講習の実施

エ 入所試験

表3-6(2)エ 入所試験(重複回答)《票:養2-6(5)》

	国語	数学	社会	理科	英語	一般常識	時事問題	作文	面接	書類選考	その他
理容師養成施設	100.0	76.3	55.3	42.1	32.9	5.3	1.3	18.4	26.3	5.3	5.3
	76	58	42	32	25	4	1	14	20	4	4
美容師養成施設	69.9	46.8	32.7	18.6	15.4	6.4	1.3	21.2	22.4	7.7	3.8
	109	73	51	29	24	10	2	33	35	12	6
合計	79.7	56.5	40.1	26.3	21.1	6.0	1.3	20.3	23.7	6.9	4.3
	185	131	93	61	49	14	3	47	55	16	10

※理容師養成施設「76件」、美容師養成施設「156件」を対象

7 教科書について

(1)(社)日本理容美容教育センターの教科書の使用状況

表3-7(1) 使用状況《票:養3-6(1)》

			すべてセンター	一部センター	すべて独自	無回答	合計
理容師養成施設	必修科目	昼間課程	87.6 106	5.8 7	0.0 0	6.6 8	100.0 121
		夜間課程	100.0 3	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 3
		通信課程	97.6 81	2.4 2	0.0 0	0.0 0	100.0 83
		合計	91.8 190	4.3 9	0.0 0	3.9 8	100.0 207
	選択必修科目	昼間課程	40.5 49	43.8 53	10.7 13	5.0 6	100.0 121
		夜間課程	0.0 0	66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3
		通信課程	84.3 70	10.8 9	4.8 4	0.0 0	100.0 83
		合計	57.5 119	30.9 64	8.7 18	2.9 6	100.0 207
	合計	昼間課程	64.0 155	24.8 60	5.4 13	5.8 14	100.0 242
		夜間課程	50.0 3	33.3 2	16.7 1	0.0 0	100.0 6
		通信課程	91.0 151	6.6 11	2.4 4	0.0 0	100.0 166
		合計	74.6 309	17.6 73	4.3 18	3.4 14	100.0 414
美容師養成施設	必修科目	昼間課程	90.2 211	8.5 20	0.0 0	1.3 3	100.0 234
		夜間課程	84.8 28	3.0 1	0.0 0	12.1 4	100.0 33
		通信課程	98.3 176	1.7 3	0.0 0	0.0 0	100.0 179
		合計	93.0 415	5.4 24	0.0 0	1.6 7	100.0 446
	選択必修科目	昼間課程	26.1 61	56.8 133	13.7 32	3.4 8	100.0 234
		夜間課程	30.3 10	36.4 12	27.3 9	6.1 2	100.0 33
		通信課程	77.7 139	15.1 27	6.7 12	0.6 1	100.0 179
		合計	47.1 210	38.6 172	11.9 53	2.5 11	100.0 446
	合計	昼間課程	58.1 272	32.7 153	6.8 32	2.4 11	100.0 468
		夜間課程	57.6 38	19.7 13	13.6 9	9.1 6	100.0 66
		通信課程	91.0 151	6.6 11	2.4 4	0.0 0	100.0 166
		合計	74.6 309	17.6 73	4.3 18	3.4 14	100.0 414

合計	必修科目	昼間課程	89.3 317	7.6 27	0.0 0	3.1 11	100.0 355
		夜間課程	86.1 31	2.8 1	0.0 0	11.1 4	100.0 36
		通信課程	98.1 257	1.9 5	0.0 0	0.0 0	100.0 262
		合計	92.6 605	5.1 33	0.0 0	2.3 15	100.0 653
	選択必修科目	昼間課程	31.0 110	52.4 186	12.7 45	3.9 14	100.0 355
		夜間課程	27.8 10	38.9 14	27.8 10	5.6 2	100.0 36
		通信課程	79.8 209	13.7 36	6.1 16	0.4 1	100.0 262
		合計	50.4 329	36.1 236	10.9 71	2.6 17	100.0 653
	合計	昼間課程	60.1 427	30.0 213	6.3 45	3.5 25	100.0 710
		夜間課程	56.9 41	20.8 15	13.9 10	8.3 6	100.0 72
		通信課程	88.9 466	7.8 41	3.1 16	0.2 1	100.0 524
		合計	71.5 934	20.6 269	5.4 71	2.5 32	100.0 1306

(2)教科書の内容

表3-7(2)① 内容《票:養3-6(2)ア》

	難しすぎる	範囲が 広すぎる	適当	やさし すぎる	その他
理容師養成 施設	29.2 33	38.9 44	52.2 59	2.7 3	5.3 6
美容師養成 施設	22.5 52	34.2 79	54.1 125	1.3 3	8.2 19
合計	24.7 85	35.8 123	53.5 184	1.7 6	7.3 25

※理容師養成施設「113件」、美容師養成施設「231件」を対象

表3-7(2)② 内容「その他」《票:養3-6(2)ア》

理容師養成施設	美容師養成施設
○ろう学校生には難しすぎる ○説明が簡略されている傾向にある ○理美容に直接関係あるものに限定すべき ○専門的内容がある ○一概に言えない ○物理化学、運営管理は中卒者には理解できない ○内容の精選が必要	○毎年内容を変えないでほしい ○美容理論2は範囲が広すぎる ○入所者の学力低下のため、もっと解説をいれてほしい ○内容が時代に合わない ○理美容に必要なポイントを重視 ○教科間で重複か所が多い ○不明点が多い ○用語の統一 ○美容師に必要ないものがある ○課目による ○難しく表現し、かえって理解しにくい ○編集者の個性が強く偏りがある ○難易度に波がある ○実技は手順をわかりやすくしてほしい ○保健は、わかりやすい図にしてほしい ○章ごとにまとめた頁を作成してほしい ○教科担当の先生の質によるのではないか ○物理・化学、運営管理は中卒者には理解できない ○まとめにくい ○物理・化学はもっと美容的な専門にしてほしい ○わかりにくい

表3-7(2)③ 見直しの必要性《票:養3-6(2)イ》

	必要有り	なし	どちらともいえない	無回答	合計
理容師養成 施設	32.2 39	30.6 37	33.9 41	3.3 4	100.0 121
美容師養成 施設	35.0 82	32.9 77	29.1 68	3.0 7	100.0 234
合計	34.1 121	32.1 114	30.7 109	3.1 11	100.0 355

表3-7(2)④ 見直す理由《票:養3-6(2)イ》

	わかりやすく簡単に	直接関係ない内容が多い	広範囲すぎる	内容が時代に合わない	見解や解釈に相違がある	内容が重複している	専門分野を多くして欲しい	最新のものの	専門用語を増やしやすい	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	23.1 9	12.8 5	7.7 3	2.6 1	0.0 0	0.0 0	2.6 1	7.7 3	7.7 3	35.9 14	100.0 39
美容師養成施設	19.5 16	18.3 15	15.9 13	6.1 5	3.7 3	2.4 2	2.4 2	0.0 0	1.2 1	30.5 25	100.0 82
合計	20.7 25	16.5 20	13.2 16	5.0 6	2.5 3	1.7 2	2.5 3	2.5 3	3.3 4	32.2 39	100.0 121

表3-7(2)⑤ 見直す理由《票:養3-6(2)イ》

理容師養成施設	美容師養成施設
○資料は最新のものに ○国家試験との関係について再考すべき ○文化論は各章で言いたいことがわからない ○聴覚障害者であるため、ビデオ教材である方が望ましい ○具体的な内容を載せてほしい ○化学は理容・美容共通でよい ○説明が不十分 ○指導書等教えるポイント等をわかりやすくしたものを準備してほしい	○表現の仕方が専門的すぎる ○具体的な内容を載せてほしい ○衛生管理、保健、香粧品化学が難解 ○偏っている ○免許を必要とする範囲に限定すべき ○写真を詳しく ○基本部分と上級レベルを作成すべき ○言葉の使い方が曖昧 ○單元ごとに箇条書きにまとめた部分が必要 ○高校の教科書の内容と見合わせるべき ○実習について曖昧 ○国家試験との関係について再考すべき ○保健の人体が難しい ○化学は理容・美容共通でよい ○説明が不十分

第4 施設・設備に関すること

1 施設の設置

ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

表4-1(ア)① 施設の配置に対する指導状況《票:厚4-1、県5-1》

	全く認めて いない	やむを得 ない場合	その他	無回答	合計
厚生局	25.0 2	62.5 5	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	33.3 7	42.9 9	14.3 3	9.5 2	100.0 21
合計	31.0 9	48.3 14	13.8 4	6.9 2	100.0 29

表4-1(ア)② やむを得ないと判断される理由《票:厚4-1、県5-1》

厚生局	都道府県
☐ 定員の変更増 ☐ 授業の合間の移動において、授業計画及び校舎間の距離等を考慮して支障がないと判断される場合 ☐ 移動手段が確実である場合 ☐ 学生に対する授業の実施に問題がなければ認める ☐ 定員増で施設を拡張する場合で土地が狭隘であり拡張が困難な場合	☐ 厚生局と協議して判断

イ 施設の同一内の設置状況

表4-1イ① 施設の配置状況《票:養4-1》

	同一構内 に設置	分設して 設置	その他	無回答	合計
理容師養成施設	93.4 113	2.5 3	0.8 1	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	92.7 217	6.4 15	0.4 1	0.4 1	100.0 234
合計	93.0 330	5.1 18	0.6 2	1.4 5	100.0 355

表4-1イ② 施設を分設して配置している理由《票:養4-1》

理容師養成施設	美容師養成施設
☐ 立地面積上 ☐ 手狭のため ☐ 敷地が飛び地	☐ 立地面積上 ☐ 立地条件のよい場所で行う方が効果的 ☐ 土地の確保が困難 ☐ 寮を校舎に新設 ☐ 学科棟と実習棟を設置 ☐ 敷地が飛び地

2 消毒室の設置

ア 消毒室での授業の実施に関する指導状況

表4-2ア① 消毒に関する指導状況《票:厚4-2(1)、県5-2(2)》

	指導している			指導していない	無回答	合計
	消毒室内	実習室	計			
厚生局	50.0 33.3 1	50.0 33.3 1	100.0 66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3
都道府県	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
合計	50.0 33.3 1	50.0 33.3 1	100.0 66.7 2	33.3 1	0.0 0	100.0 3

表4-2ア② 消毒室での授業の実施状況(厚生局・都道府県)《票:厚4-2(1)、県5-2(1)》

	有			無	無回答	合計
	有	聞いたことがある	合計			
厚生局	100.0 37.5 3	0.0 0.0 0	100.0 37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	0.0 0.0 0	100.0 19.0 4	100.0 19.0 4	76.2 16	4.8 1	100.0 21
合計	42.9 10.3 3	57.1 13.8 4	100.0 24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

イ 消毒室での授業の実施状況

表4-2イ 消毒室での授業の実施状況(養成施設)《票:養4-2(1)》

	消毒室内	実習室	教室	別学科の実験室	実習室の一部が消毒室	その他	無回答	合計
理容師養成施設	17.4 21	76.0 92	3.3 4	0.0 0	0.0 0	0.0 0	3.3 4	100.0 121
美容師養成施設	10.7 25	82.5 193	2.1 5	0.9 2	0.9 2	0.9 2	2.1 5	100.0 234
合計	13.0 46	80.3 285	2.5 9	0.6 2	0.6 2	0.6 2	2.5 9	100.0 355

ウ 消毒室での授業の必要性

表4-2ウ① 消毒室における授業の実施の必要性《票:養4-2(2)》

	必要がある	必要がない	無回答	合計
理容師養成施設	23.1 28	68.6 83	8.3 10	100.0 121
美容師養成施設	16.2 38	76.9 180	6.8 16	100.0 234
合計	18.6 66	74.1 263	7.3 26	100.0 355

表4-2ウ② 消毒室において授業を実施する理由《票:養4-2(2)》

	安全面の 管理	衛生的に 実施する ため	薬品等を 使用する ため	試薬、流し 台の設置	管理上	現実的	その他(無 回答を含 む)	合計
理容師養成施設	10.7 3	7.1 2	3.6 1	7.1 2	7.1 2	7.1 2	75.0 21	117.9 28
美容師養成施設	7.9 3	7.9 3	7.9 3	5.3 2	0.0 0	0.0 0	86.8 33	115.8 38
合計	9.1 6	7.6 5	6.1 4	6.1 4	3.0 2	3.0 2	81.8 54	116.7 66

表4-2ウ③ 消毒室において授業を実施する理由《票:養4-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○消毒の意識の向上	○基部・薬品の移動が必要ない ○美容所と同様の教育ができる

表4-2ウ④ 消毒室で授業を実施しない理由《票:養4-2(2)》

	手狭であ る	設備的に 問題がな ければよ い	消毒室で 行う理由 がない	実習室の 方が効果 的	サロンに 近い形で の実習が 望ましい	授業の一 体的な実 施	その他	合計
理容師養成施設	30.1 25	4.8 4	0.0 0	26.5 22	2.4 2	2.4 2	33.7 28	100.0 83
美容師養成施設	23.9 43	7.2 13	3.9 7	5.6 10	3.3 6	1.7 3	54.4 98	100.0 180
合計	25.9 68	6.5 17	2.7 7	12.2 32	3.0 8	1.9 5	47.9 126	100.0 263

表4-2ウ⑤ 消毒室で授業を実施しない理由《票:養4-2(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
○影響がない ○現状で不便を感じない ○サロンでは消毒室で業務を行わない ○今まででも使用していない ○生徒に公平な実習を行う必要がある ○教科書で十分	○実習室等へも運びやすい ○影響がない ○保管場所であるため ○消毒室の必要性がわからない ○難しい消毒は行わない ○安全面から

3 実験器具等の備品について

表4-3 実験器具等の備品に関する必要性《票:養4-3(1)》

	必要のな い備品が ある	規定され ていない 備品があ る
理容師養成施設	41.3 50	12.4 15
美容師養成施設	45.7 107	9.4 22
合計	44.2 157	10.4 37

4 実験器具等の備品の理容科と美容科の共有

表4-4 指導状況《票:厚4-3、県5-3》

	認めてい る	一部の品 目	認めてい ない	その他	無回答	合計
厚生局	50.0 4	12.5 1	25.0 2	12.5 1	0.0 0	100.0 8
都道府県	42.9 9	9.5 2	33.3 7	0.0 0	14.3 3	100.0 21
合計	44.8 13	10.3 3	31.0 9	3.4 1	10.3 3	100.0 29

第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直し

(1) 委託・実施状況

表5-1(1)① 委託・実施状況《票:厚5-1(1)ア、県6-1(1)》

	すべて委託(受託)	一部委託(受託)	委託(受託)を行っていない	合計
厚生局	75.0 6	0.0 0	25.0 2	100.0 8
都道府県	61.7 29	10.6 5	27.7 13	100.0 47
合計	63.6 35	9.1 5	27.3 15	100.0 55

表5-1(1)② 厚生局の委託内容《票:厚5-1(1)イ》

	施設・設備の現地確認	指定に必要な報告
厚生局	100.0 6	33.3 2

表5-1(1)③ 都道府県の受託内容《票:県6-1(2)》

	施設・設備の現地確認	計画書の確認	指定等に関する事務	厚生局との連絡調整	設置者との相談・情報提供	設置者への照会
都道府県	52.9 18	20.6 7	14.7 5	8.8 3	5.9 2	2.9 1

(2) 厚生労働大臣の事務とすることについて

表5-1(2)① 厚生労働大臣の事務とすることへの賛否《票:県6-1(3)ア》

	賛成	反対	合計
都道府県	100.0 47	0.0 0	100.0 47

表5-1(2)② 厚生労働大臣の事務とすることに賛成の理由《票:県6-1(3)ア》

	指定等は国が実施	全国統一的な指示	事務の効率化	具体的な指示指導ができない	都道府県が指導すべき事務でない	迅速的な処理	国が一元的に実施	その他
都道府県	36.2 17	14.9 7	10.6 5	6.4 3	6.4 3	4.3 2	4.3 2	12.8 6

表5-1(2)③ 厚生労働大臣の事務とすることに賛成の理由「その他」《票:県6-1(3)ア》

都道府県
☐ 指導権限の明確化 ☐ 窓口の一本化 ☐ 法定受託事務以外だから ☐ 現在でも関与していないため ☐ 地方厚生局が整備されたから ☐ 事務が形骸化

表5-1(2)④ 厚生労働大臣の事務とすることの問題点《票:厚5-1(1)ウ、県6-1(3)イ》

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	4.3 2	93.6 44	2.1 1	100.0 47
合計	9.1 5	89.1 49	1.8 1	100.0 55

表5-1(2)⑤ 厚生労働大臣の事務とすることの問題点《票:厚5-1(1)ウ、県》

厚生局	都道府県
○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される ○業務量の増加により支障がでる	○養成施設の実体把握が困難になるおそれがある ○養成施設の講義内容等の指導が必要な場合に直接指導できない

2 養成施設に対する指導監督

(1) 指導監督の実施状況

表5-2(1) 指導監督の実施状況(票:県1-1)

	実施	未実施	合計
都道府県	44.7 21	55.3 26	100.0 47

(2) 実地調査(立入検査)

ア 実施及び連携

表5-2(2)ア 実施及び連携の有無(票:厚5-1(2)アイ、県1-2(1)(2))

	実施している					実施していない	合計
	合同	連携	単独	その他	合計		
厚生局	50.0 50.0 4	25.0 25.0 2	12.5 12.5 1	12.5 12.5 1	100.0 100.0 8	0.0 0	100.0 8
都道府県	43.8 33.3 7	18.8 14.3 3	31.3 23.8 5	6.3 4.8 1	100.0 76.2 16	23.8 5	100.0 21
合計	45.8 37.9 11	20.8 17.2 5	25.0 20.7 6	8.3 6.9 2	100.0 82.8 24	17.2 5	100.0 29

イ 実施計画

表5-2(2)イ 立入検査の実施計画(票:厚5-1(2)ア、県1-2(1))

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	無回答	合計
厚生局	0.0 0	0.0 0	37.5 3	12.5 1	37.5 3	0.0 0	12.5 1	100.0 8
都道府県	19.0 4	4.8 1	9.5 2	0.0 0	0.0 0	4.8 1	61.9 13	100.0 21
合計	13.8 4	3.4 1	17.2 5	3.4 1	10.3 3	3.4 1	14 14	51.7 29

ウ 厚生労働大臣の事務とすることについて

表5-2(2)ウ① 厚生労働大臣の事務とすることへの賛否(票:県1-3(1))

	賛成	反対	合計
都道府県	100.0 21	0.0 0	100.0 21

表5-2(2)ウ② 厚生労働大臣の事務とするの賛成の理由(票:県1-3(1))

	指定及び取消しは 一元的に実施する	権限を明確にすべ	厚生局が直接行う
都道府県	57.1 12	47.6 10	4.8 1

表5-2(2)ウ③ 厚生労働大臣の事務とすることへの問題点(票:県1-3(1))

厚生局	都道府県
○厚生局はブロック機関であり、都道府県に支所を持たないため、指定審査に手間がかかる ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される ○都道府県の関心が薄れる ○軽微な対応まで国に求められる	○養成施設の実体把握が困難になるおそれがある

表5-2(2)ウ④ 厚生労働大臣の事務とすることの問題点(票:厚5-1(2)ウ、県1-3(2))

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	9.5 2	90.5 19	100.0 21
合計	17.2 5	82.8 24	100.0 29

(3) 厚生局と都道府県との連携

表5-2(3)① 養成施設の指導に対する都道府県との連携《票:厚5-1(4)、県一追加調査》

	必要である	必要でない	合計
厚生局	87.5 7	12.5 1	100.0 8
都道府県	28.6 6	71.4 15	100.0 21
合計	44.8 13	55.2 16	100.0 29

表5-2(3)② 連携が必要である理由《票:厚5-1(4)、県一追加調査》

厚生局	都道府県
○教員の変更、建物構造の変更は都道府県知事への届出であり、厚生局では承知できないことから何らかの連携 ○地元都道府県との情報交換等は必要と思われる ○指導内容に濃淡、格差ができてしまい、同一の指導ができない ○各地域の事情等を踏まえた詳細な養成施設の状況は各都道府県が把握しており、投書等による問題が生じた場合、厚生局のみでは対応が困難 ○地域の事情等の情報入手のためにも連携はかせな ○都道府県としても養成施設の状況を把握しておく必要があると考える	○理美容所の指導に当たり、養成施設の状況を把握しておくため ○養成施設に関する苦情等、必要な時の情報提供・交換 ○都道 ○届出

表5-2(3)③ 連携が必要でない理由《票:県一追加調査》

厚生局	都道府県
(無回答)	○すべて厚生局が行うのであれば連携は不要 ○一元的に実施されるのであれば連携は不要だが、これまでと同規模の指導調査が実施され、養成施設への指導の水準を維持向上させることが必要 ○特に問題は生じない ○情報の提供及び交換は必要 ○指導部局が複数あると混乱する ○窓口は1本に統一し、事務の簡略化を図るべき ○国が全国一律の基準で指導することが適当 ○現行法では、国と地方の責務が曖昧

3 届出事務の整理

表5-3① 厚生労働大臣への届出(票:厚5-1(3)、県6-2)

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8
都道府県	10.6 5	89.4 42	100.0 47
合計	14.5 8	85.5 47	100.0 55

表5-3② 問題となる事項(票:厚5-1(3)、県6-2)

厚生局	都道府県
○都道府県が把握していないことは問題がある ○情報の共有ができない ○厚生局の大幅な増員が必要となる ○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都	○変更の内容を把握しにくくなる ○事務の一部が県に残るのであれば、届出又は情報提供が必要 ○理容師法及び美容師法を所管するので、養成施設の最小限の情報は県担当課として把握しておくべき ○理美容師法に基づく理容所・美容所の指導等を行う際に養成施設の状況がわかった方がよい場合があるため

表5-3③ 問題なしとするにあたっての前提条件(票:県6-2)

都道府県
○厚生局において、都道府県が行ってきた指導調査と同規模の指導調査が実施され、養成施設への指導の水準を維持・向上されることが必要 ○理容師・美容師養成施設に関する事務の都道府県の関与が完全になくることが前提

4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認

(1) 教員又は構造設備の変更状況

① 厚生局の状況

表5-4(1)① 変更の可否(重複回答)《票:厚5-2(1)》

	変更を生じる	変更を生じる内容			変更は生じない	合計
		教員	構造設備	教員・構造設備外		
厚生局	100.0 8	75.0 75.0 6	62.5 62.5 5	0.0 0.0 0	0.0 0	100.0 8

② 養成施設の状況

表5-4(1)②-a 変更の可否(養成施設)《票:養5-1》

	変更を生じる	変更を生じる内容			変更は生じない	合計
		教員	構造設備	教員・構造設備外		
理容師養成施設	53.7 65	73.8 39.7 48	23.1 12.4 15	4.6 2.5 3	46.3 56	100.0 121
美容師養成施設	56.0 131	87.0 48.7 114	23.7 13.2 31	7.6 4.3 10	44.0 103	100.0 234
合計	55.2 196	82.7 45.6 162	23.5 13.0 46	6.6 3.7 13	44.8 159	100.0 355

表5-4(1)②-b 変更の可否(養成施設)「教員・構造設備以外」《票:養5-1》

理容師養成施設	美容師養成施設
(無回答)	○学校運営上の給与面、待遇面等 ○クラス数

(2) 届出とした場合の問題点

表5-4(2)① 承認から届出とした場合の問題点《票:厚5-2(2)》

	問題有り	問題なし	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	100.0 8

表5-4(2)② 問題となる事項《票:厚5-2(2)》

厚生局
○都道府県が把握していないことは問題と思われる
○厚生局の大幅な増員が必要となる
○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される
○厚生局では理容師・美容師養成施設以外の養成施設も担当しており、他の課程と横断的に検討する必要がある

5 他の養成施設からの編入所

ア 転入所の状況

表5-5ア① 転入所に対する指導状況《票:厚2-4(1)、県3-4(1)》

	指導している	指導していない	無回答	合計
厚生局	100.0 8	0.0 0	0.0 0	100.0 8
都道府県	28.6 6	57.1 12	14.3 3	100.0 21
合計	48.3 14	41.4 12	10.3 3	100.0 29

表5-5ア② 指導上の問題点《票:厚2-4(2)、県3-4(1)》

	問題有り	問題なし	無回答	合計
厚生局	37.5 3	62.5 5	0.0 0	100.0 8
都道府県	19.0 4	76.2 16	4.8 1	100.0 21
合計	24.1 7	72.4 21	3.4 1	100.0 29

表5-5ア③ 指導上問題となる具体的内容《票:厚2-4(2)》

厚生局	都道府県
○近隣に養成施設がない場合 ○生徒、両親への周知 ○学費の差額 ○職業訓練校の場合、廃止時に留年者が出た場合の対応が困難	○編入により課目ごとに未履修がないことの詳細な確認 ○県内に1施設しかなく編入先が県外になる ○編入後の選択科目の履修時間の取扱いが難しい ○在学者の志向調査と受け入れ先施設の定員変更等

イ 養成施設の受入れ

表5-5イ① 受入れの可否(定員を超える場合を除く)《票:養2-4》

	受入可能	受入不可能	無回答	合計
理容師養成施設	71.1 86	22.3 27	6.6 8	100.0 121
美容師養成施設	76.5 179	17.5 41	6.0 14	100.0 234
合計	74.6 265	19.2 68	6.2 22	100.0 355

表5-5イ② 受入れが不可能な理由《票:養2-4》

	課目の履修内容・時間が異なるため	施設の構造上	教育方針	学則により認めない	その他	合計
理容師養成施設	24.0 6	4.0 1	0.0 0	8.0 2	64.0 16	100.0 25
美容師養成施設	30.0 12	10.0 4	5.0 2	0.0 0	55.0 22	100.0 40
合計	27.7 18	7.7 5	3.1 2	3.1 2	58.5 38	100.0 65

6 国家試験に合格できないとみこまれる生徒の卒業

ア 厚生局及び都道府県の状況

表5-6ア 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業(厚生局・都道府県)《票:厚2-2(1)、県3-2(1)》

	有			聞いたことがない	合計
	聞いたことがある	実態の把握ができていない	合計		
厚生局	0.0	100.0	100.0		
	0.0	25.0	25.0	75.0	100.0
	0	2	2	6	8
都道府県	0.0	100.0	100.0		
	0.0	9.5	9.5	90.5	100.0
	0	2	2	19	21
合計	0.0	100.0	100.0		
	0.0	13.8	13.8	86.2	100.0
	0	4	4	25	29

イ 養成施設の状況

表5-6イ① 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業(養成施設)《票:養2-2(3)ア》

	聞いたことがある	聞いたことがない	無回答	合計
理容師養成施設	33.1	66.9	0.0	100.0
	40	81	0	121
	43.2	56.0	0.9	100.0
美容師養成施設	101	131	2	234
	39.7	59.7	0.6	100.0
	141	212	2	355

表5-6イ② 卒業させない理由《票:養2-2(3)イ》

	合格率の向上を図るため	生徒の募集に影響するため	知らない	その他(無回答を含む)	合計
理容師養成施設	75.0	2.5	0.0	22.5	100.0
	30	1	0	9	40
	65.3	4.0	6.9	23.8	100.0
美容師養成施設	66	4	7	24	101
	68.1	3.5	5.0	23.4	100.0
	96	5	7	33	141

表5-6イ③ 内示時期を早めることができない等の理由《票5-3(2)》

理容師養成施設	美容師養成施設
(無回答)	○学校の評価及び評判を上げるため ○不合格のまま卒業させると無資格で業を行ってしまうため ○卒業見込みのため

7 広告規制

表5-7① 新設等の広告に関する指導状況《票5-3(1)》

	計画書受理後	計画書内示後	無回答	合計
新設等の広告	87.5 7	0.0 0	12.5 1	100.0 8
学生募集の広告	50.0 4	50.0 4	0.0 0	100.0 8
入学試験の実施	62.5 5	37.5 3	0.0 0	100.0 8

表5-7② 内示時期の迅速化《票5-3(2)》

	可能	不可能	その他	合計
厚生局	50.0 4	25.0 2	25.0 2	100.0 8

表5-7③ 内示時期を早めることができない等の理由《票5-3(2)》

厚 生 局
○設置計画書の提出時期の3月は当該年度の指定・承認等の業務で多忙となるため、計画書の確認等を早めること
○計画書のヒアリング後の改善を確認する必要があるため

表5-7③ 内示時期の迅速化「その他」《票5-3(2)》

厚 生 局
○そもそも標準処理期間がない
○事務量にもよるので一概に回答できない